

平成18年12月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成18年12月 8日 開会  
平成18年12月18日 閉会

飯 島 町 議 会

平成18年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成18年12月8日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 第 2号議案 飯島町地域子育て支援センター設置条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 平成18年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第 9 第 6号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

日程第10 第 7号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 第 8号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 第 9号議案 平成18年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更契約の締結について

日程第14 第11号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合理約の一部変更について

日程第15 第12号議案 長野県後期高齢者医療広域連合の設置について

日程第16 発議 第9号 飯島町飲酒運転撲滅を宣言する決議について

○出席議員（12名）

1番 内山 淳司

2番 宮下 寿

3番 曾我 弘

4番 平沢 晃

5番 森岡 一雄

6番 三浦 寿美子

7番 竹沢 秀幸

8番 坂本 紀子

9番 宮下 覚一

10番 松下 寿雄

11番 織田 信行

12番 野村 利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田 敏明 総務課長 箕浦 税夫 住民福祉課長 米沢 長実 産業振興課長 斉藤 久夫 建設水道課長 松下 一人
飯島町教育委員会	教育次長 北沢 正文

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長

小林 廣美

議会事務局書記

吉川 恵子

## 本会議開会

開 議 長 平成18年12月8日 午前9時10分  
おはようございます。  
ただいまから、平成18年12月飯島町議会定例会を開会いたします。  
議員各位には、会期中を通じて慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いをいたします。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。  
開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町 長 おはようございます。議会招集に当りまして一言ごあいさつを申し上げます。平成18年11月24日付飯島町告示第57号をもって平成18年12月議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本年も余すところあとわずかとなりました。この1年間、議員並びに町民各位には町政運営に対しまして格別のご理解ご協力をいただきましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。顧みますと、今年いろいろな意味で内外ともに大きく動いた1年でもございました。国際的には北朝鮮の核実験による6カ国協議や拉致問題解決の難航、イスラエル・パレスチナ問題、イラク国内の内戦化等々国際平和の道の困難さが続いた年でございました。

国政においては、小泉内閣から安倍内閣に、また県政においては田中知事から村井知事に代わり、政治の方向も少しずつ変化を見せてまいりました。しかし地方分権を進める中において、地方自治体のトップが関係する官製談合事件などが相次いで摘発されておりまして、地方分権に冷や水を注すことになり、非常に残念に思っております。また教育においては、いじめ問題に端を発した将来ある児童・生徒が自らの命を断つという痛ましい事例が立て続けに発生しておりまして、心を痛めておる次第でございます。家庭・学校・地域・教育委員会が更に力を合わせて、将来の夢に向かって仲よく楽しい勉強に励める環境づくりに努めていかなければならないと考えております。

一方、当町においては飯島町発足50周年の記念すべき年として、数多くの記念行事が町民の皆さんの参加の下に盛会な内に行われ、改めて歴史の重みと先人の偉業に感謝し、協働のまちづくり・人口増地域活性化を柱に、更なる発展を誓い合ったところでございます。

さて、平成19年度の予算編成であります。12月5日に予算編成会議を開催をし、着手をしたところでありますが、国が進める三位一体の改革が継続される中で、地方交付税も総額減額に加えて新型交付税の導入により更に減額も予想され、税源移譲も不十分であり、加えて歳入の基本となる町税も増加が見込めない状況でありまして、一般財源の確保が益々厳しさを増すことが予想されております。来年度の予算編成にあたっては、長期構想に基づく中期総合計画の着実な実践、ふるさとづくり計画及び集中改革プランを軸と

した行財政改革の推進を基本方針に、重点項目を示して予算を重点配分をするメリハリのきいた町づくりの予算となるように、職員の英知と努力を結集し最大限の創意工夫を行うよう指示したところでございます。

さて、本定例会にご提案を申し上げます案件につきましては、人事案件が1件、条例案件3件、補正予算案件5件、その他案件3件、計12件でございます。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただき、適切なる決定を賜りますよう切にお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則115条の規定により、5番 森岡一雄 議員、6番 三浦寿美子 議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

森岡 議会運営委員長。  
議会運営委員長 会期の報告をいたします。去る12月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきましては、議案の内容からいたしまして、本日から12月18日までの11日間と決定されましたのでご報告いたします。

議 長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間としたいと思います。  
異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日から12月18日までの11日間とすることに決定しました。会期日程について事務局長から申し上げます。  
事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。  
議長から申し上げます。最初に平成18年第2回飯島町議会臨時会において決議されました「道路特定財源を一般財源化など他に転用しないことを求める意見書」については、平成18年10月12日に関係行政機関へ送付いたしましたので報告をいたします。

次に、請願・陳情の受理について報告をいたします。受理した請願・陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであります。会議規則第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査の結果について報告をいたします。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、お手元に配布のとおり、定期監査報告がされております。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第1号議案人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命する任期3年の委員でございます。現在は北澤祥弘氏、湯澤敏美氏の2人が在任中ですが、北澤祥弘さんには2期6年お勤めをいただいておりますが、来年の3月31日に任期満了となります。任期満了後の後任の委員候補者として、日曾利にお住まいの吉川雅治氏を法務省に推薦をするにあたり議会の意見を求めるものでございます。

吉川さんはお手元の履歴書のとおりの方でございますが、長年、厚生労働省かつての労働省の労働事務官として職業安定所などでお勤めをされ、職業安定・職業照会など幅広い地域住民との接点の中で、豊富な経験と高い識見を有する方であり、最適任者として提案をさせていただくものでございます。なお、法務省の手続きは任命までに3ないし4カ月ほど必要になりますので、なにとぞ全員の同意をもってご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論を省略し、これから第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。  
本案は適任者として推薦同意することに賛成の方は起立を願います。  
[賛成者起立]  
お座りください。

議長 起立全員です。従って第1号議案は原案のとおり推薦同意することに決定しました。  
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。  
[吉川雅治さん入場]

議長 再開いたします。ここで、只今推薦同意されました吉川雅治さんからあいさつをお願いいたします。

吉川雅治氏 [吉川雅治さん 登壇・挨拶]  
どうも、おはようございます。ただいまご紹介をされました日曾利出身でございますが、吉川雅治でございます。この度、人権擁護委員ということでお話がございまして、迷うところもあったわけでございますけれども、お引き受けをしようという決意をしたところでございます。私はこの3月職業安定行政を退職をしたところでございまして、現在は家で農業というようなことで、少しまあんびりしようという気持ちでいたところでございます。職業安定行政、皆様ご承知かと思っておりますけれども、国の機関でございまして、当時、私が入った当時からですね2000年までの間は、いわゆる国の身分を有しながら、地方の事務を行うといういわゆる地方事務官制度というのがございまして、これはあの職業安定行政と社会保険行政ですね、の二つでございましたけれども、それが2000年の行政改革によりまして完全にまあ国の方へ入るということで、厚生労働省の管轄ということで

あったわけでございます。この度お話のございました人権に関わる業務でございますけれども、職業安定行政っていうのはどちらかと申しますと、その採用選考にかかわるのですね人権ということで、まあかなり大きな部分の関連があったわけございまして、私も当時県庁勤務の課長補佐の時でございますけれども、人権担当というようなことで1年間職に当たったことがございます。当時は同和問題が主でございまして、その次には現在まあ均等法等で決められておりますけれども、性別による問題、そういったようなものが多くあったわけでございます。元より職業に関わる部分だけでございますけれども、多少はまあ人権関係もかじってきたというところでございます。

今回まあ人権擁護委員ということでお引き受けするに当りまして、果たして私のようなものでいいのかなあというような心配もあったわけでございますけれども、ご推薦をいただき来年の4月からということでございますが、委嘱を受けましたならば、飯島町の中におけます基本的な人権の尊重、啓蒙・啓発こういったことに関しましてですね、できる限りの力を注いでまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

[吉川雅治さん退場]

議長 日程第5 第2号議案飯島町地域子育て支援センター設置条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第2号議案飯島町地域子育て支援センター設置条例について提案理由の説明を申し上げます。新飯島東部保育園に併設をいたしました地域子育て支援センターを開所し、運営を行っていくために条例の制定を行うものでございます。地域子育て支援センターでは子育て家庭の支援を行うとともに、家庭や地域の実情に適した助言・指導を行い、安心して子育てができる地域の環境を整備をしております。4月の開所を目指して今準備を進めているところでございますが、設置について担当課長から説明を申し上げますのでよろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いを申し上げます。

(補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

住民福祉課長 6番 三浦議員 只今、具体的にあのどんなような施設になっていくかっていうことをお話いただいたんですけれども、実は先だって私あの飯田の児童相談所の所長さんとお話をする機会があったんですけれども、まあ飯島はあのずいぶんと保健師さんが頑張っておいでになるというお話もありましたけれども、虐待死の多くは0歳未満4カ月くらいの前、4カ月から前の小さな赤ちゃんが遭っていて死んでいるというようなことや、またあの今あの非常にあの相談とかそういう所に来れる人はいいいけれど、なかなか実際にはそういうところにも出られないという方が、の方が多いいじゃないだろうか、あのほんとに児相やそういう保健師さんとか町の窓口で相談に来るといふ方は外に出られるような、そういうまあ心に余裕があるといふかそういう方達の方が多いいではないかっていう、ほんとに相談に来るのは氷山の一角で、ほんとに潜在的なものがあるんじゃないかというお話と、あの今、躰ということを書いて虐待をしているという例がすごく多いんだそうです。であの、そういう方は自分もまあ躰という名で虐待、いろんな暴力といふか、に遭っている、そういう方が親

になって、また自分の子どももそういう形で虐待をしているという例が多いんだそうです。ということでそういうことを早期に発見したり、そういう相談窓口や、そういうことのないような啓発活動みたいな、親を育てていくようなことがこれからどんどん必要になってくるんじゃないかというようなことを言われておりましたので、是非そういうことも配慮した体制を作っていただきたいということと、先程もあの嬉しいなと思ったのは、そういう知識があったり育児の経験もある方を今、町長さんとして探しておいでになるということですので、期待をしているところですけど、是非あの専門的な知識の持たれた方をそういうところに配していただきたいということと、やっぱり相談しやすくなるような、そういう環境づくりをね是非あの心掛けていただきたいということ、あの今後のちょっとそこらの考え方もお聞きして質問したいと思います。

住民福祉課長

はい。先ずあの相談をしやすいあの場所づくりというか、そういったことでありますけれども、これにつきましてはやはり言うとおりでと思います。あの特に保健師とかまた保育園とか学校関係また社会教育関係こういった機関がまあ連携しましてですね、連絡取り合いながらまたあの啓発活動、またあの一つひとつのケースですね、こういったものについて真剣に取り組んでいきたいということで現在考えておるわけでございます。それでもう一つ躰とかそういった関係、特に児童虐待の関係、こういったことにつきましてもやはり今言ったように、関係機関が連絡を密にしてそれである一つひとつのケースに当って解決を図っていききたいと、こういう考え方で進めていききたいと思っておりますのでお願いをしたいと思います。

議 長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています第2号議案飯島町地域子育て支援センター設置条例につきましては社会文教委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第2号議案は社会文教委員会へ審査を付託することに決定いたしました。

議 長

日程第6 第3号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条令の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役

第3号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条令の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案につきましては平成18年度人事院勧告に基づき国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまして、当町職員の給与を国に準じて改正するものでございます。改正の内容につきましては少子化対策が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における3人目以降の子と、2人目までの子の手当の差額を解消し、平成19年4月1日から3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げまして、2人目までの子と同額の6,000円とするものであります。また退職勧奨を受けて退職する職員が在級する最高号俸を超えて昇級する場合の措置について、平成17年度人事院勧告に基づき現在の給与額が保証される期限であります平成21年度までに退職する職員に限りまして、最高号俸を超えて昇級できる特例を附則で設けるものでございます。細

部につきまして担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第3号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条令の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第7 第4号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役

第4号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。国におきましては先に非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令を改正し、平成18年9月26日付をもって公布施行をいたしております。この主な改正内容は、非常勤消防団員等にかかる公務災害補償制度を地方公務員災害補償制度との均衡の面に考慮して、機動的な対応を可能とするために、従来政令において規定しておりましたものの一部を省令で定める措置が講じられたものでございます。本条例案であります。これに伴いましてこの度の政令改正に対応する条項について、これに準拠して所要の改正を行い、合わせて一部条文整備等を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。第4号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第4号議案は原案の通り可決されました。

議 長

日程第8 第5号議案平成18年度飯島町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

町 長 本案について提案理由の説明を求めます。

それでは第5号議案平成18年度一般会計の補正予算第3号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ31,571,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,140,651,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、農業施設災害復旧事業及び職員の人件費の減額等が中心の補正予算でございます。歳出の予算の主な内容につきましては、先ず総務費では人事評価制度の構築及び地方自治法改正に伴う例規整備の委託料、並びに来年4月執行予定の県議会議員選挙の年度内執行経費を計上をいたしました。また新たに地元要望のありました防犯灯の設置補助金の予算も増額補正をすることといたしております。民生費の関係では社会福祉協議会における人事異動に伴い、町からの委託料及び補助金が増額になることから、今回それぞれ補正をいたしました。また老人保健医療特別会計におきましては新たに人件費を持つことといたしましたために、繰出金を増額補正いたします。土木費におきましては国からの補償に基づきまして、国道153号の伊南バイパス関連の町道付替え用地取得費等を計上をいたしました。降雪期を迎えて地元要望のある除雪用の機械等の購入補助を増額補正をいたしました。農林水産業費及び教育費につきましては、それぞれの所管施設等の維持補修関係の費用が中心でございまして、また今回多くの方々から寄付をいただいておりますので、寄付者の意向に基づきまして小学校等の備品等に充てるための補正を計上をさせていただきます。なお7月の豪雨による農業施設災害の査定を受けまして、この災害復旧事業といたしまして、15,000,000円余りを計上をいたしております。内容細部につきましては担当課長からそれぞれ説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 引き続き関係課長より補足説明を求めます。

総務課長 (補足説明)

住民福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 三浦議員 直接はありませんが、ちょっと関連するのでお聞きをしておきたいなと思うことなんですけれども、障害者自立支援ということで、あの今、自立支援法になりまして、いろいろと問題も起きているところなんですけれども、実は最近あの町内の身体障害者の方が、町外なんですけれども授産施設に通っておられたんですけれども、10月から制度が変わってあの施設の方から今までは自宅まで送迎をしてくださったんですけど、10km以内までというふうに制限を持ったそうです。それで10km以上のところにお家があるので通えなくなってしまって、自宅に現在は、今まで行っていた日は自宅にいるというふうにお聞きをしております。そういう方が町の中にも実際にまだいるのではないかというふうにも、お話をしてくださった方が言うておりましたので、そういう状況についてどのように把握されているのかお聞きをしたいと思います。

住民福祉課長 障害者自立支援の関係でございます。特に10月からですねいろいろ制度、まあ具体的

になってまいりました。そういったことで特に前々から申し上げておりますようにですね、飯島町だけでどうこうっていう、なかなか難しい面もございます。従って上伊那の地域の全体の市町村でですね、まあ地域生活の支援事業これについては市町村が実施をするということでもありますから、同じ足並でまあ進んでいきましょと、こういったことで現在進めておるわけでございます。そういった中でやはりあの今、三浦議員のお話等の具体的事例もでございます。そういったものについてやはりあのこういった形なら支援をですねしていけるかと、こういったことについても現在進めておると、検討進めておって、またまあ町村ごと個々ですね、そういった事例については又違った対応をですね、考えていかざるを得ないんじゃないかと、こういったことも含めまして検討を進めておると、こういうことでもありますのでご承知おきいただきたいと思ひます。

議 長 他に質疑はありませんか。

9番 宮下覚一議員 15ページですね総務の関係でございますけれども、庁舎のその電気料でございますけれど、これ当初5,000,000円近くの当初予算で見ていると思ひます。それでこの時期にこれだけの補正があるということは、特別何か掛かった要素があるのか。それから車の燃料費ですね、これにつきましてもまああのこの時期の補正について内容説明をお願いします。それから24ページのこの農地・水・環境保全、新しい事業につきまして内容をお聞きしておきたいと思ひます。それから29ページのプールの関係でございますが、課長からご説明がございましたけれども、まあ振興公社へ委託した中でまあ今年につきましては民間の管理者が入ったわけでございますが、この負担金といいますかね、その料金につきまして町が負担する分と、それから公社のその民間の皆さんとの関係、その辺の内容についてもう少し詳しくご説明をお願いします。

総務課長 説明のところでは詳しく申し上げませんでした。光熱費の電気料の関係でございます。庁舎の電気料ということでございますが、まああの先ず第1点的にはあの当初予算では年間見込みを満額盛れない、いわゆる当初予算の財源の事情もありますので、その中である程度抑えざるを得なかったということが第1点です。それからもう1点につきましては今年4月に大幅な機構改革をやっております。それであの職員の事務費決議につきましては、通常の事務時間においては住民との対応がありますのでできないということで、時間外においてこういった作業も行わざるを得なかったということ。それからあの4月5月にかけてまして会計検査が大きなものが入ったりということで、職員はこの対応に夜間かなり遅くまで頑張ってきたというようなことで、以上のような理由がありまして電気の使用量そのものが当初予定したよりも増えているという実情がありますので、今回来年の3月までを見越して補正をお願いをしていきたいという内容でございます。それから公用車の燃料代につきましては、大きな問題につきましては、燃料単価の上昇があります。これについてのアップ分をカバーしなくてはならない。それから大きなバスの運行の回数が非常に増えてきているというようなことで、燃料費そのものの量も増えてきているというようなことで、来年3月までの見越しての燃料代を今回補正をお願いしてあるものでございますのでよろしくお願ひいたします。

産業振興課長 それでは私の方からですね、24ページの一番下3222の農地・水の関係でございます。まああのこの事業は19年度からの事業でございますので、事業の本体の予算、また

助 役

あのその事業に伴う事務があればですね、そういった推進費という事業は19年に出てくるものというふうに思っておりますけれども、ここに掲げました事業はですね、全く新しい対策が始まるという中で、国の方としてはですね、このことを地域に知らしめていくというようなための予算かと思えます。ここでご覧いただくようにですね、90,000 円のほぼ全額は国からの費用ということになりまして、私たちの内訳では営農センターで検討する費用を1回、あとまたチラシ等ですね、またコピー等をしていく費用ということで計上しておりますのでよろしくお願いたします。

プール管理につきましてのまあ収支の関係ということでございます。ご承知のとおり、本年度はプールにつきましては町の一つのグループに指定管理者ということで、まあ指定管理の振興公社から管理委託をいたしてきたところでございます。収支の状況先程所管の課長から触れておりますので、これについてはご承知いただけたと思えますが、まあその委託をいたしましたグループとですね振興公社との経費の持ち分の考え方ということかと思えます。これにつきましてはですね、今まで直接的にあの経営をしてまいったわけでありまして、プール管理面にいろんな部門で管理経費がかかるわけでございます。まあ直接的にはそのプール管理のアルバイトの人件費、あるいはいろいろなメンテナンス料、それから修繕料、それからまた一つにはイベントにかかる経費等がございます。その他に大きな要素といたしましては水道料・電気料というものがございまして、水道料・電気料につきましてはこれはあの直営と同じように町が直接、子メーターを設置できませんので、公園管理の方で直接払いというすみ分けをいたしてございます。従いましてまあこの部分は町の持ち分ということで、先ほど申し上げました、それぞれの経費に係ります諸経費、これが本年度のところですね、向こうから収支の計算をいただいておりますと約これが4,000,000 円ほどかかってございます。で、これはあの、いわゆる委託料に含まれるべきものでございまして、特にまあこの中でですね非常にあの流動的なものは、先ほど申し上げましたその管理費の中のアルバイトの雇い料とかですね、あるいはイベントにかかる経費、これはまあいわゆる経営のやり方によってかなりまあ、ブレるわけございまして、この辺がああ委託をいたしましたグループのいわゆる経営の手法によってまあかなりその収入支出のバランスに大きく影響してくる。つまりこの部分はあの管理委託を受けました団体の経営の努力によるところが多いわけでございますので、この辺をいかに評価をするかということでありまして、まああのいずれにいたしましても、その経営委託をいたしましたらグループの経営の努力というものがある程度評価する必要があると思っております。従いまして、まあこの4,000,000 円ですね諸経費の中に、そのいわゆる営業に努力にかかります経費分として15%ほどの率をみまして、これによってまああの、まあむこうにお渡しをする経費を算定したいと、そういう考えでおります。

従いまして本年度のところは今回補正をいたしましてですね、8,100,000 円ほどを町費で持ち出すことになってございます。まあ昨年と比較をいたしますと、昨年はまあ総額でですね8,800,000 円プラス職員の給与費というものが出ておりますが、まあ都合10,000,000 円ほどの与田切の管理費になるかと思っておりますけれども、まあこの辺、8,100,000 円の支出プラスまあ委託をいたしました管理者のいわゆる諸経費とこういって運営がされると思えます。まあ町といたしましては従いまして約ここで2,000,000 円ほどの計算上では、まあ委託によりまして経費が節減ができたとこんなように考えております。よろしく

ひとつお願したいと思います。

9番

宮下覚一議員

その農地・水の関係、あの予算は分かるんだけど、その事業の内容を概略で結構ですのでお願いたします。

産業振興課長

あのこの後の一般質問にも出されておりますけれども、全く新しい事業ということで、19年度から三つの事業が始まる中の一つの農政の対策でございます。従来あの農村のですね社会資本というのか基盤であります農道とか水路、そして更に自然環境っていうのを基本的には農業関係者が守ってきたということでございまして、全国的にあの農業関係者の高齢化が進んでおりまして、その環境が農業者だけで守れなくなったという点の一つ。またあのその農村の多面的機能っていうものがですね、国民の大きな財産であるというような形の中で、これは国を挙げても守っていかなくちやならないものだといったような二つの要素の中からですね新しい対策が始まっております。で、この今までの農村のこの今言った資産を守っていくためにですね、一つにはあの農業者だけでなくて地域の皆で寄り集った組織をつくってそれが実施主体になっていくという形の中で、水路の補修だとか、水路の点検、水路の延命措置、また道路の草刈り等、こういうものに取り組んだ場合に新たな支援が実施されるということで、国の方から、例えば水田部分の関係であれば4,400 円の内2,200 円が国、で、1,100 円が県、1,100 円が市町村ということで、合わせると4,400 円というお金が出ましてですね、そのお金を使ってこのものを守っていくという制度になってくるということでございまして、で、この予算はそのためのPRだとか仕組みづくりのまあ前段の準備ですね、そういったことに対する費用であると。また更にですねその上にそのことが必須事業でやった後に営農の支援ということで、環境にこだわった営農というものを進めていくという形の中で、やはり環境を農業で痛めている部分、農薬だとか化学肥料等で痛めている部分も傷つけている部分があるという形の中で、このものを2分の1以下に減らしていくという形でエコファーマーという基準をとってやっていくということになりますとですね、一定の面的また人的な数をまとめて集団的に取り組む場合については、営農の支援というものも得られるというようなことになってまいります。で、それに向けてですね、19年からは町としてもできる限り取り組みたいなあとということで、これから準備を進めてまいりますけれども、そんな制度はことございまして、そのための制度の内容等を住民の方々に知っていただくとか、そういうためのこの事業ということになっております。

議 長

7番

竹沢議員

他に質疑はありませんか。

重箱の隅をつつくような質問で恐縮ですが、何点かお伺いをいたしたいと思います。最初に17ページ県議会議員の選挙費の関係でございます。ご承知のように県議選に起きましては3月30日告示4月8日投票で行われるわけでありまして、先程の説明によりますと、今回の補正の県議会議員の選挙費については18年度の部分であるという説明がございました。そういたしますとこの13の委託料の235,000 円の中のポスター掲示の設置はいいんですけれども、撤去、これは4月の8日以降に当然なるわけでありまして、年度がまたがるわけですがそれでも良いのでしょうか。それから選挙管理委員会、先般前期の皆さんによりまして、宮下覚一議員の一般質問にもありましたけれども、投票所の見直しという

のが行われたわけですが、その報告をいただきたい。加えてその投票所を変えたことによって選挙費用の財政効果はどのくらいあるのかお尋ねします。

それから27ページですけれども、あの地域づくりアドバイザーの事業費というのがあの説明ありました。私もよくわからないんですけれども、あの要するに振興公社で行う事業と町で行う事業ありまして、その振興公社で盛っておる地域アドバイザー事業か、あの例の馬肉の料理のやつとかがあって、あの我々もあの食味したわけですが、これは町の方の予算でやるんですけども、あの先程お話のようにありましたように、体験型の宿泊か、そうしたものの等の研究をなさるそうなんですけれども、これも実際やるのは振興公社なのかどうか、と、この事業のもうちょっとどういう方向性をアドバイザーにお願いするのか、留意点も分かっておりますらお聞かせいただきたいと思います。

それから32ページの飯島小学校管理費ですけれども、今回の予算に計上されておられません、私が以前に申し上げた飯島小学校の町道上の原幹線と飯島運動場を横断する歩道橋の修繕ですけど、これが盛られていません。思うに前回の答弁では、これを施行する時期が学校が長期の休暇の時がいいということの答弁があったので、平成19年度の当初予算に盛り込まれるのではないかと期待をするわけですが、これ如何か。

それから34ページ地区公民館費でありますけれども、以前に七久保林業センターの大広間のジュウタンの敷き替えに付きまして町の方から予算をつけていただきまして、地元で施工してきれいになりまして、地域の皆さん大変喜んでおります。心から敬意を表する次第であります、関連をいたしまして、この地元から要望が上がっているはずでありますけど、金額は些少ですが林業センターの中の座卓がですね、これは古いものであの昔の七久保公民館で使っていた座卓でございます、あの木でできておりますが、古いものでこの更新を求めているわけで、これはあの教育委員を通じて予算要望をしている、地元からやっているはずですけど、今時、予算が上がっていたのか、あるいは査定で削ったのか、あるいは新年度の19年度予算に盛るのか、いかがでしょうか。以上です。

総務課長

県議会議員選挙並びにあの投票区の見直しの件についてご質問いただきました。委託料の235,000円につきましては、議員の話にありましたように、撤去につきましては19年度の予算において執行ということになりますので、これちょっと説明欄についての誤りがございますので、そんなふうにご理解をいただきたいと思います。それから投票区の見直し結果につきましては、あの18日の議会全協の折に内容について説明を申し上げるということで準備を進めております。質問がありましたので概要だけあのこの場で説明をさせていただきたいと思いますが、選挙管理委員の皆さんが10月末をもって交代するということで、前任期の委員の皆さんの責任において投票区の見直しをしていこうということで、あの作業を進めてまいりました。委員だけの考えでこれを決めるということについては、住民の意見いわゆる投票者の皆さんの意見が反映できないということもありましたので、4区の区長さんとそれから投票区のいわゆる統合したいと思うところの投票所に関係する耕地総代さんにも一緒に加わっていただきまして、検討してまいりました。で、耕地によっては耕地の総会を開いたり、あるいは役員会を開いたりということで地元の意見も取り上げていただきまして、その内容について意見を述べていただいて、最終的には選挙管理委員会の責任において決定をしていくということで、最終判断をさせていただきました。で、それにつきましては、岩間の集会所を使っておりました第1投票区の投票所、こ

れにつきましては第2投票区の方に統合をしていくということでございます。なお、この第2投票区の投票所、今、飯島体育館を使っておりますが、第1投票区を統合するという意味もありますので、投票所についても見直しをしていこうということで、選挙管理委員会の方では農村環境改善センターの方に投票所を移していったらどうかということまで検討をさせていただきました。それから本郷の第1の集会所をやっております第6投票区につきましては、本郷区全体を1投票区にすることで7の投票区と一緒にするという考え方でございます。その他、春日平と日曾利についても統合について検討しましたがけれども、まあ実際に車を走らせて行くについて距離的にちょっと遠くなるという事情もあります。そんなようなことで春日平と日曾利については現行どおり投票区を設けていきたいということでございます。

この実施時期につきましては、すぐにといいことでなくて来年の町の選挙管理委員会が責任をもって行う選挙から、その直近でいいますと来年の11月に予定されている町長選からその時期を移していきたいということでもありますので、今回の補正の県議会議員選挙の費用についてはそういった形での見通しは立っておりません。なおあの投票区が減ることによって国・県の執行する選挙につきましては、委託料が減ってまいりますのでその分だけは予算規模は小さくなるということでございます。まあ当然あの町単独で行う選挙につきましては、投票所が減る分については、その分だけ経費が節約できるだろうという予定でありますので、よろしくお願いたします。

産業振興課長

それではあのご説明をさせていただきます。まああの先般議員の皆さんにも参加をいただきました馬肉につきましては、あれはあの特産づくりということで、別の事業でございます。今回この事業につきましては、まああの下伊那・飯田中心にですね、南信州観光公社というものがありまして、その中でまあ体験型交流というもので、広域で組立っているということで、地域にある農業の資源だとかまたあの農産物の加工等々いろんなまあ資源があったり、そして特にあの山にいけば自然があるというようなこういったものをですね、ひとつ観光の資源にしていこうじゃないかと、して、そのものを地域の飯島町に来ていただく皆さんに体験していただくというような観光を組立たいということで、足かけ3年ほど観光協会で準備をしてきました。そういった形の中です、メニューがいくつか作ってきてあります。このメニューを使って飯島町の中で、宿泊に来ていただく方、また日帰りですという形の中では、例えばアグリネイチャーへ来て、こういう体験をするというようなそのものを組立たいという事業をしたいということで、東京にですね、財団法人地域活性化センターというのがございまして、このところで採択されれば、そこをお願いした事業に対してのアドバイスをいただけるということで、アドバイザーを派遣するという事業があるわけございまして、このことをお願いしてございましたところまあ採択になったということで、只今申し上げましたような体験型観光のメニュー、またそれをどう組立たいかというふうなことについてのアドバイスをいただくという事業を考えているということで、講師が2回でアドバイスをいただく形で50,000円で100,000円、他旅費ということでございます。で、これの実施でございますけれども、これにつきましては、まあ観光協会ということですが、振興公社の方が事務を受けておりますので、実施に至っては振興公社の方でやっていただくという考え方でございます。以上です。

教育次長

それではあのご質問のありました歩道橋の関係でございます。これにつきましてはあの現場ご覧になった議員さんもらっしゃると思いますけれども、躯体（くたい）そのものの強度についてはまだまだ十分持つということでございます。従ってあのまあ現在の状態ではあのいわゆる鉄部分について融雪剤等の影響からまあ錆びて穴が開いているという状況が見られますので、これについては補修をするという方向で理事者の方ともお話ができておまして、問題はあの施行の時期であります、まあ3月の子ども達の影響のない時期といいますと春休みの時期なんですけれども、これについてはちょっと期間が短いというようなことから、夏休み中に施行するのが一番子ども達にとっても、使用しながらまあその間夏休み中に使用を中止できるということございますので、19年度の予算に盛りさせていただきまして、夏休み中の施行を目指したいとこんなふうに考えております。

それから公民館費の関係でございますが、これにつきましては毎年、各館長さんもしくは区長さん方からその年に必要な補修箇所につきまして出されまして、それを予算の範囲内で施行するというところでございますが、毎年あの当初から補修箇所を見込むというのは非常に困難でございますので、途中でそういった必要の都度判断をいただいて補正をお願いしているところでございます。ご質問の七久保の座卓につきましては、確かにあの使用過程で畳等を痛めてしまうというような部分も見られますが、座卓そのものにまだ利用価値がありますので今年の場合は見送らせていただきましたが、来年度以降補修の中でそれぞれまた新たな補修箇所も生じてまいると思いますが、そういった中の順番付けをした中で優先度の高いものからまたお願いしていくと、こういった段階を踏んでまいりたいと思っておりますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

議 長

他に質疑はありませんか。

11番

織田議員

総務費の中の歳出の中で、先程の説明で人事評価制度の構築業務という、まあさんざん職員間で検討してきて、いよいよ来年の4月からその内容が実施に入ることですが、コンサルタントにお願いするという話がありましたけれども、そのコンサルタントにお願いする、どういうコンサルタントあるいはお願いする業務の内容についてお伺いします。

総務課長

人事評価システムの構築につきましては、あの基本的な考え方はあの町の職員の評価です、職員の手によって評価制度の構築をやっていききたいということが基本です。で、これもいきなり本実施というわけにはいきませんので、試行をやりながら反省をしながら改善を加えて次のステップに進んでいきたいというのが手順として考えております。それであの職員だけではなかなかこのシステムの構築について全体をこう見ながらやっていくということについては、まあ人的な手間の問題もあるし、その経験の問題もありますので、経験のあるコンサルにお願いをして、そちらの方からいわゆる支援をしていただくという、いろいろアドバイスをいただきながらその構築を図っていききたいということであります。従ってあの主体は職員の方でやりますけれども、それをしていくについてアドバイスをさせていただく業者をお願いしていききたいということで、平成18年度から3年くらいの計画で逐次それを精度を高めていききたいということであります。まあ、ちなみにあの国家公務員の方でもまだ全体としてはまだ試行が完全実施されておられません。今現在、本庁の幹部職員のみで試行であります。来年の1月から少しそれをランクを下に降ろして試行をされていくということで、国の方でもこれがいいんだというまだ方針も出ていないところであ

りますし、先進事例を見てもなかなかこれはあの本実施まで行くまでに非常に年数もかかるということに聞いておりますので、あんまり急いでこの評価制度そのものがダメになってしまうてはいけないので、慎重にその辺もやりながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議 長

他に質疑はありませんか。

11番

織田議員

総務課長

業者は。

これはあのコンサル業者いくつかありますので、業者選定はこれからになりますけれども、経験のあるところ数社と話をしながら、その中から選定をしていきたいと思っておりますのでお願いたします。まだ決定をしておりません。

議 長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案平成18年度飯島町一般会計補正予算第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時15分といたします。休憩。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

議 長

休憩をとき会議を再開します。

議 長

日程第9 第6号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第6号議案平成18年度老人保健医療特別会計の補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,719,000円を追加して、歳入歳出それぞれ1,056,718,000円とするものでございます。今回の補正は老人保健におけます医療給付のうち、柔道整復・補装具等の増大に伴います医療費支給費と、財源であります国庫負担金、支払基金交付金額等を補正するものでございます。合わせて一部人件費補正でございます。細部につきましてはご質問によって説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第6号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第2号を採決します。お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。従って第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 第7号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町長 第7号議案平成18年度介護保険特別会計の補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては予算の総額にそれぞれ3,684,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ753,514,000円とするものでございます。今回の補正は人事異動等によります人件費、及び財政安定化基金拠出金が確定によります補正が中心でございます。細部につきましてはご質問によってお答えいたしますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。  
議長 暫時休憩といたします。

町長 大変恐縮でございます。私が提案理由の中で説明申し上げました歳入歳出補正後の総額の合計の申し上げた数字が間違っておりまして、合計は756,260,000円ちょうどということでご訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。  
議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第7号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。したがって第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11 第8号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町長 それでは第8号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算の第3号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,400,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,111,188,000円とするものでございます。歳入につきましては七久保浄化センター建設委託料の減額による国庫補助金事業費枠を組換えることによりまして、町債の下水道事業債を3,400,000円増額するものでございます。

歳出につきましては人件費の減額と七久保浄化センター建設委託料の減額によりまして、国庫補助金事業費枠を污水管の管渠工事請負費に組替えることによりまして、983,000円を減額して、予備費を4,383,000円増額するものでございます。債務負担行為につきまして七久保浄化センター汚泥減量化施設工事に伴うものでございます。また地方債の補正につきましては限度額を3,400,000円増額し、総額で528,300,000円といたすものでございます。詳しくは担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。  
(補足説明)  
建設水道課長 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
9番 宮下覚一議員 入札による減額ということでございまして、それに伴う事業の組替えというふうには理解しましたけれども、この組換えによりまして総体の工事の予定がですね、どの程度早まるのか、また金額的に、これ単純に減額分がそっくり浮く訳じゃないと思っておりますので、その辺の組換えによる今回のメリットの金額がわかりましたらお願いします。  
建設水道課長 24,000,000円のこの委託料の減額、その分を管渠工事に廻すということでございますので、今年24,000,000円の分を19年度でやる分を先食いをすると、こういう状況になりますので、来年度その分が管渠工事が伸びるということになりますので、要するに進捗状況等につきましてはそれだけ先食いができるということになると思っております。  
議長 他に質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第8号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を採決します。お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。したがって第8号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12 第9号議案平成18年度飯島町水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町長 第9号議案平成18年度水道事業会計補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は収益的収支と資本的収支に関する補正でございまして、収益的収支の支出につきましては漏水修理等の増による配水及び給水費の増額と、職員異動による総係費の減額により、営業費用を2,932,000円減額するものでございます。また資本的収支の収入につきましては配水管の新設工事費の繰入金の配水管負担金として2,365,000円を増額をするものでございます。支出につきましては配水管新設工事費による建設改良費2,258,000円を増額するものでございます。この補正によりまして収益的収支では支出予定額を200,974,000円とするものでございまして、また資本的収支では資本的収入の予算額は

224,909,000 円に、また資本的支出の予定額は 310,064,000 円となりまして、資本的収入額が資本的収支に対して不足する額を 85,036,000 円に改めるものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答えをいたします。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 9 号議案平成 18 年度飯島町水道事業会計補正予算第 2 号を採決します。お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 13 第 10 号議案飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更契約の締結についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第 10 号議案飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更契約の締結につきまして提案理由の説明を申し上げます。只今 8 号議案でも議決をいただいたことに関連をしておるわけでございますけれども、去る 6 月 16 日の日に契約に付しました飯島町公共下水道根幹的施設七久保浄化センターの建設工事の委託につきまして、日本下水道事業団と変更委託契約を締結するため、承認を求めるものでございます。詳しくは担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決決定賜りますようお願い申し上げます。

建設水道課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番 平沢議員 契約の締結は既に成立している、この予算の執行行為であるので、この問題に対しては異存がありませんが、この大幅な 73,000,000 円の減額が出たのは、これは設計変更によるものか何かその説明をお願いいたします。

建設水道課長 先程も説明しましたように、下水道事業団の方で入札をしまして、差金、要するに入札差金が 73,000,000 円が出たということでございますので、その変更契約ということになりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。

町 長 これはあの一つに競争性の原理が働いたという結果でございまして、大変まあこの公募等による競争原理の中から生まれたこの差金であるというふうに解釈をいたしております。

議 長 他に質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 10 号議案飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更契約の締結についてを採決します。お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 14 第 11 号議案南信地域町村交通災害共済事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 それでは第 11 号議案南信地域町村交通災害共済事務組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。先に地方自治法の一部を改正する法律が施行されまして、平成 19 年 4 月 1 日から収入役及び吏員制度が廃止されたところでございます。これに伴いまして、南信地域町村交通災害共済事務組合から改正案のとおり規約を変更したい旨、地方自治法の規定によりまして協議があったところでございます。つきましては同法の規定に従いまして議会の議決が必要でありますので、ここにご提案を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 只今提案されました中にちょっと一部、誤植がありまして修正をお願いしたい箇所がございますので、恐れ入りますが訂正をお願いしたいと思います。只今の議案の別紙になりますが、規約の一部を変更する規約の中で、第 6 条から始まるところの 2 行目のところ「副管理者及び収入役」を「管理者及び副管理者」というふうになっておりますが、後段の方の「管理者および副管理者」の「および」の字がひらがなになっております。これを漢字を入れまして、「及び」というふうにご訂正をいただきたいと思っております。大変恐縮ですがよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 11 号議案南信地域町村交通災害共済事務組合規約の一部変更についてを採決します。お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 15 第 12 号議案長野県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第 12 号議案長野県後期高齢者医療広域連合の設置について提案理由の説明を申し上げ

ます。医療保険制度の将来に渡る持続的かつ安定的な運営を確保するため、高齢者の医療の確保に関する法律が本年6月21日に公布され、平成20年4月1日から新たな独立した医療制度である後期高齢者医療が開始されることになっております。後期高齢者の医療制度の事務につきましては、すべての市町村が加入する広域連合が市町村と分担し処理することとされております。このため同法において高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成18年度の末日までに都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設けるものと規定されているところでございます。本議案は後期高齢者医療制度の円滑に運営していくことができますように、地方自治法の規定によりまして、長野県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の事務局から規約の協議があったところでございます。これを受けまして同法第291条の11の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますのでよろしくご審議をいただきご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

住民福祉課長  
議長  
6番  
三浦議員

(補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

この規約の中には国保運営委員会のような運営審議会が入っておりませんが、実際に住民の声を届くということについては、広域になればなるほどあのそういう声が届きにくくなるというふうに思うわけで、今もまあ実際には保険料が払えないとかいうことで、短期証やまあ飯島町はありませんけれども資格証が発行されるというような方も増えているということも考えると、医療から締め出される方が一層今度は増えてくるんじゃないかというように心配もしているわけで、こういう運営審議会についての捉え方というか、今回何故ここに盛ってこなかったかということについて、ご存じであれば教えていただきたいと思います。

住民福祉課長

はい、お答えいたします。先ずあの運営協議会の関係でございますけれども、これにつきましては国民健康保険法では必置制なってます。必ず設置しなきゃいけないということで当町も当然運営協議会は設置してございます。で、今度の後期高齢者の関係のこの法律の中では、必置制っていうか、この内容は触れていないっていうことであります。従ってまあ長野県だけじゃなくて他の広域連合ですね、他府県においてもこのいわゆる被保険者等が参加する運営協議会、こういったものについては現時点ではそういう設立すると、こういう動きはまだ承知をしてないと、こういう状況でございます。まあしかしながらこの高齢者医療のこの財政、こういったものは先ほど申し上げましたように、まあ後期高齢者自身の保険料が10%という他に、現役時代からまあ40%ですね、まあ支援をしていただくと、こういうことになります。その他、公費を50%と、こういうことで賄われるわけでありまして、何らかの形でやはり意見を聞く場を設置する必要があるんじゃないかと、こういうことは考えられるということでございます。で、特に国においては今後まあ検討していくことになると思いますが、各都道府県単位で既に設置されておる保険者協議会っていうのがございます。あの被用者保険、国民健康保険から始まってその他いろいろの保険、こういったものが参加して保険者協議会、こういった場の中で意見を聞いていくと、こういうことをまあ検討しておると、こういうことだそうでございます。まあそういったことで、特にこの制度運営に関しですね、まあ意見を聞いて実施をしていくと、

こういったことについてその方法等については現在検討中であると、こういうことでありますのでご承知置きをいただきたいと思います。

議長

他に質疑はありますか。  
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

6番

三浦議員

只今あの私あの、この運営審議会というか協議会というか、そういうあの住民の声を反映させるための内容が規約の中に含まれていないということでお聞きをしたわけですが、やはり規約の中に、まあ国のあの制度の中にそれが盛り込まれていなくても、やはり長野県の県民のそういう後期の高齢者の皆さんの医療について、直接今度は携わっていくという大切な広域連合の中の規約でありますので、県としてこの規約の中に運営審議会を設置するということが、私はどうしても必要だというふうに感じているわけです。それで今回この設置ということについては、まあ国の法律の中で決まって設置しなければならないことになってはいますけれども、長野県の今回のこの広域連合の中での規約の中には、私にとっては納得のできない不備があるというふうに思っていますので、今回私は態度を保留をしたいというふうに考えておりますので意見を述べさせていただきました。

議長

他に討論はありますか。  
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第12号議案長野県後期高齢者医療広域連合の設置についてを採決します。本案は起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をしてください。  
(賛成者起立)

議長

起立多数です。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第16 発議第9号飯島町飲酒運転撲滅を宣言する決議についてを議題といたします。事務局長に決議文を朗読させます。

事務局長

(決議文朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
1番 内山淳司 議員

1番

内山議員

それでは飯島町飲酒運転撲滅を宣言する決議につきまして趣旨説明をいたします。平成14年6月から道路交通法が改正され、飲酒運転の罰則が強化された。また危険運転致死傷罪が新たに設けられ、飲酒運転の撲滅を図ることとなってきました。この期を契機に交通違反や事故も減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故が後を絶たない状態であります。今年8月25日に福岡市で一家5人が乗った車が追突されて博多湾に転落、幼い3人の子どもが亡くなったこと。追突した車を運転していた市役所の職員は焼鳥屋で飲んだあと、タクシーで一度自宅に帰りながらも、その後自家用車でスナックに行きまた酒を飲んだという。3人の命、遺族の心情、加害者家族の行く末を考えると、

飲酒運転の残したものはあまりにも大きいものがあると思います。この事件を皮切りに、全国各地での飲酒運転による死亡事故が連日のようにマスコミを賑わしております。長野県においても平成12年飲酒運転事故件数541件、死亡者41人、負傷者782人、また13年度におきましては513件、死亡44人、負傷者は715人、その年をピークに年々減少する傾向にはありますが、まだまだ撲滅ということにはほど遠い状態です。飲酒運転により人身事故が相次ぎ、運転者だけでなく同乗者や酒を飲ませた人に対する取り締まりも強化されている。こうした警察などの動きに対し、アルコール依存に関する著書も多く出している栗原久東京福祉大学教授は、飲酒運転はなぜ危険なのかを理解されていない限り、取り締まりだけでは飲酒運転は減らないと警鐘を鳴らしております。酒に酔うということは摂取したアルコールによって中枢神経がまた麻痺された状態で、視覚や聴覚が鈍り反射神経や運動の能力も低下すると言われております。同時に自制心が弱まり自分の行動を過信する一方で、法律やマナーを守ろうという意識が弱くなる。こんなようにも言われております。日本人の平均ではビール大瓶1本か日本酒1合を一時に飲むと、1時間後には血中のアルコール濃度は0.05%になるといわれており、呼気のアルコール濃度を測ると警察の検査でも酒気帯び運転という可能性が高い状態だと言われております。栗原教授は運転機能面では目立った障害はないが、自制心の低下による信号無視やスピードの出し過ぎで、事故発生率は通常の2倍にも跳ね上がると言われております。さらに注意が必要なのは、これだけのアルコール分が分解されるまでには4時間以上がかかるとも言っております。飲酒量によって十分睡眠をとった翌朝でも、血中アルコール濃度はまだ高く運転は危険だと指摘もしております。現在町の飲酒運転による事故は発生していないものの、飲酒運転をしていないという、言い切れない状態です。年末年始を控え飲酒機会が多くなる時節柄、交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現のため現状を真剣に受け止め、地域社会が一体となって飲酒運転は犯罪であるという意識を育み、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという強い意志と、飲んだら乗らないという意識を高めることが重要であると思います。ここで改めて安全意識の徹底を強く呼びかけ、そしてこの社会において飲酒運転が撲滅できるよう相互の研さんを積みながら、この飯島町飲酒運転撲滅を宣言する決議の説明とさせていただきます。それぞれの立場でのご理解と協力をいただきまして、この宣言が議決されますようお願い申し上げます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

6番 三浦寿美子 議員

6番

三浦議員

それでは只今の内山議員の提案に対しての賛成の意見を述べさせていただきます。私はちょっと町内の様子からちょっとお話をしてみたいと思いますが。先日飯島の駐在所に行って管内の様子をお聞きをしてみました。飯島町の飲酒運転の実態というのは、取り締りの中で町内の方の飲酒運転が見つかっていると。で、若い人も男女を問わずまた高齢者の方もどの層にも同じように飲酒が見つかっているというふうにお聞きをしております。で、飲んでから2・3時間休んで、車の中で休んできたから大丈夫と思ったという方がほとんどであったというふうにお聞きをいたしました。酒気帯び運転ということで捕まったというふうにお聞きをしております。2・3時間では、先程も内山議員言われましたけれ

ども、酒気は抜けてはおらないということや、特にお酒の弱い方が少し飲んだだけでも、まあ少し休んでも酔っぱらい状態だということも、そういう人も中には居るというふうにもお聞きをしております。飲酒運転には重い罰則もでき、そういう中で未だに無くならない、また町内にもそういう方が居ることが分かりまして、ほんとに残念だなと思いますが、交通事故によって悲惨な、飲酒によっての悲惨な事故や、そういうことによつての家族の崩壊など家庭がほんとに大変だというようなことも含めて、飲んだら乗らない、乗るなら飲まないというほんとに運転者の意識を強く持っていただく、そういう強い意志が求められるというふうにつくづく感じたわけでございます。今、町内の業者の皆さんは飲酒運転撲滅のために取り組んでおられたり、安協の飯島支会では、すてきな、なんというか心に訴え掛けるという感じのある魅力のあるステッカーも作っておられて、これから飲酒運転をなくすための運動も町の中でも始まっているというふうに感じているところです。こういう中で飲酒運転撲滅の宣言を飯島町がするという事は、たいへんに町内はもちろん全国に飲酒運転撲滅のための発信するという点でもたいへん有意義な宣言だと思いますので、提案に対して賛成をいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
提出者は自席へお戻りください。

議長 これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第9号飯島町飲酒運転撲滅を宣言する決議についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 0時19分 散会

平成18年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成18年12月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者	宮下 寿	議員
	織田 信行	議員
	竹沢 秀幸	議員
	森岡 一雄	議員
	松下 寿雄	議員
	平澤 晃	議員

○出席議員（12名）

1番 内山 淳司	2番 宮下 寿
3番 曾我 弘	4番 平沢 晃
5番 森岡 一雄	6番 三浦 寿美子
7番 竹沢 秀幸	8番 坂本 紀子
9番 宮下 覚一	10番 松下 寿雄
11番 織田 信行	12番 野村 利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明 総 務 課 長 箕浦 税夫 住民福祉課長 米沢 長実 産業振興課長 斉藤 久夫 建設水道課長 松下 一人
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 次 長 北沢 正文

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 廣美
議会事務局書記	吉川 恵子

## 本会議再開

開 議 平成18年12月11日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配布のとおりです。なお通告により、答弁者として飯島町教育委員会 河野通昭委員長が出席されております。

議 長 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。  
2番 宮下 寿 議員

2番 宮下議員 それでは通告に従いまして最初の質問をいたします。初めに、いじめ問題について質問をいたします。ご承知のとおり、いじめによる自殺が深刻な問題となっております。この問題に関心が集まるきっかけは、北海道滝川市の小学6年生の自殺でした。続いて10月中旬に福岡県の男子中学生の自殺。23日には岐阜県の中学2年生の女の子が遺書を残して首つり自殺をしてしまいました。他にも29日長野県の県立高校の女子生徒が首をつり、11月に入って12日には埼玉県や大阪でも中学生が自殺をしてしまいました。この異常と思える子どもの自殺、すべて背景にはいじめが指摘されております。このような深刻な事態の中で、町長や教育委員会はどのように考えておられるか、また飯島町の小学校や中学校の状況はどうなっているのかお答えください

次に町の大型バス利用について伺います。私もたまたま町民の方から依頼を受けまして、町の大型バスを利用することができないか、役場へ伺ったところ、実費などの内規はありましたが、だれができるかという基準がはっきりとうたわれておりませんでした。職員の方の迅速な対応によってその団体は利用することができました。以前、町のバスは行政関係や議員だけが乗っていると言った方がおられたことを思い出しました。団体の単なる旅行など、やみくもに貸し出すというのではなく、学校教育や社会教育にかかわる団体の正当な事由があれば実費負担の上で有効に活用してもらうことは必要ではないでしょうか。そのためにも、きちんとした規約を設けて、そのことを町民に広報などで知ってもらうことが重要と考えますが行政としてはどのように考えておられますか。

3つ目として本会議の初日補正予算にもありましたけれども、町の人事評価制度の導入にあたって、以前に伺ったとき、18年度中に立ち上げたいとの答弁がありました。現在どこまで内容が検討されているのかお答えください。

4つ目は、町の施設のメンテナンスについてお伺いいたします。陣屋や弓道場などの施設で、屋根の塗装の修繕が必要な状況になっているようですが、このように、施設のメンテナンスの状況把握はできているのでしょうか。町には数多くの施設があり、建物も建設年度によってはどうしてもメンテナンスが必要です。予算立てもありますが、修繕の時を時期を間違えると、かえってその後の金額が増大してしまうことがよくあります。その前になんとかしたいものですが、現在の状況や今後についてお答えください。以上1回目の質問を終わります。

町 長 それでは今議会最初の質問者であります宮下議員からは、いじめの問題など4点につ

きましてご質問をいただきましたので、順次お答をしてまいりたいと思います。先ず、昨今のいじめ問題に対しまして町長ならびに教育委員会、どのように捉えておるかということでございます。お話にございましたように、最近の全国的ないじめ問題につきましては、誠に不幸なこととございまして、私もほんとに胸の痛む思いをいたしておるわけでございます。そしていじめをはじめとする子どもの人権侵害というものは、決してあってはならないということとでございます。このことは学校という集団のみならず、子どもを取り巻く生活のあらゆる場面でも同じこととございまして、どんな場合でも人をいじめてよいという理由は存在しえないわけでありまして、この当たり前のことが時として忘れられ、このことが今日報道をされているような大変悲惨で悲しい結果を生んでいるわけでありまして。

また今日的な課題として、兄弟がない、保護者の労働形態など社会的な要因などによって、人が育つ過程で、その時々が必要とされるコミュニケーションや能力というこのふれあいが不足をして、そのことが友達にうまく思いが伝わらず、誤解から喧嘩に発展をするということも指摘をされております。また日常的に学校の各種教科の中でもこれらを取り入れた教育を行ってきておるわけでありまして、同時に教師の指導上の問題も指摘をされておるわけとございまして、常日頃から教師自身の言動の自己チェックや子ども達に寄り添いいじめに発展させない指導について、意識付けをお願いをしておるところであります。そこで万が一の時には被害者救済を第一に考えた初期対応が大切であるとと考えておまして、そのためには情報の共有を図り、関係者が一致して本人の居場所を確保することを図っていかねばならないというふうと考えております。

また児童生徒の皆さんが一人で悩むことのないようにしていくためには、多チャンネルのこの複数の方面から相談できる態勢を整備しておきまして、そのことを子ども達が常に目に触れることができることが必要と考え、関係機関ともそうした手配をいたしておるところでございます。いずれにいたしましてもこのいじめの問題は家庭、特に親と学校・地域が十分連携をとりながら、真正面からこのことを見つめて、その兆候があれば勇断をもって対処して、早い段階で芽を摘むことが最も大切であるというふうには私は思っております。そしてことに、子どもを育む一番の基はやはり家庭、親が子どもをしっかり育む姿勢が大切でありまして、親も学んでいく姿勢を是非持ちたいと、そういうふうにする次第でございます。

次に現在把握している小・中学校、町内の3校のいじめに関する現状につきましては、教育次長の方からお答えをいたします。

次のご質問の町のバス利用の問題でございます。規約の確立と住民への周知をして、利用の促進を図ったらどうかというご質問でございますが、町有バスの使用につきましては、お話にございましたように現在使用管理要綱というものを定めておまして、その要綱に基づいて使用をいたしております。使用は児童の通学のためのスクールバス以外では、一つには町が主催する事業または町が行政上必要とする事業であって、公共団体、公共的団体、または機関に参加をお願いするときに利用をしておる、また議会議員の皆さんや各行政委員会の委員の皆さん、その他各種委員が公務のために必要とするときの運航、さらには官公署の要請に基づきまして調査や視察等のために必要とするとき、それから町職員が公務遂行のために必要とするとき、こうした状況の中で行政運営上必要な場合に使用をしておるということとでございます。こうした使用にあたっては常に使

用者責任として職員が同乗することといたしております、町が育成する団体等の育成期間中の視察研修などの場合でも、使用団体に燃料費・高速道路有料道路の料金、あるいは駐車場料金、運転手の費用等の実費を負担をしていただいておりますというのが、お話しがあったとおりの現状でございます。

希にまあバスが空いていれば貸してほしいといった話もあるわけでありまして、有償使用の場合は法律的に道路運送法という法に抵触をすることとなりまして、また無償使用の場合でも旅客自動車の運送事業と生業をしている企業とに少なからず影響を及ぼすものと思われまして、また町有バスの運行は企業への実費委託をしている関係から財政上の影響もあるわけでございますので、町有バスにあってもあくまでも公用車であるということには変わらないわけでありまして、これらの状況を理解いただきまして、行政運営上の使用ということで町のバスの場合には運行をしておるということを是非ご理解をいただきたいと思っております。

次のご質問の人事評価制度について、現在どこまで進んでおるかというご質問でございますけれども、今全国の自治体におきまして、職員の意識改革を図るとともに刻々と変化する行政課題に迅速的確に対応しうる財政能力や職務遂行能力の向上のために、人事評価システムの構築に向けての取り組みが全国各地で進められておるわけでありまして、既に人事評価制度の試行あるいは本格導入を行っている自治体もありますが、中には制度の試行導入を取り入れたものの実際にはまだ機能していない自治体もあるとお聞きしておりますが、こうした事例は制度の構築に当たって、コンサル企業等に任せきりにして職員が関与をしなかった場合等に多く見られるようでありまして、地に着いていない制度となっているところもかなりあるようにお聞きをしております。

飯島町の場合にはこうしたことをできるだけ避けて、透明性、公平性それから納得性のある人事管理、人事評価制度の導入に職員が納得をして、職員の意欲をかつ向上させる制度でなければならないというふうにご考えておるわけございまして、そこで町では前にも申し上げましたが、来年この年明けの1月末には試行に入りたいというふうにご考えておられて、現在準備を進めておるところでございます。一部先の補正予算でもお認めをいただきました。まあ試行期間は先進事例等を見ますと、だいたい標準で2年から3年ほどまあかかると、地に着くためにはかかるというふうにいわれておりますけれども、その間に試行検証を繰り返しながら当町の人事評価システムを人材育成にも反映できるようなシステムに作り上げていきたいというふうにご思っております。そのための資料の収集、各種の研修会等への参加をはじめといたしまして、現在評価する側される側双方の職員の構成による検討委員会を設置をして検討を行っておるわけでありまして、また職員の意識改革を目的とした研修会の開催を計画するなどして、試行導入に当たっての準備を進めておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

最後のご質問は町の施設のメンテナンス、いわゆる教育委員会等の施設を中心に今後どのように把握をして対応していくかということでございます。町といたしましても限られた予算の中で必要なメンテナンスはその都度行ってきておるわけございまして、お話しございましたようにできるだけ早めにこの対応をしていくということは当然でありますけれどもまあ予算との関係もございまして、計画的な優先度の高い部分からメンテナンスをしておるというのが現状でございますけれども、特に教育委員会等いろいろ施設がございまして、その細部の現状につきましては教育次長の方からお答えを申し上げ

げまして、1回目の質問に対するお答えといたします。

教育次長

それでは、いじめの問題に関しまして、飯島町の小・中学校の状況はどうかと、この部分については私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。現在把握をしておりますいじめに関する状況でございますけれども、基本的にはいじめはあるという感覚で捉えております。学校内外で心ない言動によって悲しい思いをすることは少なからずあるというふうにご認識をいたしております、その内容につきましては、からかい、それから無視、悪口、陰口、まあ中には「あだ名」などによって傷つくみなさんもいらっしゃると思っております。相手のことを深く考えず言葉を発してしまう者等その内容についてはさまざまな形であると思っております。こうした問題については、学校外等におきましては日常的にあるという認識の下で、その都度担任の指導の下、子どもと一緒に話し合いを持つなど適切な対応によりまして解決を図ってきている現状でございます。自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じている者、こういったいじめ、まあこれは文部科学省の示しているいじめという定義でございますけれども、こういったいじめに関しましては両小学校では現在のところ把握をされておられません。中学校におきましては、指導中のケースが1件報告されておりますけれども、今日の状況につきましては学校・保護者が連携を取り、連絡を取り合いまして、情報を共有して対処いたしております。いじめに関しましては以上でございます。

続きまして、メンテナンスの方の関係の部分で補足をさせていただきたいと思っております。ご指摘のように飯島町の公共施設につきましては、大きな施設がいくつもあるわけございまして、それらにつきましては建設以降現在、屋根のメンテナンスを中心に大きな補修工事を行っているのが1件でございます。これはあの飯島体育館が途中で屋根を葺き替えをいたしまして壁を厚くして補修をいたしております。その他の施設につきましては建設以降状況を見ながらということで現在補修は行ってきておりません。なおあの小破修理その他につきましては現在その状況の中で状況を見ながら行って、その都度対応をしてきております。現在計画を持っておりますのは、まあ一番早いのがB&G海洋センターの体育館の屋根、外装こういったものにつきましては状況を見ながらということで計画の中に上っているわけでございます。以上でございます。

宮下議員

それでは2回目の質問をいたします。今お話をお伺いしましたけれども、いじめの問題については最初自殺について関係しいじめがあったのかという問題から徐々に教育委員会や文科省のいじめという認識の基準というばかげた大人の議論に移行していったことは、私は憤りを覚えました。岐阜県の子供が自殺したときに、校長先生の対応は子どもを持つ親にとってどれだけ衝撃を受けたことでしょうか。いじめの事実を認められるが自殺につながっているかは不明、という発言から二転三転し、アンケート結果などから最後は教育委員会と協議しいじめと自殺の関係を認めることにしたという考えられない状況でありました。その校長先生は「うざい」「きもい」など言葉によるいじめが約20件、わざとぶつかる、ボールを体にぶつける、などのいわゆる暴力が9件、あいさつを返さないなどの無視が10件、というこのようなアンケート結果を見なければ事実を事実として受け入れられなかったのでしょうか。現場の先生や校長先生・教育委員会はいじめというものの認識ができていたのか、また子ども達が感じる心の痛みが

分かっていたのか、自殺にまで至ってしまうほど思い詰める子がいま現にいるんだという状況を受け入れられなかったのか、町長はどう思われますか。

今の次長の方からお話がありましたが、確かにいじめはあると、で、その後でやはり文科省の基準でいえば無いと、このことが今回もマスコミの中でも新聞でもとにかくありました。文科省の基準でいけばいじめは無いと、この基準という部分が非常にクローズアップされていたわけですが、問題の本質は昔からあったであろういじめと現代のいじめの違い、簡単に言ってしまうと陰湿化をまず認識をし、先生も家族も子どものサインを的確に受け止めることだと思います。子どもの悩みに誠実に向き合う姿勢が絶対に不可欠だと思います。私の子どもも中学生の時にいじめに遭いました。特にクラブ活動の中でのいじめは、バッグや靴など部室の屋根の上に投げられていたりひどいものでした。顧問の先生と私と子どもと3人で学校で話し合い、子どもの意向で私はその場を退席し、いじめた子どもを先生が呼んでくれてその子たちと話し合ったりもしました。結局いじめが全くなくなることはなく、好きだったクラブもやめてしまいました。しかし不登校になることはなく、無事卒業をしました。何故か、それは信じられる友達がたった1人だけいてくれたんです。親としても本当におかげでした。そんなことから今では中学校時代の交流はうちの子に限ってですがほとんどありません。この間の成人式のときもやはり出席はいたしませんでした。悲しいことです。

親は子どもの心の叫びをしっかり受け止め、話を十分に聞き、例えば自分にお前に悪いところはなかったか、いじめた子はどんなことをしてきたんだ、これからお前ははどうしたいんだ、など真剣に話し合うことが重要だと思います。その時の私たち夫婦はそうしました。つい最近ですが子どもは母親にあの頃の話をし、あの時取ってくれた対応は嬉しかったと言ってくれたそうです。

親だけでなく先生も学習だけでなく学校での子どもたちの行動をできるだけ把握する努力をし、1人の先生が問題を抱えこむのではなく、校長先生をはじめ全体の問題として対処する姿勢を忘れてはならないと思います。県の教育委員会では10月の24日に県内すべての公立小・中学校そして高校に、いじめ問題への取り組みの徹底を求める通知を出して、通知を出すだけではなく、各校がどう受け取るかが重要として取り組みの報告を求める意見が定例会で出されました。県教育委員会の教学指導チームのリーダーの方はいじめはどの学校でも起こりうることで、多いことが悪ではない。しっかりと状況を把握して対応していくことが大事、各校には早期発見の努力を求めたい、と言っておられました。これは先程も町長がおっしゃられたように、早期の対処、やはりそれも学校だけでなく家庭そして地域も巻き込んだ中でのやはり対処が必要であると思います。また、松本市の教育委員会では文科省のいじめの定義、先ほども次長の方から出ましたが、その定義よりももっと広げた独自の調査を10月下旬に行っています。そしてその報告結果からもまだ実態を正確に反映していないと、児童・生徒に直接聞く実態調査を2カ月に1回程度続けていく方針を明らかにしています。

当町の教育委員会ではこの県の通知によつての、その後どのような調査を行ったのか、また調査結果を今後どう捉え、どう生かしていくのか、もう少し詳しくお聞かせください。

飯島小学校では私の聞いたところでは不登校の子が3人いると聞いております。その原因ははっきりしているのでしょうか。また解決策を講じていると思いますけれども、

現状はどうなっているのでしょうか。このことを即イコールいじめと結び付けようとは思いません。が、いじめや不登校の問題は他にも水面下で予備軍のような子がいるのではないかという気持ちを持って指導していくことを忘れてはならないと思いますがいかがでしょうか。

次に大型バスですけれども、先程町長がおっしゃった中では、公用車という部分での扱いであり、私が最初にお聞きした部分についてはいかがかというような感じでありました。私がたまたまその団体から言われたというのは社会教育の中のドッジボールの関係でありました。それが県大会に進めたということで親も含めてです。今まではずっと自分たちの乗り合わせで行ってきたと、やはり親としても非常にお金がかかり大変な部分もあると、そこで何とかならないかということで私のところに来てくれました。最初に総務課長のところにお伺いをし、ここにもありますけれども、内規ですね、その実費等についての内規はいただきました。で、総務課だけでは判断はできないということで教育委員会の方にお伺いをしました。で、そこでそういった基準ははっきりあるのかという部分でお伺いをしたところ、その場ではちょっとなかったということで、これは何とかできないかということでご相談をし、その場は何とか了承をいただいたという経緯がありました。やはりこれから中期総合計画の中でも社会教育・生涯教育の中で、こういった社会教育の場においても、やはり発展させていくんだという部分があったと思いますが、そういった中で先程も言いましたけれども、やみくもにやるということではなくて、やはりそういった部分何でもかんでもじゃ大会に行くから何でも出せとかということも私は申し上げません。そういったものを使っていいよ、ただし基準はここ以上だよというようなものを作っていたら、そういう活用ができないかどうか、ということをお聞きしたいということなんです。その辺をちょっとお答えいただきたい。

次に人事評価制度は県が10月31日までに県職員を対象に2月から試行的に導入をしました。能力開発・業務目標制度の本格実施を見送って、再検討することを決めました。これは所属長によって評価が厳し過ぎたり、甘過ぎたりするなどの問題解消や、ボーナスの一部に当たる勤勉手当の額に評価を反映させる本格実施は難しいと判断したということだそうです。この県の試行結果からAからEの5段階評価ではBやCの評価に偏る傾向があった他、職員が設定した目標が低過ぎたり、上司の考え方などによって評価に不公平が生じたりする事例があったといえます。また評価を行う上司からはコツコツと地道な仕事を正確に行う職員の評価が高くなりづらい、部下が少ない職場だと厳しい評価はしにくい、という声があったということです。やはり最大の問題となるのは客観的な評価をどのようにして実現するのかということになります。当町では職員主体で、先程も町長おっしゃりましたが、専門家の支援を受ける形でやっていくということですが、いまだその専門家が決定していないということは、6月定例会の宮下覚一議員の一般質問での答弁でも、先程の町長の答弁でも19年1月から試行的に導入するということですが、現状からみて既にもう12月も半ばをこれから迎えようとしているわけですが、非常に厳しい状況ではないのでしょうか。非常に難しい問題ですので、やはり慎重を期すべきだと思いますけれども、現実を考えて本当にどのあたりからできそうなのかお答えをいただきたいと思います。以上2回目の質問といたします。

町 長

2回目のご質問に対して何点かを答えをいたします。先ずいじめの問題であります。

このまあ定義あるいはその認識の問題についてお話がございました。確かにまあ文部科学省等の一つの基準的な考え方はあるわけでありすけれども、私はその基準というものの型にはまった考え方ではなくてですね、やはりこれはあのもう少し幅広く実態に合わせて捉えていくべき個々の問題であろうというふうに思います。いじめておると、まあちょっと語弊があるかもしれませんが、その人にしてみれば、いじめておると意識はないにしても、それを受ける側の人がいじめられておるという認識を持てばこれはいじめであろうというふうに思いますので、そうした枠の中だけのいじめ問題を論議するんじゃなくて、もう少し実態に即したいろんなケースごとに幅広く解釈をして、そして早期の対応・連携の中でできるだけ早くその芽を摘んでいくということが必要ではないかというふうに思っております。で、あの県から通達によってその実態調査した結果、その対応、あるいはまた不登校との問題も絡んでのことは教育委員会の現場の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

それからバスの問題でありますけれども、再三申し上げておりますように、この貸出基準、運行基準というものはきちんと現在今あるわけでありまして、決してまあこれがケースバイケースの判断だけであるということではなくて、この基準に一応基づいて、最大限今お話のありましたように、住民のいろんな教育活動の部分におきましてもその基準の中でできるだけ努力をして解釈をして、運行の時の利用に使っていただいておりますので、もしまあどの部分でまだその整備しなきゃならないという部分があったらご指摘をいただいて、必要なところは改めていかなきゃなりませんけれども、一応今のところルールは確立をされておるということでありますので、あまりこれを拡大解釈をして返って方が一の時の皆さんにご迷惑をかけても法律上まずいわけでありすから、そんなふうにとつとご理解をいただきたいと思っております。

人事評価の問題、今職員からの積み上げの部分で、大詰めを迎えた試行に向けての準備をしております、再三申し上げておりますように、1月の末にはひとつの考え方として立ち上げに向けて今努力をしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

教育次長

それではご質問の方にお答えをしていきたいと思っております。議員さんのおっしゃるとおり、いわゆる子ども達、例えば友達関係だとか、先生だとか、先ずあのいろんな関係で人間関係が非常にできていて、話のできる子ども、こういった子どもが大切だと思います。自分で抱え込んでしまうというようなことになると、悲惨な例につながるケースがよくあるということでございます。学校では特に11月は人権週間ということで、そういった期間を特に設けて集中的に子ども達に人権感覚を養っていただくための授業を行っております。まああのそういった内容を踏まえまして、そういった授業の中で、まあ実態調査、まああのいじめに関するということだけではなくて、人権に関する問題のそういった問題を子ども達に話ながら、そういったものの調査を行ったり、その時々に応じてそういったものを行いながら、そういったものを材料にまた子ども達に返しまして、人権感覚を養っていただく、こういった取り組みは現在も行っております。

それから不登校の関係でございますけれども、議員さんからお話のありましたとおり、飯島小学校につきましては現在不登校気味の子どもさんが3名ほどいらっしゃいます。これにつきましては、家庭との連携ができておりまして、現在登校刺激を与えておりま

す。まああのケースによってはいきなり登校刺激を与えない方がいいお子さんもいらっしゃるかもしれませんが、この飯小につきましては登校刺激を与えております。家庭の協力によりまして、現在学校の方へも出て来ていただけるような状態になってきておりますので、完全に家の中に閉じこもってしまったという状況ではございません。まあこの原因でございますけれども、いろんなことが考えられるわけでございますけれども、現在学校で把握している原因につきましては、まあ特に友達関係、まあ、いじめにつながるようなそういった事実はないというふうに報告をいただいております。

それから他の学校の状況についても、ご報告させていただきたいと思っておりますけれども、七久保小学校につきましては、現在不登校気味のお子さんが1名いらっしゃいます。まあこれにつきましても学校で把握している内容につきましては、友人関係などいじめに関する問題ではないというふうに把握をしております。それから中学校の関係でございますけれども、現在不登校気味として指導している生徒が5名。それから全体ですと特別支援といひまして、不登校気味であるとか多少学校へ来るのが渋ると、こういったことで指導している子ども達は16名、まあ現在全体では21名ほどの子ども達に対してそういった指導を行っております。現在不登校気味の5名の生徒につきましては、中間教室という制度がございますので、そちらの方に通っている子どもが1名、それから学校の中に設置してあります「心の教室相談員」という制度がございます、町の方で雇っていただいた相談員が学校の中にいるわけでございますけれども、この「心の相談員」が抱えている子どもが1名、それから来たり来なかったりと、まああとは学校外の組織で支援している子どもが3名と、で、これらの子どものそれぞれの原因につきましては、それぞれケースバイケースで全部違うといってもいい状況でございますけれども、その中の一つの要因として、まあいじめという言葉が発せられたのが1名いるというふうに状況としては掴んでおります。まあこれにつきましても、その後ずっと続いている状況ではないというふうに報告を受けております。それから、今後これらの状況をどういうふうに処置をしていくかということでございますけれども、現在学校では県教委からの指摘を、指導を受けるまでもないわけでございますけれども、特に県教委から示されたものでは、学校内で子どもの様子のチェックシート、いわゆるポイントを捉えて、こういう状況のときに子ども達がそういったことが考えられるというようなチェックの項目を設けて、そういったものを使いましてチェックをする。それから学校の様子のチェックシート、まあこういったものがありまして、そういったものを活用すると、そういったことによりまして、より、子ども達に寄り添った状況ができるというようなことで、改めて3校の校長会を開きまして徹底を致したところでございます。以上でございます。

宮下議員

それでは最後3回目の質問をいたします。

今お話をいただいた中で、まああの小学校・中学校等についての実際のところを今言っていたいただいたわけですが、かなり把握はしていただいているなど、いう感じはいたします。やはりこの実態というものを、これだけではないんじゃないかと、もっとあるんじゃないかと、ほんとのところはあるんじゃないかと、表に出てこないだけなんだと、いう思いの中で、やはり今回のことが、唯のこのいじめによる自殺という問題から始まった、このいじめ問題をですね、本当に一過性のものにしていただきたいくない。

これが一番だと思います。今現実にこの社会にこれだけの影響を及ぼしているこの問題、これを、多分今のような形まではいかないにしても、昔からあったことだと、それが表に出てきていないだけであったと、それがこの現代今出てしまったんだと、だから昔から本当はあったであろうという意識の中で、もう1回申し上げますが、一過性にならず今後とも家庭も学校も、学校もそれも校長先生をはじめ、先生方現場の皆さん、そして教育委員会、地域がみんな一緒になってですね、本当にこの問題を解決に向けて取り組んでいくんだと、いうものを是非持ち続けていただきたい。そして自分も持ち続けたい。こう思いますので町長はじめ教育委員会の皆さん、学校の校長先生それから現場の先生、ほんとにお願いをしたいと、それはほんとに子どものために将来ある子どもの為をお願いをしたいと思います。

ちょっと話は変わりますが、政府の教育再生会議がいじめ問題への緊急提言の骨子を、この前公表をいたしました。問題のある児童・生徒の出席停止措置は明記はされませんでしたけれども、社会奉仕活動への参加や別教室での教育など、毅然とした対応を学校に求める懲罰性の強い内容となっているような気がいたします。しかし現場が悩む「いじめ」とは何かという根本の肝心な点には触れていませんでした。問題がある子を隔離して指導するだけでいじめは無くなりません。いじめの連鎖を断ち切るための方法や、昨日の加害者が今日の被害者にもなりうるという複雑な状況、そして何よりも何故いじめが起きるのかということについてもっと考えるべきだと思います。伊吹大臣が言ったように、一般に対するアピールの性格が非常に強いと、この緊急提言に対して指摘をしておりますが、やはり取り合えずという感は否めません。この緊急提言に対し町長の見解をお聞きしたいと思います。

もう一つは先程のバスですけれども、一応ここでは私の申し上げた趣旨はわかっていただけだと思いますが、ここだけで解決はできません。やはり予算の問題もあり、ただしやはり公平に利用するんだと、してほしいという思いもございます。これにつきましてはまた担当の方の課長さんをはじめ皆さんに、私の方も今後提案をさせていただき呑んでいただける部分があれば、是非積極的に取り入れていただいて、少しでも活用してもらえればと思います。

もう一つ、人事評価制度の部分では19年度の1月の末には試行できるということですので、先程も申し上げましたけれども、非常にデリケートな部分でありますので難しいと思いますけれども、とりあえずは試行という部分の中で積極的に取り入れていただいて、その中で必ず問題は出てくることは、これは承知のうえでやはりやっていくべきではないかと、その中で解決をしながら最終的なところで本格実施という部分かと思えます。難しいですけれどもやはり職員の皆さんが納得した状況、上司の皆さんが納得した状況、そういったもの、いわゆる平等な客観的な評価これに尽きると思いますが、是非1月の試行に向かって検討をお願いをしたいと思えます。以上最後の質問とさせていただきます。

町長

いじめ問題に関しての国の緊急提言、内容をつぶさには承知はいたしておりませんが、いずれにいたしましても、これはあのお話にございましたように、決して一過性のものであってはならないと、昔もあったであろう、今もまだまだ他にも実態としてはあるのではないかと、まあいろいろあるかと思えますけれども、やはりこれはこの大変

まあ悲惨な結果につながっていく非常に危険性を帯びた、このいじめの問題というものは、深刻にとらえて、今後とも決して一過性でなくて、地域の問題、現場の問題、家庭の問題として共通の認識の上に立って、何としてもそうした芽を早期に摘むことによって健全な子どもの育成につながるように、行政もそれから教育現場も家庭も地域も一丸となって、できることを精いっぱい努力していくというのが私どもの町民に課せられた責務だと思いますので努力をしまいたいと思っております。

後まああの、バスの問題につきましても再三お話を申し上げたとおりでございます。また必要があれば検討をいたしますけれども、また人事評価につきましても慎重の上にもひとつの試行を目指して進んでいく、スケジュールに従って進んでいくというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

宮下議員

これで終わります。

議長

11番 織田信行 議員

11番  
織田議員

おはようございます。それでは通告内容に基づきまして質問いたします。町長並びに教育次長、関係課長そして教育委員長の答弁を求めます。特にこの度、河野教育委員長様には日ごろ飯島町教育行政にご尽力賜り敬意を表するところでございますけれども、ご多忙のところご出席賜りまして誠にありがとうございます。戦後最長57ヶ月の景気拡大のいざなぎ景気をさらに超えた日本経済の流れではありますが、地方末端や家計への波及は実感に乏しいものであります。平成18年度はあと年明けを残すところとなり、いよいよ来年19年度の予算編成期に入ってきました。政治は地方分権の流れを深める中で地方と国とで800兆円に及ぶ債務を抱える中、小泉内閣から安倍内閣へ、田中県政から村井県政へと国も県もトップが変わりました。町政の運営・政策実現に向けてはその政治環境の変化をよく見極め、町民要望の実現と将来を展望した実在性のある政策の実現に一層の邁進を望むものであります。19年度は高坂町政一期目の集大成最終年となるわけでございます。秋には町長選もあります。飯島町発足50周年の歴史を踏台に、邁進してもらいたいと思うところでございます。

それでは最初、これからのまちづくり戦略、協働のまちづくりと人口増活活性化対策について伺います。この文言・表題は「飯島町中期総合計画」いわゆる2006年から2010年の5年間の計画で、第1章から第7章までなるこの計画の前提に、今回序章ということで中期総合計画の施策体系の中に設けられ、うたわれているものであります。喫緊の戦略課題として認識するものであります。重要事項だとか重点課題だとか重要項目という表現でなく、重点戦略でございます。県庁では経営戦略局が廃止され、戦略という言葉が無くなり穏やかになりましたけれども、このまちづくりの重点戦略については、この戦略の意味を深め、臨んでもらいたいと思うところでございます。

平成18年10月31日総務省の2005年の国勢調査による人口確定値では飯島町は人口10,570人、5年前と比べて325人減少、減少率3.1%となっており、近隣の竜東地区を除く宮田、駒ヶ根、松川、高森等は増加傾向でありますけれども、飯島だけ減少している実態を数字を見たわけでございます。さてこの中期総合計画の第1

年目が経過しようとしています、さまざまな手だてや芽出し的なことも始まりました。そこで現状をどう把握され、次年度これからどう対処し臨まれるか伺います。

第1点、町民の協働への理解・浸透をどう把握されているか。また仮称「地域づくり委員会」設置に向けての地区ごとの状況はどうか伺います。

2点目に、若者定住促進と子育て支援でございます。今後どのように進めるのか伺います。これは人口増に直接影響する内容でありまして、若者が飯島町に住んでもらえるための条件整備、子育てがしやすい心配しないで行ける環境づくり、あるいは若者にとって魅力ある環境とはどういうものなのか、平成18年度もいろいろとやってきたことは多とするとでございますけれども、次の一步をどうするか、住宅、若者交流の場、出会いの場、等について伺いたいと思います。

3点目、企業誘致と商業振興策についての考え方・取り組みについて伺います。商業活動、商工業活動・事業が活発に営まれることは目に見える活発化の原点であります。町長の言う活力・創造社会の構築であるわけでございます。最近よく耳にする飯島町で楽器の研究所が飯島から本社が駒ヶ根へ移ってしまった。あるいは中田切の工場団地から電気関係の会社が駒ヶ根へ移ってしまったというようなこと。あるいはコスモの中から既存のお店が閉店してしまった。あるいは広小路のお店がなく人通りが寂しい、これは最近よく耳にする言葉でございます。まあ工業誘致により自立を選択したわが町にとって法人住民税などの自主財源の確保や、就業の雇用場の確保、人口増に結びつくわけでございます。そこで企業への優遇策は今までやってきましたけれども、これでよいのか。既存企業への育成支援はもちろん大切ですが、現状の支援はどうであるか。それから飯島町に誘致する企業でございますけれども、そうした場所を確保しなければなりません、そうした新たな場所、企業誘致をする場所の確保についてどうしてお考えを持っているか。今年度、久根平の工業団地に内堀醸造が来まして、その工業団地がすべて埋まったわけでございます。こうしたことについては大きな喜びと期待をするところであり、また町当局の労力を評価するものであります。そして、こうしてあの商工業企業誘致についての現実の情報の収集や誘致の展開をどのような部所で深めていくかということについても伺いたいと思います。

商業の進展については先程申した内容と同様な見地から、どんなふうにお考えか伺います。昨今行われた町50周年を記念しました子ども議会の町長答弁で、しきりと伊南バイパスが開いた場合のこれからの夢がそこにもあるんだというような答弁をしておられました。そんな点を踏まえながら、商業振興について伺いたいと思います。

それから4番目に町のイベントについてでございます。今後のイベントについてでございます。わが町には歴史のその取り組んできた回数長の長短はあれ、内外からの来客も含める内容、全町民向け、あるいは全町民参加を旨とした町民イベントがいくつかあります。春の桜まつり、夏のお陣屋まつり、秋のコスモスまつり、それから秋には特に各地区の文化祭等もでございます。冬に行燈市など定着したイベントの内容がございます。本年度で夏の風物詩「お陣屋まつり」は、さまざまな声、環境の変化から中止となりました。祭りはいわゆる政（まつりごと）、すなわち地域活動・自治活動の一端であり、住民の結集力・地域力を表す政治の一端でもあると思われま。費用対効果の問題もあります。また祭りを担う人、仕掛け人の確保の難しさもあります。町はイベントを整理

して行政主導でなく民間主導でとっておられますが、どういう形でこの内容を整理検討されているか伺います。

また夏祭りが生まれ変わった形での復興を見たいと思うわけですが、こうした点、待つだけでよいのでしょうか。ポストお陣屋まつりについてのお考えを伺います。

2番目に、大きな2番目として、いじめの問題をお伺います。前者、宮下議員から細かい質問がございました。重なる点もあるわけでございますけれども、お伺いするわけでございます。今、教育問題は教育基本法の改正について大きな国会論議の最中でございます。いじめ、高校必修科目での未履修問題、それから教育基本法に向けてのタウンミーティングの問題が大きくクローズアップされています。いじめを原因とする自殺者、小中学生が何件も連続的に生じ、大きな社会問題となつていまして、現在教育基本法の改正、国会の論議と併せて毎日マスコミ紙上、テレビ新聞等で論じられ、その対応策がいろいろな人の立場から述べられています。自殺は何としても、尊い命を自ら絶つことは何としても防がなければなりません。その原因の大きなものが「いじめ」であるといわれています。であるならば、いじめのない環境、いじめの少ない環境をつくらなければなりません。いじめとは何か、なぜいじめが生じるのか、防ぐ対策はどうか、飯島町の小・中学校には幸い悲劇を生む形・状況はないわけですが、今日日本中が取り組んでいます。この問題に過敏に騒ぎ立てることなく真剣に真摯に取り組んで、解決対応策を求めていくことが必要であると思えます。先程宮下議員から細かい「いじめ」の発端の全国的な事件の紹介がありました。その詳しい内容は先程の内容で尽きているわけでございますけれども、滝川市の問題では遺書がいくつもあつたのにそれが教育委員会のなかでも論議をされてきたけれども、やはりひとつのいじめと認められるには時間がかかってしまった。あるいは福岡市の問題では、事件では、担任の教師の言動がそこに大きく影響して問題となった。というようなその同じ背景も違う内容があるわけでございます。飯島小学校でのいじめの現在の状況・内容はどうかということでございますけれども、大まか先程の説明がございましたので、重ねてもいいですけれども概略を先ほどの数字の中でもう一度お知らせくださり、お願いしたいと思います。

それから、いじめの対策はどうかということでございますけれども、これも先程答弁がありました。ですので、教育相談員への相談内容、中学校での心の教室相談員への相談内容どうであるか、それから教育カウンセラーの相談内容はどうか、またこれは家庭・学校・教師と言われますけれども、連携の中でと言われますけれども、そこにやはり子ども達自身の中で、いじめに対してどういうふうに取り組んでいるか、どういうふう子ども達の向があるのかというようなことも大切なことと思われま。そんな点、子ども達の中での動きはどうかをお伺いしたいと思います。

そして、いじめに関する件で第3に、この問題での教育委員会での論議はどんなでしょうか。どんなことが論じられたか、伺うものであります。以上申し上げました点について、町長、教育次長、関係課長、教育委員長様の答弁を求めます。教育委員長にはこの際、併せて差し支えなければこの問題についての見解・お考えを伺えますならばお願い申し上げます。

次に大きな3項目目でございますが、副町長制の導入についての考え方、対応について伺います。自治法の改正で平成19年4月1日施行の地方自治法改正で、助

役・収入役制度が廃止となり、今までの助役に当たるといっていいでしょうか、助役が無くなり副町長が置かれ収入役は廃止、まあ当町は収入役は置かないということで助役が兼掌しておりますけれども、そうした制度が施行され、また会計については会計管理者が置かれるということになっております。副町長導入制へのお考えと導入で何がどう変わるのか、整理しなければならない内容は何なのか、お伺いしたいと思います。副知事、副委員長というようなことについては馴染んでおる言葉でございますけれども、副町長という内容についてのお考え、対応についてのお考えをお伺いしたいと思います。以上第1回目の質問といたします。

町長

織田議員からは、ひとつには、これからのまちづくりの重点戦略、人口増活性化等を含めてのご質問。それから、いじめの問題。また自治法の改正によります副町長制度の導入の考え方の問題について、3つの点についてご質問をいただきました。

先ず、重点戦略の中での協働のまちづくりと人口増活性化対策について、町民への理解・浸透をどのように把握しておるか、また現在検討をいただいております各地域の委員会設置に向けての各地域の動きの現状等についてお答えを申し上げたいと思います。

お話がございましたように、第4次の町の総合計画に基づくこの後期中期総合計画、織田議員も基本構想審議会の委員長さんとしてお骨折りをいただいて作り上げたものでございます。今年18年度から5年間のこれまでのまちづくりの基本的な施策といたしまして、そのひとつに協働のまちづくりと人口増活性化対策を重点課題として位置付けて計画を策定いたしました。現在初年度の立ち上がりとしてできるところから鋭意取り組んでおるわけでございますけれども、その中の町民の皆さんが協働への理解がどのような状況になっておるのかということについてでありますけれども、計画の素案作りの段階でも説明会を再三実施してまいりまして、住民の皆さん方に是非ともご理解をいただきたいということで、先ずその手始めといたしまして重点課題を中心に5月から6月に掛けて職員の耕地担当者によりまして耕地別の説明会をやって行っておりまして、各耕地ごとの出席率等にはいろいろ違いがあるわけでありまして、全体では約4割の方の出席をいただき開催をしております。そこで全てご理解をいただいたというふうには到底考えてはおりませんが、懇談会の場面では多くの方から前向きなまた建設的ないろんなご意見をいただき集約をしております。

その他にこの周知につきましては有線テレビ、それから有線でも特集番組を放送を組みまして、再三PRに啓発に努めておるところでございます、町の「広報いじま」につきましても現在もやはり連続して特集版として編集をいたしまして、毎月現在も掲載をしております。私といたしましてもいろんな会議、地域での説明会等、機会あるごとに理解をいただくようなお話をさせてきていただいておりますけれども、これからも引き続き前向きにこのことは周知徹底を図るべく取り組んでいかなきゃならない、という考え方であります。

また協働のまちづくりにつきましては現在立ち上げに向けておりますこの、地域ごとに協働をいただいております地域づくり委員会、これが協働のまちづくりの今後のひとつの骨子になっていくわけでございますけれども、このまちづくり委員会も協働のまちづくりの中心的な組織を担っていただくということで、今検討を進めていただいております。

ます。各地区ごとの四区の状況でありますけれども6月に各4区の区長さんをはじめ関係の皆さん方に集まっていたきまして、この組織立ち上げに向けての協議会をもちました。決して押し付け的に組織化するというのではなくて、地域の実情に合った形で各地区ごとに設置をしていただくことを確認をいたしました。それぞれ現在もずっと協議をしていただいております。各地区ごとの状況につきましては、名称などは同じにはならないかもしれませんが、四区とも組織化をしていくという方向で一致をしております、区によっては既に組織をする団体を協議しておるところ、また組織をしていく団体の皆さんとの規約の検討をしているところ、まちまちあるわけでございますけれども、いずれにいたしましてもこの様な状況になってまいりましたので、年明けには4区の代表の皆さんにお集まりをいただきまして調整会議等を開催して、中期総合計画に予定をしておりますように、19年の春には立ち上げに向けて進めていくように考えておるところでございます。

なおこれからのこの地域づくり委員会等との関連で、いろいろとお話ございましたけれども、国では新しく19年から新しく農業の政策といたしまして、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的な向上を図ることを目的にいたしまして、新しい制度として農地・水・環境保全対策、向上対策の事業が新たに取り入れられて全国でこの取り組みが始まるわけでございます。この事業は農業者だけでなく、あるいはまた農地等の多面的な果たす役割のみならず、地域の住民の皆さんや団体の皆さんがお互いに連携・参加をして、地域協働の取り組みに対して地域に支援をする事業、これを受けることができるわけでございまして、まだ事業の細部的な要綱などは国から降りてきておりませんが、町としては県との予算付等も含めて協議をしながらこの事業につきまして前向きに検討をしておりますというふうな考えておるところでございます。地域協働いわゆる協働のまちづくりの面などから、この地域づくり委員会がこの事業の推進あるいは受け皿的な活動組織としても考えて得られるということでございますので、一層内部的にも検討を進めていながら、地域の皆さん方のご理解ご協力を得ていきたいというふうな現在準備を進めておるところでございます。

次に若者定住と子育て支援、今後どう進めていくかということについてでありますけれども、人口増対策、活性化対策につきましては、この中期計画の中で示しておりますように、1つには企業誘致や住宅対策、さらには子育て支援策や、この情報提供などさまざまな政策を積極的かつこれらを組み合わせながら複合的に実施をしていくことが極めて重要なポイントとなろうというふうな考えております。当面住宅対策、特に若者の皆さんにできるだけ多く住んでいただいて、町の活力を出してもらおうような方向に結び付けていきたいということに對しましての住宅対策、9月の一般質問でもお答えをいたしましたとおり、19年度に若者定住促進住宅というものを12戸、現在の、現在と申しますか東部保育園の跡地を利用いたしまして町有地を利用して建設をしております計画を今準備中でございます。この住宅は中堅所得者層の若者に居住環境が良好な賃貸住宅を比較的に安い家賃で提供ができる、国の補助制度になりますけれども、特交賃住宅というふうな呼ばれておりますけれども、これを建設いたしまして、近い将来に町内にいずれやがて持家を建築をして定住していただくこと、あるいはUターン・Jターン・Iターンそれぞれの考え方の中で住んでいただく方を優先しながら、人口増につながるこの入居の条件等を今後検討してまいる予定でございます。なおまた引き続きIター

ン・J ターン等に対する方への助成制度を継続実施をしていくとともに、民間の不動産事業者とも共同をして連携をして町内の空き部屋、空き家、更には分譲地や空き地などの住に関する情報の提供ネットワーク化を進めまして、来年度から町の公式ホームページ等を活用して積極的に情報提供をしてまいる所存でございます。更にまた新たな住宅地の確保等につきましても町の豊かなこの自然環境や田園風景との調和を図りながら、地域の住民の皆さんや民間業者の皆さんとこの協力しあって進める中から住宅適地への宅地分譲あるいはオーダーメイド方式による住宅用地の確保に努めてまいりたいと思っております。

また一方の子育て支援の問題につきましても、引き続いて保育料の軽減、さらには乳幼児医療の小学校3年生までの引き上げた実績の継続、更には放課後の児童クラブの設置、学童クラブの継続、それから不妊治療者への支援継続、それから妊産婦が安心して出産のできる体制づくりを進めてまいりたいと思っておりますが、これからの子育て支援をどのように進めていくかにつきましても、庁内でも更にいろいろと検討をしてまいります。現在子どもにかかわる施策が年齢や施設によって窓口が分散をしているというひとつの不便な点、利便性の問題も考えられておりますので、町民の皆さんにとってより有効なこの子育て支援の組織が機能できるような、それから妊娠、乳幼児期から青少年期までの一貫した子ども行政がどうしても必要であるというふうを考えておりまして、具体的には来年の4月、19年の4月から正式にオープンを予定しております子育て支援センターの運営とともに、一貫した子ども行政の推進を目指した組織、庁内組織を一本化したしまして、そのことに現在各いろんな下準備を進めておりまして、そうした一本化した子どもの支援窓口、まあ仮称でありますけれども「子ども室」的な名称を持った一つの行政機構の中の組織として19年の4月から発足すべく現在取り組んで検討中でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから更に活性化の施策の一環としての企業誘致と商業振興、現況の考え方のご質問がございました。企業誘致につきましてはこの人口増活性化の最もまあ重要な一つのポイントとして鋭意努めていかなきゃならないというふうに私も思っております。ご承知のように久根平工業団地が一応まあ完売をしたことに伴いまして、先日の土地開発公社理事会におきましても新たな工業団地の計画について方向付けをいただきまして、現在具体的な準備作業に入っておるところでございます。適地としてはいろいろあるわけでございますけれども、できればまあ優良農地等のあまり抵触しない形であり、かつなおまた進出してくる企業のニーズに合った環境の豊かな水の豊富なこの利便性の良いという一つの理想的な考え方があるわけでありまして、なかなか飯島町内では見渡してもそうそうあるものではございません。農業振興との調整を図りながら、やはりこれは農地をその適地として一部やはり土地利用していくことがどうしても必要であるというふうな考え方に立っておりまして、またいずれ具体的にになりますれば業振解除等の問題について農業振興審議会等にも図りながら、あるいはまた農業側、農業委員会はじめいろいろとご相談しながら適地を求めてまいりたいというふうに思っております。それから来る企業に対してあるいはまた既存の企業に対しての工業振興施策・導入優遇措置等のお話もございましたけれども、今この辺の問題につきましても、各市町村、今競争でそのことを講じられておるわけございまして、飯島町もここ昨年からの一つの思い切った優遇措置の課税免除、優遇税制等も含めてこの措置を講じておるわけでございますけれ

ども、なかなかまだ他町村等におきましてもそれを上に行くような制度もあるわけございまして、非常にあのなかなか競争が激しいわけございまして、また必要な見直しを図りながらひとつ優遇施策は講じて、その投資が将来やがてはひとつの町の活性化に跳ね返ってくるということございまして、十分検討してまいりたいと思っております。なおまた現在具体的な企業活動も進めて、誘致活動も進めておるわけございまして、現在動きのある部分もございまして、いずれまた具体的な段階になりましたら議会にも報告をさせていただきたいというふうに思っております。

次に商業振興についてでありますけれども、まあ既存の商業振興なかなか難しい状況にあるわけございまして、お話ございましたこの153号伊南バイパスの周辺、あるいはまたそれに接続するアクセスとしての堂前線が将来にこの計画をしておるわけございまして、その周辺の土地利用も含めてこの商業再編あるいは商業振興がやはり一つの街中の商業活性のポイントとなるというふうな思っておりますので、この周辺の土地利用の今後のあり方とともに、検討をして、商工会あるいは関係する地域の皆さんと検討を進めて活性化につなげていきたいというふうな考えておるところでございます。なおまたあの町内の商店の方々が、地元の農産物を使用した新しい商品の開発に向けた取り組みなどが現在進められておるわけございまして、こうした取り組みにつきましてもできるだけの支援をしてまいりたいということで、行政といたしましても積極的に今後の地域の活性化に向けた取り組みを進めていく所存でございます。

次にイベントの今後についての問題でございます。お話ございましたように、多くのまあご意見をいただいた中で「お陣屋まつりのあり方検討会議」あるいは実行委員会にて協議をしてまいりましたこのお陣屋まつり、本年度第25回を持って幕を閉じることが決定いたしました。過日の最終の実行委員会におきましてもこのことを確認をしたわけでございます。これまでに多くの皆さんにご協力をいただきました中で開催をすることができましたことに感謝を申し上げる次第でございますけれども、さてまあそのポストお陣屋というようなお話ございまして、町には他にはコスモスまつりを始め行燈市やフェスティバルイン与田切、その他、地域地域のいろんなお祭りイベントがあるわけございまして、一つの活性化の源にもなっているということは十分承知しておるわけでございます。今後とも一層そうした自主的に取り組んでおられるこのイベントについては頑張ってほしいなあというふうに思うわけございまして、なかなか実際中に入りますと、この企画をする方々が大変苦勞をして、その実行委員の責任者となるその役目もなかなか難しく、選任が難しいということもお聞きしておるわけございまして、まあいずれにいたしましてもこれからの町民のイベントのあり方につきましては、ふるさとづくり計画の中にも触れておりますように、全体的にこのイベントの整理検討をする中で、町が直接このかかわる運営をする方式でなくて、町民の皆さんからの企画などの盛り上がり期待をしていきたいということございまして、町はただこのお陣屋まつりを中止することについて何もなくていいのかというお話もございましたけれども、やはりこれは今までの反省事項の中にもありますように、町が直接この運営管理をしていくという企画・考え方ではなくて、住民からの下からの盛り上がり期待をして、そのことに対して町はまたひとつのいろんなできる支援を講じていく、そういうスタンスが必要ではないかというふうな考えておるところでございます。町には太鼓や伝統的な花火等も素材としてあるわけございまして、あるいはまた代官に由来

をするこの代官行列等の形も今あるわけでございます。これらの素晴らしい素材が何らかの形でまた取り組まれて、一つの新しい発想の中で活性化につながるようなイベントが生まれてくれればというふうに期待しておるわけでございまして、また若干あの町内には有志の方が今までのイベントの組み替えを考える方向の中でそうした夏のポストお陣屋まつりなどの考え方に結び付けていったらどうだというような今お考えのご意見も、ちらほらと聞いておりますので、今後見守ってまいりたいというふうに思っております。

学校でのいじめの問題、状況、重複いたしますけれども、これもまた教育委員会の次長の方から現場について再度お答えをさせていただきたいと思っておりますし、それから今後の対応策につきましても、今日教育委員長さんお見えでございますし、またいろんな大所・高所からのお考えについて委員長さんの方からお答えを願うことにしてございます。いずれにいたしましてもこのいじめの問題については再三申し上げておりますように、最も身近にいる家族とのコミュニケーション、それから先生たちとの信頼関係、そしてこの子ども達がそれぞれの自分の良さ、友達の良さを認め合いながら、自尊感情を育んで、万が一いじめやそれに類似するような事があった場合には、他人ごとでなくて自分にかかわる自らの問題として全ての人が取り組んでいけるような友達づくりなど日常の環境づくりがどうしても必要であるというふうに私も思いますので、連携をとってそのことを進めてまいりたいというふうに思っております。

次の最後の副町長制度についての今後の導入の対応・考え方につきましてご質問がございましたが、お話ございましたように6月に地方自治法の改正がございまして、来年の4月1日から市町村において助役制度を廃止をして副市長制を敷くように改正をされました。これは必須義務でございますので当然町もこの対応をしていかなければならないわけでございます。この改正法によります助役を副市町村長に改めたと、この趣旨につきましては単に呼称を変更するだけでなくでですね、副市町村長としての権限が現在の助役よりも強化をされていくという点にあるわけでございまして、現在助役が担っております長の補佐的な役割に加えて、長の最高補助機関である副市町村長に自治体行政にかかわる政策及び企画についてより主体的な役割を担わせることを期待するという法の趣旨でございます。まあ実際の事務執行についてどのように副町長としての権限と委任をするかについては、課等を、それぞれの課ですね、これを横断して行うような行政改革の問題、企業誘致のように対外的な折衝を要することや、あるいはまた緊急を要する事務で直接その権限を行使させることによりまして、効率的な処理を期待することができるもの等々が考えられるわけでありまして、現在町におきましてもこの法律改正の趣旨にのっとって検討を進めてまいりますけれども、副町長権限、この委任の部分についてはどのような権限を委任してやっていくか、やはりこれはあの各市町村のいろんなバランスの問題もあるかと思っております。それぞれの市町村慎重に検討をされておるようでございますので、この部分はもう少し時間をかけてという形になるかと思っておりますけれども、今後3月の議会にはひとつの法律の定めでありましてこの助役から副町長名称変更、それに関連する若干の起案整備については議会に提出するように準備をしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。以上少し長くなりましたけれども第1回のお答えとさせていただきます。

教育次長

それでは、いじめの関係につきまして私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。先ずあのいじめの現状、潜在状況の関係でございますけれども、先程の議員さんにもお答えをしております。現在把握しているものの中では、やはり「からかい」だとか「無口」だとか「悪口」「陰口」「あだ名」などこういった問題で悲しい思いをしたという子どもさんはいるということ把握をしております。それらにつきましてはいろんな機会をとらえて子ども達にアンケート方式やいろんな方式で問いかけをして、それを材料に子ども達にそのフィードバックして返して、そういう場合にみんなはどういうふうに考えるかというような教育の材料にしているわけでございますけれども、そういった中ではそういった問題があるというふうに報告をいただいております。それから家庭との連絡の中で、まあ家庭からうちの子どものこんなようなことを言われたというような連絡もございまして、それからまあ今、学校の中では授業時間だけではなくて、例えば小学校においては給食の時間等におきまして子ども達と一緒に給食をとるというようなところから子ども達の普段の様子をチェックすると、まあそんなような努力もいたしております、その中でそういった実態をつかんでいるわけでございますが、あのまあ相手のことをあんまり深く考えずに発してしまうというようなことがございまして、人権週間等捉えましてそういった人権感覚を養うと、こういった方向を持っているところでございます。それから続きまして各機関の相談の内容等の関係でございます。現在あの子ども達を取り巻くいろんな複数のチャンネルを用意してございまして、子ども達が常にこういったいろんな機関を通じて是非相談をさせていただきたいと、こういった取り組みを行っているところでございますが、これはあのいわゆる飯島町の教育委員会のみならず全国にもございまして、特に長野県内におきましては公共的機関が14機関、民間の機関が7機関、まあこういったようなところが電話でいつでも相談を受けれますと、まあこういったものを用意してございまして、町の中では民生委員さんの活動や人権擁護委員さんもございまして、その他に学校にはスクールカウンセラー、これは3校に1名、県の方から配当を受けて、あの常ではございませぬけれどもスクールカウンセラーという制度があります。それからあと中学校には「心の教室相談員」という相談員を1名町の方で配置をいたしております。それからまああと学校内には図書館司書だとか養護教員、こういった直接担任とは関係のない部分で相談をいただけるような人員スタッフも用意してございまして、そういったところに常に相談していただけると、こういったことが必要でございますので、そういったものを子ども達に分かるように常にPRをしていくとこういったことでございます。

その中でご質問のございました「心の教室相談員」それからスクールカウンセラーこういったものが取り扱う内容についてはどうかという内容でございますけれども、特に中学校になりますと思春期の問題が一番多いわけでございまして、友達関係だとか、部活の中での自分の役割だとか、それからもうひとつは進路の問題についても悩みがございます。まあそういったものが内容的には多いわけでございます。それから小学校におきましてはやはりスクールカウンセラー、心の内面をとらえるといえますか、その子どもの心の悩みをも探るというようなことから相談をするというような相談指導をすると、そういった内容が多いわけでございます。それから町の教育相談室を設置してございまして、こちらの方につきましては、まあこの2学期まで出まあ大体80件ほどの相談が寄せられております。まあその中でもやはり一番多い部分でいきますと、人生相談だと

か教育全般というような分類にとらえられる部分、それからあと進路の問題、それからまあ中には不登校だとか、いじめに関する問題もござりますが、件数的にはやはり人生相談だとか教育全般に関する相談、進路の相談等がその中では多いという状況で捉えております。あと子ども達を取り巻く状況が非常にあの複雑になっておりまして、その中ではまあかつて私どもが育った時代とは違うのは、やはり異年齢による子どもの活動というようなものが少ないという部分がございます、これらにつきましては現在学校の中では、やはり仲良しになる活動とこということで、例えば掃除の時間を異年齢の子ども達、クラスを超えての集団を作りましてそういったところで掃除をさせるとか、それから学校の中のいろんな行事の中で全校の飯ごう炊さんだとか、まあそういったような取り組み、それから社会教育の中で育成会等の活動、こういったものを通じまして子ども達に縦割り、まああの自分の回りだけではなくて、1年生から6年生までが一つの集団として活動すると、こんなようなことを通じまして、子ども達が常に回りに自分たちを取り巻く仲間がいるんだと、こういったようなことを指導したり、自分たちで考えていただくこんなような機会を設けながら現在行っているところでございます。

教育委員長

お答えします。織田議員のご質問はこのいじめやいじめにかかわる問題について教育委員会でどんな議論がされたか、あるいは教育委員会としてどういう考え方をしているのかと、そんなふうなことだと思っておりますが、教育委員会としては今いじめの問題あるいはそれにかかわって自殺が連鎖的に起きておりますが、この問題が起きる前から常にこのいじめの問題、あるいは不登校の問題それらについては議論してまいりました。それで今までのいろいろと次長からも具体的な問題について説明がありましたので、重複するかと思っておりますけれども4つほどにまとめてみました。

1つとして、いじめについて今世の中では、いじめは絶対にあってはならないということが言われております。このものの見方をちょっと変える必要があるんじゃないかと思っております。

それから2つ目として、このいじめ問題に対処するには、やはりあの、例えばクラスでいじめが起きたときに、その担任の教師が1人で対応をするのではなくて、複数のまあなんていいますかチームを作って、そのチームのあり方というのは、その時々起きた問題に対して柔軟に変わっていかねばならないと思っておりますけれども、それによって対応していかねばならないと思っております。

それから3つ目として、これら1番大事なことなんですけれども、必ず保護者と緊密な連絡をとって、問題に対してお互いに意思の疎通を図っていかねばならないと思っております。それから、いじめの問題とは直接かかわりはないかと思っておりますけれども、まあ「急がば回れ」というか、今までのいろいろと説明がありましたけれども、ほとんどが対処療法であります。じゃああのその根本問題に入っていくにはどうしたらいいのかと、それは多少回り道になるかと思っておりますけれども、生きる力、生きる力の一つの、なんていうか、それを育む一つの具体的なやり方として、子どもに自主的にいろいろ判断できることを養っていかねばならないと、そんなふうと考えております。で、あの最初に申し上げた、いじめは絶対にあってはならないと、こういう前提ですけれども、これはもちろん私がこれを、これをちょっと変えた方が良くないかと言いますと、たぶん誤解されると思っておりますけれども、こういう固定観念が定着してしまいますと、例

えばクラスでいじめの問題が出たと、その時に担任の先生が、絶対あってはならないことが自分のクラスに起きたんだと、そういうことで、これはまずいことになったと、これが公になれば自分の評価は下がるし、ひいては学校の評判も下がってくるとそういうふう考えたときには、必ずそれをこう仕舞い込みたくなる、まあ悪い言葉でいえば隠したくなると思います。それで自分1人でなんとか解決しようと思うけれども、これはとんでもない間違いで、今35人の学級ですけれども、その中で1人そういう問題を持った子どもが出たときに、それに対処するには、残りの34人に対処するよりももっとエネルギーがいることだと思っております。だから1人でそれに対応しようとすれば当然、力が二分されてしまって、問題を持った子どもにも十分対応できない。それから残りの33人か4人ですか、そういう残りの子ども達にも中途半端な対応しかできない。そうするとそれが当然表面化して、あのクラスは何だ、あの先生はだめじゃないか、多分それでそこから排斥運動が起こってきます。で、学校はいったい何してるんだとそういう問題になります。だからあの私はあの学校訪問したりなんかしたときには、いじめの問題だとか不登校の問題そういったものは必ずあるんだから、あるという前提で対処しなきゃならんと、で、これはなかなかあのできにくいことかもしれないですけれども、いじめ問題が表面化して、あのクラスにはこういう問題がある、あるいはあの学校には不登校が何人おるということが公表されれば、評価は落ちるんじゃないかというふうに心配しますけれども、それを懸念してたら本当の解決はできないよと、そういうことを言っています。で、これはそういうことでひとりでは解決できる問題ではありませんし、もう一つはこの頃の子どもというのはあの思春期から青春にかけては、この子どもの心というのは非常に激動の時代だといわれますけれども、非常にこの荒れる、心が荒れる時です。で、自分の親やあるいは学校の先生をまあ抵抗勢力に仕立てて、そこへぶつけるエネルギーで自分の自我を作って大人になっていく過程ですから、この心の中まで覗き込むっていうことは大変あの難しいことで、言葉だとか文章で表しにくい、表すとかえって間違ってしまうようなそういうことがいくもあります。それでまあこれはもう対症療法に過ぎませんけれども、チームを作って今までの説明があったカウンセリングの先生だとか、それから学校の校長先生・教頭先生あるいは外部の相談員の方、そういった人たちと色々な連携をとって、もちろんこの公にするということは子どもの情報を全て公にするというそういう意味ではありませんので、これは子供のこういったプライバシーについてはきちんと守っていかねばならないし、これが漏れたときに子どもはもう口をつぐんでしまって絶対しゃべってくれません。で、そういうことには十分な注意を払っていかねばならないと思っておりますが、そういうまあなんていいますか大勢でチームワークでこの問題を少しずつ片付けていかねばならないんだと思っております。それで、大人の社会っていうのは非常にあのスピードが要求されまして、早く早くというふうにいわれておりますけれども、この思春期から青春にかけて子どもの心の問題について対応するには、ゆっくりした時間がどうしても必要であります。だから1人で対応するっていうことはとても不可能で、かえって害になるだけのことだと私は思っております。それで複数の人たちが係わりあって、対症療法であっても何とか子どもが一番悲惨な状態にならないように気をつけていかねばならないと思っております。

で、先程申し上げたように、必ず保護者と緊密な連絡を取っていかねばならないと、

そうでないと新聞なんかによく出ておりますように、学校へ相談したけど何の対応も採ってくれなかった、学校側からいけば全部学校に丸投げされたって出来んじゃないかとか、そういう対立関係が生まれて不信感が広がってくれば、結局一番被害を被るのは子どもでもありますから、その点保護者ともきちんと連絡をとって緊密な連携をとっていかなければならないと思っております。

それから4番目に申し上げた、あの生きる力についてであります。この生きる力についてというのは非常にあの抽象的で難しい問題ですけれども、一つの具体的な例として、具体的な例としてその子どもが自主判断でいろいろできるようなふうに戻りが気をつけていかなければならないと思っております。で、私はあの育成会や何かに出た時にも、育成会でいろいろ1年間の事業計画が発表されますけれども、私はそれが半分とか3分の1しかできなくても構わないと、で、子どもだからまだ幼いからどういうふうにする問題に取り組んでいかかわからないから、いろいろ失敗も間違いもするだろうけどそれでいいんだと、うまく大人に手伝ってもらってうまくいったときに学ぶことよりも、失敗してつらい思いをして自分で考えてその問題に取り組んだ方がよほど勉強になると思うし、それから身に付くと思えます。非常に回りにくいですけれども、そういうものの積み重ねをやっていくことがひとつ生きる力につながっていくんじゃないかと、そんなふう考えております。

後まあいろいろとあの重複、今まで次長が説明したような具体的なことで重複すると思えますので省きたいと思えますが、教育委員会でいろいろ今までにずっと議論を積み重ねてきたこと、あるいは私が実際学校へ行って子ども達と話をしてみたりしたことから、こんな考えを持っております。以上ですが。

織田議員

ご答弁お伺いいたしました。それではあの最初のまちづくり戦略の重点戦略の中での内容についてですが、仮称のまちづくり委員会設置に向けて各4区ごとの取り組みの若干の差、それから実態に合った中での取り組みの差があるわけでございますけれども、これまあ今後5年間の内というようにありますけれども、とにかく協働という理念が具体化する一番の最初のものでございます。それでいろんな会合でこの取り組んだ内容についてお聞きしますと、これは年度が替わって人が代るとまた変わりゃせんかとか、そんなような内容もございまして、今後のその4区の調整会議等でその人的な内容の交代するときにも、その内容の継続ということだけはよく徹底してもらいたいと思えますが、そこらについてひとつの今後徹底する内容のことについてお願いしたいと思います。お考えをお伺いいたします。

それから2番目の若者定住のことでございますけれども、これはあのお伺いしました。現在保育料の軽減だとか乳幼児医療の問題、放課後児童クラブそれから地域子育て支援センターの問題等お伺いいたしました。それで保育料の軽減それから乳幼児医療の無料化の年齢幅の拡大等に、あるいは不妊治療への助成等は継続そのままということですので、まあこれはただ今の言葉のとおり是非新年度の中でも継続していただいております。その中でまあ特にあの子ども行政についての町長のお考えがありました。生まれてから就学までの一貫した子どもも育成ということについてのお話があり、その内容として子育て支援、地域支援センターを機能させていくというお話がありましたので、このまあ先ごろの補正の中での質問の答弁にもありましたけれども、今後このスタ

ップをどういうふうにしていくかということが、これはやっぱり関心を持っておりますので、この地域子育て支援センターのスタッフあるいはカリキュラム等についてのお考え今ありましたら是非お伺いしたいと思います。

それから3番目の企業誘致・商工業振興でございますけれども、その中で特に企業の誘致でまああの誘致の場所についてでございますけれども、いろいろな農用地の利用等の関係で今後調整をしながらというお話がありました。やはりあの昨今近隣の駒ヶ根でも大きな企業が来ております。それから先程のお話のとおり企業間で企業に対しての補助策あるいは優遇策を出してきております。取得についての直接的な金銭の補助とかいろいろありますけれども、まあこれはあのひとつやっぱり町は町なりのこの自然条件と土地条件がありますので、やっぱり町に合った着物を着る、小さな市より小さな自治体については市と同じような着物を着てはダブダブになってしまいますし、いろいろな問題で障害が出てきますので町の実態を把握しながらそうした内容について町に合った企業の誘致ということが大事になるかと思えます。その面でまああの現在事務局として土地開発公社と、それから農業振興にかかわる農業の関係の課長は相反するような内容を同時に扱うような形になるわけで、悩む点多かろうとそんなふう思うわけでございます。まあいずれにしてもこの場所の確保については、全部一から整地をして一から社会インフラが整ったところからということではなくて、今あるようなところのある程度整ったところを基本にしながら、やはりこれはあの、行政と住民の認識の一致をみていくことが必要だと思えます。その面での今度努力が一層必要かと思えますので、その点についてのお考えをお伺いいたします。

それから町のイベントについてはお伺いいたしましたので、活力あるイベントが再生できるものは再生し、それからあのやはり住民の盛り上げをある程度行政主導でなくともいいと思いますけれども、そのやはりなんかきっかけ作りみたいな、きっかけ的なことも大事じゃないかと思えますし、そんな点での関与というか主導でない一緒になってやっていくっちゃう投げ掛けをしていく気構えは必要じゃないかと思えますが、そこらをもう1回お伺いいたします。

それから、いじめの問題については細かい数字的な内容についてはお伺いしました。また前者の議員の質問の中でも答弁がありましたのでそのようにお伺いいたしましたけれども、この中でまあ学校・地域・家庭という中で、もうひとつ私はちょっとひとつ先ほど申しましたけれども、子ども同士の自浄力というか、そういうものがどういう芽生えがあるかということ、またあの、側が育て、またそうしたことをキャッチして、そしてあった場合にはひとつ、うんと褒めてというか非常にそうしたことは評価してということになります。それでやはりあの昔と今もいじめも同じ様にあったといいと思いますけれども、この環境がやっぱり違っている、このITの時代であるいは携帯電話やそうしたゲーム器感覚での育った子どもと、昔の兄弟が多くて年齢層の違った、先程教育次長の話がありましたけれども、そうしたあれが昔は兄弟も多い年齢層の違った交流の子どもが交流できたというそういう環境の違いがこれ一番あると、このことは先程のお答えの中ではちょっとあまり聞けませんでしたので、私は大事だと思えます。その内容についてやっぱり子ども達、手を差しのべてから子ども達が、いやこれは、そういうことはやはり大事じゃないかと思えますので、次長あるいは教育委員長さん先程のお言葉の中でひとりで解決してしちゃあいかないと、皆で複数の人が関ってということになり

ますけれども、子ども達の自浄力というものについての評価とその見届け、認める見届け方そんな点についてのお話がありましたらお伺いしたいと思います。

なおあの教育委員会については先程質問申しましたように、前者の質問にありましたように、今回教育基本法の論じられる中で教育委員会のあり方さえも言われていることがあります。まあある政党によっては教育委員会不要論まで出てきている現実もありますけれども、私はこれはあの飛躍した内容で、とてもそうした内容については承知置くことはできませんけれども、教育委員会、教育委員会としての単体であるけれども合議制であるそうした中で、それから先程、河野教育委員長さんのお話にありました内容が教育委員会の中で論議されていることで、飯島の教育委員会としてのひとつの大きなそこに柱をお聞きしたわけでございます。そんな点から教育委員会に触れて申しましたわけでございます。

それからあの副町長制の導入でありますけれども、まあ3月各市町村検討中だというお話ありました。それでこれあの必須事項義務ということで、あのしてみますとこれはあの法的なことですから当局の方があれですけれども、まあこれは私がおもひ誤解してたらですけれども、これあの自治法によると来年4月この置くということと併せて、この自治法の改正の附則で、この法律の施行の際、現に助役である者はこの法律の施行日第162条の規定により副市町村長として選任されたものとみなすと、そういうことがあるんですけれどもこの点について、まあこのまま解釈すれば来年4月1日になれば施行日にもう助役は副町長ですと、されたものとみなすというようにもここに書いてあるんですけれども、ここの内容についてどんなふうに解釈されるか、まあこれはただ単に飯島の問題だけではありませんけれども、現法律が改正後も生きている内容・期限もございませぬけれども、どういうふうにされるか、いろいろその名前が変わるだけでなく内容が変わるということがありました。それですのでまあ今後事務吏員だという言葉も職員という言葉に変わるということも承知しておりますけれども、今の内容について時期的にこうしたものがうたわれた内容と飯島的な考え、町長のあるいは事務当局の考えはいかがかとこんなふうにお伺いいたします。以上。

町長

再質問の中で、まず最初に協働のまちづくりに向けてのこの足掛りとなる地域づくり委員会、各4区で今検討をお願いしておる内容で、お話ございましたように確かに5年間の目途にその実態を整えていくという一つの目標でありますけれども、やはりあの立ち上げのときの一つの方向付けというのは大変重要であろうというふうに思っております。従いましてこれがあの持続可能な一過性でなくて続いていくような組織と、それから中身、まあ規約等もひとつ作ってという形になろうと思っておりますけれども、そのところをきちんとボタンを掛けてひとつスタートして行っていくことが、地域の実際にはもちろん沿っていかなきやなりませんけれども、大変大事だろうというふうに思っておりますので、その辺を整理しながらまた年明けの調整会議等ではそのことをひとつだんだんに確認して、進めてまいりたいと思っております。

子育て支援の問題で、今まで継続した事業につきましても平成19年度予算できるだけ取り入れて継続して実施をしていくようにまあ努力中でございます。また新たに4月から発足をする子育て支援センターにつきましても、ひとつの目標に向かった考え方の中でスタッフを整えてですね、ひとつ対応していくということで現在進めております。

当然このセンター長、責任者を置きながら、そして具体的な子育て支援・相談・指導等におけるこのアドバイザー的な知識のある職員も同時にひとつそこへ配置をして、そして行政との連絡の中で十分皆さん方が、気軽に効果のあるこの子育て支援のこの支援ができるように態勢を整えてまいりたいと思います。もう少し人事体制の問題については年明けまで検討させていただくようお願いしたいと思っております。

それからあの企業誘致につきましても、確かにまあ内堀醸造等でもそうでありましたけれども、町のセールスポイントこれを売っていくということ、それからそこには地域の皆さんと来る企業のニーズが合致しないことにはこれは始まらないわけでございまして、そうした形で実ったケースでありましたけれども、今後ともやはりあの一部農地というような形になりますとこの地域、それから関係団体とむろん地権者との整合性、理解を得ていかなきゃなりませんし、一方でまた企業のニーズというものにも沿ってかないことには立地が実現しませんので、いろいろとまあ具体的な場面ではケースバイケースでひとつ十分に検討をして理解を得て進めていきたいというふうに思っております。

それからイベントにつきましてもまあ再三申し上げておりますように、ひとつの住民自らの発想・企画の中で生まれてくることを期待したいと思いますけれども、行政と致しましてもこれが真に町の活性化につながるという方向付が確認できれば、側面支援・後方支援というものは決して惜しむべきものではないというふうに考えておるところでございます。

それから子どものまあ自浄能力等につきましては、また教育委員会の方からお答え申し上げて、副町長制度、これはあの必須義務で、この副町長を置くということのひとつの条例改正・制定につきましては3月の議会をお願いしてまいりますけれども、この職務の権限に関する委任事項的なことについては、もう少しそれ以降も時間をかけてやはり検討をして、必要な条例整備等を図っていく必要があるということでございますので、3月の議会はその点について一応まあ条例改正。ただあの附則で今お話がございました件については、その助役の任にある人のこの4月以降もそのまま副町長としての継続の問題が附則として考え方がうたわれておるわけでございます。お話のあった解釈どおりでございますのでよろしくお伺いいたします。

教育委員長

只今いじめの問題についてとそれから教育委員会のあり方についてご質問がありましたが、確かにあのいじめというのは昔からありました。あの形が変わってきたのは、昔は割合あのオープンでカラッとしていましたけれども、今は非常にあの陰湿になってきていると、何故そうなったかということなんですけれども、昔はあの子ども達が大勢で外で遊んでいましたから、いじめるのもいじめられる方も非常になんていうのかオープンで、なんとかそこで子ども達同士で、何て言うんですかねえ、話し合いがついたり、あるいは子どもが自分でそれを乗り越えていく力があつたと思います。いじめられたのをよく昔はあの親が怒鳴り込んでくることもありましたが、昔はなかなかうまい言葉があつて、子どもの喧嘩に親が出るっちゃうことでそれで片付けてしまいましたから、子どもが自分なりにそこを乗り越えてこななきやならなかった。で、あの今出ているいじめとか不登校というものの単純にあの善悪で判断されると一番困るんですけれども、そのいじめにしても不登校にしてもこの子の思春期の時期のいろいろと心の葛藤がありますから、その中から、なんていうのか自我の形成、自立するために出てくる問題が奥

にあるんじゃないかと私はそんなふうに思っています。で、今あの子どもが非常に数が少なくなってきたことと、いじめに対して先程も申し上げたように、絶対あってはならないという雰囲気が浸透してくるとどうしても陰湿になってくるのではないかと考えております。その辺のともも考えていかなきゃならならんのかなと、それから子どもの絶対数が減ってきたことは、これはあの別に子どもの責任でもないし、現実にはそういうふうであるなら子ども達同士が、あの先程次長からも話がありましたように、異年齢の年齢の違う子ども達はどうやって関り合っていくか、やっぱりそこそこは子どもだけでそういう場面を作ることができにくくなれば、やはりそれはあの大人が設定していかなければならないのかなと思っています。で、3年ぐらい前の話ですけれども、私の近所にあるお宮へ行って見ますと結構何人かの、中学生は来てなかったですけれども、小学生が遊びに来て結構喧嘩もありました。私黙って見ると喧嘩してまあかなりいろいろやりあったり何かしてましたけれども、そのうちに何となしに話し合いが付いてまた一緒になって遊ぶと、まあよほどひどいことになったら親が出るっていう式でいかなきゃならんのかなと思って見てたことがありますけれど、だいたいあのなんとか折り合いが付いていきます。そういうことを繰り返すことによって子どもってというのは人の距離の測り方を覚えて大人になっていって、大人の社会へ入ったときの大人の社会での付き合い方の基礎ができていないかと思っていますが、今そういうことが出来難い、子どもの数が少なくなってしまうという時代になったもんですから、やはり大人がなんとかこういったのを設営してやらなきゃならない。けれども私が心配するのは、子どもというのは大人の見えないところで育つ部分はかなり大きいと思っています。だから大人が設営するとどうしてもいろいろと手が入ってしまうとその辺が心配だなあと思っています。まあ心配だなあと思ってもそういう設営はしていかなきゃならないのかと思います。

それから教育委員会のあり方ですけれども、これはこういう制度ができてもう半世紀も経っております。でまあ戦争に負けてアメリカのこういった制度を取り入れたわけですけれども、地方自治のあり方というか考え方もだいぶ違ってあります。従ってまああのこれはいろいろ問題があります。それらを考え直していかなきゃならない時期へきていると私もそう思っております。以上ですが。

教育次長

それではあの、子ども同士の芽生えがあるかっていうようなご質問でございますが、義務教育9年間ございまして、まあ一番その総大集が中学校でございます。中学校の現在の様子を見ますと全校での非常に大きな歌声、それから無言の清掃、それからあいさつ、まあこういったような問題は生徒会が自ら自分たちの目標と定めてそれを実行し、現在地域の皆さんや他校からお見えになる皆さんに評価をいただいております。まあこういった点についてはそういったものが育んできた結果がそこに中学生という一つの立派な姿を表現しているのかとこんなふうには評価をしているところでございます。ただ一方、やはり自発性だとか自立性まあこういったものについて、まあまだまだ積極性に欠ける部分がございますので、そういった課題を抱えながら今後の教育目標としていきたいということでございます。以上でございます。

織田議員

町長先程、その附則のとおりだっというお話ありましたけれども、そうすると4月か

ら助役が副町長とそういうことでいいわけですね。

町長

その任が身分的にも4月を境にした以降もその任が副町長、こういう名称で呼ばれるということになるわけでございます。

織田議員

名称が呼ばれるということですね。

町長

はい。

織田議員

助役自体が副町長と。

織田議員

残り最終の質問となりましたけれども、今年を表す言葉に「品格」という言葉、それから「イナバウアー」という言葉が昨今マスコミで発表されました。「品格」これはやっぱり日本の伝統を守る、伝統を守るところは守り、新しいところは取り入れていくというような内容でいわれている藤原正彦氏の著書からくる言葉が出たと思います。こうした点についてやはり飯島町も「品格」を持った飯島町でありたいし、またある意味での鞘（さや）でありたいとそんなふう思うわけでありまして、「イナバウアー」のような待っていた金メダルがようやく出たというようなその美しさ、明るさが日本中に渦巻いた話題でございました。そうした内容も欲しいわけでございます。協働という概念につきましてはまあ縷々お話のように話しておりますけれども、昨今の新聞のコラムによれば地方自治にとって不可欠な要素だと、「協働の取り組みは地方自治の原動力であり」ということが記されておりました。またこの協働という力が改めて強調され認識されたのはこの阪神淡路大震災のあの助け合いの中から強調されてきたということでございます。今思い返してやはりそうした協働の力の原点ということ、協働、いわゆる農業協同組合の協同でない、共同募金の共同でない、共に協力して働きそして今申し上げた内容ということになるわけでございます。そんな点を認識しながら今後臨んでいただきたいと思っております。

議長

残り時間30秒です。

織田議員

昔の言葉にありました、昔、浦島太郎が亀をいじめた。猿・カニ合戦でカニをいじめたということが昔ありました。ですけれども子どもにそん中に反発していく何か、そうはいってもいじめちゃいかんぞ、という自浄力がありません。そうした中でやっていくことを認め合っていく世の中でありたいとそんなふうで思っています。最後に町長、第4の改革来年度であります。第1なる改革、第2ふるさと計画、第3持続可能なまちづくり、第4の改革、来年の改革はどう銘打ちますか。その点についてお伺いして終わります。

町長

19年度の予算編成を含めたこの行政運営につきましては、この地域総合計画とそれからふるさとづくり計画に沿って改革すべきものはして、また将来の投資に向けて必要なものについては重点的に予算配分をして、メリハリのある行政運営・予算編成をしてまいり所存でございますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

織田議員

終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時40分といたします。休憩。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

議 長

会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 竹沢秀幸 議員

7番

竹沢議員

それでは通告に基づきまして時間内に一般質問を行いたいと思います。

第1に安全安心のまちづくりのための町道整備についてでございます。町道広域2号線いわゆる広域農道についてでございますけれども、1日に10,000台を超える交通量があるところでございまして、伊那谷を南北にかつ主要自動車道と並行いたしまして、各インターチェンジとも近く、アクセスが良好な主要幹線道路であるわけでありまして、第1に、この広域2号線について町の維持管理費、例えば舗装のオーバーレイですとか除雪費などの費用は現状どのくらい費やしているのか先ずお尋ねをいたします。

第2に長野県知事も田中知事から村井知事に代わりまして、81市町村に目を向けた県政運営が期待されるところでございますし、他の県知事の不幸事件がありますが、わが知事は大丈夫であります。徐々にですけれども県民サイドに立った改革が行われまして、とりわけ長野県の職員が生き生きと仕事を行う環境が現在整いつつあるというふうに思うわけでございます。そこで以前の一般質問でも提言をしてございますけれども、広域2号線は箕輪町から飯島町の柏木の信号機のある交差点までの間、各市町村の市町村道として維持管理されている現状にあるわけでありまして、県道への格上げについてその後どのような取り組みをしてきたのかお尋ねをいたしたいところでございます。先日県の方から情報をいただきましたら、11月30日の日に村井県知事は飯島町を訪れまして、町有林の列状間伐などを視察をいたしまして、翌日12月1日伊那市においてボイス81上伊那地域会議があったわけですが、この折に箕輪の町長から今日広域農道の県道格上げについての要望意見を発言したというふうに聞いておりましたけれども、わが飯島町長はいかがでしょうか。

第3に広域2号線の歩道整備についてでございますけれども、この間順次整備されてきているところでございますけれども、町道北上の原線交差点から以北及び町道上の原幹線以南に未整備区間があるところでございます。歩道整備は国の交通安全施設整備事業によりまして55%の国庫補助があるわけですが、補助残が町が負担するため今次自立のまちづくりの財政事情からしても進展しないということは十分理解をするところでございますけれども、子どもからお年寄りまで安全で安心して歩くことができる歩道整備は必要な行政課題であるというふうに思うわけでございます。従ってこれに関わる今後の具体的な歩道整備の施工場所、事業費あるいは実施計画年度等について、自立のまちづくり計画があるところでございますけれどもお尋ねをいたします。

次に町道等の公共用地買収単価についてでございます。私も個人的に地域の要望を踏

町 長

まえまして、新田耕地の七久保駅南踏切から飯島セラミックなどへ通じる町道軌道下線の用地取得について、いささか地権者との交渉にもかかわっているところでございます。このこととは直接関係ありませんけれども、町内全域の町道等の公共用地買収単価基準というのが町にあるはずでありまして、その内容についてお尋ねをいたします。

次に第2の質問項目でありますところの生きる力を醸成させる教育の推進についてでございます。前段2名の議員から児童生徒に関わるいじめ問題についての質問があったところでございますし、それに関わりまして河野教育委員長の方からも、生きる力を醸成する教育は必要であるというご答弁をいただいております。飯島町の学校教育から社会教育まで先般その推進にご尽力をされました大沢教育長さんが若くして他界をされたわけでありまして、その功績に感謝すると同時に、心から哀悼の意を表する次第でございます。個人的なことで恐縮ですけど、あの私の家を新築した際に「温故知身」の書をいただきまして、今座敷に飾ってあるところでございます。また私お酒が好きなので先生陶芸やられておりまして教育長さんから「ぐい飲み」をいただいております。また私の仕事の関係で過去に市町村合併の合併協議会の事務局長をやっております、当時と一緒に飯島町の耕地の説明会に大沢教育長さんと同じ班でいくつかの耕地の説明会に行ったわけですが、その中であの町の示す意見と違う意見を述べられる参加者もいらっしゃるわけですが、そうした方に対しまして比喻（ひゆ）や例え話をうまく使いまして目をキラキラさせて説得されていた大沢さんの姿が今も鮮明に脳裏に浮かんでくるところでございます。心から尊敬申し上げ感謝しております。

さてそこで、大沢教育長亡き後、教育次長が奮闘されていることは十分承知しておりますけれども、課題の多い教育現場の長が長い間空席では問題があるというふうに思うわけでありまして。早期に人事を行う必要があると思いますが、いつおやりになるかお尋ねをいたします。

続いて生きる力を醸成させる教育の推進の具体的なことでございますけれども、学習指導要領の改正等によりまして教育現場では総合学習ですとか、あるいは体験学習などが学校内の授業で、また町内のいろんな方を学校へお連れして講師としてお願いしたりしての授業展開もありますし、また各地域において育成会等を中心にしてこの間にこうした取り組みが進められてきておるわけでありまして。その現状についてどのような取り組みがなされておるのかお尋ねをいたしたいと思います。1回目の質問は以上でございます。

竹沢議員からいただきました2点のご質問に対してお答えを申し上げたいと思います。まず最初に安全安心のまちづくりのための町道整備について、広域2号いわゆる広域農道でございますけれども、この維持管理の現状については予算的な面も含めてどうかということでございます。現在この道路に対しましては道路の法面の除草の問題、それから側溝整備、ガードレールの取り付け、舗装路面の補修・オーバーレイとまた除雪等が中心でございまして、概ね年間3,000,000円ほどになっておりまして、全てこれは町の単独事業費、実費自費で一般財源で実施をしております。町全体の道路維持補修費からみますと約1割前後、これが広域農道の維持補修にかかっております。それからこの広域農道の県道格上げの問題、前にもあのご質問等いただきまして私も対応してまいりました。ご承知かと思っておりますけれども、これはあの昭和60年の7月に最初

に伊那中部広域営農団地農道として与田切の橋が架かりまして、以来約8年間にわたってこの工事が進めてまいりまして、最後は中田切川ですね、駒ケ根との境のふれあい橋、ふれあい橋を最後に平成の5年度の7月に全線開通したとこういう道路になっておるわけでございます。8年間の歳月を掛けてできた道でございます。まああのもともとこの道路につきましてはこの地域飯島から辰野の入り口まであるわけでありまして、地域のそれぞれの農村農業振興それから野菜・果物農産物等の集出荷のスムーズな流通輸送というものが主眼に採択をされた事業でございます。所管は当時の農林省、現在の農林水産省でありまして、この所管の補助の下に農道使用という設計の基準でやっておるわけでございます。当然あの当初は歩道等も無かった、こういう道路でございます。ところが時代は移りまして今は事情が一変をいたしました。10数年立ちましてお話にございましたように、これは特に飯島地籍の場合につきましては、まあどこもそうでございますけれども、駒ケ根・松川のインター間のアクセス、アプローチ道路としての役割、それから伊那谷を南北に縦貫をするということのこの生活・通勤道路としての重要な幹線道路になりましたし、またこれがあの一朝災害等の有事の場合には緊急輸送の道路にもなりますし、それから代替道路にもなると、こういう非常にあの目的が大きく様変わりをしてまいりましたので、しかもお話ございましたように交通量も今だいたい平均しますと1日に12,000台前後、下の国道153号と同じくらいのまあ交通量でやると、非常にまあ幹線道路としての位置づけになってまいりました。これをまああの各できた以降は市町村、それぞれの市町村間に管理移管をされて降りてまいりました。具体的にはまあ町道という立場で現在今言ったような管理運営をしておるわけでございます。各町村とも非常に歩道もあるところ無いところ、自力でやるとどこ無いところありまして、交通渋滞も含めて非常に事故防止等も心配をして、しかもまた予算的にもこれを維持、将来にわたって維持管理していくということは並大抵のことではないというお話のとおりでございます。この町の広域農道の部分につきましてもご覧のような状況で、順次まあ歩道等整備してまいりましたけれども、やはり今後、まだ与田切公園周辺・周辺も多額なお金がかかるというようなことで、計画はしておるわけでございますけれども、なかなか思うに任せない財政事情にあるわけでございます。これを何とかその県道昇格できないものかということで、私も特にあの県道昇格、県道につきましては同じあの南の方へ向く部分につきましては、与田切の国道の橋から柏木の信号機までがいわゆる、までと申しますか、そこから日陰坂を歩いて行って飯田の方へ行くのが県道飯島飯田主要地方道になっていますので、ちょうどまあそれらの代替的な考え方でこの梅戸神社の前の153の入り口から上の原幹線を通してそして向へ付け替えるような昇格するような形をお願いできないかということをお願いしてまいりました。建設事務所を通じまたあの土木部等へも再三お願いをしてまいりましたけれども、悲しいかな田中県政の下ではこれは望み薄というような結論になってきたわけでございます。で、お話のようにあの過日ボイス81が12月1日直接村井知事との懇談がありまして、各町村いろんなテーマ課題を持ち寄った懇談がありまして、私の方はこれはあの他の道路との関係もありましてちょっとこの問題には直接は提案をしませんでしたが、箕輪の町長さんとも話し合いをして、一緒になってこれはあのお願いをしましたし、その1週間前に長野県の町村会のやはりあの建設土木部会がございまして、私その方の幹事をやっております。県の土木部長さん始め皆さん方と直接その懇談をして要望する

機会がございましたので、特にこの点をお願い申し上げて、ひとつ飯島のみならず全線的な県道昇格付け替えということをテーマにやっております。ただまああのこれ今申しあげましたように、あの基本的には所管が農林水産省、農道使用ということで当時多額な補助金が投入されて建設された経過がございますので、やはりちょっと今すぐ簡単にといいわけにはいかないというのが、その当時の土木部とのお話合いもそうございましたし、この間のボイス81の知事の答弁もやはりあの、いろんな担当からの見解としてそういうふうには知事としては申されておりましたけれども、いずれまあこうした垣根を取ってやはり本当の実態の幹線的なものについては県管理が責任を持ってやっていくということは村井知事さんも言っておられましたので、今後皆でひとつ一致協力してこの要望を強く声を出してやって時間をかけてでもその実現に向かっていこうじゃないかということで今取り組んでおりますし、また今後ともそうした面でも対応してまいりたいと思いますので、ひとつ、これはなかなかちょっと時間がかかって、何時までというわけにはまいりませんが、特に飯島の場合は県道飯島の接続しておる部分がございますので、ちょうどスムーズな県道移管ができる条件にはあるなあというふうに思っております。従って是非ひとつまた側面的なご支援をいただきたいというふうに、地元からの要望の熱意にも伝えていくような形でご協力をいただきたいと思います。

それからそうした中でこの広域農道の今後の整備計画であります。まあ県道昇格の要望は引き続いてやっていくにいたしましても、当面の問題としてやはり今まで高尾の方からやっております安全安心通学道路確保というような観点に沿って、これからの通りのこのふるさとづくり計画の中で、今後は153に関連する取り付け関係の道路改良、あるいはアクセスとしての堂前線の多額なまあ交付金事業でやっていく事業が控えておりますので、すぐ簡単にあの着手計画に入れていくというわけにはまいりません。全ての他の改良計画もそうでございますけれども、限りなく先延ばしというこのせざるを得ないというような状況にあるわけでございますけれども、課題としてはそういうことで残っておりますので、またいずれひとつの事業の重点政策の一つの優先順位のことから十分判断をして、将来にはやはり整備をしていかなきゃならないということでございます。従ってあの今日のところは年次別な計画の中で申し上げる段階ではございませんのでひとつご理解をいただきたいと思います。

それから買収単価の問題でございます。町の幹線道路網計画につきましてはやはりその他都度不動産鑑定士を入れたり、それから地価公示等によるひとつの客観的な買収単価でもって対応させていただいておるのが町の考え方でございますけれども、ただ一部にはあの細かい地域的な部分的でまあそう緊急性はないけれども、どうしてもまあ地元がひとつ要望して協働の部分も含めて開設したいというものにつきましては、従来からの用地単価というものを基準にしてひとつご協力をいただいております。決してあのこの適正かどうかという問題については、まあケースバイケースいろいろあるかと思っておりますけれども、こうした幹線道路網とそれから地域のちょっと枝的な部分との用地単価、自ずからちょっとその発想が違いますのでご理解をいただいておりますので、まあ概ね適正に対応しておるといふふうに思っております。

それから次の教育問題でございますけれども、先ず教育長人事でございますけれども、お話をいたしましたように今この山積する非常に教育問題、いろんな課題のある中で現在の教育長、お話をいたしましたように前教育長さんの大沢さんが退任をされ以降、8月以降空席となっておりますわけでございます。私としても1日も早い教育長としての教育委員人事、選任は必要であるというふうに考えておるわけでございますけれども、この点につきましては現在慎重に考慮中でございますので今しばらくひとつ時間をいただきたいというふうにお願いしたいと思っております。

最後のこの生きる力の醸成の問題につきましてはまた先程と重複する部分があるかと思っておりますけれども、教育委員会現場の方からひとつご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

教育次長

それではあの生きる力の醸成をさせる教育の現状はという内容でございますが、生きる力につきましては中央教育審議会の答申に示されておりまして、子ども達はその成長過程で子ども達だけで関わっているのではなく多様な他者との関わり、既に社会力を身につけている大人たちを取り込んでいくことによって社会的な人間として自己形成をし、社会を受け継いでいくと、そして豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力を養っていくことが必要であるというふうにいわれております。そのために学校はもちろんであります、教育に携わる関係機関では自然等地域の自然を生かした体験活動や地域住民の多様な他者との関わり、異世代の交流事業等を展開して現在行っております。

具体的な例についてお話しすると学校ではもちろんこの生きる力を中心に据えておりまして、確かな学力、豊かな人間性、健康体力、この3本の柱で授業改善を行いまして取り組みを行っております。また地域の取り組みでございますけれども、育成協議会、地区の育成会、それから少年スポーツクラブ、まあこういった活動が町内で盛んに行われておりますが、異年齢の子どもとの交流や地域の多様な他者との関わり、そういったものを行いながら社会力が身につくように指導をいただいております。通学合宿、宿泊体験、各種体験活動、こういったことを行っていただいております。公民館としては今年の事業では父と子の冒険隊、まあこういったような事業を通じまして自然を生かした体験学習等を行っております。それから教育委員会でも陣屋通学塾等を実施をしております、それらを行っております。まあそれぞれその他の機関でいえばアグリネイチャーいじま等の施設を活用して町内外の多様な他者との飯島の子ども達に関わるような体験交流も行っております。以上でございます。

竹沢議員

それぞれ答弁をいただいたところでございます。そこであの広域2号線の県道格上げについて、提案したいと思っておりますが、あの村井県知事に代わったということ今現在有利なチャンスだというふうに思うわけでありまして、まあこうした政治的背景を踏まえて関係する飯島から伊北の市町村長及び担当の部課長などによりましてこの協議的な組織を立ち上げてですね、運動展開をしたらどうかということをお思いますので、そういうことを1つ提案いたします。

2つ目ですけど先程あの当町でもよく3,000,000円、約1割の費用が広域農道に維持管理費として費やされているということでございます。そこであの今までは県費での土木費というのは市町村に対して交付が少なかったわけですがけれども、せめて格上げをし

ていただくまでの間、この維持管理に関わる県費の補助制度というものを創設をしていただくと、まあ金額的に3,000,000円ですから県全体から見れば、後ほど申し上げる新しい制度もありますけれど、小額かというふうに思いますので是非働きかけをお願いしたいというふうに思います。

ところで来年は統一選挙の年ということでございまして、今申し上げたような課題につきましても、私、地元選出県会議員をお願いをしてあるところでございます。そうしたことを踏まえてこの課題も地元のそうしたあの選出の県議会議員とも協力しあって推進していくということが必要だというふうに思うわけでありまして、そこら辺についての町長の見解をお願いしたいと思っております。

それから次に一昨日新聞でも報道されておりますけれども、村井県政は田中県政の進めてきましたところのcommons支援金制度、これに代わりまして「元気づくり支援金制度」というのを創設を致したところでございます。総額10億円、10の圏域いわゆる郡単位の圏域の要望を踏まえて支援する制度となるわけでございます。具体的には今月の25日の日に上伊那地方事務所管内の説明会が開催される予定になっております。従来の長野県政のcommons支援金は田中知事の特認枠、あるいはこの木製ガードレールに大変お気に入りのようでありまして、各市町村に対してこの支援金を使ってこの押し付け的に支援金によるこの普及をしたとか、そういうことがありまして本来のこの市町村の要望が十分に反映された制度になっていなかったというところに大きな問題点があったわけでありまして。今時、「元気づくり支援金制度」はその反省を踏まえまして、市町村要望を10圏域のそれぞれで地方事務所と関係する市町村長の協議によりまして調整し、実施される事業というふうに聞いております。で、本日現在ではその10億円を10圏域の、10にね、どういうふうに分けるかということまではまだ明確になっていないようでありまして、今後明確される予定だそうでありまして。

そこで例えば以前に私も一般質問で申し上げてありますけれども、本事業を活用してですね、広域2号線の凍結防止対策なんかをやってみるのも一つの方法ではないかというふうに思いますし、そのことに関わらず各耕地ですとか区ですとかいろんな団体が、いろいろあの今までのcommons支援金と同様にそうした地域の要求課題がいっぱいあると思っております。そういうものをあの今度の新しい「元気づくり支援制度」の中で住民要望を多く吸い取っていただいて、飯島町のまた地域が、また町全体が活性化するような、そのための元気づくり交付金制度になるように、いうふうにご奮闘いただきたいというふうに思いますのでそこら辺に対する町長の見解を求めたいと思っております。

教育長の人事につきましては今後慎重に行うということで答弁がありました。それでちょっと細かいことで恐縮ですけども、関連をですね、学校教育現場へ出向した職員が現在療養休暇中であるというふうに思うわけでありますけれども、このことについて若干意見を申し上げたいというふうに思います。田中県政の最大の問題点は何であったかといいますと、私思うに県職員が委縮し、隣はまあ何をやる人ぞということで、神経を使ってですねメールによるこのチクリを心配して明日はどこへ配転をされるかということに気がしながら仕事をせざるを得なかったわけでありまして、こうした人事管理体制に問題があったわけでありまして。現実にもこうした体制の中で自ら命を絶った県職員が幾人もいらっしゃいますし、ノイローゼで現在療養中の職員も多く、そうした犠牲者が出たことが先程のいじめの問題じゃあないけれども、これはまあ正に長野県のいじめ

であるというふうにも思うわけであります。先程申し上げた具体的な件ですけど、その役場全体に見たときに、まじめに働いている多くの役場職員とですね、学校長から苦情をいただくような職員とエライ違いだというふうにも思うわけでありまして、いわゆるこの額に汗して働く役場職員がですね報われるような人事管理体制というものがあるというふうにも思うわけでありまして、

先日も町民の皆さんとお話しましたが、税金ちゅうものはね、建前からいうと自主申告・自主納税ということになっておりますけど、町民の皆様と国民の皆さんもそうですけど、その大半は税金は取られるものという意識が強いと思うわけですね。そうするとその税金が正しく使われていないということになるといろんな意味の不満が募ってくるというふうにも思うわけでありまして、以前に某職員の不祥事につきまして町長に早期に依願退職するよう進言したことがあるわけでありまして、町民の皆さんはそうするとこの動きについてですね、よく見ているんですけども、直接はそういうことは言わなくて黙っているというふうにも思うわけでありまして、そういう意味で大変恐縮ですが先程、副町長の話も出ましたけど、職員の代表であり人事管理の責任者たる助役さんの責任も指摘せざるを得ないというふうにも思うところでございます。職員の精神的な悩みはですね、数年前の人事院勧告でも明らかにされておりますように、心のケアの職員研修などを行うよう指導されておまして、私も以前に総務課長にも提言をして既に飯島町としては具体的に実施されていることは承知しておるところでございます。しかしながらこの地方公務員法という法律があるがためにですね、療養休暇中、要するに給料を保障されて休む方がいまして、その方が回復の見込みがあればいいわけですけど、一方でこの公務員の身分が保障されとる制度があるんですけど、一般の民間の企業と比較した場合にですね、そうした方は民間では即退職処分になると思うわけでありまして、そういうことを一般町民の目線から見るとやはり問題があるというふうにも思います。そういうことでこの案件についても早期に手を打つ必要があるんじゃないかというふうにも思いますが町長の見解を求めたいと思います。2回目の質問は以上です。

町長

最初のあの広域2号、広域農道の県道昇格に関して、是非ひとつこの地域の共通の一つの考え方となって協調体制をとる中で働きをしていくべきだと、あの全く同感でありまして、そんなような動きも今始まっておるわけでございます。あのボイス81のああした議論もきっかけとなって、まあ連絡協議会ということになるのか、実現促進同盟会的な形になるのか、ひとつ連携・関係する各市町村とも連携をとってひとつ進めていくように検討してまいりたいと思いますし、それからその以前の問題として、多額な費用も維持管理費としてかかるので、県のまあ補助制度等も取り付けた中でやっぱりやっていくことが、あのそれが一番いいと思うわけでございますけれども、なかなかあの県も新しいこの財源の問題もありまして、そう簡単に行くわけではございませんけれども、そこでまあひとつあのコモンズ支援金の、まあ知事が代わって新しいまた考え方も出てくるだろうと思います。現に知事配分枠は撤廃をされて全額地方事務所配分という形になりそうでもありますので、まあこの問題に限らずいろんな地域の要望も、これまであの数年間、町もあのいろんなユニークな取り組みをしてこの補助金をいただいてまいりましたけれども、これからもそうした新しいまた県の考え方に沿って、できるだけこの身近な支援ができるようなコモンズ支援金を活用してまいりたいと、その働きかけをして

いきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。またあのこうした県道問題、大きな県政との絡みでございますので、地元から郡部から出ておる県会議員の皆さん方にもいろいろご相談したり応援していただいたりして、共々進めていくことがいいんじゃないかというふうにも考えておるところでございます。

それから職員の問題につきましては、これはまああの地方公務員との立場、町の職員としての立場、まあいろいろこれはあの、公務員としての当然こうした時代の中で、意識改革を持って真の住民に対するサービス奉仕者としての務めを果たしていかなければならないわけでありまして、そこにはやはりその責任と自覚、それからやはり仕事を進めていく上には気概を持ってやっていただく、まあそこにはあの当然竹沢議員もかつて職員の時代もあったわけございまして、このやはりいろんな面で個人差もあることは事実でありますし、それからその身分の対応に処する部分もいろいろとあの法律をはじめルールもあるわけございまして、現に休職の状態にある職員もあるわけございまして、まあそうした若干その職場の環境の問題、個人の健康力の問題にいろいろあるわけございまして、直ちにこれをもって則その最終的な対応というわけにはなかなかいかない部分もあるわけございまして、これはやっぱり一つの職員としての資格とそれからまあ自覚の問題もあるわけございまして、慎重にまあひとつ対応をしながら人事行政を進めていかなきゃならないというふうにも思っておりますので、個々のケースまた十分考えながら対応をしてまいりたいと考えておるところでございます。

竹沢議員

それでは3回目の質問を申し上げたいと思います。生きる力を醸成させるまあ教育の推進についての必要性を先程も河野教育委員長からも答弁があったところでありまして、えーとですね、この提案なんですけど、私もまた町長もまた、幾人かの町民の皆さんもご協力していただいて、わが飯島町というか、その千葉市のいくつかの小学校の児童のホームステイを受け入れをしております。ここであのこれは土曜日なんですけれども、私のところへ泊まった子ども達、千葉のこれ千葉市の小学校、3校今年は来たんですけど、この子ども達の作文がございまして、昨日・おとといですか届きました。私の家に泊まった子どもの作文をちょっとご披露申し上げますけど、「飯島町の皆さんへ。長野県は山がきれい川もきれいで千葉県には無いようなすてきなところですね。全く会ったこともない私たちにすごく優しくしていただき、ありがとうございます。私たちは千葉県から長野県へ行くとき、お母さんやお父さんと離れて4泊5日長野県で過ごすと思ったら、やっぱりちょっと不安でした。だけど飯島町へ行ってみて、皆さんがとっても優しくしてくださったので安心していられました。夏休みのいい思い出になりました。本当にありがとうございます。また飯島へ来たいです。」ということでございます。要するにですね、この小学校の子ども達が親元を離れて民泊を経験することは素晴らしいことだというふうにも思います。先程教育次長のご答弁にありましたが、一部にはそうした取り組みもあるにはあると思いますけれども、あの昔から「かわいい子には旅をさせろ」というふうにも申すわけございまして、親元を離れまして他人の家で寝食を共にする体験を通して、改めてこの親のありがたさというものを感じると思いますし、先程のいじめの問題の課題に対応するためにも自立心が醸成されると思いますし、また連帯感が強調性を養う、また農業体験などを通してそういう体験を踏まれば、自然の恵みのありがたさとか、そういうことも小学校6年生くらいになれば十

分理解できるというふうに思うわけであります。これがあのいわゆる生きる力を醸成する教育の推進の一環のひとつの事業じゃないかというふうに思うわけであります。そこであるの提案するんですけど、飯島町が現在その千葉の子ども達をね、受け入れて、やっている事業、これはいいことだもんでこれは継続する必要がありますけど、足元の私たちの飯島町に住んでいる私の孫を含めて、飯島の子ども達、飯島の子ども達は将来の飯島町の、今でも宝物でありますし、将来の日本や世界を背負っていく金の卵であります。そうした子ども達を対象にした、飯島町から外へ出す、いわゆる国内ホームステイみたいな事業をやったらどうかということを提言するわけであります。ですからあの千葉の子ども達が飯島へ来てね、大きく育ててもらいたいんだけど、飯島町の宝である子ども達をそういう方向へ持っていくことを提案したいと思うわけであります。例えばあの今交流始まっております千葉市でも結構ですし、奈良県の斑鳩町とは友好姉妹の関係がありますので、そうしたところでもいいと思いますので、国内ホームステイ事業というのを実施をすることによって、いじめのない生きる力の醸成できる元気な飯島町の子ども達が育っていくと、こういう環境づくりの一環としてやったらどうかということを提言を申し上げますので、こちら辺についての町長もしくは教育委員会関係のほうで、そのことに関わる見解がありましたらご答弁をいただきたいと思います。

町長 子ども達のまあ山海交流と申しますか都市と農村との、これの非常にあの成果等につきましては今までもお話のありました千葉、私もあれに関してまいりましたけれども、大変あの有意義で評価を高くいただいておりますので、これはあの当然関係者のご努力大変なものがあるわけでございますけれども、是非ひとつ今後とも受け入れの方は続けていっていただきたいなというふうに思っております。逆にまあこちらの子どもがそうした方へホームステイ的にお伺いをして、やっぱり体験をすることもこれは一つのこれからの町を担う子ども達の、やはり外の目を見て状況を見てやはりこの町を考えるとということがどうしてもこれは必要なことであろうと思っておりますので、今後十分検討させていただきたいと思っております。また現場教育現場の問題もあろうかと思っておりますし、各保護者ご家庭の考え方もございますので、その辺をどういうふうに連携してこのことを検討して進めていくのがいいのか悪いのかということをご十分にひとつ時間をいただいで検討させていただくということでお答えとさせていただきます。

竹沢議員 以上で質問を終わります。

議長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午後12時19分 休憩  
午後 1時30分 再開

議長 会議を再開します。午前中に引き続き一般質問を続けます。  
5番 森岡一雄 議員

5番  
森岡議員

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。飯島町は自立の道を決めて2年目、今年は自立へ向けて本格的に歩み出しました。そして内部からまたできることからということでそれぞれの施策が始まりました。ここで成果を問うのは早いわけですが、12月ともなれば新年度の予算編成も取り掛かり、明年への準備も始まる時節であります。そこでふるさとづくり計画の進行状況と、課題についてお伺いをいたします。より効果の上がる事業ができることを望むわけでございます。

まず第1点といたしまして、自立を推進するための屋台骨ともなる地域づくり委員会の設立にあたり、進行状況と課題についてお尋ねをいたします。中期総合計画書の中で地域づくりを総合的に進める組織のガイドラインによりますと、この地域づくり委員会についての概要は、施設の目的として、1に住民自治の推進、2に自分たちの住む地域を自分たちの力で更に良くしようという地域づくりの一層の推進、3に協働のまちづくりの主たる担い手となり得る新たな組織として設置をする、のだとのその目的が示されております。そして組織の機能としては地域のまとめ役として地域づくりを総合的に進めるための企画調整及び実施する組織であるとしております。更に検討スケジュールによりますと19年の4月に委員会の設立となっております。そこで現況につきましては先程午前中の質問者の中で出ておりますので、特に課題がありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

次にこれも午前中の質問の中で出ておりましたが、19年度から始まります国の新しい農業政策の中に、農地や水などの資源の保全とその質の向上を図る政策として、農地・水・環境保全向上対策があります。これは農業者だけでなく、地域住民や自治会また関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たに作って、これまでの保全活動に加え施設を長持ちさせるようなキメ細かな手入れや、農村の自然や環境などを守る地域協働活動に対して補助金が出るという制度であります。政策の概要については参考のため後ほど担当課長からお聞かせをいただきたいと思っておりますが、ここで言っていることは、農家や地域住民また自治会や関係団体が一つの組織を作り、水路の草刈りや泥上げ、道路の管理、施設の点検などを共同作業として行うということであります。このことは飯島町では現に区や耕地において行っております。住民関係者が一体になって共同作業を行う、こういうことは常にやっていることでございます。このことはまさに飯島町がこれからの自立のために設立しようとしているふるさとづくり委員会と同じものではないでしょうか。委員会の設立について関係者の皆さんに聞いてみますと、「委員会を作ると具体的に何をやるのだ」というような意見が返ってまいります。そこで具体的にこのような事業を取り入れながら組織づくりをすることにより、設立とその後の運営がスムーズに行えるのではないかと私は考えます。そこでこの農業政策を取り入れての委員会設立を提案しますがいかがでしょうか。町長の所見をお伺いをいたします。

次に協働のまちづくり推進事業補助金についてであります。主旨としては従来の人材育成補助金制度を拡大して、協働のまちづくりを推進する活動を補助するというものであります。対象事業としては環境整備や保全、文化や教育の推進、健康や防犯助成活動など人に関すること、また組織についてはまちづくり委員会や団体の設立及び運営など大きく3つの対象形態となっております。新しい事業のためか説明不足か理解不足か、いずれにしても使い勝手が分からないなどの意見がありますがどうでしょうか。事業に

ついて現在の利用状況と今後の進め方についてお尋ねをいたします。

次に耕地担当制についてお伺いをいたします。協働のまちづくりを進めるため、また住民が行政を身近なものとするためなどの目的を持って発足した職員による耕地担当制ですが、明記されている目的を見ますと、住民自治の推進、自治活動の推進支援、職員の育成など広範囲にわたっております。耕地総代さんにお聞きしますと、助かっているという意見と、どう対応していいかわからない、また全然だめだとの意見がありました。行政と住民が一体となってまちづくりをしていく上では、非常に重要な事業でありと考えております。そこでいま始まったばかりですが、また始まったばかりでありますので、なお今後の参考のためまた制度を活かすためにも、活動事例と課題そして今後の推進についてお考えをお聞きしたいと思います。

次に共助の考え方と地域の高齢化であります。自立のまちづくりのため提唱された考え方が自助・共助・公助すなわち自分でできることは自分で、一人で出来ないことは皆で、それでも出来ないことは行政でという考えです。私も大卒賛成であり、それでないと自立の道は歩めないと考えてきました。しかし今日の高齢化といわれる中で思わぬ事態が出てまいりました。ある地域では全員が高齢または病弱で、自治活動ができなくなりつつあるところが発生しつつあるということでもあります。聞いてみれば、雪かき、集会所の管理清掃、集金、配り物などに難儀をしているということでもあります。このことは他の地域においても、例えば隣組単位の中でも高齢者の占める割合が高く、耕地事業への参加などで苦勞されている総代さん等もいるのではないかと思います。こうした状況下での共助のあり方と高齢地域への対応策についてお考えをお聞きしたいと思います。

次に大きな2点といたしまして、子育て支援についてお伺いをいたします。町長は自立政策の中で子育て支援を重点政策と位置づけ、本年も所施策を講じられてまいりました。特に昨年は念願の東部保育園が新築への運びとこぎつけ、先般は無事竣工式を迎えることができました。子ども達にとって素晴らしい環境ができたと共に喜びとするところであります。さて環境という言葉は辞書に引いてみますと、人間や動植物の周囲にあって影響を与える全ての物事や事情・状態とあります。素晴らしい建物、素晴らしい風景、水や緑どれをとっても環境であります。乳幼児や育ち盛りの子どものためには親や先生が一番の環境であると言われております。こんな話があります。飯島町でもブックスタートを行っております。乳幼児への絵本の読み聞かせですが、「お母さんの読み聞かせに反応する子どもの姿に喜ぶ母親、母親が幸せを感じてこそ子どもも幸せに育つのですよ」、とは児童相談員先生の話であります。さて前置きは長くなりましたが、望まれる保育環境ということで今回は保育士のことについて絞ってお尋ねをいたします。

まず第1点といたしまして、保育所の保育士の年齢構成はどうなっているのでしょうか。お聞きをいたします。次に年齢構成から見た望まれる保育環境についてであります。安定した保育を提供し保育者と保護者との信頼関係を作るためには、職員の年齢構成と経験を踏んだベテランから若い保育士までバランスよく配置することが何よりも大切であるとは、ある検討委員会の報告書の一部であります。ここに引用するまでもなく私も同感であります。そこでこのことについて町長のお考えを伺います。

次に男性保育士についてであります。近年、男性の保育士をちらほらと見かけるようになりました。子ども達が力一杯飛び付いて行き、それをがっちり受け止めてやりながら子どもの面倒をみている頼もしい風景も見かけます。男性保育士についてどの様に捉

えていますかお伺いをいたします。以上質問をいたします。

町 長

それでは森岡議員からは、先ず、ふるさとづくり計画の進行状況と課題。2つ目に望まれる保育環境ということでご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますと思います。先ず、ふるさとづくり計画の進行状況と課題について、この地域づくり委員会の設置にあたりまして、その進行現状と課題、特に新しい農林水産省の提唱しております新農業農政対策事業、これを取り入れる中でのこの協働のまちづくりとの連携を執っていくべきではないかというご提案もいただきましたので、含めてお答えをさせていただきますと思います。

このことにつきましては午前中の織田議員の質問にもお答えしたとおり、若干重複をいたすかもしれませんが、お話ございましたように、真の自立しうる協働のまちづくり、これを進める中で自助・共助それから公助というまあこの言葉、また役割分担の使い分けの中で、各地域の特にこの共助による部分、地域づくりの中心的な役割を担っていただきたいのが今検討をいただいております地域づくり委員会であろうというふうに私も思うわけでございまして、お話し申し上げましたように各地区の進行状況、現在6月以降4区の区長さん中心にして、それぞれの地区で検討を進めていただいております。いずれにいたしましても各地区ともに地域に合った形で設立を進めていただく前提で準備を進めていただいております。そのこれまでの状況を整理して年明けには調整会議という形をお願いをして、19年の春には立ち上げてまいりたいという、再三申し上げておるとおりの日程で考えておるわけでございます。

そこでご提案のありましたこの新農政事業、農地と水とそれを取り巻くこの農村の環境、これらを一体として向上対策の事業として捉えて、町民が皆で農家のみならず地域に住む者全員がこのことに参画をして地域づくりをしていったらどうだと、そのことがこれからの農村、地域の持続可能なまちづくりにつながっていくという国の考え方も、私も全く同感でありますし、森岡議員も過日農業委員長さんとして建議に来ていただきましたけれども、その時にもお話があり私もお答えをしたとおりでございます。この制度はなかなかまああの、言うは易し、実際には住民の皆さんが本当にその気になって汗していただかないと、成り立ってかない取り組みだろうというふうに思っておりますけれども、何とかこの協働のまちづくりに併せて、町としてもこれまでの飯島町の営農センター中心にやってきました農業政策の一つの先駆的な考え方として、飯島町も積極的に先ずこれ取り掛かりたいというふうに考えておるしまして、今その準備を進めていく段階でございます。この制度の内容的にはご承知かと思っておりますけれどもまたあの、まだ正式に国の方から細かい通達等きておりませんが、いま現時点でわかる範囲内で担当課長の方から若干ご説明を後ほど申し上げたいと思います。

そこでまああのお話ございましたように私もこの事業、正に農村の、またあるいは農業、あるいは農地の果たすその多面的な役割のみならずですね、これからの農村、飯島町の協働のまちづくりの根幹的な部分になっていくのではないかとというふうに期待しておるわけでございまして、そういう観点から各地区の地域づくりあるいはまた地域づくり委員会がこの事業の推進役や受け皿役ということが可能ではないかというふうに考えておるわけでございまして、積極的に取り組むしながら、実はあの先にもちょっと申し上げました新しい村井知事との直接懇談をする機会がございまして、ボイス81、12

月1日に実施をされたわけでございますけれども、飯島町といたしましても私もこの問題を特に触れて知事さんに直接いろいろ意見交換やらお願いをしてまいりました。飯島も取り組んでいく中で是非ひとつ、これはあの国・県・町と負担割合がそれぞれあるわけでございます。今までの町もこのいろんなまあ現物支給的な協働の地域の仕事をやってきていただいておりますけれども、その拡大的な施策にもつながっていくという考え方をいたしますと、今までの予算の4倍ぐらい仕事が量ができるんじゃないかという期待もしておりますので、是非ひとつ県も積極的なこの予算付けをお願いしたいというふうに申し上げて、知事もまあ大変理解をいただきましたので、具体的には19年度予算編成にこの芽出しをしていきたいというふうに考えておるところでございます。そういう点でまあ是非住民の皆さん方に理解をしていただかないと始まっていかないということでございますので、暮が押し迫って忙しい時で大変でございますけれども、この26日の日に町内全体的に網羅をいたしまして、この事業の現在の考えておる概要的なものを先ずお示しをして、少しでも理解をいただいて、新年度明けからまた具体的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。

それから次に、まちづくりの推進事業の補助金それからその交付した利用状況と今後の進め方でございます。このことにつきましても協働のまちづくりの推進のための一つの予算的な支援措置といたしまして、計画に基づいて予算計上をして、従来の人材育成の活動を更に拡大支援する形として本年4月から補助制度をスタートいたしました。まだまだはっきり申し上げましてお話にございましたように、十分浸透をしてそれを受けていただく、まあ土壌と申しますかメニューと申しますか、無いのが実態でございます。今のところ2件の申請があり、その対応をしてみたいという形でございます。1件につきましては、本郷から飯島に通学する子ども達の不審者等の問題が出まして、通学路の明るい環境を維持するために地域の皆さんと一緒に頑張ってまあ大変汗を出していただきまして、環境を明るくした事業があるわけでございます。これに対するまあ協働の地域への補助ということが実績がございます。もう一つまたあの町のひとつの民営的なひとつの役割の事業のとらえ方の中で現在検討しておる制度がひとつあるわけでございます。まあこれは多分にまあ人材育成的な考え方があるわけでございます。こうした二つのことで今やっております。お話のようにあのまだまだ住民の皆さん方の理解とその浸透度が低いというふうに私も思っておりますので、これまでいろいろとあの耕地懇談会や担当職員制度、有線テレビや広報紙でPRをしてまいりましたけれども、今後とも、これはやはり、この2件であったという実績のみならず、これからひとつ芽だしをしていくという大事な部分でございますので、来年度予算の編成につきましても従来どおりこのことを、補助の制度を考えながら、特にあの新しく立ち上げていただくこの地域づくり委員会の活動に対しても、全額的にこの補助対象としていただくことが可能でございますので、その辺も更に徹底をして、そしてまたこの使い道等の問題につきましても、耕地担当制度を十分職員を活用して浸透をしてやってまいりたいと思っておりますので、是非ひとつ各耕地・地区の皆さん方耕地担当を通じて、もしご紹介があればご不明の点があればご紹介していただいて、段々と実のあるものにしていきたいなあというふうに思っております。

それからその耕地担当制度でございますけれども、この活かし方それから活動事例、

今後の課題推進というようなことに関してでございます。これもまあ職員が意識改革を持って地域の皆さんと共にこのまちづくりをしていくという一つの考え方と、それから協働のまちづくりを少しでもまた行政の立場にある職員としてご支援申し上げる、このパイプ役を果たすようにという主旨のもとに昨年8月から実施をしてみたいところでございます。まあ具体的にはあのいろいろあるわけでございますけれども、事例といたしましては、集会所を建設したいがどうしたらいいのかというようなこと。それから道路の通行になる私有地の草刈りをどうしたらいいのかと、果樹園の消毒液が舞ってくるあるいは残液が水路に流れてくるといったような細かい問題のご相談。砂利を配車してくれないかどうかと、こうしたまあ身近な生活上の問題もいろいろとまあ取り次ぎして、あるいは必要に応じて耕地の役員会など等にも出席をさせていただいて、いろいろ意見交換やおつなぎをしてきておるのが今の実態でございます。ただ非常にあの耕地によってその捉え方がまちまちでありまして、形だけのところ、それから実質いろいろ懇談を重ねながら、胸襟（きょうきん）も開きながらというような耕地もあるようでございますけれども、いろいろまあそういうことの違いありますけれども、いずれにしてもこれはあの、これも先程の補助金と同じように地域との職員がパイプ役を果たしていくという大きなこれからの時代の必要な要請でございますので、是非、少しまあ時間がまだまだ軌道に乗るまでにはかかるかと思っておりますけれども、最初の考え方を今後も引き続いて踏襲してやっていきたいということでございます。従ってあのまだ1年ちょっとでございますので、反省事項等もありますし、見直しをしないといけない面もあるかと思っておりますので、1月へ入りましたらこの、ひと通り担当責任者の全体会議をもって反省や問題点などを洗いざらいしながら、併せてまたあの地域の皆さんとの、また総代さんはじめいろいろ意見を聞く機会もあるかと思っておりますので、それらを合わせながら再点検をして、さらに新しい制度として充実をしていきたいなあというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから共助の考え方について、この地域が非常に高齢化しておるところもあって、なかなかこの自治活動というものが困難になったり、それからいろんな悩みも地元で持っていると、これの高齢化社会への対応はどうかということで、具体的な問題がございました。確かにまあ高齢化や、自治組織内・耕地内等の世帯数の減少によりまして、耕地の役員を選出がなかなか出来ないというような現実的な問題、またそうしたことはある程度承知はしておりますけれども、全体のまあ地域のひとつの組織を担う一番の大事な自治組織でございますので、これがまあ町は町なりきの一つの歴史の中で機能していただくことは大変まあ重要なことであるというふうに思っておりますので、是非そうした該当する耕地ございましたら、まあございましたらというよりも、あのあると思って認識しておりますけれども、十分また具体的にこのお話し合いをいたしまして、なんとかいい方向にして協力しあっていきたいなあというふうに考えております。でまあ具体的に今後そのような状況が生じた場合に、まあ町の行政のいろんなことを全てその耕地の窓口通じてお願いしていくことについては、困難な部分があるかと思うので、まあ個々のケースについては相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、町もこの先程の耕地担当者等を出向いて、またつぶさにその辺のことをご相談したり、それからまたそれはひとつの区なりの組織の一耕地でもありますので、区としてのいろんな問題もあるかと思っておりますので、十分また区とも連携をとりながら相談を

しながら今後現実的な対応をしていかなければいけないというふうに考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから次の望まれる保育環境についてのご質問、特にまあ保育士の問題でございます。年齢構成はどうなっておるかということでございます。これはあの端的に私の方からお答えをいたしますけれども、現在あの保育所に町に勤務する保育士は嘱託職員・臨時職員当然まあ正規の職員含めまして36人おるわけでございますけれども、平均年齢は46.2歳となっておるわけでありまして。年齢構成は50代が18名、40代が10人、30代が5人、それから20代は3人という形で、少しまあ年齢構成的には逆三角形ということで時代が推移してまいりました。またお話にございましたその保育環境につきましてでありますけれども、東部保育園の建設が竣工したことで安心安全な施設の整備が一応まあできたというふうに考えております。そこでまあ保育士の資質につきましてです。まできるだけ研修会などに積極的に参加をしてより深い知識を習得するとともに、他の職種と意見交換をするなどして、研鑽を積むことを督励をしておるところでございます。まあ保育士というのはほぼまあ一日中この、中腰もしくは立ち仕事というような形であるわけでございまして、当町の保育士の多くが45才以上であるというようなことを考えますと、当然まあ体力的な懸念がないわけではありません。まあその一方で日頃よりこの園児の行動を注意深く見守るこの経験的な判断、あるいはまた軽度の発達障害児、あるいはその早期発見や早期治療につなげていくというような問題、これはやはりあの経験がものをいう部分がかかなりあって、総体としてまあ柔軟な保育を行うことができる面もあるというふうには思っておりますけれども、いずれにいたしましても今後の保育士の登用につきましては、年齢構成それから性別など徐々に、森岡議員お話にございますような、バランスのある均衡の取れたものにしていかなければならないというふうに考えております。

そこで最後にこのご質問のございました男性保育士についての考え方はどうかということでございます。町では今のところあの独自の保育士としての男性職員は登用はございませんけれども、平成16年の4月から2年間この伊南の4カ市町村の中で、交流職員人事ということの中で保育士も1名、宮田の方から男子保育士が派遣されて、2年お勤めをいただいた経過がございます。振り返って見まして、このいろんな2年間のこの保育の接し方の中から、男性ならではのこのいい視点がございまして、園児からも慕われて、保護者の皆さんからも大変まあ良い評価をいただいております。私もあのすぐ近くで朝な・夕な、こうした男性保育士の活動状況もつぶさに見ることができる時期もございましたが、いろいろとあの見てまいりました。であのなかなか現在まだ近隣郡下・県下、男性保育士少ないわけでありましてけれども、宮田、箕輪あたりでは1名ずつ配置がされておるといふふうになっておりますので、まあ今後この特に言われております安全対策や施設管理の面でも、男性保育士がいることによるメリットは大変大きなというふうにも思っておりますし、また女性とは違った男性の保育という観点の中から、この採用につきましては今後は前向きにひとつまあ検討していきたいということでございまして、今再編整備した保育園の人数等の保育士の人数等の関係もございまして、すぐというわけにはなかなかまいりませんし、できれば町内からそうした男性保育士が誕生してくることを願っております。今後のひとつの前向きな課題とさせていただきますというふうに考えております。以上でございます。

産業振興課長

それでは私の方からは19年度から始まります国の新しい対策につきまして、概要をお伝えをしたいと思います。19年度から国の方で大きく農政が転換されます。総称して経営所得安定対策等ということで大綱が発表されております。その中には3つの事業がありまして、米の生産調整、この方を進めていく米政策改革推進対策、そして2つ目には品目横断的経営安定対策、そしてご質問の農地・水・環境保全向上対策ということで、この3つの事業が一度に実施をされるということでございます。で、農地・水・環境保全向上対策でございますけれども、何故この事業が実施をされることになるかということでございますけれども、まあ一つには日本の中の環境、特にまあその中で農業が担っている部分の大きいと、農地・水と農業と福利一体の部分があるというのが一点でございます。そこのところを守ってきた農村集落の高齢化に基づきまして、今まで農村だけで守ってきたんですけれども、このことが農村だけでは守れなくなったという形の中でこの新しい対策を取り組む中で、国民の理解を得ながら、今までは農業関係者だけだったところに地域のみならずいろんな組織が寄り合いまして、事業主体を作ってこの事業を進めていくということの中で、例えば自治会だとか営農組合だとかPTAまた消防等こういったそれぞれの組織が力を寄せ合うような形で、協議体を作ってこの事業を進めていくということになってくるということでございます。で、やることの内容なんですけれども、このことがあの協働のまちづくりで言われます事業の一部かなあというふうに思うんですけれども、これは今でもやっておるわけなんですけれども、水路・道路の草刈りだとか泥上げ、また施設を長く使って国民の負担を減らすというような形の中で、施設の点検またその補修というような事業になるわけでございます。で、それをやっていくということになりますと、水田につきましては農振の指定のある水田ということで4,400円、畑で2,800円、ということでこの内の4分の2を国、4分の1を県、4分の1を町という負担の中でお金が交付されるということになるわけでございます。

それでこのことの推進なんでございますけれども、19年度から実施されるということでございますので、先程、町長答弁にありましておおり、只今申し上げました関係の皆さんにお集まりをいただくという機会を12月26日の夜7時からということとで予定しておりますけれども、このところで制度の概要また私共としての素々案的な考え方を説明させていただきたいというふうに考えております。それで19年度実施でございますので19年の3月までには会議を重ねる中で体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。従いましてその地域づくり協議会との関連というものもあるかと思っておりますけれども、この中で調整できること、またその後の調整ということになる部分もあるのかなというふうに思っております。そして加えてですね、この今の必須事業をやった場合に、営農に対する支援という形の中で環境にこだわった農業を進めるということについては、新たに二階建ての部分で支援があるということで、一定の要件を満たした営農につきましては水稻で6,000円、麦・大豆等で3,000円、他あるわけなんですけれども、この方も負担は先程と同じでございます。まあそういうことになってまいりまして、やはりこの中で、きちっとした体制を作っていくとかならないというのは、やはりこの交付金をいただく基礎、またお金を使った形のものきちっとした整理にしていくということが大事でございますので、それのできる体制づくりということで進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

第1回の答弁をいただきました。それでは再質問をさせていただきます。先ずあの最初にふるさとづくりですが、これはあのほんとに私もあの基本構想審議会の一員として勉強してきたわけですが、うんと大事なこれから飯島町が進んでいく上に置いて、中心的な自立の、あるいはまた住民が自分たちでやっていく上に置いてとても大事な組織になる機関になっていくなあと、またそういうものを作り上げていかなければいけないあつていうふうに感じておりますので、なおこのことが気になったわけです。であのまあ流れとしては今みたような流れで、一応来年の4月に発足というような方向性ですが、先ずそこで心配、どのようにして作っていくのかなということでも心配であります。関係者の皆さんに意見を聞いた中で出てきました答えが、答えというか意見がこんなことであります。まあそうは言っても事業やこの組織や事業の全体のイメージがつかめないと、言っとることはいろいろとこう、ね、自助・共助でこうやって自分たちのことは自分たちでやる、じゃあ一体どういうふうにするんだって、その辺を非常に悩んでおります。まあ先程も各こう地区に機運が上がってきたっていう、4月までに出来るでしょうってような町長のお答えでしたけれど、確かに各4地区組織を作る機運は上がってきたと、じゃあいったい何をやるんだと、今言ったような、じゃあこれからの地域のまちづくりのために何か欠けるとことはないか、どういうふうにしたらいいか、なかなかそこが見えてこないって、そこでまあ悩んでおるっつうようなことが一つの大きな現在における課題かなあと、そこをどのように指導っていか指示っていか、教えてじゃないけど、示唆していくかなあつていうことが、まあ作り上げていく上で大事な問題ではないかなって私はそのように感じております。

それと今ふるさとづくりも出てきた、あの農政の問題も出ていたわけですが、まあこの二つの話がチラチラと出ていくために混乱しておると、方やふるさとづくり、方や水と緑でごちゃごちゃになってしまうってような、これきちっと整理しなければだし、まあ中へ入ってみると一つのものであるんなら、先程申し上げたように、一つのものに捉えて進んでいくべきではないかなあつていう、そんなふうに感じております。まああのそうした中で、なんだ行政じゃ意見が一致してなのか、なんていうような、統一した見解っていうのがなくて、ばらばらじゃないかっていうようなこともまあまだまだ説明不足であると思うんですけど、そんな意見も聞いているところです。で、今課長の方からの話や町長の話もありました。これらのものを要するに前向きに捉えて取り込んでやっていきたいって、2つの組織が進んでいったらこれは屋上屋を重ねるような形になって、きっとこれ調整してまあ片方は来年の3月までに仕上げなければならないと、もう片方のふるさとづくりは概ね5年の間にその実績ができればいいと、計画書によっても19年の4月に設立して20年の4月から本格的稼働すれば、あの動き出せばいいっていうこんなゆっくりしたことと、方や早いこととあるんで、まあこれを同時に進めたらえらい混乱、地域が混乱するんじゃないかなあつていうこう悩みを持っています。そこらのきちっとした整理をしながら、先ずはその具体的なもののある方を進めながら、それにかぶせるような形でふるさとづくり委員会ってものを膨らましていく方が私は将来のためっていか、皆も理解しながらこうできるのではないかなあつていうようなことを思っております。その辺のことについてまた町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

次にあのまちづくり推進事業、これも新しい事業であります。皆さん、特にまあ耕地総代さんなんかにお聞きしたわけですが、まあ新しい事業、内容がまだ良く理解できないと、で、事業を起こすに不安であると、何に使っていいかわからないと、まあそんなところが主であります。また総代さんにしても、まあこれは一つの耕地という単位で考えた場合、1年交代でありますので、一つの事業こういうものがあるということも理解してそれから事を始めるっていう、なかなかそこまでは、それと時間的にかかってしまうと、で、さあ何に手をつけていいかなあつていうことで、こう非常に不安があるということですね。先程も町長も言われましたけれども、まだまだこの事業については土壌ができていない、そういうことをやってこうって機運ができていない、片や現物支給である道路維持事業や用排水の現物支給、あるいは防犯灯とかこういったカーブミラーとかそうした補助事業に対しては非常に需要もあり、まあ補正予算まで組まなければならないということですが、新たに自分たちで考え出して地域を作って行こうっていう、まだまだそこまでの機運っていか、上がってないということでもこれも非常に難しいなあと、で、まあもう1点こうだんだんこのことを見ていくと、一体何のためにこのまちづくり推進事業を作ったんだと、まあ先程も町長からも話がありましたけど、新しいまちづくりのために組織づくりのための費用とするならそれでも結構ですけども、いろいろとその目標が、使う用途が示されておるわけです。しかしなかなかそこまではいかない。これはもう少し具体的に使い道を教えてやるっていか指導する・指示することが大事じゃないかなあとこんなふうを考えます。その辺の今後の進め方ということについてお考えがあったらお聞きをしたいと思っております。

次にあの耕地担当制であります。全耕地総代さんに当たったわけではありませんが、おおよその方にお行き会ってあるいは電話でお聞きしてみました。先ず良いという方からですが、配布物を届けてくれた折り、困っていることわからないことなど気楽に相談でき安心できると、ありがたいというようなこと、書類や連絡事に結構都合がいいと、助かっている、自分の行政のわからないことが担当者ということで気軽に話ができると、聞けると、またしかし耕地事業にどこまで入ってもらえるか不安だと、あるいは、一番この中で理想的だなあと思う事例も一点ありました。わが耕地では積極的に活用していると、担当者に年間行事を渡して行事に出てもらうよう声をかけていると、会合を持って話し合ったと、あるいは町へ陳情・要請に当たっては現地を一緒に見ってもらったり、陳情文のアドバイスなどもしてもらったと、作業の時には一緒に手伝ってもらったと、また事あるごとに方々連絡などとりあつておると、まあここらがひとつは理想、ここまできたいなあと、こういうことでないとホントに耕地担当制を作った意味がないんじゃないかなあと思っております。まあいい事例があつたなあなんて見ております。

まあその次がまあまああつていうところですが、都合がいいが積極的ではない、声を掛けてくれれば応じると言っていると、長い目で見ればよいと思うが今善し悪しはよくわからない、具体的にどうしてよいか分からない、双方が遠慮しあつておると、まあそんなこと、互いに時間がなくて話し合うことができない。それからダメっていうのだね、配布物を置いていっただけで直接話したことがない、どのように担当を使つていいかわからない、感想何とも言えない、使い勝手が分からない、あつてもなくてもどうということはない、まあそんな意見。役に立っていない直接役場へ行ったほうがいい、まあこのようにいろいろと出ております。これはあの双方がこのことについてまだ理解を深めてい

ないんじゃないかなと、先程いい例がありましたけど、そこまでまあこれは勉強、勉強ちゅうかお互いが理解し合っていたらいいなとこんなふうに思うわけです。であのここでひとつ気になることですが、こうした担当制に対する職員の待遇ってものはどんなふうになっておるのか、職務上の位置づけ、まあ簡単なことを言えばサービス残業になっておるんだか、それだけのものが出ておるんだか、あるいはどこまでやらなければならないってことがあるんだか、その辺のところにおいてもこれ動き方が違って来るし、使う、使うっていうか、相談する方もいろいろと、その辺もまだ明確に聞いておりませんので、またちょっとお話をいただければと思います。

それから共助のことについては実際にそういうもう例が出てきて大変なところがあります。全体的にどうこう言えるわけではありませんけれども、これは先程町長の話されたように、きめ細かな指示、まあ耕地だで地域だでってポットこう、ね、共にそこでやるがいいよっていうもうことでも、いけないと思うんですよ。小さな単位になればなるほど助け合っていく力が小さくなる、町全体で考えればそういうことかもしれないけれども、事例によって個々に対応していくべきだなあ、こんなふうに思うわけです。

それから次にあの望まれる保育環境ということで、こんな言葉を使いましたけど、一番大事なのは先程の報告書にもありましたけど、バランスのとれた保育構成ということが非常にこれはどちらも大事なことじゃないかなとこう思うわけです。まあ町長も簡単に逆三角形になっておりますって、なっておりますじゃなくてこれは全く一面から見れば大変なことで、逆三角形じゃなくて正三角形のほうがバランスのとれた、その職員配置じゃないかなとこう思うわけです。その辺について子供たちのためにもそうした配慮というか方法を講じていっていただきたいと思うわけですが、その辺についてももう一度お聞きをいたしたいと思います。以上2回目の質問といたします。

町 長

再質問の中で、先ず協働のまちづくりのひとつの足掛りとなる、この地域づくり委員会につきましては、これはあの最初のこの新しい中期総合計画の柱の一つであって、スタートをして協働を重ねていただいております。このまあイメージが湧かない、どういうふうに対応していったらいいか、戸惑いがあることは十分も私も承知しておりますし、そのとおりだろうというふうに思います。5年間というこの枠の中でまあ、実のあるものにしていくということでありますけれども、そうは言ってもやはり立ち上げにきちんとした考え方と、イメージをもっといただいてスタートしていかないとなかなか腰折れ的なことになっても困るわけですので、その辺につきましてはあの基本となるのは自助・共助・公助のこの役割分担の中で、この委員会がどういう役割を果たしていくか、メニュー的に含めてですね、いうことを更にまあ十分お話し合いをして徹底をして納得のうえでひとつ組織化していただくことが大事でございますので、今後そのような努力を更に続けていきたいというふうに思っておりますし、それからもう一つの方の新しく出てまいりましたこの農地・水・環境の問題については、当初この地域づくり委員会との連動的な受け皿的なことは当然なかったわけですので、ただいろんなあのメニューや国の考え方を見ますと正にこの協働のまちづくりを先行して議論をしておるところに、こうすつと入っていけるような内容を非常に多くはらんでおる、抱えておるということでございまして、これはまあ則この地域づくり委員会が必ずその農地・水の問題を担っていくことにはならないかもしれませんが、

やはり大部分の面でこれは連携して、場合によっては一体化してやっていくことが一番効率も良いし、それから地域住民の方の参画もひとつの一枚岩的な考え方でいけるんじゃないかというふうには私自身も思っておりますし、国も目指すところはやっぱりそういうところだろうというふうに見えますので、ちょっとまだ整理が出来ておりませんが、19年度で立ち上げる部分と、それから両方まあ19年度で立ち上げる部分があるわけでありましてけれども、その中身というものをもう少しまあ詰めて、それから素案的なものを考えて示して、ひとつのこの1月に入ってからひと整理調整をするこの地域づくり委員会の代表の皆さん方とも、区の代表の皆さん方とも、そうした内容もぶつつけてですね、ひとつ検討をしてみたいというふうに考えております。若干時間がかかるかもしれませんが、そんな考え方でおります。

それから、まちづくり交付金の問題、まあ2件しかないというようなまあ実績は実績でございますけれども、やはりちょっとあのPR不足でもあり、それから、ただこれはあの組織をつくるためではなくて、やはり実際には活動の内容にこの補助金は是非ひとつ使っていただきたいんだということが主眼でございますので、まあいろいろあの見直す部分もあるかもしれませんが、一つ1年経ってひと整理して不備な部分があればもう少し使い易いような制度に変えることも大事かと思っておりますけれども、これもまあ次のご質問の耕地担当制度も併せてですね、今年の総代さん1年振り返って少し個々にアンケートでもいただいたりして、それからまた内部は内部の考え方もして、もういっぺん再検討していただきますか、新しいまたスタートに対応してまいりたいなあと思っております。

それから次の高齢化に伴う耕地への対応でございます。おっしゃるようにまあきめ細かい対応をしながらまた担当制度も担当者を窓口にしながら具体的なケースでご相談をしていくことが必要であるというふうに思っておりますので、今後ともそうした考え方で進めていきたいというふうに思っております。

それから保育士の配置バランスでございます。ただあの現実問題として今36名ですか、の保育士がおるわけでありまして、これまああの年齢構成によって一気にこのバランスよくというわけにはなかなかまいりません。徐々にそうしたバランスを取るような、あるいはまた男性保育士も入れるような展望に立って、このことを徐々にやっていかなきゃならないということでございますけれども、ひとつ若干まあ時間がかかることですので、できるだけそうした方向に向けての努力はしていきたいというふうに思っております。

もう一つあの耕地担当者のこの時間外的な活動、あるいは特殊な活動に対するの待遇の問題でございますけれども、基本的にはこれはあの24時間の中での自分の職員としての職務ということで捉えておるわけでございますけれども、やはりあの時間外に一つの会議やこの地域との接点の問題でどうしても時間を費やすというものがあれば、これは現在具体的な内容をもって超過勤務扱いの一部として対応をしておるのが現実でございます。ただその他のいろんな精神的なものも含めての、これは職員の自分の意識の問題でもございますので、できるだけ職務の延長線上の中で対応してもらおうことが、やはりそのことを求めているところでございます。以上でございます。

森岡議員

お答えをいただきましたけれども、まああの一番大事な地域づくり委員会については、

しっかりとそこはあの屋上屋を重ねることのないように、ひとつ検討してよりよいものにしていただきたいなと、そんなことを重ねて思うわけであります。それからあの担当制のこと、これも非常に大事です。手探りのような、双方が手探りのような状態だということで、庁舎内においてもっと横の連絡っていうか、そうした会議をもって啓発し合う、連絡を取り合うということ、これやっておるんですか。今、勝手に行けっただけで、それをこう集めてきてどうこうっていう、こういうことはしていないんですか。まあ耕地に行ってもどうやっていいかわからないっていうような例や、また事例があったら知らして欲しいっていうような、教えてほしい、横の連絡を取り合っただけのことまあ活用していきたいっていう地元で機運もあるわけですから、職員同士においても、こういうふうにしておる、ああいうふうにしておるといふそういう会議とか連絡を取り合っていく、いい事例があったら話し合っていくということをしとるかどうか。ただあのまあ、あんなものは使い勝手が悪いのよとか、だめよとかって言われておしまいにするんじゃないで、ほんとにあの大事な機関であります。先程の困っている地域に対してもしっかりとその人たちが入っていただければわかるし、新しいその事業にしてもそうした中から入ってあの指導していただければこう進んでいくと思うんですよ。それと同時に今度は、まあそれは住民の側にとってはいいことですが、職員の負担にならんのかなあと、どこまでやっていいのかなあと、まあこれから100人体制になっていくと仕事が倍くらいになるわけですね。そのうえでなおかつ、そのことを推進しろということになると、まあ職員の努力と自覚だけではこれはなかなか自覚を持ってできないという部分もできてくる。その辺の矛盾をこれから町民に対して結構はっきりじゃ、職員事態にもその辺のことはどこまで考えておられるか、まあやるのよということていくかどうかということですが、その点についてお聞きをしたいと思えます。

それからあのまあ保育士の年齢構成ですけれども、非常に今半分、半数以上が50歳以上、高齢だからどうかこうとかちゅうわけじゃない、経験豊かでそれは大事ですけど、また小さなこんな子どもを飛び回る子どもを、それなりにあの面倒見たり扱っていくには若い力も必要になってくるわけです。そこらの辺について、あの飯島町がふるさとづくり計画で作り上げている定員管理計画をみると、そのことは100%不可能のような、この新しい職員を入れていくというようなことは不可能のような計画になっております。少し時間がかかるのよっつけど、これはまあこの計画から見ると絶望的な、新規採用がありませんので絶望的なことになっておりますけれども、これらのことについてもまあ管理者としてどのようにこれからしていくかということじゃないかなあと思えます。まあそれからあの男性女性のことに、男性の保育士のことについてありますが、これはまああのそういう方向で検討されるということもまたこれは結構なことかと思えます。女性でなければ男性でなければという長所短所を活かしながら子育てをしていくと、面倒を見ていくと、これは家庭がそうであるように、そうした保育の場であってもそうしたことも私も結構かなと、こんなふうにしております。

まああの最後になりますけれども、この施策を進めていくうえではいろいろと課題が出てまいります。その課題を的確に捉え物事の本質を見極めてより良い効果の上がる行政運営をしていただきたいなとそんなことを申し添えて終わりたいと思えます。

町 長

耕地担当者が折りに触れてまあどうこの全体としてのまとめ、まとめ、それから情勢の意見交換等していることについては総務課長の方から具体的に申し上げたいと思えます。そこであの耕地担当としての職務がこれからまあ職員がひとつの目標に向かってまあ定数等も進めていく中で、非常にまあ過重になるようなご心配、そのとおりであるわけですし、当然これはあの無限にこう耕地担当的になっていく職務はこれは無理だと思えます。当然そこには限界というものがあるわけですし、今その過渡期にあるわけです、ただ、今耕地によってもいろんなあの捉え方の問題もあるものですから、まだまだこれがあのひとつのまとまったこう制度として定着するにはもう少し時間がかかるだろうと、そういうことの段階で持っただけ、この辺については耕地に独自の責任でもってやっていたかなきゃならないことだし、それから行政としてこの地域との関わりの中で耕地担当を活用してやっていくこの範疇と申しますか内容につきましては、おのずからこの整理がついてくるというふうにして思っておりますし、またそうしていかなくやいけないというふうにして思っておりますので、こう数年の中でそのことをやはり定着をして、いろんなメニュー的にも、また活動する範囲の問題につきましても、十分これは精査をして最終的にこのひとつの耕地担当制度ということの独自の考え方の中のものを持続可能にできるように、ひとつこれもやはりちょっと時間がかかるかとは思いますが、だんだんにそうして定着をしていくということてでございますので少し時間をいただいて、また整理するものはしていかなければというふうにして思っております。

それから保育士のバランス採用も含めての問題で確かに今ある年齢、在職年齢と、それからその年齢構成考えますと、ここ1・2年のうちにそのバランス感覚が全部理想的なっていうわけにはまいりません。したがってまあ勸奨制度等も今いろいろやっておりますけれども、なかなか個々の問題もございまして。考えたとおりにいかない面もあるわけでありましてけれども、できるだけ将来の方向としては100名体制に向かっている中で、その保育士の人数もこのひとつの位置付があるわけですし、今後その構成についてはそういうひとつの意識として問題を持ってですね、意識をもって進めていくということが肝心でございますので、これからの保育士の配置のあり方については、更にまた長期的な展望に立って進めていきたいというふうにして思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

総務課長

職員間の横の連絡等の問題でございますが、耕地担当制の目的の一つにはあの職員が住民の目線でものごとが考えられるということで、積極的に耕地に出て住民の皆さんとの意見交換をしながら、行政と住民の皆さんとの連携をとるといふことと、そういった形の中で行政に活かしていこうということがあの発足の最初の立ち上がりの時の考え方です。そういうことでもう1年、足かけもう2年にもなりますので、先ほど町長答弁の中で申し上げておりましたように、今までの事例を整理するということも大事だと思えますのでその辺の事例の整理、それから今までお願いしてまいりました総代さん方からも意見を聞いて、これからの耕地担当制への参考にしていくということも大切かと思えますので、そういった形をとりながら年が明けたところで耕地担当の責任者との打ち合わせ会を行いまして、耕地それぞれで行ってきた事例の積み重ね、それをまた耕地のほうに返してやるということと、職員同士の情報の共有というようなことも考えながら、もう一歩進んだ形での耕地担当制を活用していけるように前向きに考えてまいり

たいと思いますのでよろしくお願いたします。

森岡議員

以上で終わります。

議 長

10番 松下寿雄 議員

10番

松下議員

それではあの先に通告してあります19年度予算編成に当り主要事業と留意点について、第二の質問といたしまして財政の確立、確保について、2点につきまして順次質問をさせていただきますのでよろしくご答弁をお願いいたします。

1-イといたしまして、19年度の主たる主要事業の見通しについてお伺いをいたします。実質平成17年度事業として行われてきました3園統合東部保育園建設工事、また七久保小学校耐震補強大規模改造工事も無事終わり、共に立派に完成し保育に対する安全安心になお一層の心を配り、また子育て支援の充実に鋭意努めていただきますよう要望をいたします。また七久保小学校も素晴らしい環境に生まれ変わり、その中で伸びと元気に勉学に励んでいただくよう願うものであります。

19年度予算編成の中に盛り込む主要事業は何かについてお伺いをいたします。町長は厳しさの中にも重点施策の人口増や、活性化対策に対する予算配分は重点的に行うことを示しておりますが、財政的に厳しい中でどのように事業の選択をし予算化をしているのか。例えば若者向け住宅を建設することは人口増活性化対策といたしまして、重要な施策であると私も考えております。しかし問題もあるのではないのでしょうか。毎月発行される町の広報を見ている中で、世帯数はかなりの数で伸びておりますが、それに伴って人口が一向に増えない、むしろ減る状況にさえあります。この点を町長はどのように見ているのかお伺いをいたします。

また若者向け住宅についてでございますが、先程、織田議員の質問で入居条件等はお答えをさせていただいたわけでございますが、私もここに原稿を書いてきましたので、そのとおりに質問をいたします。若者向け住宅を造ってまあ入居者を募集をしたら町内の若者ばかりで、しかも親と一緒に暮らすのがいやで別れて暮らしたい、からではまったく何の意味もないわけでございます。まあ募集条件は先程申しましたように織田議員に対しての答弁がありましたのでそのように私も承知をするものであります。それと既存の住宅地でありますけれども、まあ特に赤坂の住宅団地についてどのような販売努力をしているのかも伺いをいたします。また企業誘致にいたしましては、町長におかれましては大変努力をされているということは承知をいたしております。詳細についてお聞きをするものではありませんが、更に今後の誘致につきましてのお考えがありましたら伺いをいたします。また継続事業、新規事業についての主要事業についても伺いをいたします。

ロといたしまして、行政改革推進法成立に伴う行政運営に対する影響についてでございますが、小泉内閣は三位一体改革を掲げ、地方分権に関する法律を何本か成立させ施行してまいりました。要するに国から地方へ官から民への改革を推し進めて参ったわけがあります。続く安倍内閣も小泉改革を緩めることなく推進すると明言をいたしております。このような中で近頃テレビ・新聞報道による各県の知事を筆頭にした県庁ぐるみの

官製談合問題、また地方においても市町村においても同じような事件が多く起きております。このような行為は地方分権に逆らう行為でありまして、誠に残念で慚愧にたえませんが、当町におかれましては現にこの様なことが起きないように、意識の高揚に努めていただくようお願いするものであります。先ず政府は2004年度から始まった三位一体改革は、3カ年で3兆円の税源移譲を数値上は実現したものの、構造改革の自治法によって最大課題の三位一体改革は国庫補助金の削減、地方交付税の見直し、地方への税源移譲等、削減した補助金は負担率を下げただけで総じて納得できる内容ではなかったことは、行政運営に最も影響を及ぼしていたのも事実ではないかと思うものであります。お伺いをいたします。更に今回の行政改革推進法成立に当たってこれからの行政運営にどのような影響があるのか、厳しさを余儀なくされる面もあると思われませんが、町長の所見をお伺いをいたします。

中身を見ますと、改革の基本方針としてその中に特別会計の統廃合があります。その中で地方行政の中で一番関心の高いのが特別会計であります。その中の道路特定財源の一般財源化であります。先の発表でも政府は2008年度に法改正を行うと発表をしております。私たちも先に議員発議として一般道路特定財源の一般財源化の反対を發議をしております。しかしながら主要地方道においても、いまだに大型自動車がすれ違いさえできない道路が多くあります。例えば主要道路飯島飯田線を例にとってみても、なかなか思うように改良ができていないのが現状であります。そういうこのような道路が一日も早い改修を必要とするわけであります。このような観点からも道路特定財源維持に私たちはこだわる訳でございます。地方の現状を的確に訴えていかなければならないのではないかとと思いますが、町長の所見をお伺いをいたします。このままでいくと、都市と地方の格差はますます大きくなっていくのではないかとさえるものであります。また先日は地方分権改革推進法も成立をしております。これにより真の地方分権が進むものか、権限の税源移譲が進むものか、注意深く見守っていく必要があると思えます。法律ばかりが先走り、実態の伴わないようでは弱小自治体の将来はなお厳しい状況に追い込まれるのではないかと考えますが、町長のご見解をお伺いをいたします。

また2007年度予算編成においては国債発行の大幅削減、国と地方の信頼関係は維持しつつも、地方に対する歳出を厳しく抑制すると、原則を曲げない、そう指摘をされております。また福祉面では生活保護費の削減、また一人親の家庭に一律給付されている母子加算金等を段階的に廃止する等、福祉施策について削減・廃止が今後自治体にも影響があるのではないかと考えられますがどうでしょうか。なお今後問題視しなければならない地方分権を進めるに必要な制度改革との位置づけとして、政府は道州制の検討に乗り出しておりますが、地方と都会との格差がますます広がっている現状の中で、地方にできることは地方にとの掛け声だけで真の地方分権の確立、住民サービスにつながるのか疑念を持つものであります。こうした国政状況の中で平成19年度の予算編成に取り組んでおられることと思いますが、実質収支比率はいまだ高く、問題となります。経常収支比率は依然として高い状況でありまして、更には一般会計よりの諸団体特別会計への繰出金の増加により、果たして基本計画どおりの19年度予算編成が成立するの心配するものであります。主要事業とその留意点についての町長の取り組む姿勢、国政の状況を配慮しての行政運営の施策について伺いをいたします。

第2点目の財政確立と確保について以下何点かについて伺いをいたします。

イといたしましては、地方交付税、国県補助金及び負担金等の見通しについてであります。先程質問申し上げておりますとおり、国は国債発行額を大幅に削減することを発表しております。また2007年度予算編成でも歳出削減・改革路線を強化するとも言われております。また国が来年度導入予定の新型交付税が実施された場合には、小規模町村では配分額が6～7%落ちるとも言われております。今でも厳しい状況をどのように見ておられるのか、実施されれば地方交付税は依然として削減され、極めて厳しい状況であると思われ、また諸事業における国県補助事業も期待できるものではないと思われませんが、このような状況下において財政の健全化にどのように取り組んでいかれるのか、また19年度のそれぞれの見通しについて伺いをいたします。

ロといたしまして、18年度町税全般の税収見込みについて伺いをいたします。国は2006年度一般会計税収を約50兆円とも見込んでおります。いざなぎ景気も上回るともいわれる景気回復を背景に、大企業の法人税収が予想を上回る大幅に伸びるものだと言われております。さて地方はどうでしょうか。都市と地方の格差はますます大きくなってきております。消費動向はむしろ低下をしているときえ言われております。我々一般庶民には景気の恩恵に浴することは実感できない現状であります。飯島町の企業経営者の皆様に、景気はどうですかとお聞きをしますと、製造業の経営者は口をそろえて、量はあるが単価が低くてどうしようもない、親企業からはまだ単価の引き下げを迫られている、これ以上下げられたらやっではいけないという嘆きの声が多くあります。また商店小売業も然りであります。町民の方の町での消費滞留率は16%位ではないかとも言われております。このように厳しい状況を踏まえるなかで、行政は町内企業の動向調査を行い、的確なる情報を求め、健全なる税の確保を図る必要があると思いますが町長の所見をお伺いいたします。2007年度からは所得税・住民税の定率減税が全廃をされます。企業は金持ち、個人は貧乏とも言われておるのが実情であります。町内の実態はどうであるのか、18年度の町税額を今の時点でどのように見ているのか、また19年度における税全般の見通しについてもお答えをお願いしたいと思います。

次に町税及び各事業の負担金、また使用料等の滞納状況と不能欠損について伺いをいたします。17年度決算報告の中でも監査委員より指摘をされておりますが、行政においても企業的な財政の運営を必要とされておりますが、特に税金については公平公正の課税をもって納税は義務的行為であると思えます。そこで毎年増加となっております町民税・固定資産税・国保税等の現在の収納率をお伺いをいたします。それぞれ過年度分、現年度分についてお示しをしてください。また下水道・水道料等また使用料・手数料・保育料・給食費等も含めての現況をお答えをお願いいたします。滞納整理にあたりましては助役を中心に整理に努められておりますことは評価するものでありますが、整理の方法、なお不納欠損処分について適正な法定を持って処理されているのか、やむを得ない事情があるとは思いますが、特別滞納者に対する行政執行も必要と思えますがお伺いをいたします。この問題で私は平成17年6月の定例会においても質問をしております。その時の答弁は、法律に基づいた差し押さえ、強制徴収の厳格な収納対策の強化を図るとのことでしたが、実行しているのでしょうか、していないのか適切にお答えをお願いいたします。これで第1回の質問を終わります。

町 長 それでは松下議員からは、一つに現在編成作業に入りました平成19年度予算の考え

方と主要事業、それから2番目には財政の確立・確保についてのご質問をいただきました。

先ず平成19年度の主たるこの主要事業の見通しでありますけれども、お話ししましたように、平成17から18年度今年度に掛けて懸案でございました飯島東部保育園の建設事業が竣工をし、また七久保小学校の学校整備事業も本体工事が完成をいたしました。また今年度は中期総合計画の後期計画の初年度に当たりまして、計画の重点戦略であります協働のまちづくり、また人口増・活性化対策の芽出しをしておる年度であるわけでございます。そこで平成19年度においては、これらの中期総合計画の実現に向けた本格的なまちづくりが始まる年度であるとの認識の下に、重点項目として次の5項目を掲げ予算編成に入ったわけでございます。

先ず一つといたしまして、基本戦略にありますように住民との協働のまちづくりを実践をしていく予算であると、これにつきましてはまあ先程からのお話にもございますように、地域づくりの委員会の立ち上げの問題、また協働のまちづくりの推進事業の補助・制度等を活用した事業の推進はもちろんでありますけれども、先程の質問にお答えしましたように、新しいこの国の農政対策政策であります農地・水・環境保全の向上対策事業をその中に入れ込んで、どういうふうに協働のまちづくりをしていくかということが一つの考え方の基本になるように考えております。

それから次の重点目標といたしまして、子育て支援・若者定住を促進をしていく予算というふうにしたいというふうに思っております。これも先程お答えをいたしましたけれども、先ず組織的にこの保育園、幼少のころからまた学校教育に至るまでの子育ての問題に掛かるいろんな諸課題・行政問題、一本化いたしまして、名称はまだ定かで決まっておりますけれども、ひとつの「子ども室」子ども支援組織というものを一貫して立ち上げていきたいということで、これも新たにスタートいたします子育て支援センターと相まって効率的な子育て支援を図っていきたいというふうに考えております。また若者定住につきまして、お話ししましたように旧東部保育園の跡に12世帯ほどの若者定住促進住宅の建設を計画しております。更にまた今年度から引き続いて、乳幼児の医療の対象無料化支給年齢の引き上げたことの継続や、保育料・保育費の軽減の継続も図ってまいりたいというところが、この辺に入ってくる施策でございます。

それから新しい基盤整備や新規企業導入を含むこの地域振興対策を是非積極的に進めていきたいというような考えでございます。一つには今までのこの懸案でございます福祉バスに代わります循環のバスの事業、この試行運転を年明けとともに、まあ時期的にはちょっと4月というわけには参りませんが、遅くも7月頃までにはその試行運転を、関係省庁とも十分協議をして、立ち上げていきたいということが一つございまして、それから国道153号の伊南バイパスのアクセス道路、取り分けて堂前線やその他の関連するこのハードな部分での整備事業。それからもう一つは積極的な企業導入を今鋭意取り組んでおります。引き続いて19年度もそのことを進めていくということでございます。

それから4つ目の重点的な考え方といたしまして、安心安全なまちづくりを進めるための予算というふうにいたしました。これはあのデジタル化通信に伴いまして、この地域防災無線のシステムを構築し直すという大きな事業でございます。このことに関することと、それから非常時の町の防災計画の見直す中で、防災マニュアルというもの

を住民にどうしても周知徹底をして、その推進を図っていくということがこれに含まれてくるというふうに考えております。

それから5番目に継続事業、これは何としてもやはりやっていかなきゃならない事業でございます、一つには公共下水道の引き続き整備促進を図ってまいります。それから七久保小学校も本体はほぼ竣工をいたしましたけれども、周辺整備・外溝工事等も残っておりますので、この辺も進めていかなければならないというふうに思っております。ただまあこれらの事業につきましては、国や県との補助金・交付金等の関連も出てまいりまして、現在いろいろと申請等もしておりますので確定に至っておりませんので、若干メニューだけの問題で今日は勘弁いただきたいと思っておりますけれども、この他にも極力まあ中期総合計画の中の実施計画に沿った主要事業を取り入れて、それで全体としては、この行政改革を進めながら、その改革の集中プランというものを基本におきまして、一方ではやはり将来に向けての投資の部分、活力の出る部分にも予算を重点的に配分をして、全体としては選択投資型の予算編成を進めていきたいというふうに作業に入ったところでございまして、またいずれ予算編成後の中でどういうふうにまあ煮詰まりますか、厳しい財源の中でございまして予断を許しませんけれども、そんな考え方を持っておりますのでございまして。

なおご質問の中で、若者定住促進の住宅建設について、せっかくのその住宅を建設しても町内のこの同じ世帯の若者がただ分家をしてそこへ進むようではまずいんじゃないかということで、当然でございまして、これはあのまだ細かい入居規約・規定と言うようなものも詰まっておりますけれども、やはりこれは町内に人口が増えるようなIターンUターンJターンですか、も含めて、そうした面につながるような考え方を優先して、まあひとつ入居いただくような方法で考えていかなきゃいけないというふうに思っております。細部につきましては今後詰めていく内容でございまして。それからこの住宅の建設促進につきましては、赤坂住宅用地のこともちょっと触れてお話がございましたけれども、現在鋭意努力をいたしておるところでございまして。たまたまあのあそこのすぐ隣に、駒ヶ根市の方から本社を移転した住宅建設の専門会社がございまして、いろいろとまあノウハウもお借りしながら、ご協力いただくことはいただいて、その事業の、特にお隣でございまして、販売促進にも知恵を貸していただいております、一つには、この会社の自主的な独自の取り組みで、そのうちの4区画をまあアパート建設する、12世帯今既に工事が始まっておりますし、それから更にもう2区画ほどは、今度は個々の分譲というようなことの中で販売促進が今、形として目に見えてきておりますので、かなりそうしたやっぱりプロはプロの目で手法でやっていただくこともいいんじゃないかということで現在進めております。今後ともそうした考え方を民間活力も利用するというような形の中で進めていきたいというふうに考えております。

それから次のご質問でございまして三位一体の影響についてであります。お話にございましたように、補助金や交付金の減、それから地方交付税・臨時財政対策債の減と、私共の地方財政にとっては本当にまあ極めて強力なパンチを食らったようなわけでございまして、この三位一体の一つの柱でありますその見返り財源の財源移譲という問題は、形としてはそう見えるわけでありましてけれども、具体的には来年度住民税の税率上乘せ分という形でこの所得税からシフトをしてくるわけでありましてけれども、もともとこの所得等、課税客体の弱いこうした地方の団体では多くを望んでも、これはあの税のこの

調定そのものが貧弱でありますから、飯島に限らずそのことはどうしてもギャップとして出てきてしまうという結果になるわけでございまして、各町村とも非常にまあこのことを心配して憂慮しておるわけでございまして、再三まあ地方各団体とも同じ同一步調をとりながら、国に向けては地方財政の確立・財源確保という問題について今強力な要請運動を続けて、国も予算編成にぶつけておるという状況でございまして。それからこれも今お話ございました、その簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律が5月に制定をした、いわゆるまあ行政改革推進法でございまして。この影響についてどうかということでございます。国はまあ簡素で効率的な政府の実現ということを喫緊の課題にいたしまして、金融政策であるとか、それから独立行政法人の見直しであるとか、特別会計の改革であるとか、総人件費の抑制といったようなことが重点的にうたわれておるわけでございまして、いろんな面でこの法律の施行によって、今後地方の行財政運営にも少なからず影響は出てくるというふうに認識をしておりますけれども、ただこの制定された現時点での内容につきましては、これはあの一種のプログラムの法律でございまして、今後具体的な内容につきましては個別の法律等が今後制定・改廃されることになって、これらで具体的なまあ形が見えてくるというふうに考えております。そこで今ご質問のございましたこの特別会計の改革の中に触れております道路特定財源の一般財源化という問題も提起されておるわけでありまして、私どもも非常にまあこのことについては心配をして見守ってきたわけでございましてけれども、去る8日の日に最終決着をしておるわけでございまして。政府や自民党の税制調査会が議論を重ねた結果、とりあえずまあ今年のところでは大筋現行制度を維持してということで、見送られる方向になって、まあひとまず安堵をしておる状況でございまして。で、なかなかこれはあの安心ばっかしておられないわけでございまして、その考え方によりまして平成20年にはもう一度この議論をし直して、きちんと幹線道路網の計画を全国的なベースでもって作り直して、それに見合うこの道路特定財源と余剰財源というものの一般財源化の検討をするというふうになってきたわけでございまして。従ってまた同じ議論が繰り返されるんじゃないかというふうに思いますけれども、ただこの問題につきましてはあの去る飯島町では臨時議会をお願いをいたしまして、この一般財源化阻止・制度堅持の議決を県下の議会に先駆けてやっていただきまして、意見書を提出をいただきました、国あるいは県からも大変まあ高い評価をいただいておりますので、私からも感謝を申し上げる次第でございまして。そのことがまあ一つのまた力となって、こうした今回の政治判断につながったんじゃないかというふうに考えるわけでございまして。今後とも予断を許しませんけれども、153のバイパスの問題や堂前線やその他の長期的な道路計画、まだまだ飯島町はたくさんその懸案があるわけでございまして、やはりこの道路財源というものはしっかり堅持していただいて、予算充当していただくことが必要でございまして、今後とも一層、議会・町民の皆さん方のご協力をお願いしたいと思っております。なおまたあの福祉政策への影響もお話ございましたけれども、まだ具体的なものは見ておりませんので、今後の推移を見守ってまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもやはりあの大変厳しいこうした国県の財政、一般財源のこの頼りとする財源の厳しい状況にあることは変わらないわけでございまして、新年度予算編成に当たりまして、先ずこの町の財政事情というものを第一に念頭に置いて、先程申し上げましたような、必要などころにはできるだ

けまあ、歯を食いしばって予算充当をしながら、国県の動向を見ながらメリハリのある予算編成をして行財政運営を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次のご質問のこのまあ似たような共通する部分もございますけれども、財政確立・確保でございます。7月に出されました経済財政基本構造、いわゆる骨太の方針2006にうたわれておりますように、今後新たなまたひとつの国の施策の方向付けがなされておるわけでございます、やはり一つには成長力・競争力を更に強化していく、それから財政の健全化、それから安心安全で柔軟な多様な社会の実現ということでございまして、特にまあ私共の財政に関係するこの財政の健全化の問題につきましては、国、地方の基礎的な収支の黒字化を目指すためのひとつの一体改革がなされていくということでございまして、これはあの出されたのは7月でありますけれども、安倍政権になってもこの基本法的な考え方は変わらないというふうに見ておりますので、私共もこうした国の考え方に沿って、更にまあ交付税の問題やらその他財源移譲のことも含めて大変厳しい状況が予想されるわけでございます。特にお話のございました新しいまた交付税の中にも新型交付税というものを一部に入れてくるということでございまして、これはまああのその市町村の面積と人口に傾斜配分したものを一部、全体の10%ぐらいの確率で比率で入れてくるという考え方のようでありますけれども、町はまあ面積は広いわけありますけれども、人口が若干厳しい状況でございますので、一つの試算によりますとこれは負の方向へ働くのではないかとということで今試算が出ております。数百万からもう少し先ぐらいの減額要素につながるのではないかとというふうに心配をしておりますけれども、いずれにしてもこうした状況も出てまいりますので、今後の予算編成等財政運営に当たりましては一にも二にも慎重な上に最大限の意を注いで、予算編成に向けてやっけてまいりたいと思っております。

それから次に18年度と19年度の税収見込と、それからどのように捉えておるかということでございます。各税目ごとのことにつきましてはまた担当課長の方から申し上げますけれども、今年と昨年とを比べてみますと、全体で町税では昨年が1,025,000,000円、今年18年度が1,105,000,000円というようなことで、特にまあ個人の町民税につきましては、この定率減税が一部廃止になったために加わった、増えた要素になっておりますし、それから法人町民税も若干増加をいたしたわけでございますけれども、これはあの、ある1つの町内法人が外国控除等の適用が解除になったために臨時的に増額になったというような恩典があったわけございまして、決してあの自力があつてその増えてきておる傾向ではないわけでありまして、非常にあの町内中小企業苦勞しておるわけでございます。そういうことで考えまして19年度の見通しになるわけでありまして、先程申し上げた個人住民税につきましては住民税率の10%フラットの問題が出てまいりますし、それから定率減税が完全廃止になるというようなことを考えますと、大変厳しい状況もあるわけでございますけれども、若干まあ増加するのではないかとというふうに期待しておりますし、それから法人税等につきましてもこの景気回復が名実ともにこの地方にも波及をして、全体の営業成績が上がるように、その結果で法人税もまあなんとか頑張っしてほしいというふうに期待をしておるところでございますので、そんな状況をもう少しまあ年明け早々まで状況を把握をできるだけして予算編成に臨んでいきたいというふうに考えております。お話ございましたように今後ともまあ商工会やその他あ

の政経懇談会等の機会を通じたり、それから地域の企業や経済の状況などの確にまあできるだけそれを把握した上で、ひとつ確実な線でこの企業や個人の所得の実態を見ながら税収確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

最後にこの各公共料金でございますか、税や負担金・使用料の滞納状況、あるいは不納欠損の処理の問題につきましては、助役の方で担当しておりますので細部についてそちらの方からご報告を申し上げたいと思っております。以上第1回目のお答えとさせていただきます。

助 役

財政の確立にまあ触れまして、町税のあるいは公金のですね滞納状況、あるいはまた不納欠損処理等の扱い、これについてのご質問でございます。

先程、議員からご指摘がありましたとおり、まあ税の公平性、あるいは公平負担、あるいは住民として、あるいは国民としての納税義務これにつきましてはまあ今更言うまでもないわけございまして、事あるごとに決算の都度、あるいはこうした機会に滞納の問題、指摘をいただいておりますのでございます。それぞれの所管を挙げて懸命に取り組んでいるところでございます。まあそういう中でございますけれども現実的にはなかなかこの景気の動向等もございまして、まあ状況的には大きな改善がなかなか見られないというのが実態でございます。先日のあの報道によりますと若干、2005年でございますか、県全体の状況では滞納率が若干改善に向かったという報道もございました。まあやはり自立の厳しさの中でこの滞納整理等の面へだいたいぶ力を各町村とも注いでいるのが現実でございます、まあそういう点についてもある程度の効果が上がっているやに思えるわけでございますが、当町につきましては既にご案内のとおりであります。この4月から住民福祉課の方に収納担当対策これをまあ新設をいたしまして、2名の職員を配置をいたしまして専門的にその処理に当たっているわけでございます。そういう状況の中でございますけれども、滞納額等の明細につきましては後ほどまた課長の方から申し上げますけれども、やはりこの滞納の実態をいろいろと見てみますと、やはりまあ長期にわたっておる滞納の中にはどうしてもこの収納に結びつかない状況もあるわけでございます。あるいはまた収納のコストというものもあるわけでありまして、まあよく言われる費用対効果というようなこともございまして、そういう観点からしてまあ国あるいは地方挙げまして不納欠損というこういうまあ一つのシステムが確立をされておるわけでございます。しかしながらこれは最終手段でございまして、まああらゆる手段を講じた上でどうしてもこの収納に至らないという場面に至りましては、その制度に乗っかって不納欠損をいたしております。先程お話ありましたけど、17年度の不納欠損の処理額であります。決算の折にも申し上げておりますけれども、町税で約3,080,000円ほどになります。それから国民健康保険税が1,340,000円ということでございますので、町税全体では約4,420,000円ほどの17年度では不納欠損をさせていただいたところでございます。

まあ先程申し上げましたようにこれはあの、税制上にしっかり規定がございまして、当町もこの法令に従いまして的確・厳正に処理をしているところでございます。まあ具体的にちょっと17年度の例を申し上げますと、特に外国人就労者に関するものが非常に多いわけでございますが、日本からもう既に出国をしてしまっているような外国人、あるいはまたあの所在がなかなかつかめないような外国人がございまして、また合わせま

して、若干ではございますけど法人が解散をしてしまっておる。またあの滞納義務者が既に死亡しておりまして相続人がなかなか決まっていなくて、こんなような事例がありまして、これにつきましてはやむなく不納欠損処理をしているわけでございます。17年度につきましてはこういうものが主なものになっておるわけでございます。なお、またあの町内の在住者でございますが、これに対しましてはやはりまあ長期の者がだいぶおられますので、ただまあ長期に及ぶからといってこれをまあ不納欠損にすると、こういうわけにはまいらないわけでございますので、一通り法的な手続きを経まして時効の中断をいたしております。5ヵ年間で時効の成立がございますので、時効を一旦中断をいたしまして、まあ納税者とよく相談をしながら分納等の制度も入れまして、納税をお願いをしているところでございます。まあそういうことで住民としての義務をしっかり果たしていただくように、まあ他の納税のされておる皆さんとの均衡もあるわけでございますので、その辺はまあしっかりお願いをして、収納に努めておるところでございます。そういう状況でございますけれども、最後にこのいわゆる強制執行のお話がありました。こういうことでやっておりますがなかなかこれが収納に結びつかない、そういう点につきましては先頃から申し上げておりますけれども、税法に基づいた中での強制執行するにまあ実施をいたしております。これにつきましては具体的には、全吏員によります、まあいわゆる資産の調査であり、差し押さえということでございます。まあ具体的には預貯金等の調査を行い、まあそれを差し押さえをいたしまして、それを町税として振り替えて収入をいたしておると、こういう例も既にあるわけでございます。そういうことでまあ大変まああのこれを実行するに当たってはですね、やはりまあ税務担当といたしましては個人の生活に立っているいろいろまあ相談を受けながら、まあこれに踏み切るところということでございまして、法を盾にしていゆるまあ強硬な手段ということは極力控えているところでございます。まあそんなことで滞納の解消につきましてはまた年末を控えまして、只今もまあそれに取り組んでおるところでございますけれども、今後ともひとつ少しでもこの税の徴収率が上がりますように努力をしてみたいとこんなように思っておるところでございます。以上であります。

住民福祉課長

それでは町税の収納の見通し、これに付きましてご説明をさせていただきます。本年度につきましては税目ごとに申し上げたいと思います。初めに個人町民税の本年度の調定額でございますけれども、331,600,000円余でございます。前年度対比 55,200,000円余の増ということになっております。先程町長の説明がありましたけれども、これは定率減税の引き下げとか、また老年者控除の廃止こういったものの税制改正によるものでございます。次に法人住民税でございますけれども、11月現在の調定額は 100,460,000円余でございます。39,100,000円余の増となっております。3月末までの見通しでございますと約 120,000,000円を確保できるという考え方をしております。また固定資産税でございますけれども、これは 619,900,000円余でございます。前年度対比 3,600,000円余の増という見込んでおります。特にこれは固定資産税の関係につきましては、本年度は評価替の年でございますが、これで家屋は下がりましたが土地、これの引き上げによるものでございます。次に軽自動車税でございます。これは全体で 27,000,000円余を見込んでおります。前年度対比 1,800,000円余の増ということでございます。特に軽自動車税につきましてはこの登録台数が伸びておる状況でございます。た

ばこ税につきましては全体では 38,000,000円余を見込んでおります。特に本年7月にタバコ税の引き上げがございました。こういったことで若干の減という見込みを立てておるわけでございます。これが18年度の税収の見込みでございます。

続きまして滞納の状況につきまして説明をさせていただきます。これも税目ごとにご説明させていただきます。先ずこの滞納でございますけれども、個人町民税につきましては過年度分が 10,940,000円また現年度分が 4,970,000円でございます。また法人町民税でありますけれども、過年度分は 240,000円現年度分が 530,000円でございます。固定資産税につきましては過年度分が 21,000,000円余でございます。現年度分は 5,990,000円余となっております。軽自動車税につきましては過年度分が 710,000円、現年度分が 780,000円という状況でございます。また国民健康保険税でございますが過年度分が 17,990,000円また現年度分が 7,480,000円という状況になっております。従いまして税の全体の滞納額でございますけれども、過年度分が 51,770,000円、現年度分が 20,955,000円というようなことで、全体では現在 72,720,000円ほどが滞納となっております。人員では720人ほどが延べでございますけれどもおるわけでございます。特にこういった中で、まあ行政処分の中で、先程から申し上げております差し押さえ等につきましても、これを実施をしておるわけでございます。特に預金で8件の差し押さえ、また時効を防ぐために納付誓約こういったものの業務を進めておるわけでございます。またこういった中で、国民健康保険税の滞納者につきましては納税相談の機会を増やすといったような目的から、保険証の有効期限を1ヶ月程度にするまあ短期保険証を交付をしておるとこういう状況でございます。次に介護保険料でございますけれども、過年度分は 110,000円、現年度分が 480,000円でございます。合計が 590,000円でございます。これは人員として40人、また保育料の関係でございますけれども、過年度分は 280,000円、現年度分が 790,000円ということで 1,070,000円ほどが滞納となっております。人員では24人という状況になっておるわけでございます。以上でございます。

建設水道課長

それでは建設水道の関係につきましては滞納状況を報告させていただきます。水道使用料に付きまして過年度分が 1,360,000円、現年度分が 2,850,000円でございます。下水道使用料につきましては公共下水道につきましては過年度分につきましては 75,000円、現年度分につきましては 250,000円でございます。農業集落排水でございますけれども過年度分が 15,000円、現年度分が 81,000円でございます。なお受益者負担金につきまして公共下水道でございますが過年度分につきまして 3,539,000円、農業集落排水では過年度分が 786,000円でございます。住宅使用料につきましては過年度分が 167,000円でございます。現年度分が 489,000円でございます。なお不納欠損でございますが、水道使用料でございます。これはあの地方自治法の規定によりまして、転出・連絡不可能・死亡等によりまして5年経過したものに付きまして不納欠損をしております。136,000円が不納欠損となっております。以上でございます。

教育次長

学校給食費の関係でございますけれども、学校給食費につきましては過年度分につきましては約 500,000円、現年度分につきましては約 500,000円ということで、1,000,000円の滞納がございます。なおあの不納欠損につきましては、財務規則に基づきまして不納欠損を打つことが可能でございますけれども、現在不納欠損処分をした事はございませ

ん。以上でございます。

松下議員

それぞれお答えをいただいたわけですが、まあ赤坂の住宅団地が非常にまあいい形で販売できそうだということで、まああの大変結構なことだと思います。それとあのみあ町内新しい企業誘致も当然これやっっていかなければならない問題だと思いますけれども、まあ既存の企業、町内企業の育成ということにも是非力を入れていただいて、将来税収増につながるようなそういう政策を是非やっていただきたいとまあそんなふうに思います。また今あのみあ各種の町税から使用料までの滞納状況をお聞きしたわけですが、莫大なお金であって、それこそ町税の収入の約1割にも喃々とするような数字になるのではないかと非常にまあ憂慮をするわけですが、是非まあ嫌仕事だとは思いますが、これはあの本当砕けた話、やっぱこれ自分のお金だったら絶対にこれあの集金をしなければならない。まあ商人なんか本当、まあ新聞記者は夜討ち朝駆けというような言葉がありますけれども、まあ小売業の方々も夜討ち朝駆けで集金に歩くような現状でございますので、是非その自分のお金だと思って、やっぱ真摯な態度で、是非徴収に励んでいただきたいと、まあそんなふうに思います。

それである、19年度の予算編成の中で、今まで田中県政では道路・河川みあ治山事業の県単補助事業等はほとんど適用されませんでした。まあ今後村井県政に代わり県単事業の採択を期待するものでありますが、まあ町の道路整備基本計画についても、むろん国県の補助が無くては町単独では新設改良補助事業等は限られたものであると思われませんが、見直しについてお伺いをいたします。

同時に県営圃場整備事業で施行された水路、特にまあU字溝等の改修でございますけれども、今までまあ歴代町長から再三に渡り、有利な補助金を活用して行っていきたくとまあそういう答弁をお聞きしておるわけですが、まあ実態・現状についての見直しはどうか、改修は可能かどうか、まあ予算が補助事業等が見込みがあるのかその点についてもお答えを願いたいと思います。

まああの第1回目の質問でも詳細なご回答をいただいたわけですが、もう少し深い面でお伺いをいたします。まあ当町だけではありませんが、もう前々からというか、まあ再三言われておることでございますけれども、人口の減少、少子高齢化社会によるやっぱり経済・財政に対する負担というものは想像以上に大きく、この状況に対応していくためには徹底した歳出の見直し等、行財政改革を強力に行うとともに、持続的で安定した町財政計画を立てて、町民の英知を結集し一層行政運営の効率化を押し進めるとともに、特色を生かした確かな豊かさを実現し、実感できる活力ある地域づくりに取り組むとともに、住民要望に応えるべき行政サービスを実現するためには、自立を選択した町長は主体的に施策を立案し、実施していくという厳しい責任を求められているのでと思います。北海道夕張市は再建団体となりましたが、当町ではあってはならないことでありますが、今後19年度に向けての町長の基本姿勢について再度お答えを求め、質問を終わります。

町長

いただいた再質問の中で、企業新規誘致とともに既存企業、商店等の活性化も振興策も図る必要があると、当然そういうことでございます。今ある町のいろんな活性化制度等も、あるいはまた融資制度等も抱き合わせながら、商工会とも十分連携をとりながら、

また個々の経営者の皆さんとも十分また所管の窓口ともご相談しながらこの対応はしていかなきやならないというふうに思っております。

滞納問題も非常にこれは頭の痛い問題でありますし、かなりのこの額も増加傾向にあるというなことで、対応に苦慮しておりますけれども、再三申し上げておりますように庁内の徴収プロジェクト、専門窓口というものを設けて、鋭意まあ取り組んでおりますので、なんとかこれ以上増えないような、また滞納整理によって少しでも税の公平感が保てるような、あるいは公金の公平感が保てるような努力を今後ともさせていただきますようにしてまいりたいと思います。

それから道路と水路の問題についての再質問でいただきましたが、道路の基本計画、まあ実施計画に、あるいは中長期計画、総合計画の中に位置付けておる箇所、大変まあ多いわけでありまして、ほんとに住民の皆さん方からしてみれば懸案の道路改良箇所が多いわけでありまして、この財政見通しの中、ふるさとづくり計画の中では、大変厳しい中にもこの153関連あるいはそのアクセスの堂前線関連を優先して取り組まなきやならないという一つの課題がございますので、その他の主要な道路改良につきましては軒並みまあ先送りという形で目途が立っておりませんけれども、今後そうしたひとつの山を越えたならば、またそうした懸案の事業にもいずれの時期には着手していかなきやならない課題でございますので、ひとつその辺も十分将来を見据えて、位置付けの問題については常にまあ検討をして、用意をしておく必要があるというふうに思っておりますし、それから細かくはまあ生活関連道路の維持補修等につきましては、これはまた住民協働という立場の中からも現物支給も含めて予算の範囲内で精いっぱいメンテをしていかなきやならないということで取り組んでまいりますし、それからまあ村井県政に代わって県の補助付、事業採択がそう極端に変わるといわけにはいかないと思っておりますけれども、県も厳しい財政状況にあります。ただいろいろと懸案の、竜東線の問題もでございますし、本郷の農免道路は一応3月をもってまあ大体目途が付くという形になってまいりましたけれども、先程の県道飯島飯田、七久保地籍での歩道の問題、それから先程の広域農道の県道昇格あるいは補助の取り付けという問題も含めて今後もそちらの方は鋭意努力をして、少しでもその事業の促進の図れるように努力をしてまいりたいと思っております。それから水路の問題もお話ございましたように、県営圃場整備をしてからもう20数年がたちまして、だいぶあの目にも老朽化した水路の部分が見えてきております。まあ本来ならばこれがまた県営かんがい排水事業等で取り上げていただいて、県営事業としてやっていただくのが良いわけでありまして、道路と同じような状況の中でこれもまあ期待薄というような財政状況であろうかと思っておりますけれども、まあそんな中にもひとつ、数カ所でも県営事業として今年の飯島新井（しんい）あたりでもいろいろご協力を頂いてまいりましたけれども、水路のみならず砂防・治山も含めてですね、県に強力に要請をしてまいりたいと思っておりますし、道路同様にその身近な必要な補修箇所の問題につきましては、また水利組合とも優先順位を踏まえながら現物支給も含めて対応を予算の範囲内で行っていききたいというふうに思っております。

一つこの間、あのこれもまた知事とのいろんな懇談会の中でお願いをして、私共の町としても具体的に決めてお願いをした件がございますが、中央道に架橋する水路が現在飯島町では12本、当時の道路公団が中央道開通をしたときに補償工事で作っていた水路がありますけれども、これがまあ老朽化をしておることと、耐震と制度・装

置・構造が現在できておりませんので、そうしたことについてはこの間も直接県の方に、ひとつ県の事業として高率なこの国の補助を県の事業主体でやっていただくということを強く要請をしまいいりました。県もまあ一気にはできないけれどもできるだけそうした線に沿って取り組んでみるというような答えもいただいておりますので、その方についてはまあ年に1～2本進んでいくというような形になろうかと思っておりますけれども、これも引き続いてまた、特に飯島の中央道がそうしたあの架橋をしておる水路が非常に多いわけで、他にはその後の高速道路は全部そうした耐震措置が講じられておりますし、地形的にはあまりないということで、飯島の特殊条件でございます。精いっぱい努力をしまいいりたいと思っております。まあそんなわけで19年度の予算編成に向けても、くどいようでありますけれども、一にも二にも現在の厳しい状況を踏まえながらひとつ改革すべきもの節減すべきものは精いっぱいして、そして新たな投資に結びつくようなものについてはひとつ重点的に予算配分をしてメリハリのある予算編成に向けて進めていきたいということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議 長 ところで休憩をとります。再開時刻を午後3時55分といたします。休憩。

午後 3時40分 休憩  
午後 3時55分 再開

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。  
4番 平沢 晃 議員

4番 平沢議員 本日最後の質問者として質問をさせていただきます。お疲れだと思っておりますけれども、懸命なご答弁をお願い申し上げます。それでは只今より通告に従いまして、以下大きく2点について質問をしまいいります。

1点目として、総合型地域スポーツクラブの取り組みについて質問をしまいいります。少子高齢化社会の急激な進展や子ども達の体力の低下傾向が続く中、生活の利便化に伴い日常生活における身体活動がますます減少することから、活力ある健康的な生涯スポーツ社会の実現が現在求められております。そのために誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じていつでもどこでも誰とでも、いつまでもスポーツが親しむことのできる目的で、政府全体の施策として平成12年9月文部科学大臣告示としてスポーツ振興計画が立ちあがりました。それでは総合型地域スポーツクラブって何なのか、あまり聞き慣れない言葉だと思っております。この総合型とは3つの多様性を包含していること指しております。一つは種目の多様性、一つは世帯や年齢の多様性、そしてもう一つはこの技術レベルの多様性であります。総合型地域スポーツクラブはこうした多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々の人たちのニーズに応じた活動の質の高い指導者の下に行えるスポーツであります。改めてその特徴を挙げてみますと、単一のスポーツ種目だけではなく複数の種目が用意されている、ま

た障害者を含めて子どもからお年寄りまで、初心者からトップレベルの競技者まで、そして親しみ志向の人から競技志向の人まで、地域住民の皆さんの誰もが集い、それぞれが年齢・興味・関心・体力・技術レベルに応じた活動ができ、活動拠点となるスポーツ施設を持ち、定期的継続的なスポーツ活動を行うことができるのです。また質の高い指導者がいて個々のスポーツニーズに応じた指導が行われ、スポーツ活動だけではなくて文化的活動も準備されたもので、内閣総理大臣の諮問機関である青少年問題審議会の答申として、地域コミュニティーを基盤とした青少年の多様な活動の場作りの具体的提案の一つとして、総合型地域スポーツクラブの育成定着化の推進が提言されておりますが、この制度について町では基本的どのようなお考えでいるのか、先ず町長の所信をお伺いしたいと思います。

学校5日制は平成4年から導入され、段階的に進められてきていると認識しておりますが、平成10年自ら学び自ら考えるこの教育の転換を図り、完全学校週5日制が実施されました。総合学級についてはこの新しい学習指導要領に基づいて、各学校で子ども達に生きる力を育むことを目指して、創意工夫を活かして特色のある教育活動を展開する中で、自らが学び自らが考える力の育成を図るとともに、基礎的基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めることが求められてきました。この前、大沢教育長におかれましては積極的にこのご活躍をなされ、この総合学習においてはほんとに志し半ばにしてご逝去なされました。哀悼の意を表するとともにご冥福をお祈り申し上げます。

そのためにこの自然体験やボランティア活動など社会体験、観察、実験、見学や調査、発表や討論、物作りや生活活動等の体験的な学習を積極的に取り入れてきてと理解しておりますが、この学校週5日制に伴って学校が休みの時に何をして過ごしていますかというアンケートがありました。多くの方がテレビゲームと答える子どもや、集団での遊びを通しての経験の無い子ども達が増えております。これからの時代に生きる望ましい人間形成を図るため、子どもを家庭に返してゆとりの中で生きる力を育てるこの狙い、新しい学習指導の教育改革がスタートをしたわけでありましたが、この厳しい社会情勢の中で果たして学校や家庭、地域社会での受け皿体制はどうか、青少年の健全育成、地域教育力の回復、地域のコミュニティーの形成と地域の活性化、そして親子や家庭の交流のために総合型地域スポーツクラブの取り組みは、クラブでの異なる年齢の人たちとの交流や、自然体験生活を通して健全な育成を図る子どもづくりにつながると私は提案いたします。町長また教育次長のこの点についての見解をお伺いいたします。

わが国は今後20世紀の前半にかけて少子化によって人口が減少する中で、超高齢化社会を迎えるというかつてない事態に直面すると言われております。ちなみに65歳以上の老年人口が総人口の7%を超えた社会を高齢化社会、更に14%を超えると高齢社会と呼ぶことが、これはあの国連で決められておるそうでございます。日本は既に昭和45年に7%を超えてわずか24年間で平成6年には14%を超えて本格的な高齢社会になり、これは世界1のスピードであり、平成19年、これ来年になります、20%を超えて世界で初めて超高齢人口になると予測が出ています。ちなみにわが町の高齢人口は24.6%となっておると聞いております。こうした高齢化をめぐる情勢に対して国もさまざまな高齢者対策を実施しております。平成2年には高齢者保健福祉推進10カ年戦略、まあこれ俗に言うゴールドプランを立ち上げまして、2000年4月から介

護保険制度の導入に併せて5カ年計画でスタートしたゴールドプラン21の取り組みを行っているところであります。高齢者をめぐる大きな問題は先ず健康が第一だと思います。年をとっても元気であればこれに越したことはありません。ただ多くの人は体のあちこちに故障が生じて寝たきりになったり、あるいは認知症になったりして他人の介護の手がどうしても必要になってくると思われまます。高齢化社会への取り組みはこれからが本番です。それに向けて財政基盤の確立も重要だろうが、先ず老人へのいたわり、思いやりの心が何よりも大切、高齢者の保健福祉の充実は急を要します。そこで他世代の交流ができ、文化的な活動を行える総合型地域スポーツクラブは、高齢者の皆さんが他の世代の人と関りを持つ場面が増えまして、より健康的で明るい生活を送ることができると確信いたしますが、町長の考えと所信をお伺いいたします。

次にまちづくりとしての考えについて質問いたします。今、町が大きな課題として取り組んでいる中に、先程来質問してきた協働のまちづくりを進めるための施策があると思えます。地域活性化への取り組みがクローズアップされております。中期総合計画の実施に伴い、みんなで知恵を出し汗を流して協力し合う協働のまちづくりを掛け言葉に、新たな協働のまちづくり推進事業に従って、それぞれの地域・区が自らの知恵と力でその地域に合った自分なりの魅力と創造の中で、地域づくり委員会の立ち上げを行っております。地域の活性化とか地域経済の振興というものは単に産業の振興だけで達成されるものではありません。その地域の文化・教育・福祉・環境などの地域づくりのあり方と密接に関連するものと思われまます。これらの地域づくりをめぐる環境変化も無視できないものの、物の豊かさより心の豊かさを求める国民生活の成熟化が進展する、これらの環境変化を見通して地域住民の参加を最重視しながら進めるべきであり、若者の想像力と行動力を十分発揮させる活動空間の創造が重要で、新たな協働のまちづくり推進事業として総合型地域スポーツクラブの取り組みに大きな期待を持ち提案いたします。町長の所信をお答えください。

時代の推移とともに世の中も変化し、一時期盛んに言われた社会教育という行政用語も今は死語に近く、今は生涯教育と言われる時代であります。社会構造の変化、文化意識の高揚、国際化の波などの変化する中で住民意識の改革を図り、21世紀に対応できる人材育成のための有資格指導者の確保が必要です。そのためにこれまで地域での活動の機会がなかった指導者が地域で活動できるようになり、また指導者不足の地域では、クラブに有識者指導者を置くことにより、小学校期、中学校期、高等学校期から成人期まで一貫した指導を受けることができ、そこで育った人材が再びクラブの指導者としてクラブを発展させていくことができるシステムについて、本町においてもこの人づくりのための施策を確立することについて如何お考えかお尋ねをいたします。

わが国ではこれまでの経済中心型の社会から成熟した市民社会の転換を図るために、従来からの行政主導型システムを見直す動きが活発になっております。このことはスポーツにおいても例外ではありません。学校、スポーツ団体、企業、行政に多くを依存してきたシステムと、住民一人ひとりのスポーツ文化をそれぞれの地域の中でどのように育て、日常生活の中に定着させていくのかを支援するためのシステムに転換していくことが求められているのです。このことは個々において見た場合、今後増大することが予想される自由時間のゆとりを個人個人が主体的に活用し、文化としてのスポーツに理解を深め、それぞれのライフステージにおいて経済的にスポーツを楽しむ主体性の確立が

必要なのです。こうした意味でこの総合型地域スポーツクラブの育成は、地域におけるスポーツ行政とスポーツ団体などのあり方を含め、これらの地域スポーツの振興の仕組みの改革であると理解するところですので。町では生涯スポーツ社会の実現に向け、審議会等の機関設置の考えはお持ちか、これも町長の所信をお伺いいたします。

続いて2点目の経営所得安定対策の課題と展望について質問をいたします。品目横断的経営安定対策の導入など農政は大きな転換点を迎えております。集落営農や農地・水・環境対策という同時に進められる新たな政策、更には農地問題への対応も含めて行手に難題は山積しております。しかし担い手に焦点を絞ったこれらの政策は、農政が明確に産業政策と社会政策を分離し、その上で両者を連携させるという、この新たな取り組みに踏み込む第一歩であると言われております。新たな経営安定対策の意向は、需要に応じて商品を作り販売して利益を上げることが最重要課題であった時代は終わりました。企業といえども環境問題や地域への貢献、国民福祉への寄与、社会正義の取り組み姿勢等、もはやサービスを提供することと同じくらいの比重で問われる時代になっております。社会的な視点を同時に考える必要が、産業や経済活動全体で不可欠の課題となっており、環境への対応や社会的責任の姿勢について考えることが求められる時代になったと理解をいたします。農政についても同様だと思います。農業が産業として成り立つようにするには産業政策が必要であり、同時に環境問題や地域問題を無視しては産業としての農業の将来はおぼつかない。農業においてはこの点は過去においてもそうであったし、将来はますますこの視点が重要と思われまます。新たな政策が農地・水・環境政策を経営安定対策と併せて車の両輪と位置付けているのも、そうした時代の反映と考えられます。環境問題や地域社会の持つ機能の維持発展が同時に進められない限り、農業の発展は見込めないと思われまます。飯島町は先んじてこれらの対策に対応していると理解をしております。経営安定対策の取り組みについて先ず町長の所信をお伺いいたします。

農林水産省は平成17年10月に経営所得安定対策等大綱を決定し、品目横断的経営安定対策の対象者の要件と具体的な仕組みを明らかにしております。新たな経営安定対策は価格政策から所得政策への転換という新たな食糧・農業・農村基本法で示された、価格は市場で所得は政策でという方向を具体的に示すもので、従来の農政路線を大きく転換し、施策の対象を全農家から担い手に絞り込み、品目ごとの価格に着目して講じた対策で経営の安定を図る対策に移したものです。これは農業従事者の大幅な減少、高齢化、耕作放棄地の増大など危機的状況の中で、経営規模の数値目標をテコにして競争力のある担い手の育成を図る狙いなのです。品目横断的経営安定対策の最大のポイントは、面積要件によって担い手を絞り込み、経営規模の拡大構造改革を強力に推進しようとするところにあります。経営所得安定対策の実施を控えて、現場ではこれらの対応に大変だと思えますが、はたして新たな担い手育成の起爆剤となるのか、特に担い手確保の現状と町の取り組みについて実態をお伺いいたします。

町長の施政方針の要旨の中に地域の魅力を活かした産業づくりがあります。特に農業については1,000ha自然共生農場の位置付けの下に、国の新たな品目横断的経営安定対策事業への対応と相まって、今後営農センターやJAの連携をとりながら、力強い担い手の育成と安全安心で競争力のある農業の推進が唱えられております。平成19年度からの国の支援策の大筋は、産地づくり対策については地域の実情を踏まえて見直

し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること、及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付条件とした上で、最近の麦、米、大豆、飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況等を踏まえた見直しを行う、なお産地づくり交付金の都道府県配分についてはより効果的な活用を促進する観点から、現行対策として期間中の麦、大豆、飼料作物の作付け状況、需要調整の実施状況、担い手育成及び直近の米の需要見通しを踏まえて行う方針です。町の営農対策に対する人的又は財政的の支援の考えはどのような手法で取り組むのか所信をお伺いいたします。

次に取り組みに対する不安とその対策についてお尋ねいたします。飯島町の基幹産業は農業であることは今更言うまでもありません。先月行われた農業経営所得安定対策説明会の中で、今回の対策でやる気と能力がある担い手へ施策が集中されていることから、現存の稲作経営者が懸念と不安を抱いているのはどうしたことなのだろうか。農林水産省は雪だるまパンフなどで集落営農の組織化に当たってはこれまで規模拡大を図ってきた認定農業者等の規模拡大を阻害すること、いわゆるこの「貸しはがし」の無いようにと強く警告し、地域の関係者がよく話し合うように求めています。町のすべての農地を個別経営だけで対応するのはとても無理ですが、この飯島町も高齢化が進み後継者がいない現状をみると、集落営農を進め法人化も当然だと思いますが、この最後まで面倒を見てやることのできるのかと、ある研修会の参加者が不安を投げかけました。また2階建て方式の法人と4ha以上の認定農家に地域営農組合の作業を全部引き受けるだけの能力があるものか、これも疑問と懸念を抱いておりました。これらの不安に対する対策について先進している飯島方式のあり方をお尋ねいたします。

日本の農業は担い手の育成確保とともに、言うまでもなく食糧自給率を向上させる狙いも含んでおります。今回の対象品目となる麦・大豆は生産の縮小が許されない作物であると同時に、育成すべき認定農業者や集落営農へ生産をつなぐことができなければ、生産量の維持ができる狙いもあるのです。経営安定対策の対象となる集落営農は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう経理の一元化、農業法人化計画の作成などの要件をクリアしなければならない。集落営農を立ち上げれば当然ながら実務が伴う。だがこれが農家にとってはそう簡単ではないと思います。きめ細かな支援が必要になるわけですが、例えばこの課税の取り扱いひとつみても、人格なき集団になれば、収益事業を営めば法人税が課税されること等の問題も生じてくると思います。経営所得安定対策は農地改革以来の一大改革になると言われております。農家総参加の担い手づくりとして、攻めの農政で飯島の新しい将来に向けた飯島農業の方針をどのように考えておられるのか町長の所信をお聞きし、1回目の質問を終わります。

町長

それでは本日最後の質問者である平澤議員から、総合型の地域スポーツクラブの取り組みの問題。それから経営所得安定対策この課題と展望についてご質問をいただきました。

先ず総合型の地域スポーツクラブの取り組みについて、この制度について町の基本的な考え方でありまして、現在国のスポーツ振興計画では生涯スポーツ社会の実現のため、できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目標と目指しておりまして、定めておりまして、この政策目標達成のため必要不可欠である施策に、総合型の地域スポーツクラブの全国展開を掲げておりまして、これが201

0年までに全国の各市町村に、少なくとも1つは総合型の地域スポーツクラブを育成をするという目標を持って進んでおるようでございます。しかしながら無料あるいは低料金で提供される公共のスポーツサービスに慣れてきたその利用者、地域の皆さんにとっては、クラブ運営費で運営するスポーツクラブに対する理解がまだまだございまして、郡内においてもこの立ち上げが進んでいないというのが現状でございます。

当町では今日まで飯島町スポーツ連絡協議会組織や公民館の体育部の組織、町の体育指導員の皆さんのご努力によりまして、スポーツの振興を図ってきたところでございます。当面の間は今までの方法によりまして、町民の皆さんに公共スポーツサービスこれを提供してまいります。これからの組織のあり方も深く関係することから、総合地域スポーツクラブについてもスポーツ振興の有効な手段と考えて、これからの関係の皆さんと協議をしながら研究を重ねてまいりたいというふうにお答えをしておきたいと思っております。

次に、学校5日制に伴う子どもづくりについてでありますけれども、現状では中学校においては土曜日・日曜日のどちらかを部活に充てて、他の1日を休みや、家庭や地域との交流の時間をとるようにしています。小学生にあつては少年スポーツ団体や育成会、公民館などの機関が年間を通して事業を組んでおりまして、それらを調整するためと関係者や子ども達が情報を得るために、地域教育活動の面で「いいじまわんぱくカレンダー」を毎月発行をして実施しております。そこで課題といたしましては、少子化によりまして少年スポーツに参加する子ども達が減って、クラブ員の確保に悩んでいるところが始めているという問題がございます。また先進クラブではこうした状況を解消するために地域総合型スポーツクラブを立ち上げるところもあるとお聞きをしておりますが、学校週5日制が地域に定着をされて、家庭や地域社会がともに子育てを担うことができるよう、関係者と研究を今後とも行って参りたいとかように考えております。

また高齢者の生きがい場としてのこの対応でありますけれども、高齢者の生きがい場として町内各地区でゲートボールやマレットゴルフなど、スポーツ振興が盛んに行われて大変結構なことであるというふうに思っておりますが、ゲートボールにおいては各地区にクラブがございまして、中には子どもとお年寄りの交流の機会として、またお年寄りが子どもにゲートボールの楽しさを教える場面も見受けられております。また社会体育事業の面では、ファミリーマレットのゴルフ大会を毎年開催をしたり、親子またはお孫さんとのペアによる大会によりまして、それらのふれあいというものを大変大事に、大切にしておるということをやっております。他の世代の人との関わりを持つ場面が今よりも増えて、より健康的で明るい生活が送れますように現施設を有効に活用いたしまして、更に推進をしてみたいというふうに考えております。またまちづくり、これはまあ協働の町、地域のコミュニティーといういろいろまあ関係してくるわけでございますけれども、こうした考え方についてはどうかというこのスポーツの果たす役割はどうかということでありまして、総合型地域スポーツクラブは会員の会費その他の収入によって運営するクラブでありまして、会員数が少ないと、それなりに運営が当然苦しくなってくると想定されます。10,000人から20,000人に1箇所が理想というふうにされておられて、将来的には中学校区に1箇所というふうに言われてもおります。まちづくりのコミュニティーの分野でもスポーツ的な催しものを通じて役割が期待をされておるところでございまして、その一方、当町には4つのコミュニティー地区、い

わゆる区がございまして、現在協働のまちづくりの中でも4地区が想定され、公民館活動の中でも各公民館に体育部がございまして、地域の皆さんのスポーツの振興やコミュニティーの醸成に大きな役割を担っていただいております。当面はこの形を充実する方向で考えております。総合型の地域スポーツクラブを立ち上げるとなれば、こうした部分との調整を図ることが必要でありまして、この点についても関係者と研究をしております。

次にこの有資格のある指導者の養成についての問題でありますけれども、当然のことながら、クラブを設立した場合には指導者の確保が必要不可欠でございます。現在町のスポーツ連絡協議会団体の指導者は16団体ございまして延べ118名というふうになっております。社会体育事業の運営に携わっていただいて、中心的な役割を果たしていただいております。社会体育事業の運営に携わっていただいて、中心的な役割を果たしていただいております。どの団体におかれましては指導者育成の問題については大変苦慮しておられるという現場の声を耳にしておられるわけでございます。今後とも指導者育成に向けての課題が解決が必要不可欠でございますので、引き続き努力をしております。

それからこの振興に関する審議会等の機関設置が考えられないかという問題でありますけれども、結論的に先に申し上げますと、現在のところこの総合型地域スポーツクラブに関わる新たな審議会等の設置は考えておりません。現在の飯島町スポーツ連絡協議会や体育指導員の方々と十分研究して連携をしていけば、その役割は十分果たされるというふうに思っております。いずれにいたしましても、総合型地域スポーツクラブの根幹は地域住民の積極的な参加、立ち上がりがなければ行政主導型では継続は難しいというふうに考えておられて、今でも総合型の地域スポーツクラブに関する研修会等は実施をしてきてはおりますけれども、今後とも関係者の理解が深まり、よりよい方向が見いだせるよう懇談会等を実施をしております。

次のご質問である経営所得の安定対策の課題と展望について、いくつかの点でご質問をいただいておりますが、先ず19年度からの品目横断的経営安定対策の取り組みでございます。この取り組みにつきましては、昨年度において既に飯島町や飯島町営農センターとしての基本方針を定めておられて、以来取り組んでまいりました。基本方針の内容につきましてはその都度、地区営農組合に説明をし、地区営農組合も必要に応じて農家へ情報を提供をしております。そして本年7月に経営所得安定対策等の実施要綱が示されまして、8月には要領の一部改正もあったところでございます。これらの国の政策や内容、それから飯島町営農センターの基本方針につきましては、それら内容を営農センターの幹事会で細部協議を行った上で、8月の22日開催の営農センター委員会の合意を得て、最終方針として地区営農組合を通じて各農家の皆さんへ情報提供をしたところでございます。更にこの対策に取り組む受け皿となる担い手の農家の皆さんにもお集まりをいただきまして、具体的な手続き等の説明会を開催をしております。また各地の営農組合ごとの説明会に出席できなかった農家の皆さん方もおられますので、有線テレビ等を通じて営農センターだよりの中で制度の説明等を行って、この考え方の徹底を図っておられるわけでございます。そしてこの次に、じゃ、担い手の確保の現状と取り組みはどうするのかという問題でございますけれども、農業の担い手としましては、それぞれの地区に地区の中核的な役割を果たす担い手法人の設立に取り組んでまいりました。既に田切・本郷・七久保地区におきましては設立をされた法人が事業を開始

をしておるところでございまして、残る飯島地区におきましても担い手法人の年度内設立に向けた取り組みが今行われているところでございます。その他にも町内には約70人の認定農業者がそれぞれ農業の担い手として、それぞれの地域で頑張っておられるところでございます。またそれら営農活動への支援対策でございますけれども、これらの支援につきましては地区営農組合活動への支援として、今年度は2,250,000円ほどの補助を行いまして、認定農業者の組織であります農業経営者会議へも補助を行っているところでございます。今後とも厳しい財政状況でございますので、補助金の額は削減せざるを得ない部分もございまして、担い手の育成や集落営農組織の活動については引き続き支援を行ってまいりたいというふうに考えております。集落営農組織の皆さんそして農業経営者会議の皆さんそして女性グループの皆さんなど多くの農業関係の皆さんには、厳しい農業情勢の中ではありますけれども本当に頑張っておられて、水田農業のみならずさまざまな農産物の販売や農産物の加工品の開発・販売、そして低農薬や低化学肥料による安全で安心な農産物の生産、それからイベントの企画・実施などを、多くの取り組みをされて、農村の活性化につながる活動となっていることに対しまして感謝を申し上げる次第でございます。今後とも引き続き集落営農組織の皆さんを核として、それぞれの組織・農家の皆さんが協力をして、農村、飯島町の活性化のために頑張っておられるというふうに期待をいたしておるところでございます。

一方その取り組みに対して不安もあるということでございまして、この点国の農業政策は3年から5年ごとに大きくまあ変わっていくのが今までのこの経過もあるわけでございます。今後のまあ日本の農業を考えるとときに世界の貿易というこの大きな枠組みの影響に加えて、国内においては農業者の高齢化等大変厳しい状況に迫られていると言っても過言ではございませんが、飯島町農業を考えると、こうした世界の動き、国内の農業政策の転換、更に地域が直面をしておられるさまざまな厳しい課題を抱えておられる現実でございます。特にこの経営所得の安定対策におきましては、支援の対象を絞り込んだ対策というふうになるわけでありまして、農村を守り農業を振興していくためには全農家参加型がやはり基本だというふうに考えておられて、この2つのテーマをどう具体化していくかが今後とも大きな課題であり不安要素ともいえるわけでありまして、そこで町では今後とも国県の情報等の把握に努めるとともに、営農センターを中心として直面するさまざまな課題に臨機に対応をして、その方向を出していかなければならない、というふうに思っておるところでございます。

最後にこの将来に向けた飯島農業の方針ということでございまして、当町は農地や水路それから道路等を含め、農業を基盤としてまちづくりが行われてまいりました。これからもそのとおりでございます。従ってまあ将来にわたって農業が振興されるとともに、そのことを通じて町の自然や環境が保全をされているという方向での展開を図っていかなければならない、というふうに思うわけでありまして、具体的には今後も全農家参加型の営農センターと、地区の全農家の参画による地区営農組合を基本にして、その中に将来を託す認定農業者の育成と、やはり競争力のある強い産地づくりを考えていかなければならないということでありまして、この産地づくり対策に向けては、まあ国民・地域住民の健康志向も手伝って安心安全な農産物でなければ、産地として生き残っていくことは到底できないわけでありまして、各農家の皆さんにこうした危機感を認識し

ていただきながら、もう既に十分また認識をしていただいている部分も多いわけであり  
ますけれども、今後ともそれぞれのお話にも出ておりますように、加えて新たな国の政  
策である農地・水・それから環境の保全向上対策の事業も積極的に取り入れる中で、そ  
れらの1階建て2階建ての事業を通じながら、低化学肥料、低化学合成農薬による1、  
000ha自然共生農場作りをやはり原点から強力に進めていく必要があるというふう  
に考えておるところでございます。以上第1回目の質問に対するお答えといたします。  
よろしく申し上げます。

平沢議員

2回目の質問を行います。それぞれご答弁をいただきました。私がここで総合型地域  
スポーツクラブの立ち上げをご提案申し上げたのは、やはり今取り組んでおるこのふる  
さとづくり計画と関連を付けまして、この地域づくり委員会の立ち上げに際しまして、  
この事業の中で考えられる要素があるのではなかろうかとそういうことも提案の一つと  
して挙げておるわけでございます。先程申したとおり飯島では既に116団体のこうい  
うスポーツクラブ、既存のものがある。これと併用していくのもいいと思いますが、現  
在町のこの少子化社会が進展しておりまして、生活環境の利便化に伴う身体活動不足、  
コミュニティー感情の希薄化などが指摘されております。この21世紀の活力ある社会  
を維持していくためには、国民だれもが主体的・継続的にスポーツを楽しめる環境づく  
りが急務だと私は思っております。それでこの総合型地域スポーツクラブはこうした時  
代の要請に応えると共に、自立のまちづくりに向けての生涯スポーツ社会を実現する上  
で極めて大きな役割を担うものと理解しております。先程申したとおりこの既存のス  
ポーツ団体のこの整合性、またこの高齢化社会に向けた老人クラブの再起等の問題に併  
せて、非常に課題も多いと思われま。例えばこの兵庫県の小学校で殺傷事件がありま  
した。それ以後各地で子どもを守る運動として、全国、日本で16件が既にこのクラブ  
を立ち上げております。先だってこの長野県でも先般知事からこのスポーツに関する人事  
異動でこのクラブの取り組みを始めております。行政は最大のサービス産業であると言  
われております。主権者である住民のために積極的に考えなければならない制度だと考  
えますが、この導入についても一度町長の所信をお伺いいたします。

次にこの経営所得安定対策の課題と展望について総括的な答弁はいただきました。も  
う少し細部について私は今後この起こりうる問題についていくつかお伺いをしたいと思  
います。先程町長申したとおり、この2月年度内には飯島地区も法人、株式会社が立ち  
上がるとお聞きしております。これで4区それぞれの法人が立ち上げができることにな  
ります。町当局はじめこの関係の皆様方の努力の結晶と深甚なる敬意を表すところであ  
りますが、この会社法に則り経営していくが、町、この営農センターはこの会社に対し  
てどのような支援をしていくのか。例えばおそらく確定申告が円滑に行われるような、  
例えば顧問税理士等を設置するなどの考えはあるのかどうか。それから減反部分に麦・  
大豆以外のものを自主的に栽培する場合に、集落営農として理解し行わず体制はあるも  
のか。それから今後集落営農に認定農家のバランスをどのように考えて、双方にどのよ  
うな支援をしていくつもりなのか。それからこの品目横断的経営安定対策をきっかけに  
耕作放棄地の減少を狙いたいと思うが、耕作放棄地を減らすための町の考えとそれに伴  
う補てんは考えているのか。小規模で販米農家は機械作業を委託しているのでこの法人  
への誘導はこれは問題がないと思いますが、1haとか2haで農業への取り組みに意

欲の強い農家、または規模に関係なく農地は守ろうというこの農家の対策をどのように  
考えているのか。経営所得安定対策の今後起こりうる問題として、以上5点について再  
度お伺いし2回目の質問を終わります。

町長

国の提唱しておりますこの総合型の地域スポーツクラブが、この協働のまちづくりの  
一翼を担う要素が非常に多いと、考えられるというそのご提案で、確かにあのそういう  
部分がそれぞれの取り組みの中には出てくるかと思っておりますけれども、今こうしてあの地  
域づくり委員会等の立ち上げの中の段階で、このことを即持ち込んで、すぐ機能するか  
どうかということとはちょっと今の段階では、もう少し課題を整理していかないと無理で  
はないかなというふうに思っております。従ってこれはあの5年間のひとつ実のある地  
域の共同組織としていく上の段階で、こうしたことも当然まあ一つの取り組むべき課題  
として出てこようというふうに思いますので、先程の農地・水・あるいは環境のこの施  
策の取り組みとは少しその考え方を異にせざるを得ないかなという面もございます  
ので、先程から申し上げておりますように、そうしたことも提案も含めて今後十分研  
究をしていこうということで先程お答えしておりますので、そんな線でひとつご理解を  
いただきたいと思います。

それから品目安定のこの施策、また一方で農地と水と環境の問題もそうございませ  
けれども、やはりこれは全農家が参加型の中で、そしてまた一部これはあの営農センタ  
ーの機能と相まって、まあ2階建ての部分としての法人化というものもどうしてもこれ  
は一つのスクラムを組んで進めていかないと、個々の組織ごとでは成り立たないとい  
う一つの大きなテーマでございますから、いろいろ課題も多いし不安も多いし大変である  
わけでございますけれども、飯島町の営農の将来の方向としてはどうしてもこのことは  
クリアして、住民の皆さん方あるいは農家の皆さん方のご理解をいただいて進めてい  
かないと、この町の農政というものは成り立たないということは当然でございますので、  
今そのような検討をいろんな面ですしておりますし、この立ち上げに向けて今努力をして  
おります。ちょっとあの技術的な具体的な部分につきましては産業振興課長の方から補  
足をして申し上げますのでよろしくお伺いしたいと思います。

産業振興課長

では補足の説明をさせていただきたいと思いますけれども、ちょっとあの私、1つ目  
の質問を確認させていただきたいと思うんですけれども。担い手法人で将来とも地域の  
農業を担えるのかってということだったですかね。

平沢議員

この会社に対してね、営農センターに対して顧問税理士とか。

産業振興課長

それ2つ目でしたよね。

平沢議員

それは1つ目。

議長

そう1つ目。

産業振興課長

はい、そいじゃ答えて行ってみますので、もしあの不足がありましたらよろしくお願

いしたいと思います。先ずあの先程の町長の答弁にも触れるわけですが、現在あの地域の担い手を育てているわけですが、それで足りているのかまた現状はという話がありました。現在あの法人を含めて担い手の育成を進めているわけですが、地区営農組合の2階建ての法人という部分で3、それからその他の法人3、またあの個人ということで認定農業者9、ということで15名の土地利用型の担い手ということでございますけれども、更にですねこの制度の改正に伴いまして、新たにあの認定農業者という形で若干増えているという状況にあるわけでございます。しかしながらあの個人の担い手がですね、地域の農業担っていただけ育つのかといいますとですね、ちょっとこれはなかなか難しいのかなという現状にあるということでございます。

それで只今のご質問に対する補足でございますけれども、一つとして、会社立ち上がっておるんですけど、この支援はどうかと、特に確定申告等税の問題含めての経理の問題に対して顧問税理士等の斡旋等あるのかということですが、これにつきましてはあの、会社が立ち上がっておりましてですね、それぞれの会社それぞれの顧問の税理士をお願いしてやっているという状況でございます。で、営農センターとしてはですね、この経理はあの最初4法人一括経理ということで、営農センターの方に職員を置いてまあやっていくというようなことで考えたわけですが、その後会社の方からは、やはり自立していくためには自らやっていくということで出てまいりましたので、3年間ということで金銭的な支援をしているという状況でございます。

次に集落営農と個人の農業者、特に認定農業者「貸しはがし」も含めてバランスはどうかと。そういった実態はないのかということでございます。まあ集落営農って言う形の中でございますけれども、これにつきましては先程の質問の中で、まあこの集落営農として事業を実施していくならばですね、みなし法人、人格なき社団というような形の中で税の問題も出てくるということが出てくるわけですが、現在飯島町では2階建てということで実際の営農・経営の部分は2階の法人がやるということにしておりますので、まずあの人格なき社団という問題は無いというのが一つでございます。

次に営農組合と個人の認定農業者の中での「貸しはがし」等の問題、バランスはどうかということですが、特に今、2階建て法人が主にやっておりますのは、麦・蕎麦・大豆等の生産調整の実施、これが約150ha、率にして農地の中、水田の17%程度あるわけですが、これを中心に行っております。更にもう一つは農作業の受委託ということで、水田を中心にまあ60%前後の作業の受委託をやっているということが2階の法人の主な業務でございます。そこに加えて地域から出てきた農地、個人のところへ行き所なくなった農地を預かってやっているという経営になっておりますので、個人として認定農業者としてやっていかれる方たちとの「貸しはがし」等、また「あつれき」の問題は基本的にはないのではないかな、というふうに承知をしております。

次に耕作放棄地でございますけれども、町内に約16haほどの耕作放棄地があるわけですが、これにつきましては国の方でも特に指導が強まっております、この耕作放棄地の解消ということになっておりますけれども、これにつきましては特にあの法人を立ち上げた段階でですね、この法人の皆さんによって、このものが守られるという傾向が出てきておりますし、まあ地区の営農組合等力を合わせてこの耕作放棄地の解消というものに努めていかなきゃならない。これは法人がですね特定農業法人とい

う位置付けになっておりますので、地域の農家と協力してこれを守っていくという役割があるというような形にもなっておりますので、そこらも踏まえてやっていきたいというふうに思っております。

次に、まあ制度が変わりまして、特に一定規模以上の農家でないとですね、支援が受けられなくなるということはこれは大変なことでもあります。今までは地域の農業者一様に支援を受けてきたわけですが、この支援が受けられるのはさっき言ったような農業者に絞られるというようなこととなりますので、大変なことになるということでございます。そこでですね、一つには営農組合法人方式を使って品目横断の中でも、特に生産調整の部分についてはこの支援策を受けていきたいというのが飯島方式でございます。ただですね、お米等の問題につきましては引き続き小さい農家、また自給的農家であっても作り続けたいという意向はしばらく続くものというふうに思うわけですが、特にこの部分に触れての、先程産地づくり交付金というお話がありましたけれども、これはあの、こういう形でお金が出ていきますけれども、米政策改革推進対策ということになりまして、現在のあの生産調整の対策でございます。これは19年から3年間に引き続き現行の形で継続されるということになっておりますからですね、お米を作っていくという農家については当面3年間はですね、現在とそんなに大差なく作っていくという形を中で、町としてもこの方向でいきたいということで考えております。ただまあその中で一つ変わりますのがですね、今、「稲特」（いなとく）と言われまして、米の価格が変動した場合にこれを補てんする制度があるわけですが、この制度は品目横断とそれから新たに残る方々には「稲作構造改革推進交付金」ということで残ります。ただ補てん額が10a当り4,000円を上限ということになっておりますので、若干そこら辺のところですね、まあどちらが得かという問題が出るかと思っておりますけれども、いずれにしても、それについても手当されるということで、現行の米作りは続けられるというような状況になっております。以上です。

平沢議員

それぞれご答弁いただきました。3回目の質問を行います。教育行政はすぐにはこれは結果が出ない。先程町長申したとおり、長い目で考えていくというような形の中でありますから、おそらくそういう一つのふるさとづくり計画の中に関連付けてやっていただけるものと確信を持っております。それで少子高齢化この人口減少社会の突入は、これはこういうことでこの国の経済力を弱めかねない、この年金や医療など社会保障の枠組共にこの変更が出て、この制度改正も都々余儀なくされると思います。本格的な高齢社会の到来をこの成熟社会へのステップとして、前向きに受け止めて、このふるさとづくり計画に基づいた自立のまちづくりに、これを邁進していかなければならないと思っております。美しい自然と環境は心を癒すにはこれは最高の天の恵みだと思います。しかしこの自然をどのように活用して活かすかが、この自立に向けてのこの大きな行政の役割と認識しております。自立に向けての本格的な予算編成にいいよ入っておるわけでございます。「知って行わざれば知らざると同じ」という諺があります。いろんな形の中で力強い町長の見解をお聞きして質問を終わります。

町長

まあこのスポーツの振興の問題にしても農政問題にしても、その他の少子高齢化社会の到来に対応する施策の推進にしても、全く同じでございますけれども、この飯島らし

さ飯島の良さというものを精いっぱいセールスポイントにして、この活力ある魅力あるまちづくりに邁進をしまいたいというふうに申し上げてお答えいたします。

平沢議員 終わります。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 4時52分 散会

平成18年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成18年12月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 内山 淳司 議員  
 坂本 紀子 議員  
 三浦 寿美子 議員

○出席議員（12名）

1番 内山 淳司                      2番 宮下 寿  
 3番 曾我 弘                        4番 平沢 晃  
 5番 森岡 一雄                      6番 三浦 寿美子  
 7番 竹沢 秀幸                      8番 坂本 紀子  
 9番 宮下 覚一                      10番 松下 寿雄  
 11番 織田 信行                    12番 野村 利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田 敏明 総務課長 箕浦 税夫 住民福祉課長 米沢 長実 産業振興課長 斉藤 久夫 建設水道課長 松下 一人
飯島町教育委員会	教育次長 北沢 正文

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美  
 議会事務局書記 吉川 恵子

## 本会議再開

開 議 平成18年12月12日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。  
1番 内山淳司 議員

1番 内山議員 それでは通告に基づきまして質問をいたします。

初めに遊休農地の利活用についてお尋ねをいたします。現在飯島町に置いてどのくらいの遊休農地があるのでしょうか。水田、畑地はどのくらいか。またその分布はどのようにあるのか。またその面積が団地化しているのでしょうか。またその土地の条件等はどのような所にあるのか。土地の内、農地として再活用できる状態にあるのかどうか。あるいは農地としては不向きなところであるのか。このようなことについて検討がされたことがあるか。検討されたならばその内容についてお聞かせを願いたいと思います。

実は私の近隣にも遊休農地同様の土地があり、地主も何とか農地として利用しようと今町で推進を図っている粟栽培を考えてみたが、山付けであり有害鳥獣の出没のあるところであり、現在では法人に貸し、年に1回の蕎麦作りのみであり、有効遊休地とはいええないまでも双方とも利益のない状態で財産維持をしている状態であります。これらを改善するために農地・水利・環境保全事業計画に組み込まれないものかどうかお伺いをいたします。

またこの事業が無理であるとするなら、企業誘致向けの用地として考えられないものかどうか、それとも家庭菜園付きの分譲宅地としての開発はいかがでしょうか。特に田舎暮らし志向の団塊世代をターゲットにした考えはどうか。人口増対策の一環として捉えてみてはと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

次に鳥獣駆除対策について、本年は全国いたるところで熊の出没があり、農作物の被害は当然のことながら、各地で人身被害が発生しています。飯島町においても人身被害はないものの、鳥獣被害は急増してきています。本来なら竜東にしか生息していなかった日本鹿が最近では竜西にも被害が見られるようになりました。更に熊の出没があり、ミツバチ、果樹等にも被害が拡大している。以前は山浴いだけに出没していた熊などは、今では平然として人里に現れてきております。今年10月末までに国内で希少動物と言われていた「月の輪熊」が3,500頭捕殺されたという。人里に出没し人を襲ったり農作物に被害が出たからだと言われています。長野県では426頭で都道府県別で山形に次いで多く、年間捕殺頭数としても過去最多と更新しているそうです。鬼無里村や小谷村では人家にまで被害があり、空腹を満たせない熊が鋭い臭覚で食物の匂いを嗅ぎつけ、人家にまで迫っている。人里近くの餌の味を知ってしまった熊たちは里山から離れられないのではないかと思います。「月の輪熊」の生息分布は県がまとめた1992年と2000年の生息分布調査を比較すると、熊の生息を確認したメッシュ1km四方、数は

町 長 それでは内山議員からは農政問題に掛かる2つの問題につきまして、一つは遊休農地の利活用の問題。2つには有害鳥獣の駆除対策等の問題についてご質問をいただきましたので、お答えをしてみたいと思います。

先ず遊休農地の利活用についてでございますが、町全体の遊休農地の状況。また水田・畑等の面積とその分布等でございますけれども、このことにつきましては昨日の平澤議員のご質問にも若干触れて申し上げてまいりましたけれども、遊休農地の調査につきましては、農業委員会が毎年現地調査や土地の所有者などから意向をお聞きをする中で、その解消に向けた取り組みを行っておるところでございます。平成18年度の調査結果では田が6.77ha、畑が9.96ha、合計で16.73haという数字が出ておるわけでございます。遊休農地の分布につきましては特にお話ございましたように、山林に近い地籍が多く見られるところでございます。農業委員会の調査結果とそれから土地所有者の意向調査の結果から、その利活用については、一つには山林に戻すところ、また地区営農組合を通じて新たな耕作者を斡旋する農地、そしてこれもお話ございました省力果樹であります栗の栽培を図る農地など、さまざまな対応で遊休農地の解消に努めておるところでございます。特に県営圃場整備事業を実施した農地につきましては全て遊休地を解消することを目標といたしまして、農業委員会と地区営農組合が共同で地区の担い手法人とも協議をしながら、次年度の作付けに向けてその対応を行っておるところでございます。

次にそうした土地への工場企業誘致等の考え方についてでございますが、これも昨日の質問にも触れましたとおり、現在町内において空いておる工業用の団地がないことから、新たな工業団地を計画をしておるところでございます。企業誘致の適地といたしましては水道や水路等のインフラ整備がどうしてもこれは必須要件となってまいりますので、そうしたこのインフラ整備との兼ね合いも含めた適地を見つけて、新たな団地を形成していかなきゃならないという課題があるわけでございます。そこでまあ遊休農地の中で工業団地としての要件を備えているところがあれば、企業の意向を踏まえた工場用地として検討していきたいというふうに思っておるわけでございますけれども、残念ながら現在の遊休農地と称される中で、この企業のニーズに合ったこの適地というものはありませんと言わざるを得ない状況でございます。

次に団塊の世代をターゲットにした宅地開発についてのご質問でございますけれども、

地域総合計画の中で人口増活性化対策を重点課題としてあげておるわけでございますけれども、この中では特に若者の定住を重点施策としておるわけでございまして、ご質問の団塊の世代をターゲットにした遊休農地を利活用しての宅地開発については、今のところ積極的には対応を検討しておりませんが、ただまあこうした皆さんが飯島に住んでいただくということについては、これはあの藪坂ではないわけでございまして、またいろんな考え方の中でそうしたことも検討してまいりたいというふうに思っておるわけでございます。なおこの宅地開発につきましては、これも先の質問でもお答えをしておりましたとおり、現在民間企業とも提携をしながら参入をいただいております。今後土地開発公社としてのこの事業としてはごく限定的な対応にしておきたいというふうに思っておるわけでございます。遊休農地は耕作をやはり耕作を前提に考えて、農業委員会と共に対応をしておきたいというふうに考えておるわけでございます。

それからもう一つのご質問である有害鳥獣の駆除対策について、いくつかの点に触れてご質問をいただきました。確かにまあその被害農家の皆さんの心情を思うときに、本当に胸の痛む難しい問題であるわけでございまして、この被害総額など総括的なことは、また対策につきましては私の方から申し上げて、具体的な今のこの被害現状、種目別の現状等につきましてはまた担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、お話にございましたように、昨年度で把握をしておりますこの有害鳥獣、熊や猪・猿などその他鳥類全ての飯島町での被害金額総額が 10,500,000 円余という数字でございまして、面積的には392ha というふうになっておりまして、今年度につきましては数字はまた課長の方から後ほど申し上げたいと思っております。そこで駆除対策につきましては有害鳥獣の駆除推進協議会というものを設置をして、そこを通じてまあ対応をいただいておりますのが現実の姿でございまして、当然まあ町も協議会の構成員となりまして協議会への負担金を納めるとともに、罠の購入補助やそれから狩猟免許の取得補助を行っておりますのでございます。今後とも被害防止に向けたできる限りの取り組みを進めてまいりますが、その対策といたしましては引き続き有害鳥獣駆除推進協議会を通じて対応をしておきたいと思っております。現在猟友会のメンバーも以前に比べるとかなりまあ減少をしておりましたので、現地で駆除の対応を実際に行ってくれる人を増やすことも急務ではありますが、やはり農家の皆さん方の自己防衛ということもやはり基本に考えて、そして狩猟免許取得にかかわる補助も引き続き行いながら、協力者の確保に努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。以上1回目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

産業振興課長

それでは補足の説明をさせていただきます。まず、遊休荒廃農地の利活用の状況でございまして、町長答弁をいただきましたけれども、その遊休荒廃農地ということで本年の調査で補足いたしました16.73ha でございまして、その扱いでございまして、この内に土地改良済みの農地というのが4.08あるわけでございまして、これにつきましては是非完全に農地として利用することにしてまいりたいというふうにしております。また全体を捉えてのことではございますけれども、16.73の内の農地として活用約9ha、56%、それであの農地はやはりあの遊休荒廃農地は山沿いに点在しているのが多くあるわけでございまして、現状見ますとまあ元々があの、山

を開墾してというような非常に厳しいところがあります。これらは山に戻すのがやむを得ないじゃないかということで農業委員会として判断している農地が約7ha、44%ほどあるということで、まあ大雑把に言えば半分半分になるのかなというような感じでございます。で、農地としての再活用とその方法でございますけれども、特にあの営農組合に担い手法人ができたという形の中で、法人の方々がこのものを引き受けてやっていたという動きも出てきております。またあのそのためのですね、復元の支援ということで本年8月ですけれども水田協議会の支援ということで、耕起抜壘等に対しまして10aあたり10,000円から30,000円の補助を出しまして、そのお金を元手に荒れている草等を除去して、水田なり畑として使うというような形で制度も作っております。

次に有害鳥獣駆除の件でございますけれども、18年度でございますけれども、これにつきましては現在途中でございまして集計をした数字になっていません。まだあの半ばということでございまして、ですけれどもですね、鹿の被害が現在4件、また猪1件、猿1件、また熊の被害等、熊はまあちょっと多くなっておりますけれども、出ているという状況ですけれども、これにつきましては年度末を待ってまとめていくということになりますのでご理解をいただきたいなというふうに思います。

それでこの被害の対策の現状でございますけれども、どういうことで対応しているかということですが、先ずあの事業の実施主体ということで飯島町農作物有害鳥獣駆除推進協議会というものを作っております。これは構成は議会の議員の方々、農業委員、農協、猟友会、農家組合、農協の生産部会、普及センター、町、営農組合、等で構成、関係の皆さんで構成しております。で、予算はこの各組織団体からの負担金補助等で賄っております。駆除でございますけれども農家からの被害報告に基づきまして協議会から駆除申請を出して許可次第、基本的には猟友会にお願いして銃器、檻、罠等によって駆除しているという現状でありますけれども、成果はどうかということですが、やはりこういう対策でございますので目撃した段階で出動ということでは、やはりあの後手に回るというようなこともあります。また掛けた檻も完全に全部というわけにはいきませんので、まあ思うような効果が上がっていないと対策に限界があるというのが実際のところかなというふうに思います。

で、今後の対策どう考えているのかという部分でございますけれども、まあ一つには現行の対策を継続するというのが一つでございます。で、もう一つには被害農家による対策を進めていただくという形で進めてまいりました。これにつきましては電気柵だとか防護柵、罠等の死角を取って対応するというような形になると思っておりますけれども、それに対して協議会はまあ資金面・技術面等支援していくという形になると思っております。

最後にあの熊の状況ですけれども、郡内で目撃回数188回ということで、まあ全国的にもそうなんですけれども、郡内も非常に多いという中で、飯島町で目撃されたのはこの内25回でございます。そしてまあ捕獲っていいですか、誤って違う檻に入ったことも含めまして18頭ほどが檻に入ったということでございまして、その内の1頭を処分しているということでございまして、で、飯島町につきましては農作物等に対する被害はあったわけですが、人身的な被害はありませんでした。でまあ今年のこの対策、現況ですね、非常に熊が多発したという形の中でですね、まああの県等でもこの熊に対する対応を県に届けて許可を得てというような形だけではちょっと対応できないというような形の中で、対策を検討するというような情報が流れてきております。そ

れからそうですね以上です。よろしくお願ひします。

内山議員

それぞれお答えをいただきました。それでは2回目の質問をいたします。ただ今あの遊休農地の問題でございますけれども、先程のお話の中では半分ぐらいが山に返し、半分ぐらいは農地として扱ふとこんなようなふうに申されておりました。しかしその土地の内の実際に1回ぐらいでも耕作を、蕎麦なり何なり作ったとは一応耕作をしたということでカウントされて、おるわけですね。農地の面積の中へ。それは遊休農地でないということになっておるわけですね、と思います。しかしながら農地とは言ひながら活用をほとんどできないようなものは、まあ遊休に近いような扱いをして、物事に当たっていかにかあいかんのじゃないかなとこんなような気がいたしております。それからあの先程申し上げたんですがお答えはいただけませんでした、農地・水・環境保全事業というか、その方の対応は畑地には通用しないものかどうか。それからまたあの鳥獣被害の方の畑地に隣接するその山の間伐であるとか、それから雑草木の除去であるとか、そういったものには活用できる資金であるのかどうか。そんなことをちょっとお聞きをしたいと思ひます。

それからあの鳥獣駆除の対策についてでございますが、動物写真家の宮崎学さんは県内の熊の生息数は、県は1,300から2,500頭と推測しているが、長年のフィールドワークによる観察によると、数字は少な過ぎる。30年前にロボットカメラをセットして3年間で熊の写真はたったの1枚だったと言っております。現在は、私っていうのはまあ宮崎先生ですが、少なくとも10頭は答えが写っていると、こういうことのようにであり、県でいう頭数よりもっと多くおるんだというようなこと、そしてこれは保護団体に気兼ねした数字を出しておるのではないかっていうようなコメントも含まれておりました。増えた原因は戦後高度経済成長の時代に行われた観光造林のツケが回ってきたんだとこんな見方をしておるようでございます。人里への出没理由の一つとして、山のドングリが不作だったからというが、造林されていない山には古倒木があり、アリや蜂の巣があり、熊には木に登れたり、猿もそうですが森を立体的に利用しながら生き延びておるといふことであります。今あの駆除の形の中で「御仕置き放獣」も疑問だと、奥山に話すというが林道で車で入っていける場所はまた奥山ではないと言われております。昼間人間が通っていた場所で、放獣した印のついた熊が何枚も撮影されているということでございます。熊と共存するためには今生きている熊は大型トラックの轟音にも、キャンプ場のロケット花火も平気だと言っております。熊の側が確実に環境の変化を学習し、次世代につないでいる。山に入るとき鈴やラジオを鳴らしていても意味はないのかもしれないと言っております。人間側も熊を知ることが大事、私たちはこのことが良いことであるという手立てを一つずつ実行していくことが必要だと思ひます。田畑の近くの山林は整備や雑草木の除去と、できることは何でもやることである。また山林と農地との間に緩衝帯をつくること。熊は人目に付くとこを嫌うようです。姿が丸見えになる緩衝地帯は出没を抑える効果が期待されると言っております。これからはこれらの必要費用やまた先程申し上げた農地・水・環境保全事業計画に、今申し上げたような事業をこのところへも取り入れていただきたい、こんなように思ふわけでございます。またこういった緩衝地帯へ家畜といひますか、山羊であるとかそういったものの放牧をするのも一つの手のようでもあるといひております。それに山羊の首に鈴をつけそして放牧を

する、当然のことながら牧柵は作らねばなりません、そういったところがあるところには熊は出てこないというのが実例のようでございます。そういった対策をこれからはとっていくべきだとこんなように私は思ひますがその点についてどう思われておるかお聞かせを願ひたい。

今までのやり方だけでは到底この駆除ということは不可能だと、こんなように思ひます。そして新しい方法で地域が一つの共同体となって、そういったところの作業にあたるのが大事であろうと思ひます。今、西山山麓で熊が出ると言っておりますけれども、この夏には追引の孔子廟の上の辺りまで、梨畑に熊が出たという話を聞いております。軌道の辺りまで出てくる、それを防御するにはやはりあの西山の際でそういった緩衝帯のような物を作り、そこから下の方へはやらんというようなそういう形が出てこなければ、先ほど小谷村であるとか鬼無里村であるとか、ああいうとこのように人家に被害を及ぼすようなそんな事態がずるずるとなってしまうのではないかと、こんなように思ふわけでございます。そういったことに対しての一つの新しい施策を構築をしていただきたい。こんなように思ひます。またそれから猿にしても、今は熊がいなくなった猿が出ております。山沿いには、そしてその猿も農作物の残菜をあさっております。その残菜を残さないように処理をすることも重要なことであろうと思ひます。熊にしろまた猿にしろ、餌のあるところへ出てくるわけで、そのものを餌として与えないような状態にしておくことが最大の駆除というか防御ではないかかっていうように思っております。また先程、熊の例でございますが、19頭中1頭だけを捕殺したと言っておりますが、実際に被害に被った農家は捕獲したものは全て処分をしていただきたい、そういう思ひでおることでございます。いつもそういった有害鳥獣に脅えながら農作物を作っておる皆さんはどんな思ひでおるか、そのことをしっかりと受け止めていただいてそれなりの対策を講じていただきたい。こんなように思ひます。私もその山沿いにおりますので夜になればどうも熊がおりやしんかというふうなことで、今の際は歩きたくないっていうのが現状です。そういった形の中でももう少し具体的なしっかりとした駆除体制の構築を願うと共に、それに対しての気持ちを、また取り組みの気持ちをお聞かせいただきたい、こんなように思ひます。2回目の質問とさせていただきます。

町長

細部につきましてはまた具体的な面は、課長の方からお答えをさせていただきたいと思ひますけれども、今再質問の中で、有害鳥獣の駆除について地域の現実を見たときの思ひも含めていろいろと切実なお話をお聞きしたわけでございます。まあいろんなあの駆除と申しますか有害があるわけでありましてけれども、特に熊の問題についてお話がございました。確かにまあ戦後のこの造林事業等が一つの原因として熊も増えて、里の方まで降りてきておるといふようなこと。そのことがまあ植生や生態系いろんなまあ環境の変化が伴ってそうした結果につながっておるんだという、まあそういうことだろうと思ひます。そこであのやはりこの駆除対策につきましては、今後あの、県といたしましても現在、有害鳥獣の駆除の許認可っていうものは知事の専権事項でございます、申請をして必要な捕獲なり駆除なりをしていくというシステムになっておりますけれども、今後これが市町村の権限委譲で降りてくるという一つの情報が出てきております。ただあの有害鳥獣等の種類によっては降りてこない部分もあるかもしれませんけれども、そうした中で市町村においてきますと、やはりこれは地元の一つの地域の独自のひとつ責

任と課題として、やはりこのことを捉えて駆除対策を講じていく必要があるということでございますので、もういっぺんその辺はそうした段階になったときに構築し直す必要があるかなというふうに思いますけれども、やはりこのわれわれの生活圏の中での有害鳥獣の問題については、どうしてもやはりこれは個体駆除をしていかないと、いろいろまああの生態系の問題やら自然保護団体の考え方もあるかとは思いますが、必要な駆除は当然していかねばならないというふうに私は思っておりますので、まあそれがどれくらいまあひとつ均衡あるバランスの中で出来るかどうかという事は、またひとつの十分検討していかねばなりませんけれども、そうした一つの対応の中でやってまいりたいと思います。

であの、お話ございましたこのそうした対応について、あるいは地域での対応、個人的な対応、エリアでの対応いろいろあるかと思っておりますけれども、ひとつにはこの農地と水と緑の、やはりこれも環境問題の一環という形を捉えて、そうしたこの今後の補助採択事業としての中で考えられないかということについては、ちょっとあの今ここで、まだ国等の考え方がはっきりこちらへ降りてきておりませんので、即答ができませんけれども、考え方としてはやはりこれは相通ずるものはあるなあというふうには私自身思いますけれども、今後の研究課題とさせていただきたいと思っておりますし、それからやはり、こうしたあの地域的なぐるみの中で駆除対策というものを講じていく場合に、今まで県のコモンズ支援金というものがございました。今度はあの新しく変わって、元気づくり支援金という制度に変わりましたが、こうしたこともまあ飯島なら飯島の特殊事情として申請をした場合に、やはりあの産業振興・農業振興という一つの項目メニューもございますので、そこにまあ入り込んでいただいた申請も可能かなあというふうに思いますので、今後また詰めさせていただきたいと思っておりますし、また同じ考え方の中で昨日から言っておりますこのまちづくりの町独自のこの補助金事業もひとつこれは安全安心なまちづくりという環境づくりという一つの項目も独自で持っておりますので、是非ひとつその辺もまたご相談をいただいて、できるだけ可能な限りそうした対応も町独自でさせていただくことがいかなあというふうに考えておりますので、これも一つ是非ご相談をいただいて、できるだけ、このせつかくまあ春からの農作業の中で実った果樹というものをそうした被害にあわないような形で生産できるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

産業振興課長

今町長が答弁されましたように、農地・水・環境保全向上対策につきましてはですね、これはあのこの基礎的な部分の作業という形が情報として知らされているのは、農道や水路、またその施設の点検・延命対策というような形になっております。要綱等がまだ出てきておりませんので細かいことはわかりませんが、要綱が示された段階ですと、このことはお答えをさせていただきたいなと思っております。それから特にあの農地と山際のところに緩衝帯を設けるという事業がありましてですね、これはあの1回だけですけれども、林業サイドにこの補助事業があります。確かにあの野生動物が出て来るとき見晴らしのいいところになりますと警戒して出てきにくくなるということがあるということで、まあ100m程度の緩衝帯を設けるということで、まあ山の刈り払いをするということだそうなんですけれども、どうもまあこれも聞いておりますとですね、1回は刈り払うんですけど、その後からは自力ということになっちゃって、いきますので非常に

大変だというようなふう聞いておりますので、まあそこら辺を十分考えてやらないとですね、その維持が大変なのかなというふうに思います。またあの大動物を山際に放獣・放畜することにおきましてもですね、これ効果があるということをおっしゃっております。特にまあ山羊よりはもっと大きい牛・馬のたぐいだとかかなりいいようなんですけれども、これにつきましてはやっぱり全柵を入れて放牧をするということなんですけれども、まあ草等もありますのでその移動等の管理がいるというような形になりまして、いずれにしてもあのどちらの方法もそのものを維持していくためにかなりの手間がかかるというような状況であります。従いましてまあどういふ対策が効果的なのかということと、あとの維持が出来るのかというあたりをきちっと見定めて、対策を立てる必要があるのかなあというふうに思います。特にまああの東山の方ですね、猿が少ない地帯につきましては金網ですね、これを設置しているというところが近隣にはあります。猿は登ってくるんですけどあとあの鹿だ猪だはまあ網があれば、そして土の中にきちっと入っておれば入ってこない、というようなことやらまた後の管理も割かしし易いということのようですので、これらの対策はいいのではないのかなあというふうに思っておりますけれども、いずれにしてもこのものを将来にわたって管理維持できる形のところまで見込んでやっていく必要があると、いうふうに思っております。

それから熊の捕殺の問題ですけれども、町長の答弁のとおりでございます。飯島町に許可されたまあ捕獲の枠は1頭であったというようなことやら、やはりあの私たちがこの檻に入ったものを全部処分するという権限がないということでありまして、そこら辺は隘路であるということなんですけれども、まあとにかく熊は危険性のある動物、数は少ないんですけれども危険性を伴う動物ということで、このものが出てきた場合に危険性も見越した中で対策というのは検討されるというふうにお聞きをしておりますが、現在の中では許可をいただいた形でないといけないということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

内山議員

それではあの3回目の質問をいたします。それぞれいただきましたが、ちょっと物足りん答弁だなとこんなように思いますけれども。このあの熊だのが増えた原因の一つとして、保護地域が年々広げられてきたという経過もあるようです。そのために増殖をしておるであろうということと、先程あのあれの中で、宮崎学さんの話の中で、県では1,300から2,500だと言っておるけれども、実態はそうではないんだということも言われております。そんなところからみてもできることだったら捕獲したものぐらいいは処分をしてもいいのではないかなあとこんなように思うことと、それからだんだんと熊も居る場所が少なくなってきたとか、まあ縄張りのせいだとか、そういう関係もあり、人里へ降りてくるっていうような形が出てくるんだということも言っておりますが、昔は高い所に居た熊の分布生息状況は高かったわけなんですけれども、1,000m以下で生息する数が最近になって増えてきておる。そして高いところでは減ってきておる。要するにそっちのものがこっちへまわってきたんだというような形なんじゃないかなあとこんなように思います。いずれにしてもしっかりした駆除対策それをしていかんやあならんと思っております。先程、飯島へは1頭だけだったと、枠が、いいんですけども、長野県の内では400頭の余も捕殺をしておるんだっていう実態があります。20頭出た、または18頭ですか9頭ですか捕まえたっていう形の中では、2割や3割ぐらいは最低でも

捕殺しにゃあダメなんじゃないかなとこんな気がいたしております。それからあの、後先になりますけれども、農地の問題でございますが、そういった要鳥獣がおるからこそ農地を丹精して作る気にならんっていうような形の中で、今さっきの計画の中では、かなりの面積を農耕地として活用していくんだっていうようなことを申されておりましたけれども、それとて先程の助成金の件ではございませんけれども、1年もすればまた次の年には手入れもできん、何かそういったものが出てくれば、撤退をしてしまう。金にならんことは、しん方がいいと、こんなようなことに陥って行ってしまうのではないかと思います。何としてもそのあたりをきちんと手立てをするようなことをひとつみんなでも考えてもらいたい。こんなことを、まあお願いというか、提案というか、させていただきまして私の質問を終わりたいと思います。ご意見が頂戴できればありがたいなと思います。

議 長 内山議員、要望でいいですね。

内山議員 えーと要望とちょっといただきたいんで。

議 長 答弁、はい、町長。

町 長 まああの特に熊の場合、捕殺頭数が1頭であったというひとつのまあ考え方もあるわけですが、まあ現在のルールはルールとしてこれはあの許認可の問題でございますから、やむを得ない面もございますけれども、先程も申し上げましたように、やっぱりあの必要な駆除はしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、そうした農地の荒廃にもつながるようなこの有害鳥獣の被害というものは、どうしてもこれはあの何としても必要な対策を講じていきたいということでございますので、精いっぱい努力をさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

内山議員 終わります。

議 長 8番 坂本紀子 議員

8番 坂本議員 それでは一般質問を行います。日本経済は不景気といわれつつも、大手企業はここ数年何とか安定を取り戻しましたが、中小の企業はままならず、最近特に強き者と弱き者との差が益々開いたと言われております。政治の部分では教育基本法改正案が野党欠席の中きちんとした論議もされぬまま、自民党・公明党の多数賛成で衆議院を通り、現在、参議院で審議中です。ここ数週間毎日、日比谷公園を中心に全国各地からやってきた先生方6,000から8,000人の方々が改正案に反対するデモを行っておりますが、報道関係者も取材に来ているということなのですが、なぜかNHKも他のメディアも新聞もそのことについて何も報道していません。これは一体どういうことなのでしょう。本当に心配される昨今の日本の状態です。

最初の質問はこの4月から千人塚公園の管理、マレット場の管理、与田切公園の全体

の管理、道の駅本郷、図書館、山岳観光施設の管理、観光協会の事務が振興公社に委託されることとなりましたが、集客数及びコストの面での費用対効果について、前年度と比べるとどのように変わってきているのか。具体的にお尋ねしたいです。また今後マイナス面においてどのように取り組んでいきたいのか、また何を目玉に取り組んでいくことが町民にとってまた役場にとって効果的なのかお答えいただきたい。

2番目の質問は、昨日森岡議員が質問された、まちづくり推進事業補助金についてですが、その時のお答えの中で、今期は飯島小学校へ通う本郷の子ども達を通学道路の整備と、飯島町の特産品を作るに当たりコンサルタント会社に協力してもらった費用ということでしたが、それぞれが全額補助金から出されたのか、またその金額はいくらであったのかお答えいただきたいと思います。今期は町民に対しての周知が徹底しておらず、2事業であったということでしたが、私は広報の6月号で昨年の事業について見かけました。今後申請すればどんな団体でも補助対象となり得るのか、またその金額の範囲及び年度内にいくつの事業までなら補助できるのかお答えいただきたいと思います。

3番目の質問は、先日都市再生整備計画に、住民の意見を反映させることを目的に、ワークショップが7月から8月に掛け3回開催され、初回はどんな町にしたいのか、2回目は循環バスの導入について、3回目は国道153バイパス取り付け道路として、トマトとコスモ21の間を通る堂前線の拡幅工事において、周辺の土地利用や開発をどのようにしたらよいか話合いがされました。メンバーは各区議員2名ずつ、耕地総代会から4名、商工会から2名、各校PTA会長3名、高齢者代表4名、障害者福祉協会会長、女性情報ネットワーク代表、各区の婦人教育推進協議会次長、公募4名の内七久保が3人飯島が1人、役場の方からは助役・総務課長・危機管理係長・庶務係・まちづくり推進室から2名、途中で飯島保育園PTA代表1名と総勢37名、また環境計画という会社からのスタッフ5名により、議事進行が取り行われて開催されました。

私は公募の中の1人として出席しておりました。出席された方の中にも私と同じく外部団体に委託した費用に疑問を持っている方がいましたので、それについてお答えいただきたいと思います。

またどうして飯島町のことなのにコンサルタント会社を使うこととなったのか、その経過についてお答えいただきたい。今後も何かあれば、ああいっただ会社を使用することがあるのか、その点についてもお尋ねしたいです。

3番目の質問の2として、町内循環バスについて多くの意見が出されてきましたが、昨日の答弁の中で答えられていましたけれど、もう一度お尋ねしたいと思います。路線の数はどのくらいで、1日に何本くらい運行するつもりなのでしょう。またバスは現在のものを使用するのか、運賃はいくらぐらいなのか、分かっているところまでよいのですのでお尋ねしたいです。それから3の中の2として、153号線バイパスへの接続道、堂前線の周辺の開発はどのように行うのか、大きく分けてワークショップの中では3つの意見があったと思うのですが、商業的な開発、住宅地としての開発、観光を絡めた開発ですが、方向性が見えているのならその点についてお答えいただきたいと思います。

昨日の答弁では、東部保育園の跡地に若者向け住宅をつくるということでしたが、対象は、その対象となる若者というのは独り暮らしの方なのか、それともカップルなのか、年齢制限はあるのか、また町内者に向けてのものなのか、それとも県外に向けて情報を

発信するつもりがあるのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。1回目の質問を終わります。

町 長

それでは坂本議員からは、指定管理者委託事業など3点につきましてのご質問をいただきました。

先ず指定管理者として振興公社に任せた事業について採算はどうか、あるいはまた千人塚他個々の施設についての状況はどうかということでございます。指定管理者として振興公社が管理運営を行っておりますいわゆる公の施設、これに関しましては本年度のかかる委託料の積算は前年度決算に基づく経費相当額ということを基本に設定をしております。そこでまあこの指定管理者制度創設の目的は地方自治体いわゆるまあ市町村において、民間にできることは民間にできるだけ任せて、適正で効率的な公の施設を運営を行うということございまして、いわゆる小さな行政組織を進める、いわば行政改革の一環であるという位置づけでございます。そこで自立のまちづくり計画に基づく職員の大幅な削減を、行政サービスの低下を招くことのないように、実施するための受け皿として、公益法人である飯島町振興公社を指定管理者と設定をしたわけでございます。議員ご指摘のこの公の施設は必ずしも採算制を目的とする施設ではございませんけれども、設置目的に応じたサービスの向上によりまして、利用を促進し同時にコスト削減を進めていかなければならないというふうに考えております。振興公社を指定管理者としたことに伴う最大のメリット、コスト削減等につきましては、この組織の立ち上げのために現在3名を派遣している一般職の職員を計画的にプロパー化していく、独自の採用の職員でもって移行していくということによりまして、明確な人件費削減効果が必ず生じてくるというふうに考えておまして、まだまだこれは緒（ちょ）に就いたばかりでございますので、十分な効果は出ておりませんが、いずれ数年間後ぐらいにはそうした効果が必ず出てくるというふうにご考えておるところでございます。

それから引き続きましてそれぞれの施設の11月末現在の利用状況、それから利用収入等につきまして前年度決算比較で若干お答えをいたしますと、千人塚の公園につきましては有料施設利用者は9%の減少、約11,000人来ていただきました。一方で利用収入の方は12パーセント増の2,300,000円というふうになっておりますし、それから与田切公園全体につきましては有料施設利用者数はやはり天候等の状況によりまして8%の減で総体で17,000人来ていただいたということでありますが、こちらの方も利用収入につきましては11パーセント増の5,200,000円というふうになっておるところでございます。

それからまた本年度から一般に開放をいたしました「越百の水」というのを今売り出し中でございますけれども、今も連日多くの皆さんに利用をいただいて情報発信をしておるということございまして、これはまあ採算的には関係ない部分でございますけれどもそうしたこと。それから先頃住民協働の考え方の中で開設をいたしましたあの公園内での冬場、冬季のマレットゴルフ場の利用者等を考慮いたしますと、公園全体の利用者数は前年対比で増になるというふうに見込んでおるところでございます。また登山道の山岳観光の関係施設の管理、それから勤労者福祉センター、道の駅本郷等につきましては従来と変わらない管理を行っておるところでございますし、また飯島町の図書館でございますけれども、指定管理者制度移行の中で目に見えたサービスの向上を行うため

に、夜間開館を昨年より1ヶ月間延長実施をして利用者の皆さんに大変利便的にも喜ばれておるといところでございます。そうしたことで今後とも行政職員の削減を視野に入れながら、振興公社等の民間活用をいたしまして、住民サービスをできるだけ低下をきたさないような行政改革に沿って努めてまいり所存でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次のご質問であります協働のまちづくり推進事業の補助金制度、今年からスタートしたわけでございますけれども、その内容は町民に十分周知されているかというようなことに関しまして、その事業内容と費用、それから今後の展開についてでございますけれども、昨日も森岡議員からの質問でもお答えをいたしておりますけれども、今年度まあ2件の申請があつて、その内の1件は説明を申し上げましたように安全安心なこの通学道路の整備ということで、区・地域ぐるみで対応していただいたことに対する補助でございます。それからもう一つにつきましては、これはあの従来の人材育成的な事業につながる部分でございますけれども、現在まだ手続き、交付段階のすぐ一歩前という状況でございますけれども、一つの団体、本年度設立をされましたこの「伊那谷お手玉の会」これが飯島町から発信をしておる団体でございます、昔からのこの古来の民芸・民話といひますか、そうしたあの一つの歴史的な遺産としても考えてもよろしいかと思ひますけれども、これをまあ全県下、全国に発信をしていきたいという一つの考え方がございまして、その部分の支援ということで捉えたこの事業採択を今予定しております、内容的には総務課長の方から申し上げますけれども、含めて全体的な費用、それから具体的な内容についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

なおこの補助金制度の今後の展開についてでございますけれども、再三申し上げておりますように、本年度スタートした制度でもございまして、まだまだなかなか浸透度が図られていないというふうにも思っておりますし、また新たないろんな場面でのこの補助金活用をお願いした地域づくり、協働のまちづくりを進めていただくことを期待しておるわけでございますけれども、来年度以降も地域づくり委員会の設立に關しての事業交付も予定をして進めてまいりたいと思っておりますし、それから制度につきましても引き続き一層町民の皆さん方に理解をして活用いただけるようなPR・周知を進めていきたいというふうにご考えておりますので、是非また坂本議員の方も折りに触れて地域の皆さん方にこのことをお伝えいただきたいというふうにご思うわけでございます。

それからもう一つ都市再生整備計画のワークショップが行われて、そここのところでの具体的な検討内容はどうかであったかということでもありますけれども、このワークショップを開くに当たり外郭団体に委託した費用についてでございますけれども、この事業は町ではこの国土交通省のまちづくり交付金、新しい国が始めた事業でございますけれども、この交付金を活用して地域の居住環境の向上と活性化を図るために、都市再生整備計画案というものを作成をいたしまして、11月1日付で県を通じて国に申請をして現在国において計画内容について審査が行われておる段階でございます。今後来年度19年の2月、来年の2月ごろまでの間に国と協議をしながら、法律に基づく国のこの再生基本方針に適合する計画となるように修正を加えながら、事業実施に向けて準備をしていくという段階になるわけでございます。この計画案の作成にあたっては、住民の意見やアイデアをできる限り取り入れた実効のある計画とすることが求められておることから、各種団体の推薦や、今お話ございました公募等による住民参加を得て、町といたし

ましてはこれまで3回のワークショップを開催して、この計画に位置付ける事業の内、主として循環バス運行事業、そしてこのまちづくり交付金事業を投入して計画をしております153のアクセスとしての堂前線周辺の土地利用、利活用の問題について住民の皆さんから貴重な意見やアイデアをいただいておりますのでございまして、坂本議員も加わっていろいろ議論されたことだと思います。そしてこのご質問にありました都市再生整備計画案の作成にあたっては、近隣自治体では同様な計画を手がけた経験のあるコンサルタントに計画作成業務について、額では総額 2,730,000 円という業務委託費を支出をしておられるわけでございますけれども、この委託の内容につきましては現状分析から始まりまして資料の収集、ワークショップの開催、それから課題の整理、目標設定、計画区域の設定、それからまた事後評価等に必要な基礎資料の整備などを計画作成して、全般にわたる業務を一つのコンサルという形の中でご意見をいただくという形になるわけでございます。ただこれはあのやはり町独自の主体性を持った計画でなければならぬし、それから住民の皆さん方に広くワークショップ等を通じて、また実施面でもいろんな場面で個々の問題で地域の皆さん方のアイデアご意見を聞いていかなきゃならないことはもちろんでございますけれども、一つのこれは国の考え方もございまして体系的な部分でこのコンサルの意見を、外部からの人の客観的なご意見もひとつお聞きするというスタイルでございますので、是非ご理解をいただきたいと思っております。この経緯等につきましてはまた総務課長の方からもお答えをさせていただきます。

そこでまあ一つのワークショップの課題でございました循環バスの問題でありますけれども、再三申し上げておりますように、高齢者等あるいは住民の利便性の移動手段の確保として現在の送迎福祉バスに代わる、町内を全域を広くまあ商業施設や医療機関等に運行するこの福祉バスに代わる地域循環バスというものを計画しておられるわけでございますけれども、現在の福祉バスが各地域週1回2便の非常にまあ少ない運行でございまして、大変まあ十分なこの住民の足というわけにはまいらない面がございまして、これをひとつ限なく循環するバスという構想を立ててございまして、このワークショップにおきましてもその運行経路それから運行時間等に関する多くの意見が出されたわけでございます。そうしたこと、それからこの福祉バスで使っておりますバスはもう老朽化も進んでおりますので、これらの要望に対応するためにこの地域創造支援事業としての新しいバスを購入しての運行計画を立てていくという前提でございまして、従って運行に当たりましては来年19年途中から、出来れば7月ごろを目途にしておられるわけでございますけれども、ここから試行運転を開始をいたしまして、22年までの3年間の間の試験運行の中で、いろいろと庁の内部、役場の内部、組織の内部それから町内の皆さんによる委員会等も一緒になって、それぞれの立場でその試験運行の結果の検証を繰り返す中で、利用される皆さんの最も利便性の良い、この要望に沿える運行計画を立てて本実施をしていくということでございまして、まだ運賃等のことにつきましてもまだこれからの詰める段階でございまして、今ここでお答えはできませんけれども、そんな考え方でありますのでひとつご理解をいただきたいと思っております。

それからもう一つのこの検討を研究された課題である153バイパスあるいは堂前線の接続関係の周辺の土地利用の問題と、それから東部保育園跡地に予定をしております若者向け住宅の考え方でございます。これもまあ前日からの質問で再三お答えをしておられるわけでございますけれども、このバイパスあるいはアクセス周辺の開発につきまして

は、第3回のワークショップの中でいろいろと夢のある貴重なご意見をいただいておりますというふうに聞いておりました、積極的に開発をして商業地や住宅用地等のご意見もあったようでございますし、やはりこの町の自然を大切にしながら、あまり開発をすべきではないという意見も中にはあったようでございます。まあ今後そうしたいろんなご意見を参考にしながら、飯島町のこの自然環境それからあそこは大変まあきれいな田園風景でもございますし、優良農地の場でもございます。いろんな面の調和を図りながら、この土地利用の考え方を見直して地域の皆さん方と十分協議協働をして、少しでもできれば活性化に向けた土地利用の中で検討をしていきたいというふうに思っておりますけれども、またこれは開通までには5年前後以上かかるかもしれませんので、十分時間をかけて地域の皆さん方とご相談してまいりたいと考えておられるところでございます。

もう一つ若者向け住宅建設、促進住宅の建設計画でございますけれども、これにつきましてはあの、これも再三申し上げておりますけれども、町の地域総合計画の基本戦略でございます「若者が定住をして人口を増やして活性化を図っていく」この一つの対策の柱として考えておりました、来年度にこの地に12戸を建設をするべく、今予算編成の段階に入っておられるわけでございます、国の方ともいろいろ協議を重ねてまいりました。是非ひとつ当然このことは町外から新しい若者の皆さん方にここにきていただいて住んでいただくと、それでいずれば将来、家を持っていただくという前提の中で、そういう考え方を優先して入っていただくような公募と申しますか募集要綱等を定めながら進めていく事業でございますのでひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。以上1回目のお答えといたします。

助 役

指定管理者に触れてのご質問でございます。町長の答弁に若干の補足をさせていただきますと思います。この制度の目的等既にご承知のとおり、ただ今町長の答弁もございました。町の公の施設を民間運営に委ねまして、民間のノウハウをもって住民サービスの低下を招くことなく、まあむしろこれを向上させながら施設管理の効率化を図りたい。また行政の運営でもスリム化を図る。これによってまあひとつ効率化を図る。まあいわば行政改革の一つの手法であると、こういうふうにご捉えておられるところでございます。ご承知のとおりこの町内におきましてはあの指定管理者として受け皿になる事業者が非常に少ないわけでございます、こういう現実もありまして、先にご論議をいただいております振興公社の組織を従来の兼務体制から独立した一つの部所として充実整備をいたしまして、観光施設を中心にこれを指定管理者として指定をしてみたいところでございます。

本年4月からの制度の開始であります。初年度でまだ中間点でありますけれども、観光施設につきましては一つのシーズンが終了をいたしておりました、その状況とか経営の状況ただ今町長から答弁されたとおりでございます。この指定管理者制度に移行した施設の運営が採算面からどう評価されるかというご質問でございます。元々あの公の施設はまあ管理運営にかかる経費を使用料・手数料でいわゆる賄う。まあペイすることはなかなか至難であるわけございまして、従来からもこの性格はあるわけでございます。元々公の施設これに携わる人件費等を考慮いたしますと、まあ公の施設の持つ特異な状況であり、公の施設とはこういった性格なものであると思っております。まあご質問によりましてまあこの指定管理者に移行する前、その前後についてその経費の増減がどう

であったかということであろうかと思えます。与田切公園あるいはまたあの勤労者福祉センターを含みますこの千人塚周辺の観光施設、あるいは登山道の整備、更には図書館、こうしたものにつきましては、従前あの直営方式で管理をいたしておりました時のそれぞれの経費の積算額をもって振興公社への委託料ということで予算措置をいたしておりますので、これにつきましては収支、特にこの公社に移行することによってどうという変化は出てこないものでございます。まあ一つ与田切公園のプールでございますが、これはまあふるさとづくり計画におきましては休止というようなひとつの路線もあったわけでございますけれども、本年度につきましては指定管理者であります振興公社から民間のグループにひとついわゆる管理委託をいたしてきたわけでございます。こうした形は1シーズンが終わったわけでございますけれども、プールの利用者、これはまあ今町長答弁にございました、やはり時代の趨勢で減少に歯止めが掛かっておりませんけれども、シーズン中を通じてまああの施設を遊休施設とすることなく、まあ町の皆さん方に夏を楽しんでいただいたまあこういった点では非常に今年度も大変そういう点ではよかったとこんなように思っておるわけでございますけれども、この管理委託料につきましては、この初日の補正の中でご論議をいただいたところでございます。まあ業者のほうから出されました経理状況を精査をいたしまして、この中で本来認めるべきものにつきまして契約に基づきまして予算補正を致したわけでございます。まあ契約金額等につきましては補正後で総額で 8,126,000 円というような予算措置になるわけでございます。この委託料を今までですね、町が直接経費でもって運営しておりました経費の総額これ約 10,000,000 円でございますが、この中にはそれに携わる職員の給与費の一部も積算をされております。これと比較いたしますと概ねまあ 2,000,000 円近くの差が出てまいるわけでございます。これはひとつ民間の委託、これはまあいわゆる指定管理者委託ではございませんが、指定管理者を通じての民間委託という方法でございますが、これがひとつの効果であろうかと思っております。なおまたあのシーズン中を通じましてまあ今まで行政で運営しておりましたものとは違った感覚で民間の手法をもってまあサービスの提供をしていただいたということもでございます。まあこの辺につきましても好評を得るようにお聞きいたしておるところでございます。

それともう1点はこの振興公社に委託したこと、振興公社でございますが指定管理者制度に移行したことについてのマイナス面まあデメリットと申しましょうか、こういう点についてのご質問がございました。併せてまた今後の対応はどうかということでございますけれども、まあ民間の活力を活かす手法がこの指定管理者制度でありますけれども、先ほど申し上げましたように民間の受け皿が比較的少ない、まあそういうことで国の目指しているこの指定管理者制度、十分にまあその制度のまあ効果といいますかそういうものには期待ができないような状況もございます。そんな現状でございますが、これを受けまして一方では、先ほど申し上げましたけど、この機に振興公社の位置付けの明確化あるいは事業内容の充実というものが図られたわけございまして、振興公社を通じて柔軟なまあ事業運営もなされておるわけでございます。まあこういう点はひとつむしろよかった面ではないかと考えております。まあ当面またあの1シーズンあるいは1年が終るわけでございますので、指定管理者移行後の内容、更にまあ検討をいたしましてまあ制度の内容がメリットが活かされますようにですね、効果が活かされますように今後も検討を加え考えていきたいと思っております。まあ当面はこの現在指定管理者制度

総務課長

に移行しておる施設外に新たに施設を管理を委ねていくとこういう考えは現在ところはございません。以上でございます。

それではご質問のありました部分について説明をさせていただきます。協働のまちづくり推進事業の補助金の交付実績、交付予定でございます。先程当町触れておりますように、現在2団体ということでございます。1件につきましては飯島区を中心とした防犯対策を取り組んでいただきました件についてでございます。もう1件は今事業実施中であります「伊那谷お手玉の会」ということでございます。飯島区の方につきましては交付決定をし既に補助金を交付してございますが、107,000 円交付をしております。伊那谷のお手玉の会につきましては予定として 104,000 円ほどの予定をしております。いずれも補助対象事業の2分の1ということで予定をさせていただいております。飯島区の方の内容につきましては主にああいった道路を環境を良くするために、まあいろいろの道具っていうか備品類がいるということでそういったもの、あるいは重機を入れないと高いとこの枝が払えないというようなことで重機の借り入れ、それから新しく購入するのではなくて、参加者の皆さんからビーパーだとかチェーンソーを借りたりするということで、借上料そういったものを中心として補助対象としております。伊那谷のお手玉の会につきましてはまあ一つには従来やっておりました人材育成的な要素でこれを採択してございます。特にこのお手玉の会が、その事業を普及したりそれから施設あるいは学校へ出向いて子ども達と交流を図るといった目的のために、指導者の養成を図っていききたいという要請がございまして、主には指導者養成に対する経費に対しての補助ということになります。

それでこれからでも間に合うかということと、どんなものが良いのかというご質問がございました。協働のまちづくり推進事業の補助金につきましては3月の当初予算編成時にこの議会においても予算の説明の折りにも内容については説明をさせていただきました。その後、区長総代会にも内容を説明をさせていただき、更には広報・CEK等を通じて住民の皆さんにはしかるべきまあ広報をさせていただきましたけれども、まあ立ち上がりの最初の補助金というような制度でございますので、まあ町としては住民の皆さんにどのような要望があるのかということがなかなかこれは把握しきれないという部分もあり、逆に住民のサイドからいくと、こういうことをやって補助金の対象になるのかなっていうくらいで、町まで相談に来ていただけなんているという部分もあるのではないかというふうに思います。でこれもあの事業をだんだんやっていく中で事例の積み上げ等も出てくればだんだんに普及していくのかなということも一点あります。それからもう一つあの協働のまちづくりのための地区の委員会を立ち上げていただくようになりますので、そういった委員会が活動を始めますと、この補助金制度も有効に活用してくるのではないかというふうに思っております。で、補助金の交付要綱の目的につきましては、協働のまちづくりを推進するために町民による自主的・自立的な活動に対して補助をしていきたいということで、まさに協働というものに対しての補助をしていこうということでございます。それで補助対象の団体につきましては、自治組織とまちづくり団体というふうに定義をさせていただいております。まちづくり団体につきましては5人以上で構成された団体で、まちづくりの活動をしていただく団体であればよろしいということでございます。でしかもまあ住民のために使う補助金ですので、構成員の主

たる構成員については住民であってほしいということでございます。

それである補助金の交付対象事業につきましては、メニューとしては11項目を掲げさせていただいてございます。これちょっと文字だけを読んでもなかなかちょっと理解しにくいところがあるかと思っておりますので、その辺についてはちょっと省略をさせていただきますが、最長3年補助対象にしていくということで、事業の内容によっては単年度でなくて3年間補助対象としていきたいと思っております。それでこの補助金どれでも対象になるのかということの中で、2点だけちょっと制約を加えさせていただいております。事業を起すについて他の制度がある、補助金の制度があるものについての上乗せ補助ということはしないということになりますので、単独でこの補助制度を使っていたきたいということでございます。それからあの各団体の経常的な運営費これについては補助対象としないということになっております。これらのものを除外として交付対象事業費を決めさせていただいておるとということでございます。内容につきましては、あのほとんどのものがあの該当するかと思っておりますので、こんな様なことをしたいという思いがございましたら是非担当の方にひと声かけていただいて、相談をしていただければありがたいと思います。そういうことで是非一声かけていただくようお願いをしたいと思っておりますし、またあの必要に応じて町の方で住民の皆さんにもPRをしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それからワークショップの費用についてご質問がありまして、内容については町長の中の答弁で申し上げましたように、あのワークショップを開くために業者に委託したのではないということだけちょっとご理解をいただいております。都市再生整備事業計画これを国土交通省に上げるについて、非常にボリュームがある計画書をつくらなければならないということで、限られた職員だけではこの計画を上げることがなかなか難しいということもあります。更にあの国交省とのヒアリング、計画を練り上げる中で、いろいろと向うからも注文がついてまいりますので、それらについて計画書それから資料を収集し整備していかなくやならないという部分がありますので、全体的なその計画を上げるための費用ということで、その中の一部がワークショップであったということをご理解をいただきたいと思っております。それでコンサルのようなものを今後活用するかどうかというお話でございましたけれども、これについてはあのコンサルに委託する適当な事業があれば、また適当なコンサルタント業者があれば有効な手段としてこれは町としても活用していく必要があるのではないかとこのように思っております。まあ特にあの町では職員を100人に減らしてやっていくというそういう大きな問題が出ております。限られた人数で成果の上がる計画、実効のある計画をなかなか作り上げるには困難な部分もありますので、そういった意味からもこういった有効な手段として活用していく、そんなことも考えられるのではないかとこのように思っております。

それから循環バスの具体的な内容でございますけれども、まだどこをどういうふうに走らせて、運賃をどうするかということまでまだ検討に入っておりません。でどういった人たちの需要があるのかということは、一つにはワークショップの意見で、かなりの広範囲にわたって出ておりますので、これを整理しないと運行路線も出来ませんし、それによって時間帯それから運行回数というようなことも検討しなければならないと思っております。それからもう一つあの運賃の問題につきましては、国の補助金がついているうちはいいんですが、それ以降自立してやっていかなくやなりませんので、費用対効果を

坂本議員

先ずこれは考えていかなければなりません。利用する人にとっては安ければいいということになるかと思いますが、その分だけ町が負担が多くなりますので、その点について住民の皆さんの利用のしやすさ運賃と町の負担、そういったことも考えながらやっていかなければならないのかと思います。考えるにあたりましては町の職員の中での検討会、それから地域の皆さんをメンバーに入れた地域の協議会、これはあのいわゆる運送業を生業としている皆さんもメンバーに入れてということになりますので、そういった協議会を立ち上げて、その中で十分検討をし、来年以降試行を繰り返しながらいい方法を皆で検討させていただきたいということでございますので、その点についてご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

それでは2回目の質問をいたします。千人塚のことなのですが、毎年あの湖の方に魚を放流していると思っておりますけれども、今年の秋に千人塚の湖から水を抜きまして、あそこを掃除したんですけれども、その際に魚が、その普通だと網とか何かを仕掛ければ取れるということなんですけれども、ほとんどいなかったということで、あの細かいことなんですけれども、そのお金を払って魚を買って放流しているんですけども、何が原因かわからないけれど、魚が増えていかないということなんかを考えると、無理をして、そのまあ釣りをする人たちにとっては魚がいた方がいいんでしょうけれども、それが要するに釣られて無くなったというわけではなく、いないってことは何か原因があると思うので、そこら辺をもう少し考えて、まあ自然界のバランスが良ければ放流していれば自然と増えていくものだと思うんですけど、その点はどのようなふうに使われているのかちょっとお尋ねをしたいと思っております。

図書館においてはですね、以前私が一般質問をした中で、個性ある図書館にするためにも、飯島町の場合は振興公社に委託した段階で、館長というかそういう形でいつも特定な人がそれを担うというような形には、まあ今回もそうですけれども、今までも人事異動によって変わったりした形になっていると思っております。で、よく日報なんかでは松川の図書館とか駒ヶ根の図書館とかということが、そのこんなことをやっているということで登ってくるんですけども、飯島の図書館っていうのはちょっと個性的じゃないと私はすごく思うわけです。なのでできたら館長という形で数年間は同じ方がなった方が、本選びからその季節とか行事においての本のレイアウトから読者に対してアピールしていくといった形が、個性をもって表現されていくと思うんですけども、その点はどのように考えていらっしゃるかお答えできたらいいんですけども。

それから今期プールの使用期間を延ばして、また別棟にあるログハウスをですね、まあ休憩室だったところなんですけれども、それを喫茶店として使用し、県外からのお客様にも町内の方々にも評判がよかったわけなんですけれども、まあそれは民間委託をしたということで随分あの以前より変わった形になったと思っておりますが、来年度においてどのような計画を持っていただけるのかお尋ねしたい。喫茶店は七久保の高遠原の片桐さんという方が頑張られて、小さなコンサートをしたり地元で作られたパンや野菜ジュースを使っているメニュー作りをしていられました。やはり数カ月では知名度が継続されず、この喫茶店も冬となってはクローズされて今は使われていませんけれども、これを1年を通して喫茶店をやるくらいでないとならぬ意味での定着にならないと思うんですけども、また夏だけしか与田切公園が使われないということではなくて、越百の水もありますし、

キャンプも数は少ないけれども秋もされている方がいらっしゃいます。通年通しての与田切公園の使われ方のアピールをもっと県外に向かってするためにも、喫茶店を通年通してやるというのには意味があると思われまじけれども、その点についてはどうお考えでいらっしゃいますか。

コンサルタント会社、あの今の最初の質問の中で、コンサルタント会社に委託したっていうのは、都市再生整備計画案というのが、やっぱり町の職員の中だけでは出来さらないということで、委託されたということでそれはわかります。わかりましたが、まああの大きな事業でなければその手法というか、一般のたくさんの方たちを招いてその中から意見を取り上げていくとか、そういう形を非常にあの今後職員の方たちが協働のまちづくりということで、計画から立案までやるということになれば、非常に勉強することも多いと思いますので、是非あのそういうやり方の方法っていうのを勉強していただいて、今後ともそれを自分たちで作り出すことの勉強をしていただきたいと思ひます。でその点はどういうふうにご考えておられるか一言聞きたいと思ひます。

それと飲酒運転はしませんということで決議文が今度議員の方から出されることとなりますけれども、益々そうなりますとJRとかバスを使つての、例えばお酒を飲んだ席からの自宅へ帰りたいという方も増えると思ひますので、是非あの路線の内容は今後検討課題ということなので、夜の10時とか11時運行というものも考えに入れていただきたいと思ひます。またあの高齢者とか障害者、このワークショップの中では高齢者とか障害者の方もいらっしゃいましたし、まあ親として小・中・高校生にも使いたいということで、そういう人たちにも利用できるようなシステムづくりをしてもらいたいと思ひます。今あの子ども達は現在ほとんど親が車で送つたりとか迎えに来たりとか、それが駅までだったりとか学校周辺までということで、子どもの親からの自立または自分で考えて行動するという点でも、一人で公共の交通機関を使つて家まで帰るといふ、まあ学校に行くといふことは、その中で学ぶこともたくさんあると思ひます。あまりにも今の子ども達は大人たちに守られ過ぎていて、大人になつても大人になり切れない大人が多い現在、日々の生活の中から責任を持って行動することを学んでほしいためにも、是非通学時にも利用できるシステムにしてほしいと思ひますけれども、その点はどうかお尋ねしたいです。

堂前線の周辺の開発についてですけれども、多面的な方向から考えないと、広小路商店街をつぶすことにもなりかねないと私は思ひますし、また商店を経営する方々も心配しておられる現状があります。前回のワークショップは基本的には町民から意見を伺うという段階で、あの場にいらっしゃつた方々は意見を言つ放しの状況で、その後何らフィードバックがされておられません。ある程度決まつたらそれをまた町民に投げかけてまた役場で考えていくということをしなければ、なんら以前の体質と変わりなく、強いて言えば協働のまちづくりとはいえないと私は思ひます。その点どう考えておられますか。

またこの開発を踏まえてこれからの10年後あるいは15年後の飯島町の全体像をどういった方向性を持って捉えているのかその点町長にお尋ねしたいと思ひます。2回目の質問を終ります。

町長

個々の問題につきましてはまた助役、関係課長の方からお答えをいたしますけれども、

このワークショップを通じていろいろご意見が出されました伊南バイパスあるいは堂前線周辺の土地利用の問題につきまして、今坂本議員も旧態依然の体質を踏襲することはやはり時代の流れの中であまり好ましいことではないという、この認識は私のそういうことだと思ひます。そこであのまあ例えばひとつ商業振興の例をとりまして、既存の中心商店街に影響があるので新しい道路の沿線は手をつけないといふような考え方もやはりこれはいけないんじゃないかと。その辺につきましてはまたいろいろあの大局的な判断をしていかなきゃなりませんけれども、やはりあのこうしたバイパスなりアクセスなりが開通した後に、そこに経済あるいは地域の活性化を求めていくといふことは、これは当然なことであろうといふふうに思ひしておりますので、必要な開発はしていくべきだといふふうに私は思ひしております。ただまああの景観協定等いろいろございますので、そこにまあ既存とのこのいろんな企業との問題をどうすり合わせてやっていくかといふことについては十分配慮をしてなきゃならないと思ひますけれども、基本的にはそういうことでございますので、十分今後土地利用についての検討はさせていただきます、またいろいろと住民の皆さんのご意見も聞いてまいりたいといふふうに考えておるところでございます。

助役

振興公社が受け皿になっておりますあの千人塚あるいは図書館関係に触れての再質問にお答えいたしたいと思ひしております。先ずあの、千人塚の放魚をいたしました魚がだいぶ減少をしておるといふようなお尋ねでございますが、誠に申し訳ありませんが、状況をちょっと細かく把握しておりませんので、またひとつ原因等については調査をさせていただきますと思ひしております。

それからあの、図書館運営に触れてでございますが、まあ館長なかなか専門的な素養の求められる職種でございます。かつては専門のいわゆる嘱託であつたわけでございますけれども、専門職としての館長を配置した時期がございました。諸般の状況によりました現状では一般職の職員をもって館長に当てておるわけでございます。永年のあのこの実績によって徐々にまあ専門性というものは備わつてくるわけでございますけれども、現状のところはそうしたことはなかなか考慮ができないのが現状でございます。ただまあ異動等によりまして、やはりまあ一時的にはですね、やはりまあそういうどうしても専門的な要素が阻害されるところといふことはあろうかと思ひますがご理解を賜りたいと思ひしております。まあそんなわけで飯島町の図書館は個性が乏しい、運営に対して特殊性が無いといふような今ご意見でございました。本年度も振興公社に委託を受けてから公社の方としては精いっぱい努力をいたしてきたところでございます。まあイベント等につきましても従前のものについて受け継いでおりますし、またあの特に夜間開館等はですね、まあ今までの町の運営と比べまして夜間開館の時間を延長して対応いたしてございます。まあ図書館の司書等も配置してございますので、やはりそこら辺の持つ力も十分にまた発揮をしていただきまして、よその町村に劣らないまあ図書館運営にまた心がけてまいりたいとこんなように思ひしております。

それから与田切公園のですね、プールの南側の休憩施設、本年度は今お話のありましたとおり、プール開設期間中あそこを民間の方に委ねまして、開設をいたしていただきました。利用者もだいぶ好評であつたわけでございます。まああのプールの開設と合わせまして、来年度以降もやはり持てる施設、有効に利用していくといふことはこれから

求められるわけでございますので、来年度におきましてもプールの開設、併せてまたこの休憩施設でございますね、この辺も一体的にまたひとつ現在のところでは延長していきたいと思っております。今後またあの細部予算編成の段階で、只今ご指摘のあったような部分はですね検討しながら、また委託先とも十分協議してまいりたいと思っております。全体を通しましてあの公園のPR、このご指摘もございましたけれども、「越百の水」を中心にいたしまして、また新しい角度から振興公社のひとつ努力を持って、また与田切公園のもう少しまあ一般の皆さんにもご利用いただく町外の皆さんにもご利用いただきたいというようなことで、情報発信にも努めてまいりたいと思っております。以上であります。

総務課長

ご質問のありましたワークショップの職員の間での活用の問題でございます。ワークショップは近年非常にあのこの手法が取り入れられて、いろいろの事業を展開するについて広く大勢の皆さんの意見を聞くということについては非常に有効であるというふうに思っております。特にあの一般的な会議ですとなかなか遠慮をして意見を言えない人もワークショップの方式でいきますと前提条件がありまして、人の意見に対しては決して否定的な意見を言ったり、拒否してはいけないということですので、自分の思っている意見を素直に発表できると。出たものを集約してその会の目的の方向に集約できるという大きなメリットもありますので、職員のいろいろな事業を展開したりするような段階においても、有効な手段のひとつであるというふうに考えております。

それから循環バスの運行の件でございます。一杯飲んだ人たちまで是非迎えにいていただきたいとこういうあのお話かと思えます。あの、先進の例では今年、諏訪で始めたようです。で、これは始めたのは市が始めたんじゃなくて商店の皆さんがお金を出し合って始めたというふうに聞いております。で、ワークショップの中でもこの話も出ました。坂本議員もお聞きいただいております。この他にも先ほどから話があります障害者の問題、高齢者それから小中学生の通勤の問題、あらゆる立場の人があらゆる方法で使ってもらいたいというのが出ましたけれども、100%これ全部循環バスに取り入れていくつつうことはちょっと不可能ではないかというふうに思いますので、需要の高いところから順次取り入れて、その実績をみながらその枠を広げていくということが、循環バスの利用の方法としては適当ではないかというふうに思います。従って夜のまあ一杯やった人たちの循環までやるのが適当かどうかというのは、もう少し見極めさせていただきたいと思えますし、その他の部分についてもまた十分住民の皆さんの意見を聞きながらやっていきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

坂本議員

では3回目の質問をいたします。企業誘致のことも考え合わせますと、153号バイパスを今後いかに利用して町の将来像を作っていくかによって、特徴のある飯島町に変えていかれるか。大きくて長いビジョンにおける可能性を秘めていると思われま。反対意見もあった153号バイパスですが、決定された今となつては農業個人経営者、商店主、建設関係、住宅関係者など流通に携わる人々など多くの方の意見や提案を聞いて、〇〇が決めたからこうなってしまったなどと、後世に言われたいめにも何度も計画案についてディスカッションをする必要を感じます。また大変でもそうすることが、皆でこの町を作ってきたという実感を伴ったまちづくりになっていくと思われまますが、今後

どのように進めていかれるかその点にもう一度お答えいただきたいと思えます。

町長

153並びにアクセス道路周辺のこの土地利用の問題につきましては、これからのまあ新しい町の人口増活性化対策の中の重要なまあ位置づけとして、どういうふう土地利用をしていくかということで、これからの土地利用計画の一つの核になる部分であろうというふうに思っております。従いまして必要に応じてまたワークショップなりそれから基本構想審議会なり内部的にも十分この検討を重ね、それから企業誘致を進める中、あるいはまた商店の既存の方たちも含めた中での、このニーズがどこにあるかというようなことをひとつ十分検討しながら、必要な検討を必要な場所であらやしていきたいということでございまして、具体的な日程の詰めはまだ出来ておりませんが、今後153まだこれから5年前後以上かかる事業でございますので、十分時間をとって検討していきたいというふうに思っております。

坂本議員

これで質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時20分とします。休憩。

午前11時 5分 休憩

午前11時20分 再開

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。

6番 三浦寿美子 議員

6番

三浦議員

それでは今回一般質問の「取り」を務めます。元気の出る私今回2つの大きな項目について質問をしたいと思えます。

先ず最初に元気の出るまちづくりのための活性化対策について、それから次世代を担う健やかな子どもを育む取り組みについてということで質問をしていきたいと思えます。町の活性化対策については昨日も触れられておりました。産業振興を柱として町の活性化を図るには何が必要かというふうに私は考えてみました。長期にわたる不況で企業も商店も農業も大変な困難の中、現在に至っております。残念ながらご商売をお辞めになられた方々もおいでになります。一部の大企業が貯蓄をしても景気が回復し元気を出したといえる状況は町内には感じられません。仕事は忙しくなったが貯蓄は無い。仕事があるだけいいという言葉が返ってまいります。仕事があるだけいいという言葉はずっと長い間耳にしてきた言葉です。閉塞感がある空気がまだ漂っております。こんな時だからこそ新しい発想、目先よりももう少し先を見つめた展望、夢のあるまちづくりが必要ではないかと感じているところです。

さて、平成13年3月に飯島町の産業を総合的に発展させようと、飯島町産業振興条例が策定をされました。目的・基本を生かした施策の推進が大事ではないかと考えているところです。産業振興条例の目的としては産業の総合的な発展を図り、もって町民生活の向上に寄与すること。振興の基本としては町長は社会経済の変化に的確に対応した産業振興を図る。産業の振興にあたっては産業関係者自らの創意工夫と努力を助長する

ことを基本とし、町民の理解と関係機関等の協力を得て振興を図る。産業間の連携と調和に配慮して振興を図る。自然環境に配慮して振興を図るとされております。また町長の施策の推進や審議会の設置なども条例に定められております。産業振興条例の目的・基本から見て現状をどう捉えているのか。町の将来像を描いての今後の取り組みの方策をどのように進めていくのかお聞きをしたいと思います。町の活性化対策の観点からみたとときに住民が手軽に気軽に利用できる住民の足となる循環バスに大いに期待をしているところです。坂本議員の質問もありましたので、私は質問をしたいことは、平成12年11月に町内の業者さんから議会に対して交通弱者対策福祉の向上に民間業者として行政と共に力を注ぎたいという趣旨の要望書が提出をされ、議会としては当時の情勢の中で趣旨採択となった経緯もあります。最近要望書を出された業者さんとお話をする機会がございましたが、今なお同じ思いをされておりました。町内をよく知り住民と心が通う町内の業者さんの力を頼りにすることは、町の活性化・住民の福祉にも応えられ、業者の育成にもつながると私は考えております。町内に複数の関連業者さんのいることを考えれば、支え合う大きな力になるというふうにも考えられるわけです。業者さんからは「運行方法などについて協力することは良いことだと、しかし事業を開始するという段階になって、競争入札で町外の大きな業者さんにはじかれてしまうようなことがあったら、立ち上げに協力しても報われないなあ」とそのように言っておられました。どのような方法で業者さんを選定していくのかその点についてお答えをいただきたいと思っております。

次に飯島町をPRする方法について、竹澤議員からはよく「キラリ光る町」というお言葉があるわけですが、ほんとにあの飯島町を光らせる良い私はキャッチフレーズだと思っているわけですが、やはり惹かれるものが必要であるというふうに考えているわけです。PRの方法について今までも研究し実施をしていると思っておりますが、現在どのように行われているのか、これからどのような課題を持って進めていくのかについてお答えをいただきたいと思っております。

次に次世代を担う健やかな子どもを育むということについて質問をしていきたいと思っております。平成14年から平成18年度の「飯島町子ども健やかプラン」児童育成計画ですが、見直しが始まっておるわけです。平成19年度から新たな計画となるわけですので、策定作業が現在行われているというふうにするわけですが、その進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。特に現在の社会状況から内容がどのように見直されるかということについて大変に関心のあるところですので、その辺の内容についてもお聞かせをいただきたいと思っております。いじめ、虐待などから子どもの人権を守る取り組みを、こうした中でどう進めるのか。「子ども室」的な組織の設立を19年度から予定をしていると昨日の答弁でもございましたが、具体的な内容について、この点について説明をいただきたいと思っております。駒ヶ根市では教育委員会内に子ども課を設置していますが、そういうイメージで受け止めてよるのかどうか。子育て支援センターとの関連付けはどうなっているのか。その辺についてもお答をいただきたいと思っております。

それから中学生の通学方法の実態と安全対策についてお聞きをしたいと思います。秋口から春先まで特に夕方の陽の入が早くて、中学生が部活を終えて帰宅するころには暗くなり始めております。最近では親御さんなどの迎えもありますけれども、そのような手段のない生徒さんもいるわけです。安全な通学路・通学方法について考えなくてはな

らないのではないかと感じているわけです。先だっても日陰坂の七久保へ帰る生徒さん、連れ立って帰っていらしたのでまあ3人いれば大丈夫かなとも思いましたが、本当にもう夜道という感がありまして、真っ暗な道、まあ街灯は点いていても不安になるような道を夕暮れ時に帰っておりました。翌日、私、歩いてみましたが、木の葉が落ちて路面が全然見えない、そうした危険な状態の中を夕暮れ時に帰っているという状況もわかりました。そういう中で七久保の子ども達だけではなく、全町内そうした実態を把握して安全対策を考えていかなければならないと考えているところですが、その点どのように行っているのか、今後の課題についてもお聞かせいただきたいと思っております。1回目の質問を終わります。

町 長

それでは今回の議会の一般質問の大取りを務められる三浦議員のご質問に順次お答えをさせていただきます。二つの質問をいただきました。元気の出るまちづくりのための活性化対策、そして次世代を担う健やかな子どもの育むこの今後の取り組みということでございます。

先ず、元気の出るまちづくりのための活性化対策について、現在ある町の産業振興条例の目的・基本から見て今後の取り組みをどういうふうと考えていくべきかということでございます。条例の目的それからうたわれておる振興の基本的な内容につきましては、今、三浦議員の方から披瀝（ひれき）がございましたのであえて申しあげませんけれども、いずれにしてもこの町の産業の活性化を目指したこの目的・基本の条例に沿って現在進めておるわけでございます。加えて特に本年は町として自立のまちづくりのスタートの年でございます。そうした上での町の産業基盤の整備は極めて重要な要素であるということでございます。

そこで現状を少し申し上げてまいりますけれども、先ず農業に関しては総体としてこのWTO世界貿易機関等による農産物の物価、価格ですね、この非常にまあ長期低迷をしておること、それから農業者の高齢化等大変厳しい状況にある中で、農業者及び農業生産額ともに減少に歯止めがかからない状況であるという認識でございます。そうした厳しい状況の中で平成14年度にオープンをいたしました、この道の駅「花の里いいじま」、5年目を迎えるわけでございますけれども、飯島町の農業の活性化の一つとして期待をしていた地産地消の拠点、この拠点施設として年間約20万人これまでの累計では70万人を突破をいたしましたけれども、大変大勢の買い物客、訪れていただきまして、年間では約2億円を超えるご利用をいただいております。今後益々まあこの情報発信して多くのお客さんが来ていただく見通しがあるというふうにお聞きしておりますけれども。そしてそれを利用していただくこの農産物等出荷をいただいております。また安心安全のこの農産物の提供なり、それから当然のことながら地域の農業振興に大変大きなインパクトを与えていただいております。うれしく思っております。それからもう一つの拠点施設であります15年度にオープンをしたアグリネイチャーいいじま、岩間って言いますか、上にあるわけでございますが、このアグリネイチャーいいじまは、都市交流と新たな農産物物流の拠点として、こちらの方は年間約8,500人ぐらいの方々を訪れていただいております。そしてまあこれらの取り組みを通じて、地産地消や

いわゆるこのグリーンツーリズムによる新たな活性化が進んでおりまして、農業・農村振興はもちろんでございますけれども、町のイメージアップ・情報発信に大変まあ大きな役割を果たしていただいておりますということでございます。

もう一方で工業に関してでございますけれども、大変まあ長い不況の時代において大きな打撃を受けてまいりましたけれども、お話にございましたように、全国的な景気のまあ回復につれて、町内でも製造業を中心にして緩やかな回復に向かっておるといふ現状でございますけれども、やはりこれもいろんな格差がございまして、都市と地域との格差、それから企業間格差、それから業種的な格差、いろいろあるわけでございまして、やはりこれはあのどうしても大企業中心の回復であって、まだまだこの地域の中小企業の経済とてもそうした実感に浸される雰囲気ではないということが、やはり一つの現在の姿ではないかと、当然町内の中小企業の皆さん方もそういう姿ではないかというふうに、過日も商工会との政経懇談会等で切実ないろんなお話を聞いておるわけでございます。

また商業に関してでありますけれども、ちょっと統計的に申しますと、昭和60年の地元の買い物をしていただいております住民の皆さん方の滞留率というのが50%約半分あったわけでございますけれども、ここ最近では17%ぐらいまで落ち込んでおるといふデータでございます。非常にこの傾向に今歯止めがかからない。まあこれはいろいろ考え方があるわけでございまして、近隣に大型店が出来たような問題、交通の利便性が格段にまあ飛躍した部分もあるんでしろうし、それから個々の買い物をする皆さん方の買い物志向というもの非常に変わってきたという状況でございまして、なかなか既存の個店経営、守っていくのは必死の状況があるわけでございます。当然のことながらこれは商業経営に大きなまあ圧迫を、経営に圧迫をしておる、こういう状況、厳しい状況であろうと思っております。

そこでまあそうした状況を踏まえた次の町の将来像を描いて、今後の取り組み方についてでございます。基本的な将来像及び具体的な手法については、再三申し上げておりますこの元気の出る、地域総合計画に定められておるこの施策を、住民参加という形で協働のまちづくりという考え方の中で、基本的には進めていかなければならないということでございます。その将来像である人口増活性化対策として定められておる内容をもって、そしてその柱はやはり既存の商工業の振興と企業誘致、新しい企業導入を図って、そこにまあ財政基盤の一つの確立と人口増への取り組みというものを基本に据えてやっていくと。それからもう一つは新しい産業都市の芽出しとして、都市と農村の交流や農産物の付加価値を、いろんな加工も含めて高めていく取り組みが必要であるというふうに考えておるところでございます。まああのこの特に農政面での具体的な考え方といたしましては、これもこれまでの質問の中で触れておりますように、19年度からの国の農政対策、政策が大きく転換されますので、そうした大きな動きに対応するとともに、極力まあ町の農業の課題解決も図られる具体策として、農業者への理解と参加を基本に準備を進めながら、基本的にこの農地・水・環境の向上対策と品目横断別のこのいわゆる営農組合・営農センターを軸にした法人も含めたこの活性化を図っていくと。やはり農業が元気でしっかりしないと地域の経済はやはりその工業・商業にも波及しないというひとつの考え方であるので、そういうことでひとつ総合的に取り組んでまいりたいと思っております。

次のご質問でありますこの循環バスの問題でございまして、これももう先程坂本議員にお答えしたとおりでございますので、19年度の試行開始に向けて準備を進めていきたいということで、この中に特にまあ町内の業者の、運行業者もおられるわけございまして、この対応につきましても当然この町内の地元の業者の方も含めた今後の運行対応というものを念頭に置きながら、今後詰めをしてまいりたいということでございまして、同時にまあやはりこれはあの一つのコストの問題も当然からんでまいりますので、その辺も十分またご理解をいただく中で、総合的な対応を進めていかなければというふうに思っております。

それから、町をPRする方法の研究が更にまあ必要であるということで、当然まあ私もそういうふうに思っておりますし、いろんなまあマスコミの皆さんやそれぞれのいろいろ宣伝媒体というか、そうした手法を使ってやはりイメージアップとグレードアップを図っていくことはどうしても必要であるということでございまして、現在町が行っておるこのPR活動としては町や観光協会が開設をしておりますインターネット上のホームページの問題、それから道の駅や、東京にありますけれども情報プラザというのがございまして、そこにいろいろとパンフレット等も置きながらPRに努めているわけでございますし、またあの企業誘致の面でも一つの特別なPRパンフレットを作って、県の東京事務所をはじめいろんな方のまた仲介の道もたどりながら、そうしたことをいろんな企業にご紹介を申し上げてPRに努めておるところでございます。特にまああのいろんなイベント、コスモスまつりから行燈市からそれぞれのイベントもございましてやはりこれはそうしたこともPRの中身に入れて、特にまあいろいろお話に出ております農村と都市との交流事業の中でも、昨日もお話ございました千葉市の小学生をホームステイとして受入れたり、それから友好都市であります斑鳩町とのパイプもつながら、特産品の販売を直接出向いてですね、今年も初めて千葉の方へもお伺いをして大変好評であったわけでございますけれども、いろんな機会でのこの町の特産品のPRをしながら、また大勢の方に飯島町を知っていただいて、ご来町いただけるような、この向けの活動をしながらいろんなPRをしていきたいと思っておりますし、これまでもやってまいりましたけれども一層やっていきたいと。特に今年は50周年という事でございましたので、ふるさと大使、今10名おりますけれども、この方たちに一役買っていただいて、非常にまあ懇談の折りにもそうした話も出まして、町はもっともっとそうしたことを活用してPRをしていくべきだというお話もいただいておりますので、一緒になってやっていただくということで今やっております。それから特にあの町内には農村女性のグループやJAの皆さん、これが町と一緒にしてお中元やお歳暮の時期に農産物を使った贈答品の企画をふるさと便という形で称して、今あのいろいろとPRもされて町内でもその希望・注文等も取りまとめておるところでございます。是非ひとつ活用をいただくと共に、このPRもできるだけ町も一緒になってPR活動をしていきたいということでございまして、今後ともそれぞれのまた一つの町民の皆さんの横の広がりの中で、一緒になって町のイメージアップPRをご協力いただきたいというふうにお願ひするわけでございます。

次はこの次世代を担う健やかな子どもを育む取り組みの問題で、先ずこの飯島町の児童育成計画の見直し作業が進行中であるけれどもその内容はというご質問でございますけれども、この問題につきましては三浦議員少しあの誤解をされておっては困ると思

ますので、なんでもございますけれども、飯島町のかつてのその児童育成計画というのは、ここにちょっと持参しておりますけれども、お持だと思えます。これが平成15年に策定をいたしまして、ずっと来ておったわけでありまして、これがあの国の次世代の育成支援対策推進法ということの成立に伴いまして、飯島町としても新しい子どもの健やかプランの位置付けの中で、平成17年の3月にこの次世代育成支援対策の飯島町行動計画というものを、この従来の児童育成計画のものを盛り込んだ形でこれに切り替えた経過がございます、これは17年の3月に策定をして今後5年間平成21年までこの従来の児童育成計画が盛り込んである。当然あの来年スタートいたします子ども支援センターですか、そうしたことも当然これ移行して入ってきておるわけでございます、従いまして今あのご質問にあるこの児童育成計画を今見直し作業どうのこうのという問題はちょっと生じ得ませんので、ひとつこの問題についてはそういうことでひとつ誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから子どもの人権を守る問題でこの取り組みをどのように進めていくべきかということでございますけれども。子どもの人権擁護につきましては人権擁護委員によります相談を17年度から1回設けてございますし、年に1回設けてございまして、相談日を土曜日とするなど相談しやすいように工夫をいたしております。同時にまた日常的には主任児童委員それから保健師・保育士等により相談業務を行っております、より専門的な判断を必要とする発達障害児これなどの保育や療育の相談、また虐待等につきまして飯田の児童相談所の指導・ご助言をいただいて今進めておるわけでございます、この飯田の児童相談所というのは下伊那郡市全体と上伊那南部のこの伊南の4カ市町村これを広域的にカバーしておる相談所でございます、県の運営であるわけでございます。まあ現在あのお聞きしますと職員体制は所長以下8名おるわけでございます。県の児童相談所の他の規模もほとんどまあそうした同じ規模の態勢でやっておるということでございますけれども、まあこの児童相談所の職員体制これについては、今こうした厳しい時代のいろんな課題の中で、この体制でいいのかどうかということにはちょっと私では判断しかねますけれども、いずれにしてもこれは大局的にみて長野県が判断をすることでございますので、どうか今後とも複雑多様化する子どもを取り巻く社会情勢に対応できる職員体制を是非確保して欲しいなということで、また機会があればその実態を見る中で私としても要望をお願いしていく所存でございます。

最後のこの中学生の通学方法の実態と安全対策、常に意を注いでこれまでもやってきておりますけれども、現況・実態等につきましては次長の方からお答えをさせていただいて、第1回目のお答えといたします。

教育次長

それではあの中学生の通学方法の実態と安全対策についてお答えをさせていただきたいと思えます。中学生の通学方法につきましては校則に通学について規定してございます。その一つは徒歩で通学する。もう一つは許可された者は電車で通学する。でもう一つは自転車での通学は認めない。この3本が基本であります。これに基づいてそれぞれのご家庭で判断をして通学方法を選択している。これがまあ基本でございます。実態の中にはあのそれぞれの生徒さんの体調等によりましてはまあ車で送ってきている皆さんも実態としてはあるように見ております。現在の実際の通学方法につきまして、いわゆる電車通学については一応許可制をとっておりますので、その実態を申し上げますと全

校現在中学生308名でございますが、その内徒歩での生徒の届け出が220名でございます。電車通学の許可を出しているのが88名でございます。その内最近の昨今のまあ通学生の通学の安全を確保するという意味で、従来はあの七久保地区からの通学を電車通学について許可しておったわけでございますけれども、各ご家庭からの話合いの中で、田切・本郷の駅からの通学も認めるとこういうことになってございまして、現在届け出をいただいておりますのが、本郷駅からは18名、田切駅からは7名、その他家庭の事情によりまして町外から1名ということで計26名の方が88名中、電車通学、それぞれの駅から行っております。また七久保地区は従って62名ということでありまして、七久保地区の全部の生徒の数からいたしますと約30名少しがまあ七久保地区から徒歩で飯島に通われているとこんなような実態でございます。

続きまして安全対策でございますけれども、まあ年度当初当然でございますが安全指導を行います。1年生に対するオリエンテーション、交通安全教室、それから生徒自身が防犯能力をつけていただくための防犯教室の開催、それから5月以降の指導でございますけれども、部活の下校時の集団一斉指導、これにつきましては特に昨今の状態を捉えまして、部活を一斉に止めて生徒玄関の前に部活の生徒を全員集めまして、そこで下校の注意をして一斉に部活をやめて下校させると、こんなような措置をとっております。現在約91%強が部活に入って活動をいたしております。まああの3学期に入りますとこれは3年生が抜けますのでちょっと違いますけれども、年間の中ではそういった状況でございます。

それから夏季の集団下校、それから一般下校及び完全下校時刻を季節によって変えておられて、日没への対応ということにいたしております。特にあの最近細かくしとるわけですが、その主なものにつきましては4月から8月は部活が終わりまして帰る時間が6時、それからこの11月につきましては4時半ということで1時間半ぐらいの時間差を設けて子ども達を帰すようにいたしております。それからあと不審者情報だとか熊情報の速やかな伝達・呼掛け、それから電車通学へのマナーの指導、それからあいさつの励行とこんなようなことを中学生には指導をして通学、気をつけていただいていると。それから地域にお願いしていることもございまして、PTA校外指導部を中心とした通学路の危険箇所の点検を行っていただいております。その結果につきましては地域と協働をして防犯灯の整備、それから通学路の草刈、それから支障木の伐採、まあこういったようなことを地域の皆さんにも協働をお願いをしておるところでございます。また最近の状況の中ではまあ、空き家という部分も防犯につながる部分がございますので、そういったものの管理もその点検の中ではお願いしているという状況でございます。その他小学生の見守り隊に対する中学生の見守り、それから安心の家、まあこういったようなことを小学校と一緒にお願いしているということが通常的安全対策でございます。このほかの緊急時にはその都度対策をとるようにいたしております。

まあこの中で安全対策の課題というよりは別の観点でございますけれども、通学時間これが電車によって制限をされますので、まあそういったもの中学校の時間との合わせ、こういったようなものがひとつ課題でございます。また最近の中学生の状況の中では体力・持久力の低下という問題がありまして、今家庭にこういった問題についても共々考えていただくように投げかけをいたしているところでございます。以上でございます。

それでは2回目の質問をいたします。

先程、私、大変な勘違いをしていたというふうに思いますので、そのことについては関連した部分については今後の過程の中でのお答えにさせていただきたいと思いますが、大きくは基本的には私の言いたいことは変わっていかないと思いますのでお答えをいただきたいと思います。

先ず最初にふるさとづくり計画では農・商・工一体となった産業振興を進めるということで、先程も町長からも現在の取り組み、今後の方向についてもお話いただいたわけですが、この中期総合計画の中でふるさとづくり計画では、先程と繰り返しますが、農・商・工一体となった産業振興とまた農林・商・工をネットワークとした滞在体験型観光との事業ということで、アグリネイチャーとそういう関連の内容になっているのかなというように気もするわけですが、これから本当にあの町全体の産業を、町全体の発展というか、活性化というのにつなげていくにはどうしたらいいかということも考えていく必要があるのかなというふうに思っているわけです。そういう中で条例の中には審議会の設置があるわけです。実際この審議会というのが開催をどのようにされており、町の活性化について産業振興についてどのような話合いが続けられてきているのか、また総合的な産業振興を進めるために、先程答弁ありましたが、今求められていることっていうのは、私はもう少し幅広い目で見ると必要もあるような気がするのですが、今まで取り組んできた中で、道の駅とかそういう今実践でもお話されてきたわけですが、課題が私はあるんじゃないかというふうに思っているわけですが、その辺お考えがありましたらお答えをいただきたいと思います。

それから協働のまちづくりという観点で循環バスの運行について私は見ていくということが意義があるというふうに思っておりまして、先程総合的に判断をしながらということで、まあコストの問題さまざま確かにあるわけですが、町内の活性化・産業振興、多面的に見て私は業者さんが意欲を持って貢献しようというふうに考えておられますので、そういう面についてしっかりと考慮をしていただいて、このことによって意欲が削がれるようなことのないような方向性というものを考えていかなければならないのではないかとこのように感じるわけですので、その辺もう少し深く入ったところでのお答えをいただけたらと思うわけです。

それから町をPRするという点で、さまざまな方々の協力を得てまあ飯島町PRをしていただいている、また町としてもまた住民の皆さんも努力をされていると思うわけですが、アイデアっていうかそのPRの仕方の、こうアイデアみたいな、こう惹きつけられるものっていうのは、私もう少し研究する必要があるのではないかなあっていうようなことを感じるわけです。実は昨年少し前くらいな季節ですが、委員会として馬路村（高知県）に研修視察に行ってきたわけですが、注文をすればファクスで注文したらあつと言う間に向から、まあファクス自動対応なんですけれども、ご注文ありがとうございますというようなものがスッと出てきてなんとすごいなあという、感じるというね、そういうインパクトというか、このそういうものも研究をしたりしてもっとこう消費者とか回りにPRする心に訴えるようなものを研究していく必要があるのではないかなというふうに感じるわけです。そういう研究をするという点では住民の皆さんからの、ここへ行ったらこんなようなことがあつてすごく胸を打ったとか、

こういう方法はいいじゃないかというようなアイデアを募集したり、そういうものを検討・研究するというような機関を設けるなどの、幅広い皆さんの声を聞いて町を売り出すというようなことを検討していったらいかかというふうにかう感じるわけですが、どうもいかがでしょうか。

次に子どもの健やかな育成ということで先程質問いたしましたわけですが、私は、先程町長、飯田の児童相談所に具体的なことについての相談についてはお願いをしたりなんかしている事例があるというふうにお聞きをしているわけですが、私、飯田の児童相談所に行って所長さんのお話を聞いてまいりました。飯田児相の児童相談所の管内の状況についてお聞きをしてきましたので、少しそのことを捉えながら町のこれからの取り組みについて、またあの方向についてをちょっと質問をして、お話ししながらお聞きをしていきたいと思っております。私ここに大きく作ってきたんですけれども、これが現在の飯田児相の虐待の内容別の相談件数だというふうに捉えていただきたいと思います。平成13年から平成15年くらいまでは相談件数が少なかったんですけども、平成16年・17年にはずーっと急増してきました、大変な件数になってきているわけです。これは国の児童虐待防止法また児童福祉法の改正などによるものだというふうに言っておりましたが、特に今までこれまでの件数の少ない時期は外見から見た虐待、これはいかにも虐待だというふうに分かる事例が多かったそうです。ところがこの児童虐待防止法が改正されて、心理的な虐待相談が非常に増えてきたということだそうです。虐待に対する意識が変わってきたということだそうです。平成18年の12月1日現在では相談の件数が126件、今年に入って今年度12月1日までの相談件数が126件だそうです。そういう中で心理的な虐待、DVだとか言葉による虐待というのが非常に増えているというふうにお話をお聞きしました。相談の事業というものが国からだんだんに市町村に移行してきているということで、市町村に入ったそうした直接というよりも市町村からの相談件数が非常に増えてきているということが実態だそうです。虐待の相談受付の経路という件数で見ますと、今まではその他いう部類に入っても平成13年ですと6件とか、多い時でも16年に17件といったその他の中いろいろ含まれて、市町村も含んでそんな件数であったものが、17年には市町村が42件、市町村だけで42件の相談が持ち込まれているというのが実態だですので、大変に市町村の相談窓口の役割というものが大きくなっているというふうには受け止められるわけです。で、お話をお聞きしますと、飯島町は保健師さんが大変がんばってくださるので虐待を見つけるのが、そこで分かるというのが多いというふうに言われております。保健師さんの頑張りには本当に頭が下がるわけですが、お話をお聞きしますと特に虐待死、虐待で亡くなる死亡してしまうという事例の中では、まあ生まれたて、0歳、生まれて4カ月ぐらいが非常に多いというふうにお聞きをしております。ですからその保育をする育児をするそういう過程でのまあ母親というか家族、ストレスというものがすごく多いということがわかって思いますが、そういう家庭のケアというか支えというものが、支援が非常に重要になってくるというふうにもお聞きをしました。そういう点で考えますと、町の来年度作る子ども相談室的な組織という部分では大きな役割を果たしていかないと大変な状況もあるのではないかと。そこで受け止めることによって、この問題解決もされていくのかなというふうにも思うわけです。未然に防ぐということが大切なわけですので、そうした取り組み、方法などについても研究していく必要があると思うわけ

です。現在、先程言いましたが、非常にそういうわけで飯田の児童相談所に持ち込まれる相談件数が増えておりました、先程、町長言われましたが、実際に飯田児相の中で働いている職員さんは事務職含めて8名ですので、実際に現場で相談に乗っておられる方は福祉士さんが3人で心理士さんが2人って言われましたけど、ちょっとここに持ってありませんが、というような本当に大変な状況で対応をしておられるそうです。で、お話を聞きますと、じゃ福祉士さん一人で相談に乗ればいいのか、心理士さん一人で乗ればいいのかという、今大変に複雑な事情を持っていますので、お二人が揃って相談に乗るというふうにしないとなかなか問題を解決する方向にはいかないとされておりまして、なかなか持ち込まれた相談に対応するには難しいというふうにされておりまして、で、全国の児童相談所の配置として福祉士さんは5万人から8万人に1人の基準でということになっているそうですが、この児童虐待防止法が改正されてから、いろいろ問題が多いので全国的には増員配置が非常に進んでいるというふうにお聞きをしております。そういう中で長野県は7.3万人に1人ということでワースト1だそうです。この基準外にもう1県、全国にはありますので、トータルして全国から見るとワースト2ということでの配置だそうですので、非常に相談、専門的な相談を受ける児童相談所の職員さんが少ないということですので、是非こういう問題に、飯島町の中で起きている問題も児童相談所では把握をしております。まあそういう中で、やはり飯島町に住むほんとに小さな子どもさんの命から守っていくという点では、是非大きな声を出していただいて、福祉士さんの児童福祉士の増員配置と同時に一緒に対応をしていただかなければならない心理士さんの増員についても国・県に要望を是非していただきたいと思いますがその点についてお答えを、見解をお聞きしたいと思います。

それから特にこれから町の対応について、是非こういう点で見たいという点について投げかけをしておきたいというふうに思います。特に飯島町でもこんな事例があったというふうにお聞きをしていますが、虐待を躰だと思っているというご家庭の皆さんがいると。特に自分もそうしたやり方で躰という形で虐待を受けてきたので、当然子どもも同じ形で躰という形で虐待をしてしまうということ、それが虐待だということは何度言ってもなかなか理解をしてもらえないと言っておられましたが、そういうことについてこういうことは虐待だという子どもの人権について教育をするという場が求められてきますので、そういう点での啓蒙の啓発という活動についても今後取り組んでいっていいいただかなければならないということ。また核家族しておりますし、今非常に派遣などで全国を動くというような方々も増えていますので、孤立をしてしまうということも大きな問題になっているというふうにいわれております。で、相談に来れる人はいいと。なかなかそれさえもできないという人たちがこういう問題が起きているというふうにもお聞きしていますので、そういう対策についても今後研究し検討をした中で確立をしていっていく必要があるというふうに考えるわけです。またもう一つには今若い親御さんたちは子育てだけでなくやりたいことが、自身のやりたいことが優先だと、そういう感もあるということでそういう点でも子育てがどんなに大事なことから、そういうことや、どうしてもそういう場合には子どもさんを預かる、そういう施設というか、そういう場所を作っていく必要もあるというようなことも考えますので、その点についても検討を今後していったり、体制を整えていく上でその中の考慮に入れていく必要があると思いますがいかがでしょうか。2回目の質問を終わります。

町 長

再質問でいくつかの件のお話がありました。先ずこの産業振興の観点の町の産業振興審議会の位置付けと、この機能の問題でございます。この委員会につきましてはあの4・5年前だったと思いますけれども、第2次行革のときにそれまであった制度資金の斡旋審査等やっておりました融資審議会、それからもう一つ特に商工業の総合的な振興を図るために設置されておりました企業振興審議会、それから農政面での振興の部分の農業振興審議会、これをまあ一つにまとめて町として全体的な産業振興のひとつ図っていく諮問機関として統合したのが現在の産業振興審議会ということでございます。必要の都度定期的にあるいはまた随時的にやっておるわけでございまして、中にはこの農振法解除に対する問題の具体的な現地調査も含めたこともあるわけでございますけれども、やはりこれはあの総合的な町のため農・工・商一体としての産業としての捉えての審議もお願いしておるわけでございまして、特にあの制度資金の内容を制度として変えるような場合のいろんなご意見を伺う場合、それから今度の中期総合計画もそうございましたけれども、新たな新しいまた産業政策を打ち出す場合での基本構想審議会等との連携しての審議。それから企業導入あるいは既存企業の振興のための優遇措置や支援措置といったようなものも随時相談をおかけしてご意見をいただいて、そして町の一つの成案としてやってございまして、今後ともこの点につきましてはひとつ積極的に合理的に図ってまいるように、進めてまたご協力いただきたいと思います。

それから循環バスの問題でございますけれども、まあ地元の業者の配慮もというようなことでございますけれども、まだそこまで深く詰めてございませぬので、そうしたことも念頭に置きながら今後どういう組み立て方になるか十分検討をしてみたいと思っております。

いろんな町の情報発信、観光も含めてのPRの問題でございますが、これもいろいろまあご意見もございましたけれども、いずれにしても商工会、それから町の観光協会それから各いろんな道の駅をはじめた施設の直接現場の皆さん方もいろいろまあ知恵を出し合って、お話のありましたような心を打つPRのひとつの方法をさらに考えてまいりたいと思っております。

それから児童相談についていろいろ飯田児童相談所の資料等も掲げてのご説明ございました。昨年一昨年あたりから急にこのまあ虐待、しかもその内容が心理的な部分で非常にあの複雑なこの相談の形態様子を示しておるということで、このことはまあ連日最近のこの新聞を見ても、この虐待件数というものが全国的にしかも大変まあ悲惨な結果として報じられておることを見ましても、当然そのような傾向だろうと思っております。今後いじめの問題とも相まって大変深刻な問題でございますけれども、町といたしましても来年からスタートするこの子育て支援センター、それからこうした問題も含めて幼児から小中学生に至るこの子ども教育、福祉、児童福祉の面も一本化した体制を考えておりますので、十分そのことにつきましても配慮をして心して、ひとつ十分な対応を、民生委員あるいはいろんな人権擁護委員等とも十分連携を強化して進めて落ち度のないように進めていきたいと。またあの県・国に対するこの児童福祉士の実態がもし必要があれば一緒になってまた増員の要望等も他の町村とともに進めていくということでございます。この辺につきましてもできるだけまあ精いっぱい万全を期してまいりたい。以上でございます。

三浦議員      それでは3回目の質問をいたします。産業振興なんですけれども、私いろいろと自分の頭の中で飯島町をどう活性化したらまた産業振興を進めたらいいのかということで、考える中で、やはり商・工・農、一体ということで考えますと、例えば飯島町にあります、酢の製造またお味噌というようなものから、その他にもいろいろあるわけですが、また町の農産物そういうものを一緒にしてお互いに研究し合いながら町の特産ということで、そういう商品を作り上げていったらどうかと、またあのそういうものを合理的に作るための機械というかロボットというか、そういうものを、またそういうところに精通している企業さんに力を添えていただいて、そういうものも一緒になって共同開発をしていくと、していくことも大事ではないかと。

それから子ども相談支援ということで是非そのスタッフの内容が、どんなような方々がこれから受け持つていくのかということについてもお聞きしたいと思います。それをお聞きして終わりたいと思います。

町 長          まああの特産品、まあ酢もそうでございますけれども、できるだけまあ飯島ブランドとしてひとつ内外にこう認めてもらうような発信していくようなひとつ努力をさせていただきたい。またあの児童相談につきましても万全な態勢でひとつ進めてまいりたいということをお申し上げましてお答えいたします。

三浦議員      子ども支援室ですか、そのスタッフ、どんなスタッフを予定しているのかお聞きしたい。

町 長          ちょっと内部的に今いろいろと検討をしております、どういうスタッフと組織、機構という形になるか予算編成と並行して進めてまいりますので、そのようにひとつご理解いただきたいと思います。

三浦議員      終わります。

議 長          以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後12時20分 散会

平成18年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成18年12月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第2号議案 飯島町地域子育て支援センター設置条例

日程第 3 請願・陳情等の処理について

日程第 4 議会閉会中の委員会継続審査について

平成18年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成18年12月18

日

追加日程第1 発議第10号 「(主) 竜東線「中平～日曾利間」の早期着工を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第11号 「安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第12号 「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書」の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番 内山 淳司	2番 宮下 寿
3番 曾我 弘	4番 平沢 晃
5番 森岡 一雄	6番 三浦 寿美子
7番 竹沢 秀幸	8番 坂本 紀子
9番 宮下 覚一	10番 松下 寿雄
11番 織田 信行	12番 野村 利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明 総 務 課 長 箕浦 税夫 住民福祉課長 米沢 長実 産業振興課長 斉藤 久夫 建設水道課長 松下 一人
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 次 長 北沢 正文

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 廣美
議会事務局書記	吉川 恵子

## 本会議再開

開 儀 平成18年12月18日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。町当局並びに議員各位には大変ご苦労さまです。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は委員会において付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。

去る8日の本会議において付託した条例・請願・陳情等の案件について委員長よりお手元に配布のとおり「委員会審査報告書」「請願・陳情審査報告書」が提出されております。本日は委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上適切な議決をされますようお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告をします。

初日の「飯島町飲酒運転撲滅を宣言する決議」に基づき、耕地総代宛に内容を周知することといたしましたので報告をいたします。これで諸般の報告を終わります。

議 長 日程第2 第2号議案飯島町地域子育て支援センター設置条例を議題といたします。去る8日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した議案について社会文教委員長から委員会審査報告書が提出されております。社会文教委員長から委員会審査報告を求めます。

平沢社会文教委員長。

議 長 事務局長の方から一部訂正の報告をいたしますのでお願いいたします。

事務局長 日程第2のところですが、そこに子育て支援センターの設置条例がありますが、「飯島町子育て」になっておりますが、そこへ「地域」を入れていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

社会文教委員長 それでは社会文教常任委員会審査報告を申し上げます。去る12月8日の本会議において本委員会に付託された第2号議案飯島町地域子育て支援センター設置条例については、12月12日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第2号議案飯島町地域子育て支援センター設置条例については、可決すべきものと決定したので報告いたします。

なお審査の経過その過程に出された意見について以下申し上げます。地域全体で子育てを支援する中枢の基盤は必要不可欠とした上で、地域に密着した子育て支援の環境づくりをする要望も備え、新規の設置条例でありますので業務内容、それから利用者・対象者、開所日、実施事業、職員体制、補助体制の説明も求めました。その中で保育園と支援センターの内訳、職員の資格要件、土曜日曜の開所問題と周知の方法など手段等も深く論議しました。少子高齢化、核家族化の進行の情勢下での手探りの状態、それから子育ての親、悩みの多い人のためにも責任の持てるスタッフを揃えて、関係機関との連携と情報の共有化を行い、地域みんなで支え合い、素晴らしい子育て支援の環境づくりができることを付して、全員の総意で可決すべきものと認めました。以上申し上げまして報告を終わります。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

社会文教委員長自席へお戻り下さい。

議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第2号議案飯島町地域子育て支援センター設置条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 請願・陳情の処理についてを議題といたします。

去る8日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した請願・陳情等について、お手元に配布のとおり、総務産業委員長及び社会文教委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

議事進行についてお諮りします。

各、請願・陳情等の審議については、委員長から一括し委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決を行いたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。最初に総務産業委員長の報告を求めます。

松下総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました18請願第5号(主)竜東線「中平～日曾利間」の早期着工を求める意見書提出に関する請願書、提出者田切区長、山田治男氏については、12月12日の日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員及び内山淳司紹介議員の出席を求め、現地視察をいたしました。なお内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定したので報告をいたします。

なお審査の経過その過程に出された意見について以下申し上げます。飯島停車場日曾利線の整備とはどのようなことかについて、日曾利橋から153号線、今度できる伊南バイパス交差点までの間であり、歩道等の整備を行うということです。地権者の了解もいただいております。費用対効果の点からみても早期に着工する必要があるということで採択すべきというご意見でありました。これが18請願第5号の報告であります。

続きまして、去る12月8日本会議において本委員会に付託されました18請願第6号「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策にかかわる請願、提出者上伊那農民組合組合長、竹上一彦氏については、12月12日委員会を開き、説明員として紹介議員、三浦寿美子氏の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定したので報告をいたします。

なお審査の経過・過程に出された意見について以下申し上げます。抜本的地域の事情を踏まえた多様な担い手の確保とはどういうことか。多様な担い手とは飯島町は先進地であり例外だが全国的には小さな農家、高齢者が多くあり、組織営農ができない地域もありこれらを指すということだそうであります。請願の趣旨と意見書の項目について飯島町ではクリアしているので不採択とすべきであるということ。飯島町は進んでいるが全国の小さな農家のためにも意見書の必要があり賛成をしますという意見がありました。以上報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務産業委員長自席へお戻り下さい。

次に社会文教委員長の報告を求めます。

平沢社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教常任委員会審査報告を申し上げます。去る12月8日の本会議において本委員会に付託された18陳情第5号安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情書、18陳情第6号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書、18陳情第7号長野県後期高齢者医療広域連合に運営協議会を設ける陳情、18陳情第8号中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書、18陳情第9号健診・ガン検診等の会場の拡充と実施期間の延長を求める陳情書、18陳情第10号陳情書トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出については、12月12日及び13日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員及び18陳情第9号については参考人として提出者の上伊那医療生活協同組合飯島支部長、林 英彦さん、そして説明員として田畑事務長さんの出席を求め内容を慎重審議した結果お手元の報告書のとおり18陳情第5号については採択すべきもの、18陳情第6号については不採択すべきもの、18陳情第7号については不採択すべきもの、18陳情第8号については不採択すべきもの、18陳情第9号については趣旨採択すべきもの、18陳情第10号については採択すべきものと決定したので報告いたします。

なお審査の経過その過程に出された意見について以下申し上げます。

18陳情第5号についての主な意見は、平成16年から開始された卒後臨床研修制度の実施による大学病院での研修医の減少、研修医指導の中堅医師確保などで、従来どおり大学が地域の医師派遣要請に応じることが困難となり、僻地や離島、産科や小児科、など地域や診療科の偏差による医師不足が深刻化している中で、地方の病院は深刻な状態にあります。それで近隣の昭和伊南総合病院の状況はどうか。研修医は3人いるが国の定める7対1の基準には医師も看護師もクリアしていない。医師派遣のシステム配置基準の質疑があり、医師と看護師の確保が安全・安心につながるので、単独のエリアでなく国の抜本的な手配が必要。また中央集権的な考えで地方切り捨ての感が強い。国・県の円滑な配分システムの構築を求める意見が多く、安全・安心の医療実現のためにも陳情の趣旨を尊重して採択すべきものとなりました。

18陳情第6号についての主な意見は、平成18年10月1日から国民健康保険と老人保健が変わりましたが、わが国では国民皆保険制度の下で国際的にも評価される保健医療水

準を維持している。飯島町の実態は南部では配置基準はクリアしている。介護難民・療養難民も予防がかなり普及し現状では問題も少ない。等の説明を受け、社会的入院を減らして医療費の適正化を図っていくには、この陳情は現況の中では受け入れがたい。医療費や介護保険料、介護給付費が増えていく中で、この辺で改革なり変えても行かないと制度維持していけなくなる。よって国の方向もやむなしなので、この陳情は受け入れ難しという強い意見もありました。

18陳情第7号についての主な意見は、運営協議会の設置がなくて被保険者は後期高齢者医療にかかわる要望をどのように広域連合に伝えていくのかを重視して審議をいたしました。国民健康保険は保険法で運営協議会の設置が義務があるが、高齢者の医療の確保に関する法律にはこの規定はございません。後期高齢者医療の財政は後期高齢者自身の保険料10%の他に、現役世代の医療保険者の支援金40%、公費50%によって賄われているので、それらの意見を聞く方法については、都道府県単位で設置されている保険者協議会で後期高齢者医療制度の運営に関する協議の場を設けることを検討中であると。それで被保険者の要望等については広域連合長及び広域連合協議会が被保険者の意見を踏まえながら、市町村との連携を密にとりながら運営することと、これらの運営に目を光らせていく必要があるとして委員会では全員一致で不採択としました。

18陳情第8号についての主な意見は、果たして願意が妥当であるのか。公益上の見地からみて合理的なものか。緊急性や重要性及び財政事情からみて実現の可能性があるのか。また町政行政なり議会の権限に属するものか等審議を重ねました。結果としてはこの問題はまだ全てに対して把握されていないし、想像の範囲であり国際的な問題でもあって情報がしっかりしていない。また真実もつかめない状態で、われわれの判断するには留意しかねる問題と位置づけて、委員会では不採択としました。

18陳情第9号についての意見は、この陳情については提出者の出席を求めて質疑を行いました。陳情事項は診療事業の町内医療機関への拡大と検診期間の延長でありました。その中で検診基準・項目をクリアしているのか。またオールマイティーの対応が可能かに対しては、複数の医療機関で対応していけば可能、基本検査はできる。検診データの管理等事務的手続きの処理に対しては、データ関係は提出するので町で対応してもらいたい。それから今行っている町の費用負担で対応できるのかに対しては、1人当たりの健康費用は従来の委託費と同額に設定すればよいとの答弁がありました。町民の健康づくりはだれもが願っている。身近な地元の医療機関で対応できれば受診率が上がり、病気の早期発見にもつながり、検診後のホローもできるとして平成20年からの国民健康保険の動向を見据えて平成19年の実施計画期に合わせて、できる部分は課題として実質的には法的の整備が整っていないが、この住民の立場に立って研鑽することを付して、町民の健康を守る陳情の内容は理解するところがあるとの意見が多く、委員会では全員一致で趣旨採択としました。

最後に18陳情第10号につきましては、じん肺は職業病として大きな社会問題となっております。トンネル建設は日本経済の高度成長を促した国土建設の一環であり公共事業です。その発注者また監督官庁としての国・政府の責任は重大と受け止めて、衛生・安全対策は当たり前のこと。労働管理者問題として願意は妥当なもの。国のガイドラインはあるとはいえ疑問点は多く完璧でない。更なる安全対策とじん肺被害者の早期救済を望む。難しい問題はあるとは思いますがトンネル建設は公共事業でもウエイトは大きい。じん肺防止対

<p>議 長 6 番 三浦議員</p>	<p>策は国の責務として講ずるべき。等の意見があり、坑内労働者の安全を第一と考えて陳情の趣旨を尊重して委員会では採択としました。以上主なる意見を申し上げまして報告を終わります。</p> <p>これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>	<p>型の療養病床は廃止をするという方向で動いているわけですので、この地域の中のこれから益々高齢化が進んで入院が必要となる方たちが増える中で、病院に入院できないということになりますと在宅介護が必要になるというふうに、在宅で医療をしなければならないという方が増えるわけですが、現実今も入院する先がないと自宅に帰ってまああの往診を受けたりと、訪問看護を受けたりというような形で在宅で療養している方がいるわけですが、ほんとに大変なんですよね実態は。そういう実態について所管の質問に対する解答だけでなく、ご自分たちで委員会の中で調査されたかどうか。その辺についてもお聞きをいたしたいと思います。</p>
<p>社会文教委員長</p>	<p>いくつかお聞きをしたいと思います。療養病床の廃止削減と患者負担増の中止を求める陳情ということで不採択ということになったわけですが、療養型病床が上伊那上下、まあこの飯島町近隣で何件あって何床のベット数があるのかということについて皆さんで調査をされたでしょうか。それから療養型病床が減ったり無くなったときに、入院されている患者さん、またこれから入院が必要だという方が生まれてくるとと思いますが、そういう人たちがそういう療養型病床が無くなったときにどのような対応をすることになっていくのかということ。それから10月から療養型病床でも食費や居住費など自己負担をすることになってきたわけですが、そうした実態の中で現役並みの方の所得者の3割負担ということも10月から盛り込まれていたわけで、実際に行われているわけですが、その影響については調査をされたでしょうか。もう一つはあの今現在療養型病床は3カ月で退院を迫られ、まああのあちこち入院をしたら次の入院をする病院を探すというようなことが実際には行われているわけですが、そういう実態やリハビリも日数制限ができましたので、急性期のリハビリ、今までは帰ってきて大丈夫だというくらいまではリハビリが十分できたわけですが、その症状によって期限が決められて十分と言われる前にリハビリが中断されるという実態が出ているというふうにお聞きしておりますが、そういう状況についても皆さんで討議をされて今回の不採択という結果になったのかどうか。その点委員さんの中でどのような論議がされたのかお聞かせいただきたいと思います。</p>	<p>はいお答えいたします。今の問題に対してはその今の実態調査も求めています。飯島からの入所者が特老で46人、老健で29人、それで介護医療型で9人ということで、南部の配置基準としてはクリアしているということでもあります。そういう報告を受けております。それから先程申した医療難民のこの問題に対してもかなり予防が普及しているとそういうことで、この入院した時点でもうケアが始まっているという一つの状況の中で、他の県よりはこの飯島近隣の体制はうまく言っているとそういう報告も受けております。以上です。</p>
<p>社会文教委員長</p>	<p>はいお答えいたします。只今5つの質問をいただきましたが、関連しているものもありますので、総括的にお答えいたします。やはり今の問題、療養型とかそういうふうな一つの受け入れ態勢については、受け皿に対しては、やはりこれは根幹を占める問題でありますので委員会といたしましては、関係課から幾多の書類を求めまして細かく審議をいたしました。それでその結果、先程私が報告申したとおり、委員会といたしましては今介護難民も療養型難民もかなりの状態で普及して大きな問題はないということも承っておりますし、それからこの陳情内容といたしましては会場の検診等の会場の拡充と実施時期の延長を求める陳情であります。うん、何、ああその前ですか、ああ、はい、すいません、6号の根療養型病床、これに対しては関係所管課から書類を求めまして、その点もかなり審査を深めておりますので、細かいことはまた書類をもって報告申し上げたいと思いますけれど、一応委員会としては根幹を占める問題でありますので審査は行いました。</p>	<p>6 番 三浦議員</p> <p>只今あの、この私、陳情を項目読みまして、高齢者が地域で安心して療養できる施設やベットを無くさないでほしいというそういう陳情項目ですよ。只今の報告の中で今現在十分だと、ベットも確保できているというふうに私には質問に対してのお答えがあったように思いましたが、現実これから削減の方向で動いていくわけですので、そうした中で大丈夫かということだと思いますがその辺の論議はどのようにされたんでしょうか。</p>
<p>議 長 6 番 三浦議員</p>	<p>他に。</p> <p>今の質問に対する委員長の報告ですが、内容がどのような内容で審査をされたのか全く私委員会の中にいけませんので様子が分かりません。まあ陳情、私何度もこれ読み返して見まして、私の把握している現状で見ますと、実際に現実こういうような状況も起きており、これから想像できることでは先程も申しましたが、まあ非常に療養型病床の中で療養が必要な方たちの入院する所が、まあ療養型病床そのものが削減をされる、また介護</p>	<p>社会文教委員長</p> <p>はいお答えいたします。これに対してもそのやはり健康と実施に関するアウトソーシング、結局この代替策ですね、これに基づいて一応実施していくということをお聞きしておりますので、その点も委員会としては一応審議をしております。以上です。</p> <p>議 長 10 番 松下議員</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>社会文教委員長</p> <p>それでは委員長にお聞きをしたいと思います。あの健診・癌等の陳情でございますが、この文面で行くと町内には検査機能が整っている医療機関が複数あり、町内の医療機関でとありますけれども、複数とは病院等の名称も出たのかどうか。</p> <p>社会文教委員長</p> <p>はいお答えいたします。やはりその点は私共も質疑を行っております。重要な問題と捉えております。それで回答から申しますと複数というのが一応3者、3病院を一応を挙げてたと思いますけど、はっきりしたあれも病院に対しては答えがありませんでした。ただ地域の医療と連携をとっていけば可能だと、そういうふうに私共はお聞きをしております。</p> <p>10 番 松下議員</p> <p>あのまあ分かりました。しかしこの複数、これ特にその健康に対して癌に対してと検診でございますので、単なる複数ではなくてやっぱりこういうあれには、まあきちっと相手先も名前が挙げられるような状態でないとまずいんじゃないかと思えます。委員長その点どうです。</p> <p>社会文教委員長</p> <p>はいお答えいたします。複数の医療機関に対しては、まあとにかくどこであるかということを再三と出してありますけれど、一応そういうことで3カ所くらいはあると、くらいはあ</p>

るという答弁ではありまして、地域内の医療機関と連携をしていくんだということの答弁でありましたので再度お答えしておきます。

議長 他に質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
社会文教委員長自席へお戻りください。  
以上で、請願・陳情等の処理にかかわる各委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに順次討論採決を行います。

まず18請願第5号(主) 竜東線「中平～日曾利間」の早期着工を求める意見書提出に関する請願書について討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

18請願第5号(主) 竜東線「中平～日曾利間」の早期着工を求める意見書提出に関する請願書について採決をします。この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議長 [賛成者起立]  
お座りください。  
起立全員です。従って18請願第5号は採択することに決定しました。

次に18請願第6号「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策にかかわる請願について討論を行います。討論はありませんか。

6番 三浦議員 私はこの品目横断的経営安定対策と米価下落対策にかかわる請願ということで、意見書の提出に対して賛成をする立場から討論をしたいと思えます。今農業は非常に大変な状況になっておりますけれども、特に日本は米が主食の、水田をずっと大切に守り地域を守り農業を進めてきた地域でありますし、飯島町は特にそういう点では営農組合も作り、日本の中でも先進地として今回の品目横断的経営安定対策という点でも早くからその対応について協議をし法人化も進めるなど、まあそういう点でも先進地だというふうには私も受け止めております。しかしこの品目横断的安定対策というこの内容が、ではほんとに将来的にわたってこの飯島町の農業を守っていける内容になっているかどうかという点で考えますと、私は納得できるものではありません。で、あの委員会の中では私この請願については、私、紹介議員ということで委員会の中でも説明員として説明をさせていただいたわけですが、私まあ農業に携わっている者ではありませんので、外からそうした立場でまあ自分の受け止め方またいろんな情報の中からお答えをしたので、あいまいな点もありますが、しかし今、水田を守っていくということは環境の問題についても大きな大切な課題として皆さん受け止められておることと思えます。そういう中でまあ今の農政は減反、まあ今までもそうですけれども、減反をし転作をする者についてまあ補償をしていくと、助成をしていくというような内容で今までも進んでまいりました。今回は大きな農業者が認定農業者また大きな法人化されたところには補助金をし、米以外に転作した者について

は大豆や麦というような特定な物について支援をするという形の内容になっているというふうには私は受け止めているわけです。そういう中で小さな農業者は対象に入っていないと、それから米についても価格補償が3年間はされていくというふうにお聞きをしておりますけれども、その後は一体どうなっていくのかは全く不透明ですし、米の価格も大変に下落をして最近では、これは東京の大手の卸売り、米の卸売り問屋さんが仕事を辞めると、老舗が仕事を辞めなければならないような状況に陥っているというふうな情報もお聞きしております。それは大手のコンビニエンスストアに米を供給している、今まではしてきたわけですがけれども、まあある業者が安く入札をしたということで営業ができなくなってやめてしまったというようなことですので、そうした業者が米価を安く仕入れるというようなことがあれば益々米価は下落していくという実態が今後益々生まれてくるのではないかとこのように考えますし、私共が、まあ私は農業をやっておりませんのでお米を買うわけですがけれども、これだけ厳しい世の中ですと安いところ安いところとお米も消費者走るわけですので、一層そういう面でも米価は下落するというふうには思っております。考えております。そういうことを考えますと、こうした品目横断的経営安定対策と言われますけれども私は大いに問題があり、意欲のある全ての農業をしていらっしゃる皆さんに今までどおり、まあ不十分とはいえ価格補償をしたり、それからまあ地域それぞれに地域によっては特産品も作れるものも違うわけですので、そういうものに対しても支援品目の中に特産品を加えるなど大切な条件だというふうには考えております。またやはり農業で生活できるようなそういう基盤をつくっていくことで、あのまあ農地を守っていけるということもありますので、担い手を育てっていくという点では兼業農家も認定農家の皆さんも、またほんとにささやかな形でやっていたら皆さんも、規模の大小にかかわらずやはり農業を一生懸命やっていたらいいような意欲を削がない政策が必要だというふうには考えておりますので、私はこうした形で請願を意見書として国に上げることに賛成するものです。

議長 反対討論はありませんか。  
他に討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
18請願第6号「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策にかかわる請願についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長報告は不採択です。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

議長 [賛成者起立]  
議長お座りください。起立少数です。  
従って18請願第6号は不採択することに決定しました。

次に、18陳情第5号安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

議長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

18陳情第5号安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情書について採決します。  
この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

お座りください。

起立全員です。従って18陳情第5号は採択することに決定しました。

次に、18陳情第6号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

私は療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情について、賛成の立場で討論をいたします。私の回りには療養型の病床に入院をされている方がおりますけれども、胃に穴を開けて流動食を、毎日それで食事を摂っているという方でございます。3カ月ごとに病院を替えなくてはなりません、なかなか入院ができないという時も、行き先がないという時もありまして、その時には自宅で在宅で家族の介護をするという状況にあります。まあ医療的なそうした、管を換えたりとか、また痰が絡んだら痰を吸引するとか、それから寝たきりですので床ずれですね、ができたりと、まあそういうこともあって、その対応には家族ではなかなか十分にはできないということで、まあ往診、医師の往診をお願いするというので訪問看護で看護師さんが見えるということもあるわけですが、今現在はまだ療養型病床がそうは言っても何とかかなと、まあたまにはそういうことがあっても、何とか3カ月我慢すればまた次のところに確保できるかなという希望もあるわけですが、療養型病床が減らされていくと、削減しなくてはならない、またそうした介護が必要な方の病床は無くすというのが方向で今動いているわけです。現実はこの療養型病床については診療報酬も減らされておりますので、全国的に見ますと病院が閉鎖をしてしまったり、療養型病床が中心の病院が閉鎖をしてしまったり、療養型病床の病床だけそのところは廃止をすると辞めてしまうというような病院もあるというふうに伺っておりますし、現在療養型病床を持っているところも病院も経営が非常に大変になっていて、まあいつまで維持できるかというような状況に追い込まれているというのが実態だそうです。そういう中で益々そういう状況を増やしていくということは、そういう医療にかかわる病床を無くして、そういう患者さんが在宅にいくと、で自宅では待機、なかなか面倒が見れないと、お医者さんも、じゃ、そこら中に往診に行けるような病院のお医者さんが往診に行けるというような実態はありませんし、現在開業医さんもそこまで往診をに対応できるような実態は私は無いとみておりますので、地域にとって大変な状況が今後生まれてくるというふうに捉えております。またリハビリを考えてみますと、今、急性期のリハビリ、入院をされてリハビリに今行くというと、鹿教湯（かけゆ）だったり山梨の方へという方が多いわけですが、そういうところもだんだん日数制限とか、診療報酬も減りますのでベット数を減らすとか、そういうことがなっておりますので、なかなかしっかりリハビリが受けるということができなくなってまいります。多くの方は急性期でリハビリに一生懸命通って自力で歩くことができるようになっていたり、まあ利き手でない手で箸やス

プーンで食事を自分で摂ることが出来るようになっていたり、また出なかった声が出せるようになっていたり、というふうにして気長なりハビリを、時間をかけたリハビリによって在宅でも生活できるようになっているというのが実態です。そういう医療機関がこの近くには最近箕輪の方にそうした病床を持つということで病院もできましたけれども、なかなかそういう方々が一番大事なりハビリをし社会復帰ができるような条件になる、そういう所が日数が削減され、十分なりハビリが受けられずに帰ってこなければならぬと、その後の、ではリハビリの続きは誰がするのかということになると、大変な問題が生まれてくるというふうには私は考えております。そういう点でも病院も深刻ですし患者さんも大変な状況になってくるというふうには想像がされるわけです。また患者負担ですけれども、患者さんの負担も増えてきまして、財政的にも入院が困難な方も現実出てきておりますし、食費や居住費だけで年金で暮らしている方は不足をしてしまうと、医療費の分がでないというような状況も実際にはあるそうです。医療機関がそういう方をもう困るからと受け入れないということもできるわけですが、それは忍びないということで受け入れた場合には医療費の分については個人負担の分については未収金になるというケースも実際に現に起きているというふうにお聞きをしております。なかなかそれは回収できないと言ってまいりました。現実にはそういう大変な状況が生まれてきている中ですので、これから高齢化が一層進んでまいります。当然療養も必要な患者さんも増えてまいります。介護の療養病床の廃止はもう在宅の介護の押し付けであって、そのための受け入れを例えば病院が療養型病床を廃止する、廃止したところを老健施設など多機能施設に変えなさいというふうな方向で国は押し付けを始めております。それでは何のための病院かということになるわけですが、結局そういうところにお医者さんが通うと、往診に通うというようなおかしな話が生まれるわけです。病院の中でお医者さんが一人ひとりのお家ということにして、そこに往診に通うと変な話になりますが、そういうことが起こるというふうには言われております。大変な問題でございます。でやはり誰でも安心して病気になったら診療を受ける、また介護の問題では介護保険は介護をする家族の負担を軽くすると、地域の中で介護をしようということが前提の介護保険であったように思いますが、今度のこの療養型の介護療養病床が廃止されれば家族の負担というもの、ただ介護だけではなく医療の面でも家族が面倒を見なければならぬという大変な問題が起きてくるというふうには考えられますので、私はこうした大変な状況を2011年までに作られようとしているということに対して、やはり国に対して介護療養病床の無くさないでほしいというこの陳情項目というものは非常に重要な項目だというふうに考えておりますし、現実先程申しましたけれども、食費や居住費ということで差額ベット代、あの部屋がホテルコスト並みに今も病院も大きな病院になればなるほど大変なお金があるそうです。大学病院ですと1日いるだけで何十万、何百万というような居住費が必要だというふうにもお聞きしております。庶民、お金がなければ病院にも入院できないという状況では、皆、皆保険でこれから高齢者の皆さんにも保険料を払うという中で、そうやってきたときに、何のための保険かという問題が生まれてくるというふうには考えております。大変な問題でございます。リハビリも先程申しましたがそういう実態ですので、私はこの陳情を、意見書を関係機関に提出することは大変に今、今でなければならぬ重要な課題だと考えておりますので賛成をいたします。

反対討論はありませんか。

10番  
松下議員

なぜこういう問題が起きてきたかということをやっぱり根本的に考えていかなければならないと思います。国の試算でいくともう何年か後には医療関係で40兆・50兆という、今の国の予算の半分が医療費に取られちゃう。そういう実態を踏まえた中でやっぱり自己責任で今考えていかなければ、将来それこそ大変な時が来るということ。それを認識した中でものごとというものは考えていかんと、目先のことばっか考えて、誰も弱者を切り捨てようなんてそんなことは一言もこの法律には書いてありません。そういうことを考えて、お互いに自分でできることは自分、家族でできることは家族で、いよいよできんことは国で自治体で地方で、そういうのが本当の民主主義の社会ではないかと、私はそういう面から短絡的に賛成するわけにはまいりません。以上です。

議長

他に賛成討論ありませんか。

反対討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

18陳情第6号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書について採決します。この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。

起立少数です。従って18陳情第6号は不採択とすることに決定しました。

議長

次に、18陳情第7号長野県後期高齢者医療広域連合に運営協議会を設ける陳情について討論を行います。討論ありませんか。

6番

三浦議員

私は賛成の立場で討論をいたします。先だって初日の日に長野県後期高齢者医療広域連合の設置についてということで、議会では議決をいたしました。私は運営協議会の設置が大変必要だということで、これが盛り込まれていない規約では納得できないということで態度を保留させていただいたわけですが、広域であるために被保険者の皆さんや医療関係者の皆さんの意見や声が反映させるということに対しては、非常に難しいものがあるというふうに考えられます。運営協議会を私は設置することは大変重要で必要なことだというふうに考えているわけです。上田市や青木村ではこの規約について修正をするように付帯決議を行ったというふうに聞いておりますが、飯島町議会としてもやはり町や町民の皆さんの医療にかかわる重大な問題ですので、今までになかった保険制度にかかわる規約でありますし、運営上の点では重要な役割を果たす運営協議会の設置だと私は考えております。国保の運営協議会の役割を見ればその重要性は明らかだというふうに思うわけです。まあ先程も委員長報告から保険者の協議会を設けるというふうな方向でというふうなことをお聞きしましたけれども、保険者ではなく被保険者の声も届くような仕組みが私は必要だというふうに考えておりますので、ぜひ運営協議会の設置を盛り込むように強く求めていくということが大事だというふうに考えておりますので賛成をいたします。

議長

反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

18陳情第7号長野県後期高齢者医療広域連合に運営協議会を設ける陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。

起立少数です。従って18陳情第7号は不採択とすることに決定しました。

議長

次に、18陳情第8号中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

18陳情第8号中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は不採択です。

本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長

起立者無しです。従って18陳情第8号は不採択とすることに決定しました。

議長

次に18陳情第9号健診・ガン検診等の会場の拡充と実施期間の延長を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

6番

三浦議員

委員会では健診・ガン検診等の会場の拡充と実施期間の延長を求める陳情については趣旨採択ということになっておりますけれども、私は賛成の立場で討論をしたいと思っております。先ず今、町の医師のお話をお聞きしましたところ、検診を受けなかった方でここ3年間のうちに2件直腸がんが発見されたということで、検診が非常に大事だというふうなことを実感されたというふうにお聞きをいたしました。あの検診を受けていて見つかったという方ではなく、具合が悪くなって訪れてそういう状況だったということですので、まあ健康だと思っていってもそういう状況も生まれてくるということがお分かりいただけると思います。そこで飯島町でも長い間検診をしっかりとするというところで住民に啓蒙もし、基本検診では昨年で見ますと町の対象者の方の51%の方の受診をされたということですが、逆に言えば約残りの約半分の方、対象者の半分の方は受診をしていないという見方もできるわけです。検診をいかに多くの皆さんに町の皆さんにさせていただくということが、長い目で見てまあ皆さん今までの経験からもよくお分かりと思っておりますけれども、医療費を抑えることにつながっているというふうに受け止めるわけです。しかし昨年でしたかね、あの高額な医療費の補正があったということも記憶に新しいところですが、やはり重病になって高額な医療が必要になるということがない、早期発見・早期治療ということは非常にあの大切なことだというふうに受け止めております。ひとりでも多くの方

に検診を受けてもらうためには、今までも喚起しながらこういう状況ですので、何が必要かというふうに考えますが、町の今までの検診の体制だけではなかなか検診を受けられない方が町内にいるということだというふうに受け止めております。であのこの陳情を出された皆さんは署名活動もしておりますが、多くの方が身近なところで検診を受けられるならそれは良いことだと、今まで町内に基本検診など検診が受けられる機関が医療機関があるというふうな認識がなかったと、もう町の検診がここで検診車が来たり、健康センターに行くということが検診の本筋で、町内でやるということはそういう医療機関でできるような状況があるということすら考えも及ばなかったと、できるならやってもらいたいという声が多くあったと、いうふうにお聞きをしております。まあ確かにあの事務的な仕事は煩雑になるかもしれませんが、長い目で見て本当に住民の皆さんのあの健康に健康増進また病気は早く治療するということにつながれば、こんな良いことはないというふうに考えております。議会としても住民の立場に立って、まあ代弁者として声を届けるということが私は任務だというふうに考えておりますので、採択すべきということで賛成をいたします。

議長  
10番  
松下議員

他に討論ありませんか。

先程も委員長にお聞きをしたわけですが、このだいたいその医療機関名をね、きちっとその委員会だけでも言えるような、そういう形にこの持ってきていいいただかないと、ただ漠然として医療機関があると、複数あると、これだけではやっぱり人民は安心して検診先として認められないのではないかと、そんなことを思いますので、確実に今医療というものはもう、どんどん日進月歩で進んでおります。果たしてそういうような高額医療機器を備えられるだけのその町に医院があるのかどうか。それもちよっとまあクレッションマークというか、そんな気もします。それでやっぱりきちっと公開して病院名を挙げて、そういうところがあるから町民も是非よそへ行かなんで安心して身近な医療機関で検診をしてくださいと、そういう責任あるやっば陳情書を挙げていただくということが私は大事ではないかと、そんな意味で反対であります。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

18陳情第9号健診・ガン検診等の会場の拡充と実施期間の延長を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。

起立多数です。従って18陳情第9号は趣旨採択とすることに決定しました。

議長

18陳情第10号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてを討論を行います。討論ありませんか。

議長

討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

18陳情第10号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。

起立全員です。従って18陳情第10号は採択とすることに決定しました。

議長

日程第4 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり総務産業委員長及び社会文教委員長における所管事務調査等の処理について議会閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。

申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査とすることに決定しました。

ここで休憩をとります。再開時刻を10時35分といたします。休憩。

午前10時23分 休憩

午前10時35分 再開

議長

会議を再開します。

ここでお知らせいたします。曾我議員の方から途中退席する申し出がありましたのでお知らせしておきます。

ただいま、お手元に配布のとおり竹沢秀幸議員他から議案3件が提出されました。

お諮りします。

本案を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3とし議題としたいと思いますが異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって議案3件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

議長

追加日程第1 発議第10号「(主) 竜東線「中平～日曾利間」の早期着工を求める意見書」の提出についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 竹沢秀幸 議員。

7番

竹沢議員

それでは田切区長さんから請願のありました主要地方道伊那生田飯田線、通称、竜東線



議長 追加日程第2 発議第11号「安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

9番 宮下覚一 議員。

宮下覚一議員 それでは、県医療労連から出されました、安全・安心の医療と看護の実現を求めている意見書提出について趣旨説明をさせていただきます。人は誰しも人生一度しかない、かけがえのない毎日を常に健康でそして元気に生活でき、そして死ぬときはコロリンといきたいと願っているところでございます。しかし最近の全国各地で医療ミスによる事故が報道されております。医師の技術不足による手術の失敗、また看護師による薬の投与のミスによる死亡事故等々、後を絶ちません。その上に特に僻地地方を中心とした医師不足が深刻化しており、また産科や小児科の医師不足が社会問題になっていることは言うまでもありません。人は病気また怪我をしたとき、安全で安心できる医療体制の下、また医師・看護師を信頼して治療を受けたいと願っております。そうした中で、先程におきまして政府厚生労働省では新医師確保総合対策をまとめまして発表いたしました。それによりますと、医師不足が著しい県のその県内の大学の医学部、そこにおきまして最高10人の定員増を求めるといふこと等、まあ国を挙げて努力をしておるわけでございます。まあそれはそれといたしまして、まあ早急な抜本的な対策が必要でありまして、このことが急務であります。医師また看護師の適度な人員、数の確保の下に、より安全で安心のできる医療システムの確立を望むものであります。最近、看護師の夜勤勤務がままならないということでありまして、医師も看護師も中央集中型になりがちであります。地方や弱者が切り捨てられることのないよう、国の高い視点・観点からの総合的な取り組みを期待するところでございます。よって政府において直ちに医師及び看護師の確保対策を行うとともに、抜本的な対策や予算の充実を実現できるように要望するものであります。皆様のご賛同をいただきますようお願いをいたしまして提案説明とさせていただきます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

11番 織田信行 議員。

11番 織田議員 只今、安全安心の医療と看護の実現を求めている意見書について提出することについての提案者の説明がありましたが、賛成意見を申し上げます。提案者の趣旨説明にありましてとおりの内容でございますが、あの安全・安心の医療を受けるには先ず医師と看護師の確保がされなければならないという、これは医療の大前提でございます。お話にありましたように、県においても医師不足は大変深刻な問題で、患者にとっても大変な不便と不安な診療状態をみるに至っております。特にあのご承知のように産科・小児科更には麻酔科などの医師の診療環境や、医師などは診療環境や待遇の面から医師不足を生じており、私たち近隣で構成する中部伊那町村議会においても、松川日赤の産科医師の欠員不足を補う決議もしたところでございます。看護師においても労働の激務の内容からまた業務の、お話にありましたように、業務の多様性から板についた、しっかりと身を置いた勤務ができてい

ない実態があります。県の駒ヶ根にあります看護大学の地元の皆さん、県内への滞留率といますか、残っていただく卒業生を見ますと約2分の1だと。授業料においても県内に就職する卒業生に優遇されている措置は講じられているものの、そうした実態があるわけでございまして、更なるそうした中での、地元で看護師も留まってもらえるような策の充実が望まれるわけでございます。またお話にありましたように、お医者さんはあの中央集中型的な傾向が今出ております。そうしたお医者さんの医師の偏在というものは、あるいはそれに伴う看護師の不足というものが都市に集中し、地方や農村には医師が全く不足したり、安心して医療が受けられないという状態が見受けられるわけでございます。また3年前に発足しました臨床医師研修制度、この制度的な研修場所あるいは研修期間による制度的な欠陥が指摘されているわけでございますけれども、そんな中からも地方を避けて都会に集中してしまう位置になっていると思うわけでございます。医療法や診療報酬それから人員基準の配置基準をしっかりと見直し、医師や看護師を増やして都市地方を問わず安心して医療を受けられるように、こうした意見書を出すことについて賛成するものでございます。よろしくお願ひします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提案者は自席へお戻り下さい。

議長 これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 発議第11号「安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。

議長 本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第11号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第3 発議第12号「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書」の提出についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

議長 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

8番 坂本紀子 議員。

8番 坂本議員 では全国トンネルじん肺根絶長野原告団により出されているトンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提案の趣旨説明をいたします。じん肺は大量に粉じんを一定期間吸入することにより発症する職業病で、自覚症状のないまま静かに進行し、一旦かかると現代医学をもってしても治療ができないと言われ、病状の違いはあっても確実に進行していく怖い病気です。じん肺特有の咳・痰・意切れに悩まされ、病状が悪化すると常に携帯ポンペを持ち歩き、またべったりした痰を吐き出すためにひどく咳き込んで、涙が出てくるほどで夜も眠られず、苦しみ抜いて死に至るといふ病気です。じん肺患者を

看護する家族の肉体的・精神的な苦労も並大抵なものではありません。仕事を離れて15年経ってからじん肺と診断される方もいます。またじん肺による合併症で結核気管支炎、肺がんにもかかりやすくなるのです。粉じんは成分はいろいろで、トンネル、鉱山、ガラス、陶磁器、レンガ、セメント工場などで出されるものでしたが、1950年代以降、アスベスト、アルミニウム、ポーキサイト、黒鉛などが加えられ、溶接、バッテリー製造、造船などの現場でもじん肺が発生しています。1978年から2004年までの厚労省の統計によりますと、全産業で38,312人の要療養のじん肺患者が発生しており、そのうちトンネルじん肺患者は9,049人になり、全体の24%を占めるという驚くべき状況です。日本は山国と言われ国土の70%が山地であり、経済発展にとって必要な人員・物資の輸送のための鉄道や道路建設にあたり、他国には見られないほど多くのトンネルを作ってきました。国土交通省による2002年3月までの状況では、鉄道におけるトンネルの長さ3,469km、道路におけるトンネルの長さは2,905kmと掘削量と工事費では世界一のトンネル大国になっています。また水力発電所の建設、かんがい水路の建設、人口の都市集中化による地下利用が増大し、地下鉄、地下道、地下駐車場、上下水道、ガス、通信施設のためのトンネルと、将来においても有益な公共工事として推進されています。従ってトンネルじん肺は過去の問題だけでなく、現在更に将来の問題でもあります。トンネル建設工事で働く人たちは、農業・漁業を営んでいて立ちいかなくなり工夫となった方々が多い職場です。またじん肺に苦しみながらもトンネルが社会の発展を支えているという思いから、自分の仕事にプライドを持ち続けてきた方々です。しかし労働環境は不規則で不安定で契約期間は1ヵ月だったり一年だったり様々で、工事が終われば解雇されてしまい、また次のトンネル工事を求めて転々としてきました。またこの仕事は出来高賃金制をとっていて、1m掘っていくらという歩合制になっていることが多く、このため過酷な労働を進んでしがちになり、残業割増や一時金という制度はなく、昼夜の二交代制で10時間以上働くのが普通であり、日勤と夜勤を1週間ずつ繰り返すことが標準的なスタイルとなっています。また今でも親方・世話役を中心に親分子分の雰囲気残り、労働条件の改善を要求しにくい状況であり、現場を転々とするため労働組合が組織されず職場の改善もなかなか進まない状態となっています。

1におきましては1960年にじん肺法、1977年に改正じん肺法が制定され今日に至っていますが、1979年粉じん則25条に粉じん測定を義務づける作業場を屋内作業場と限定し、トンネル建設工事の坑内作業場での粉じん測定を除外しました。2005年3月鉱山保安法施行規則を改正し、トンネル工事の坑内作業を基本的に同じでありメカニズムも同じである金属鉱山・炭鉱の坑内作業において粉じん測定を義務づけることとなりました。また現在もトンネル建設工事の粉じん測定及びその結果の評価を義務づけておらず、2005年3月の厚労省のガイドラインに基づいて現在行われています。

2におきましては冒頭で述べましたように、じん肺は大量に粉じんを一定期間吸入することにより起こる職業病であると申しましたが、現在の労働体制では、なるべくしてなる病気と言わざるを得ず、じん肺法20条3において作業時間の短縮を講ずる努力義務を定めるに留まっているため、週5日、1日実働8時間と超過勤務の禁止を義務づけることは急務の課題であると思えます。

3においてはトンネル建設工事において粉じん防止対策を徹底して、今後じん肺患者を

発生させないことが必要であります。この実現には今後相当の時間がかかり、その間にも多数のじん肺患者が発生することは避けられない状態です。確定している司法上のルールを踏まえ、費用と時間をかけずに簡易で迅速にトンネルじん肺患者の権利救済を図る制度として、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設することを提言いたします。

私たちは公共工事であるトンネル建設工事から悲惨な被害者をもたらすじん肺を根絶したいと切に願っています。そのためにはトンネル建設工事の発注者であり、かつ、じん肺防止の行政責任を負っている国が公共工事の早く安くという要請を第一のものとし、労務を提供してくれた労働者の生命や健康に対して配慮が欠けていたことを反省し、また現在のじん肺防止の施策を抜本的に見直し、その有する権限を適時かつ適切に行使することを要求いたします。皆様にこの意見書に賛同を求めるといたします。

議 長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

2番 宮下 寿 議員。

2番

宮下寿議員

それでは只今のトンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について、賛成の立場から申し上げます。じん肺という病気は鉱山、石材の切出場、造船所、耐火レンガやガラス工場など多数の現場から出ておりますが、特にトンネル工事においては、先程も提案者の方からもありましたが、全体の24%もの割合を占めております。不可逆性、進行性という特異な状況を有し、合併症を伴い死に至ることも少なくないこのじん肺被害の重大性や、70年代後半にトンネルじん肺が社会問題化し、患者数や有所見者率が増大したことなどを考えたとき、国は粉じん障害防止規則が制定されました79年にはトンネルじん肺が他の産業のじん肺と比べても、重大かつ緊急に対策を講ずべき問題になっていること認識し規制を講ずべき必要があったと思われまます。業界団体が防止策の指針を発表しました86年末ごろには粉じん障害防止規則による規制や、事業者への行政指導による監督・指導のみでは足りず、適時かつ適切な処置を新たに講ずるべき義務は国には生じており、国の裁量の幅がなくなっていたのではないのでしょうか。東京地裁判決の要旨にもあります、労働大臣は、一つ、湿式削岩機と防じんマスク使用を義務づける。一つ、ナトム工法の標準化及び普及に伴い、コンクリート吹き付け作業時などにエアラインマスク、送気マスクといいますが、この使用を義務づける。一つ、粉じん濃度測定及び評価を義務づける。ことなどを内容とする省令を制定すべきだったのにそれを怠った。監督機関は省令に基づく監督権限を適切に行使しなかった監督義務違反があるとして、これらの規制権限が適切に行使されていれば、トンネル工事労働者のじん肺被害の発生・拡大を相当程度防止することができたというべきである。となっておりました。また厚生労働省が2000年に出したトンネルガイドラインの粉じん測定は、労働者が働く場所から50m離れた地点での測定を指導しておりますけれども、現実的に考えれば働くその場の測定をするのが意味あることではないのでしょうか。ガイドラインを示せばよいのではなく、働く者の危険を回避し安全を考えるという目的を忘れてはなりません。現実的な粉じんの定期的な測定と測定結果の正しい評価を行い、労働条件の改善をしていくことがじん肺根絶の一步となることは言うまでもありません。トンネルの掘削においては近年近代化が進み、また粉じん低減を目的とした施工システムの開発は進んでおります。しかし人的作業がなくなることはありません。どの職種においても職業病というものは大なり小なり付いて回るものと

はいえ、命に係わるこのじん肺は発生状況が年々減少しているとはいえ、根絶すべきものと考えます。よって只今提案されました意見書の提出につきまして賛成といたします。以上です。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提案者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第12号「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第12号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

町長から議会閉会の挨拶をいただきます。

町長 それでは12月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る8日から本日までの11日間にわたり開催をされました飯島町議会12月定例会、会期中議員の皆様には慎重審議をいただき、提出をいたしました各案件全てを原案どおり議決をいただき誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。

議員審議や一般質問等を通じていただきましたご意見ご要望ご提案等、私以下、理事者・課長をはじめ各職員重く受け止め、最大限努力をいたしまして行政運営に努めてまいり所存でございます。なお初日に議会発議により「飲酒運転撲滅を宣言する議決」をいただきましたことに対しまして、町といたしましても住民にその徹底を図るため有線・広報等で啓発をいたしておりますが、早速役場庁舎にも懸垂幕を掲げまして、今後他の場所にも設置をして撲滅を図ってまいり考えてございます。

さて平成19年度に向けた予算編成作業が既に始まっております。税制改正大綱など国の新年度に向けた考え方が少しずつ見えてはきておりますけれども、地方財政計画が今後どうなるのか、地方交付税がどうなるのかなど市町村の予算編成にとって最も肝心で重要な部分はこれからの数日間がまさに正念場であり、予断を許されない状況が続くものと思われれます。全国の地方6団体一丸となって強力な財源確保要請を行っておりますだけに、国の税収増が少しでも地方の財源に回るような方策を是非講じてほしいと念願をしておるところでございます。いずれにいたしましても極めて厳しい予算編成になるかと思いますが、協働のまちづくりと人口増・活力あるまちづくりの二つをキーワードに、財政・行政改革を更に進めながら、子育て支援をはじめ必要な行政投資には重点的に予算配分を行って、更なる町の発展を目指してまいりたいと思っております。

さて今年も余すところあと10日余りとなりました。今年の世相を象徴する漢字として「命」の文字が選ばれました。一般質問でも何人かの方から取り上げられました。いじめ

や児童虐待、飲酒運転など痛ましい事件・事故が相次ぎ、尊い命が無残にも失われていったこと。一方で秋篠宮家に長男「悠仁」様が誕生し、感動の命が誕生したことなどがその選ばれた由縁とされております。この文字を揮毫されました清水寺の「森清範」館主は、いつの時代にあってもまたどんな命であっても命の大切さは変わるものではなく地球よりも重いもの、来年はそうした悲惨な出来事が少しでも減って、みんなが健やかに生きられる社会になってほしいとお話をされております。来る平成19年が町民の皆様にとってもまた飯島町にとっても、より良い年となることを切に願うものでございます。

最後になりましたが議員各位には今年1年間のご苦勞ご協力と本定例会のご協力に対し心からお礼を申し上げますとともに、いよいよご壮健で良い年を迎えられ、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げまして議会閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

議長 以上をもって平成18年12月飯島町議会定例会を閉会します。ご苦勞様でした。

午前11時24分 閉会

上記の議事録は、事務局長 小林廣美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員